

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (9月8日) (木曜日)

開 会 .....	9
開 議 .....	9
日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	9
日程第 2 会期の決定 .....	9
日程第 3 諸般の報告 .....	9
日程第 4 行政報告 .....	9
宮路市長報告 .....	9
日程第 5 報告第 5 号平成 27 年度日置市土地開発公社決算の報告について .....	10
日程第 6 報告第 6 号公益社団法人日置市農業公社平成 27 年度決算及び平成 28 年度事業計画 の報告について .....	10
宮路市長 .....	10
日程第 7 報告第 7 号平成 27 年度日置市継続費精算報告書の報告について .....	10
日程第 8 報告第 8 号平成 27 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について .....	11
日程第 9 報告第 9 号平成 27 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について .....	11
宮路市長 .....	11
日程第 10 諮問第 2 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて .....	11
日程第 11 諮問第 3 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて .....	11
日程第 12 諮問第 4 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて .....	11
宮路市長 .....	12
日程第 13 議案第 61 号市有財産の譲与について .....	13
宮路市長提案理由説明 .....	13
野崎市民福祉部長 .....	13
山口初美さん .....	14
宮路市長 .....	14
山口初美さん .....	15
宮路市長 .....	15

山口初美さん	15
宮路市長	16
花木千鶴さん	16
野崎市民福祉部長	16
日程第14 議案第62号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について	17
日程第15 議案第63号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の一部改正について	17
宮路市長提案理由説明	17
野崎市民福祉部長	17
日程第16 議案第64号日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について	19
宮路市長提案理由説明	19
宇田教育委員会事務局長	19
日程第17 議案第65号平成28年度日置市一般会計補正予算(第7号)	20
日程第18 議案第66号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	20
日程第19 議案第67号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	20
日程第20 議案第68号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	20
日程第21 議案第69号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	20
日程第22 議案第70号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第1号)	20
日程第23 議案第71号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)	20
日程第24 議案第72号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)	20
日程第25 議案第73号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	20
日程第26 議案第74号平成28年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)	20
宮路市長提案理由説明	21
休憩	23
漆島政人君	23
鉾之原財政管財課長	24
漆島政人君	24
鉾之原財政管財課長	25
漆島政人君	25
鉾之原財政管財課長	25

日程第 27	認定第 1 号平成 27 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	26
日程第 28	認定第 2 号平成 27 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	26
日程第 29	認定第 3 号平成 27 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	26
日程第 30	認定第 4 号平成 27 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	26
日程第 31	認定第 5 号平成 27 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	26
日程第 32	認定第 6 号平成 27 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	26
日程第 33	認定第 7 号平成 27 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	26
日程第 34	認定第 8 号平成 27 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	26
日程第 35	認定第 9 号平成 27 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	26
日程第 36	認定第 10 号平成 27 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	26
日程第 37	認定第 11 号平成 27 年度日置市水道事業会計決算認定について	26
	宮路市長提案理由説明	27
日程第 38	請願第 1 号介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書の提出を求める請願書	31
日程第 39	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	31
散 会		32

---

第 2 号（9 月 16 日）（金曜日）

開 議		36
日程第 1	一般質問	36
	出水賢太郎君	36
	宮路市長	37
	出水賢太郎君	37
	福山介護保険課長	37

出水賢太郎君 .....	3 8
福山介護保険課長 .....	3 8
出水賢太郎君 .....	3 8
福山介護保険課長 .....	3 9
出水賢太郎君 .....	3 9
福山介護保険課長 .....	3 9
出水賢太郎君 .....	4 0
福山介護保険課長 .....	4 0
出水賢太郎君 .....	4 0
福山介護保険課長 .....	4 0
出水賢太郎君 .....	4 1
福山介護保険課長 .....	4 1
出水賢太郎君 .....	4 2
福山介護保険課長 .....	4 2
出水賢太郎君 .....	4 2
福山介護保険課長 .....	4 2
出水賢太郎君 .....	4 3
福山介護保険課長 .....	4 3
出水賢太郎君 .....	4 3
宮路市長 .....	4 4
出水賢太郎君 .....	4 4
福山介護保険課長 .....	4 4
出水賢太郎君 .....	4 4
福山介護保険課長 .....	4 5
出水賢太郎君 .....	4 5
宮路市長 .....	4 6
出水賢太郎君 .....	4 6
宮路市長 .....	4 6
出水賢太郎君 .....	4 7
宮路市長 .....	4 7
山口初美さん .....	4 7
休 憩 .....	4 9

宮路市長	4 9
田代教育長	5 0
山口初美さん	5 0
銚之原財政管財課長	5 0
山口初美さん	5 0
宮路市長	5 1
山口初美さん	5 1
篠原健康保険課長	5 1
山口初美さん	5 1
篠原健康保険課長	5 1
山口初美さん	5 1
篠原健康保険課長	5 1
山口初美さん	5 1
篠原健康保険課長	5 1
山口初美さん	5 2
篠原健康保険課長	5 2
山口初美さん	5 2
篠原健康保険課長	5 3
山口初美さん	5 3
今村総務課長	5 4
山口初美さん	5 4
宮路市長	5 4
山口初美さん	5 4
宮路市長	5 4
山口初美さん	5 5
松田教育総務課長	5 5
山口初美さん	5 5
松田教育総務課長	5 5
山口初美さん	5 5
松田教育総務課長	5 5
山口初美さん	5 5
田代教育長	5 6

	山口初美さん	5 6
	宮路市長	5 6
休	憩	5 6
	上園哲生君	5 7
	宮路市長	5 7
	上園哲生君	5 8
	宮路市長	5 8
	上園哲生君	5 8
	宮路市長	5 9
	上園哲生君	5 9
	宮路市長	6 0
	上園哲生君	6 0
	宮路市長	6 0
	上園哲生君	6 1
	宮路市長	6 1
	上園哲生君	6 1
	今村総務課長	6 1
	上園哲生君	6 1
	今村総務課長	6 2
	上園哲生君	6 2
	今村総務課長	6 2
	上園哲生君	6 2
	今村総務課長	6 2
	上園哲生君	6 3
	今村総務課長	6 3
	上園哲生君	6 3
	今村総務課長	6 3
	上園哲生君	6 3
	今村総務課長	6 3
	上園哲生君	6 3
	今村総務課長	6 4
	上園哲生君	6 4

宮路市長	6 4
上園哲生君	6 4
宮路市長	6 5
池満 渉君	6 5
宮路市長	6 5
休 憩	6 6
池満 渉君	6 6
銚之原財政管財課長	6 7
池満 渉君	6 7
銚之原財政管財課長	6 8
池満 渉君	6 8
銚之原財政管財課長	6 8
池満 渉君	6 8
平地社会教育課長	6 9
池満 渉君	6 9
平地社会教育課長	7 0
池満 渉君	7 0
平地社会教育課長	7 0
池満 渉君	7 0
平地社会教育課長	7 1
池満 渉君	7 1
平地社会教育課長	7 1
池満 渉君	7 1
田代教育長	7 2
池満 渉君	7 2
宮路市長	7 3
散 会	7 3

---

第3号（9月20日）（火曜日）

開 議	7 8
宮路市長	7 8
日程第1 一般質問	7 8

黒田澄子さん	7 8
宮路市長	7 9
黒田澄子さん	8 0
篠原健康保険課長	8 1
黒田澄子さん	8 1
篠原健康保険課長	8 1
黒田澄子さん	8 1
篠原健康保険課長	8 1
黒田澄子さん	8 2
篠原健康保険課長	8 2
黒田澄子さん	8 2
篠原健康保険課長	8 2
黒田澄子さん	8 3
宮路市長	8 3
黒田澄子さん	8 3
篠原健康保険課長	8 3
黒田澄子さん	8 3
篠原健康保険課長	8 3
黒田澄子さん	8 3
篠原健康保険課長	8 4
黒田澄子さん	8 4
篠原健康保険課長	8 4
黒田澄子さん	8 4
篠原健康保険課長	8 5
黒田澄子さん	8 5
今村総務課長	8 5
黒田澄子さん	8 5
今村総務課長	8 5
黒田澄子さん	8 6
今村総務課長	8 6
黒田澄子さん	8 6
今村総務課長	8 6



黒田澄子さん	8 6
今村総務課長	8 6
黒田澄子さん	8 6
今村総務課長	8 7
黒田澄子さん	8 7
今村総務課長	8 7
黒田澄子さん	8 7
今村総務課長	8 7
黒田澄子さん	8 7
今村総務課長	8 8
黒田澄子さん	8 8
今村総務課長	8 8
黒田澄子さん	8 8
今村総務課長	8 8
黒田澄子さん	8 8
今村総務課長	8 9
黒田澄子さん	8 9
今村総務課長	8 9
黒田澄子さん	8 9
今村総務課長	8 9
黒田澄子さん	8 9
今村総務課長	9 0
黒田澄子さん	9 0
今村総務課長	9 0
黒田澄子さん	9 0
今村総務課長	9 0
休 憩	9 0
漆島政人君	9 0
宮路市長	9 2
田代教育長	9 2
漆島政人君	9 2
銚之原財政管財課長	9 2

漆島政人君	9 3
宮路市長	9 3
漆島政人君	9 3
宮路市長	9 3
漆島政人君	9 4
宮路市長	9 4
漆島政人君	9 4
今村総務課長	9 5
漆島政人君	9 5
今村総務課長	9 6
漆島政人君	9 6
今村総務課長	9 6
漆島政人君	9 6
今村総務課長	9 6
漆島政人君	9 6
今村総務課長	9 7
漆島政人君	9 7
今村総務課長	9 7
漆島政人君	9 7
今村総務課長	9 8
漆島政人君	9 8
今村総務課長	9 8
漆島政人君	9 8
今村総務課長	9 8
漆島政人君	9 8
今村総務課長	9 9
漆島政人君	9 9
今村総務課長	9 9
漆島政人君	9 9
宮路市長	1 0 0
休 憩	1 0 0
畠中弘紀君	1 0 0

宮路市長	1 0 1
畠中弘紀君	1 0 2
前田税務課長兼特別滞納整理課長	1 0 2
畠中弘紀君	1 0 3
桃北建設課長	1 0 3
畠中弘紀君	1 0 3
桃北建設課長	1 0 3
畠中弘紀君	1 0 3
桃北建設課長	1 0 3
畠中弘紀君	1 0 4
宮路市長	1 0 4
畠中弘紀君	1 0 4
篠原健康保険課長	1 0 4
畠中弘紀君	1 0 5
篠原健康保険課長	1 0 5
畠中弘紀君	1 0 5
篠原健康保険課長	1 0 5
畠中弘紀君	1 0 5
篠原健康保険課長	1 0 5
畠中弘紀君	1 0 6
宮路市長	1 0 6
畠中弘紀君	1 0 6
宮路市長	1 0 6
松尾公裕君	1 0 6
宮路市長	1 0 7
松尾公裕君	1 0 8
宮路市長	1 0 8
松尾公裕君	1 0 8
宮路市長	1 0 9
松尾公裕君	1 0 9
宮路市長	1 0 9
平地社会教育課長	1 0 9

松尾公裕君	1 0 9
宮路市長	1 1 0
松尾公裕君	1 1 0
宮路市長	1 1 0
松尾公裕君	1 1 1
宮路市長	1 1 1
松尾公裕君	1 1 1
宮路市長	1 1 2
松尾公裕君	1 1 2
桃北建設課長	1 1 2
松尾公裕君	1 1 3
桃北建設課長	1 1 3
松尾公裕君	1 1 3
桃北建設課長	1 1 3
松尾公裕君	1 1 4
散 会	1 1 4

---

第4号（9月21日）（水曜日）

開 議	1 1 8
日程第1 一般質問	1 1 8
田畑純二君	1 1 8
宮路市長	1 2 0
田畑純二君	1 2 2
宮路市長	1 2 2
田畑純二君	1 2 2
久保農林水産課長	1 2 2
田畑純二君	1 2 3
宮路市長	1 2 3
田畑純二君	1 2 3
久保農林水産課長	1 2 3
田畑純二君	1 2 3
宮路市長	1 2 3

田畑純二君	1 2 3
宮路市長	1 2 4
田畑純二君	1 2 4
宮路市長	1 2 4
田畑純二君	1 2 4
宮路市長	1 2 4
田畑純二君	1 2 5
宮路市長	1 2 5
田畑純二君	1 2 5
宮路市長	1 2 5
田畑純二君	1 2 5
宮路市長	1 2 5
田畑純二君	1 2 5
宮路市長	1 2 5
田畑純二君	1 2 5
宮路市長	1 2 6
田畑純二君	1 2 6
宮路市長	1 2 6
田畑純二君	1 2 6
宮路市長	1 2 6
田畑純二君	1 2 6
宮路市長	1 2 6
田畑純二君	1 2 6
宮路市長	1 2 7
田畑純二君	1 2 7
宮路市長	1 2 7
田畑純二君	1 2 7
宮路市長	1 2 8
田畑純二君	1 2 8
橋口商工観光課長	1 2 8
田畑純二君	1 2 8
宮路市長	1 2 9
田畑純二君	1 2 9
宮路市長	1 2 9
坂口洋之君	1 2 9
休 憩	1 3 0

宮路市長	1 3 0
田代教育長	1 3 0
坂口洋之君	1 3 1
田代教育長	1 3 2
坂口洋之君	1 3 2
田代教育長	1 3 2
坂口洋之君	1 3 2
豊永学校教育課長	1 3 2
坂口洋之君	1 3 3
豊永学校教育課長	1 3 3
坂口洋之君	1 3 3
豊永学校教育課長	1 3 3
坂口洋之君	1 3 4
田代教育長	1 3 4
坂口洋之君	1 3 4
豊永学校教育課長	1 3 5
坂口洋之君	1 3 5
田代教育長	1 3 5
坂口洋之君	1 3 5
田代教育長	1 3 5
坂口洋之君	1 3 5
豊永学校教育課長	1 3 6
坂口洋之君	1 3 6
田代教育長	1 3 6
坂口洋之君	1 3 6
田代教育長	1 3 6
坂口洋之君	1 3 6
田代教育長	1 3 7
坂口洋之君	1 3 7
田代教育長	1 3 7
坂口洋之君	1 3 8
田代教育長	1 3 8

	坂口洋之君	1 3 8
	田代教育長	1 3 8
	坂口洋之君	1 3 9
	田代教育長	1 3 9
	坂口洋之君	1 3 9
	豊永学校教育課長	1 4 0
	坂口洋之君	1 4 0
	田代教育長	1 4 0
	坂口洋之君	1 4 0
	田代教育長	1 4 0
休	憩	1 4 0
	坂口洋之君	1 4 0
	松田教育総務課長	1 4 1
	坂口洋之君	1 4 1
	松田教育総務課長	1 4 1
	坂口洋之君	1 4 1
	田代教育長	1 4 1
	坂口洋之君	1 4 2
	宮路市長	1 4 2
	坂口洋之君	1 4 2
	宮路市長	1 4 2
	坂口洋之君	1 4 2
	宮路市長	1 4 3
	坂口洋之君	1 4 3
	宮路市長	1 4 3
	坂口洋之君	1 4 3
	宮路市長	1 4 3
	坂口洋之君	1 4 4
	宮路市長	1 4 4
	坂口洋之君	1 4 4
	宮路市長	1 4 4

花木千鶴さん	1 4 4
宮路市長	1 4 5
田代教育長	1 4 5
花木千鶴さん	1 4 6
堂下企画課長	1 4 6
花木千鶴さん	1 4 7
堂下企画課長	1 4 7
花木千鶴さん	1 4 7
宮路市長	1 4 8
花木千鶴さん	1 4 8
田代教育長	1 4 8
花木千鶴さん	1 4 8
田代教育長	1 4 9
花木千鶴さん	1 4 9
田代教育長	1 4 9
花木千鶴さん	1 4 9
田代教育長	1 4 9
花木千鶴さん	1 5 0
東福祉課長	1 5 0
花木千鶴さん	1 5 0
東福祉課長	1 5 1
花木千鶴さん	1 5 1
田代教育長	1 5 1
花木千鶴さん	1 5 2
田代教育長	1 5 3
花木千鶴さん	1 5 4
今村総務課長	1 5 4
花木千鶴さん	1 5 4
今村総務課長	1 5 5
花木千鶴さん	1 5 5
宮路市長	1 5 5
散 会	1 5 5



第5号（9月28日）（水曜日）

開 議	161
日程第1 議案第61号市有財産の譲与について（文教厚生常任委員長報告）	161
坂口文教厚生常任委員長報告	161
山口初美さん	162
坂口文教厚生常任委員長	162
上園哲生君	162
坂口文教厚生常任委員長	163
上園哲生君	163
坂口文教厚生常任委員長	163
山口初美さん	163
畠中弘紀君	164
日程第2 議案第64号日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	164
坂口文教厚生常任委員長報告	164
日程第3 議案第65号平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）（各常任委員長報告）	165
並松総務企画常任委員長報告	166
坂口文教厚生常任委員長報告	167
出水産業建設常任委員長報告	170
休 憩	172
坂口文教厚生常任委員長	172
日程第4 議案第66号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）	172
日程第5 議案第71号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）	172
日程第6 議案第72号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	172
日程第7 議案第73号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	172
坂口文教厚生常任委員長報告	173

日程第 8	議案第 6 7 号平成 2 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告）	1 7 5
日程第 9	議案第 6 8 号平成 2 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）	1 7 5
日程第 1 0	議案第 7 4 号平成 2 8 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）	1 7 5
	出水産業建設常任委員長報告	1 7 5
日程第 1 1	議案第 6 9 号平成 2 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）	1 7 7
日程第 1 2	議案第 7 0 号平成 2 8 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）	1 7 7
	並松総務企画常任委員長報告	1 7 7
日程第 1 3	認定第 1 号平成 2 7 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	1 7 9
日程第 1 4	認定第 2 号平成 2 7 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 9
日程第 1 5	認定第 3 号平成 2 7 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 9
日程第 1 6	認定第 4 号平成 2 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 9
日程第 1 7	認定第 5 号平成 2 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 9
日程第 1 8	認定第 6 号平成 2 7 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 9
日程第 1 9	認定第 7 号平成 2 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 9
日程第 2 0	認定第 8 号平成 2 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 9
日程第 2 1	認定第 9 号平成 2 7 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 9
日程第 2 2	認定第 1 0 号平成 2 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 7 9
日程第 2 3	認定第 1 1 号平成 2 7 年度日置市水道事業会計決算認定について	1 7 9
	出水賢太郎君	1 8 0

宮路市長	1 8 0
出水賢太郎君	1 8 0
宮路市長	1 8 1
銚之原財政管財課長	1 8 1
出水賢太郎君	1 8 1
宮路市長	1 8 1
休 憩	1 8 2
休 憩	1 8 2
日程第 2 4 請願第 1 号介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書の提出を 求める請願書（文教厚生常任委員長報告）	1 8 2
坂口文教厚生常任委員長報告	1 8 2
池満 渉君	1 8 4
坂口文教厚生常任委員長	1 8 5
日程第 2 5 意見書案第 3 号介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書	1 8 5
坂口文教厚生常任委員長報告	1 8 5
日程第 2 6 議案第 7 5 号伊作小学校校舎建築工事（1 工区）請負変更契約の締結について	1 8 6
日程第 2 7 議案第 7 6 号伊作小学校校舎建築工事（2 工区）請負変更契約の締結について	1 8 6
宮路市長	1 8 6
宇田教育委員会事務局長	1 8 6
黒田澄子さん	1 8 8
松田教育総務課長	1 8 8
黒田澄子さん	1 8 8
松田教育総務課長	1 8 9
日程第 2 8 議案第 7 7 号平成 2 8 年度日置市一般会計補正予算（第 8 号）	1 8 9
宮路市長	1 8 9
日程第 2 9 陳情第 8 号「高額医療費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制 度の継続を求める意見書の採択を求める陳情書	1 9 0
日程第 3 0 閉会中の継続審査申し出について	1 9 0
日程第 3 1 閉会中の継続調査申し出について	1 9 0
日程第 3 2 議員派遣の件について	1 9 1

日程第 3 3	所管事務調査結果報告について	1 9 1
日程第 3 4	行政視察結果報告について	1 9 1
	宮路市長	1 9 1
閉 会		1 9 1
	宮路市長	1 9 1

---

平成28年第4回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 8日	木	本 会 議	予算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
9月 9日	金	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月10日	土	休 会	
9月11日	日	休 会	
9月12日	月	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月13日	火	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月14日	水	委 員 会	予備日
9月15日	木	休 会	
9月16日	金	本 会 議	一般質問
9月17日	土	休 会	
9月18日	日	休 会	
9月19日	月	休 会	
9月20日	火	本 会 議	一般質問
9月21日	水	本 会 議	一般質問
9月22日	木	休 会	
9月23日	金	休 会	議会運営委員会
9月24日	土	休 会	
9月25日	日	休 会	
9月26日	月	休 会	
9月27日	火	休 会	
9月28日	水	本 会 議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決 追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 5号	平成27年度日置市土地開発公社決算の報告について
報告第 6号	公益社団法人日置市農業公社平成27年度決算及び平成28年度事業計画の報告について

- 報告第 7号 平成27年度日置市継続費精算報告書の報告について
- 報告第 8号 平成27年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
- 報告第 9号 平成27年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
- 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議案第61号 市有財産の譲与について
- 議案第62号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 議案第63号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の一部改正について
- 議案第64号 日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
- 議案第65号 平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第66号 平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第68号 平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第72号 平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 伊作小学校校舎建築工事（1工区）請負変更契約の締結について
- 議案第76号 伊作小学校校舎建築工事（2工区）請負変更契約の締結について
- 議案第77号 平成28年度日置市一般会計補正予算（第8号）
- 認定第 1号 平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成27年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成27年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成27年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成27年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成27年度日置市水道事業会計決算認定について

請願第 1号 介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書の提出を求める請願書

意見書案第3号 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書

陳情第 8号 「高額医療費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める  
意見書の採択を求める陳情書





第 1 号 ( 9 月 8 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 5号 平成27年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 6号 公益社団法人日置市農業公社平成27年度決算及び平成28年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 7号 平成27年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	報告第 8号 平成27年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 9	報告第 9号 平成27年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第10	諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第11	諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第12	諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第13	議案第61号 市有財産の譲与について
日程第14	議案第62号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
日程第15	議案第63号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の一部改正について
日程第16	議案第64号 日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
日程第17	議案第65号 平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）
日程第18	議案第66号 平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第67号 平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第68号 平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第69号 平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第70号 平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第71号 平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第72号 平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第25	議案第73号 平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第74号 平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第27	認定第 1号 平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 28 認定第 2 号 平成 27 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 3 号 平成 27 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 4 号 平成 27 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 5 号 平成 27 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 32 認定第 6 号 平成 27 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 33 認定第 7 号 平成 27 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 34 認定第 8 号 平成 27 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 35 認定第 9 号 平成 27 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 36 認定第 10 号 平成 27 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 37 認定第 11 号 平成 27 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 38 請願第 1 号 介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書の提出を求める請願書
- 日程第 39 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本会議（9月8日）（木曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 宮 下 章 一 君  
上下水道課長 丸 山 太美雄 君  
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君  
会計管理者 満 留 雅 彦 君  
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 桃 北 清 次 君  
教育総務課長 松 田 龍 次 君  
社会教育課長 平 地 純 弘 君  
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（成田 浩君）

ただいまから平成28年第4回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（成田 浩君）

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（成田 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、中島昭君、田畑純二君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（成田 浩君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの21日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの21日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（成田 浩君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

次に、監査結果の報告であります。平成28年5月分から平成28年7月分までの例月現金出納検査結果について報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告します。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。

これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

5月21日から主な行政執行について、ご報告申し上げます。

6月1日に、梅雨や台風、集中豪雨など大きな災害に備えるため、日置市防災会議を開催し、防災計画の推進や防災関係機関相互の連携など災害応急対策が迅速かつ適切に行われるよう防災体制の確立に努めました。

次に、6月5日に恒例の「せつぺとべ活性化イベント」が行われ、本年度の豊作を祈願するとともに、棒踊り等の郷土芸能も奉納され、活気にあふれた行事となりました。

次に、6月16日に第1回日置市まち・ひと・しごと創生本部会議を開催し、総合戦略に掲げる事業の検証・評価を行うとともに、地方創生に向けて、今後の主な取り組みや事業内容等を検討しました。

次に、6月16日から28日にかけて、地域づくりに係る市長との意見交換を4地域で開催し、現状と課題など活発な意見交換を行いました。

次に、6月27日に、本年2件目の交通死亡事故の発生を受け、交通安全の機運を盛り上げるために、吹上地域の国道270号線において、一斉街頭200人立哨を行い、交通事故の抑止に努めました。

次に、7月11日に鹿児島国際大学と歴史や文化、資源の活用など地域社会の発展に向けての包括連携の協定を結びました。

次に、7月19日に、建てかえを進めてい

た日吉支所の新庁舎が完成し、庁舎の開所式を行い、施設の利用を開始しました。

以下、主な行政執行につきましては、報告書に掲載してありますので、ご確認をお願いいたします。

**○議長（成田 浩君）**

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5 報告第5号平成27年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第6号公益社団法人日置市農業公社平成27年度決算及び平成28年度事業計画の報告について

**○議長（成田 浩君）**

日程第5、報告第5号平成27年度日置市土地開発公社決算の報告について及び日程第6、報告第6号公益社団法人日置市農業公社平成27年度決算及び平成28年度事業計画の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

報告第5号は、平成27年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月16日に理事会が開催され、日置市土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成27年度の事業報告概況の総括事項といたしまして、住宅団地については、新聞、住宅情報誌等で販売促進を図りましたが、販売には結びつきませんでした。工業団地に関しましては、引き続き事業用地として5区画を賃貸中であります。また、新たに1区画の賃貸借契約を行いました。

収支につきましては、収益総額632万2,135円、損失総額68万4,001円と

なり、差し引き563万8,134円の当期純利益となりました。

次に、報告第6号は、公益社団法人日置市農業公社平成27年度決算及び平成28年度事業計画の報告についてであります。

去る、6月2日に、決算総会が開催され、日置市農業公社から平成27年度決算報告書及び平成28年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

平成27年度の実績につきましては、農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を柱に、計画的に事業を推進しました。

平成27年度日置市農業公社の収益状況につきましては、平成27年度正味財産増減計算書の表により、全体収入合計額で8,099万861円、全体支出合計額が8,156万9,508円で、次期繰越収支差額はマイナス57万8,647円となりました。

また、平成28年度事業計画につきましては、これまでと同様に、農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を3本の柱として、充実強化を図ります。

さらに、昨年に引き続き、生活困窮者支援事業に取り組み、一般就労に従事する準備としての支援を行ってまいります。

以上、2件報告をいたします。

**○議長（成田 浩君）**

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

質疑なしと認めます。

これで、報告第5号及び報告第6号の2件についての報告を終わります。

---

△日程第7 報告第7号平成27年度日置市継続費精算報告書の報告について



△日程第8 報告第8号平成27年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第9 報告第9号平成27年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第7、報告第7号平成27年度日置市継続費清算報告書の報告についてから日程第9、報告第9号平成27年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第7号は、平成27年度日置市継続費清算報告書の報告についてであります。

平成27年度日置市継続費清算報告書の消防費の消防救急デジタル無線システム整備事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号は、平成27年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字額はありませんでした。

実質公債費比率については、早期健全化基準が25.0%に対して7.9%（対前年度比1.8ポイント改善）、将来負担比率については、早期健全化基準が350.0%に対して18.3%（対前年度比6.4ポイント改善）で健全な状況であります。

次に、報告第9号は、平成27年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、健康交流館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、公衆浴場事業特別会計、水道事業会計について、資金不足額はありませんでしたので、経営は健全であります。

以上、3件報告いたします。

○議長（成田 浩君）

これから3件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これで報告第7号から報告第9号までの3件についての報告を終わります。

---

△日程第10 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

△日程第11 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

△日程第12 諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第10、諮問第2号から、日程第12、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについての3件を

一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現委員が平成28年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

佐多秋男氏の経歴につきましては、資料を添付してあります。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現委員が平成28年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

林美代子氏の経歴につきましては、資料を添付してあります。

次に、諮問第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現委員が平成28年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

本村一男氏の経歴につきましては、資料を添付してあります。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（成田 浩君）**

これから3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第2号から諮問第4号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号から諮問第4号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第2号から諮問第4号までの3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件について、佐多秋男氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、佐多秋男氏を適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件について、林美代子氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、林美代子氏を適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。本件について、本村一男氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、本村一男氏を適任者として認めることに決定しました。

△日程第13 議案第61号市有財産の譲与について

○議長（成田 浩君）

日程第13、議案第61号市有財産の譲与についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第61号は、市有財産の譲与についてであります。

日置市診療所を民間に移管するに当たり、当該建物を譲与したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○市民福祉部長（野崎博志君）

それでは、議案第61号市有財産の譲与について、補足説明を申し上げます。

日置市診療所の民営化に関しましては、本年5月に移管先を決定し、6月議会定例会に民間に移管するための日置市診療所条例の廃止についての議案を上程し、原案のとおり可決していただいたところであります。

このことを受けまして、平成29年4月1日の民間移管へ向けて、移管先法人に建物を譲与するため、今回提案するものでございます。

今回、譲与しようとする建物は、日置市診療所で日置市日吉町日置1150番地1に建築された診療所、医療ガス・LPG庫、倉庫、温泉機械室の建物になります。

診療所は、平成22年建築の鉄筋コンクリートづくり平屋建てで、延べ床面積が1,165.74㎡、評価額が1億3,290万5,319円、医療ガス・LPG庫も平成22年建築の鉄筋コンクリートづくり平屋建てで9.90㎡の評価額が23万8,867円、倉庫は平成6年建築の鉄筋コンクリートづくり平屋建てで9.54㎡の評価額23万181円、温泉機械室は昭和55年建築のコンクリートブロックづくり平屋建てで19㎡で評価額21万9,450円で、合計で1,204.18㎡、評価額が1億3,359万3,817円でございます。

譲与の相手方は、医療法人誠心会でございます。

次のページの資料をごらんください。

医療法人誠心会は、日置市東市来町湯田3614番地に位置し、理事長は前原くるみでございます。

法人の設立年月日は、昭和42年8月1日です。

職員数は625人で、ゆのもと記念病院、介護老人保健施設シルバーセンター光の里など、主に病院及び介護老人保健施設並びに診療所を経営し、科学的かつ適正な医療及び疾病、負傷等により寝たきりの状態等にある高齢者に対し、看護、医学的管理下の介護、必要な医療等を普及することに取り組んでいる法人でございます。

前のページに、濟いません、お戻りください。

譲与の時期としまして、平成29年4月1日とし、譲与の条件としまして、当該財産を医療施設である診療所として使用することを義務づけるものでございます。

また、備品につきましては、日置市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第7条によりまして譲与いたします。

なお、土地については、これまでの保育所の民間移管と同様に、普通財産として有償で貸し付ける考えでございます。

次のページ以降に、日置市診療所の位置図と土地・建物の平面図を添付してありますので、ご確認ください。

以上が補足説明になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（成田 浩君）

これから本件について質疑を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの発言を許可します。

#### ○7番（山口初美さん）

今いろいろ説明がありましたけれども、私、2点、今回質問したいと思います。

この診療所というのは、建てかえて6年しか、まだたっていない新しい診療所でございます。建設当初は、最初できた経緯はご存じのように、日吉地域の町立病院として、ずっと運営がされてきたわけです。

それで、合併した今となつては、5万人の人口のこの市民の共有の貴重な財産でございます。それを無償で民間に譲り渡すという大変特別な、まれなそういう事例であるというふうに思うわけですが、この民間に譲渡することについては、住民に対して、きちんと丁寧な説明をしていく必要があると思うわけです。

その点について、住民説明会、説明の必要はないというふうにお考えなのか、それとも、今からでもやろうというお考えなのか、そこら辺についてお聞かせいただきたいと思えます。

それから、病院を日吉地域にどうしても残していきたいというようなことも、そういうことでこのような経緯になったというような

説明も伺っているんですが、赤字経営でも、これから先、診療所を運営していただくという保障はどこにあるんだろうかと。

普通、公立の病院であれば、赤字でも市民に必要なという判断をすれば運営していくということもあり得るわけなんです。赤字であれば、どうしても民間であれば、本当にやるところはないんじゃないかというふうに、素朴な疑問として思うわけなんです。そこら辺のことについて、今後この診療所が、入院できるベッドがある病院として、この日吉地域に必要な病院として、きちんと運営し続けていただけるという保障、その点について伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

この病院につきましては、特にこの診療所、青松園というあり方検討委員会を長く続けてまいりました。その中で、地元の方が大半入ってこの検討をしてまいりまして、また、地元の自治会長にも、このことについては経過を十分話をしておりますので、住民説明ということは、私はしなくても、ここで代表者にきちっと話をしておりますので足りるというふうに思っております。

また、赤字経営のことで撤退するという不安ということがございますけど、特に、今回の譲与した後に、第三者に建物の譲渡や賃貸権のそういう借地借家法に基づく借地契約を公証証書をもってやります。基本的には、この証書におきまして違反した場合につきましては、違約金とかそういう新施設を返還すると。基本的15年という一つの運営の担保もございまして。

そのようなことを含めて、今回譲渡するわけございまして、さっきも申し上げましたとおり、やはり日吉地域の医療を守るためには、もし、公営であった場合でも赤字が続いたときは廃止せざるを得ないというのも大変あります。民間だから廃止と、公営だから廃

止しない、そういうことは今までもいろんな問題でございましたので、なるべく日置市内、日吉地域の皆様方の医療を守るために、今回このような譲渡をしたということでございますので、十分ご理解してほしいと思います。

以上です。

#### ○7番（山口初美さん）

病院がなくならないように、ある程度縛りをかけてあるというようなことをご説明をいただきましたけれども、市長もご存じのように、日置市内のお医者さん方からもいろいろな意見が市長のところにも届いていると思うんですが、やはり、この診療所というのは日置市の中心にあって、本当にこの日置市の医療福祉の中心点として、そういうふうにはきちんと位置づけてやっていく方法もあるのではないかというふうに、そういうような意見も伺っております。

私自身もそのような意見を持っておりますが、やはり赤字だということでお荷物のように思われて、それを早く処分しようと、そういうことではないというふうには理解しておりますけれども、そこら辺の、やはりいろいろな意見が出てくるというのは、やはり市民が日置市の貴重な財産であると、みんなが大切な診療所だというふうに認識しているからこそ意見が出てくるんだと思うんですが、そこら辺について、本当に、あり方検討委員会などでこれまでいろいろ検討された結果がこういうことになったんだと言えどもおしまいだと思うんですが、このままここに議案として提案されて、議会も承認して決まってしまうと、やはり市民の中からは、行政と議会と一部の市民だけで勝手に決めたことだというような意見が出かねないと思うんです。

ですので、ここで、やはりきちんと住民に対しては説明会を開くことが必要ではないかというふうに私は考えるわけですが、市長のご見解をもう一度お聞きしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、こういう譲渡をするに至りまして、特に医師会のほうからいろいろなご意見をいただきました。その中で、この選定方法というのでも若干変えました。そういう経緯もございます。

今、ご指摘のとおり、市民の皆様方にご説明という部分もあろうかというのは十分認識はしておりますけど、今まで10年間、このことについて、市民の皆様方もどうしても地域に医療を残してほしいと、私はこのことを基本的に何も変わっておりません。どうか地域に残していくことが、私ども行政の大きな全てであるというふうに感じておりますので、今までの経過も10年間いろいろと市民の皆様方もご存じであるというふうに思っております。

その中で、さっきも言いましたように、代表という中で、あり方検討委員会のほうも地元の方が大多数出ていただき、また、それぞれの自治会長研修のときにおいても、このことについては、経緯をきちっと説明しておりますので、今のこの時点におきましては、私ども行政、議会のほうが責任を持ってこのことに決断してほしいというふうに思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

もう一回だけ。このような市民の財産を無償で民間に譲り渡すというようなときには、本当に住民の合意が必要だと思うんです。後からいろいろな意見が出たりということであれば、やっぱり行政への不信、また、議会への不信だとか、そういうことにつながっていくわけです。そういうことをなくすために、やはり住民への説明をきちんとするというのは、とても大切なことだというふうに、私は考えるわけです。その点をもう一度、どうしても言いたいと思いました。

常に市民の声をきちんと聞く。10年間か

けて、検討委員会で十分にいろいろ検討してきた結果がこうなんだということを、その説明会できちんと住民に説明をする必要があるというふうに私は思うわけですが、最後にもう一回伺って終わります。

**○市長（宮路高光君）**

保育所とかいろんな中におきましても、関係者のほうに、そのときも説明をしました。今回におきましても、先ほど申し上げましたとおり、住民の代表の方々にはきちっと説明しておりますので、私は、このことで了を得たというふうに考えております。

**○議長（成田 浩君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○12番（花木千鶴さん）**

私は通告をいたしておりませんが、ただいまの説明とその質疑を聞きながら、説明の中であるのかなと思ったんですけれども、ありませんでしたので、伺いたいことが1点ございます。

ただいま質疑がございましたけれども、重要なのは、今回譲与するということは6月にもう決定しているわけですので、譲与の問題では今回はないと思っております。これはもう譲与することは議決しておりますので、民間譲与についてはもう決定しておることでございます。

ただ、今回問題なのは、譲与先のことが一番重要な課題だと思っています。

市長の説明の中にありましたけれども、この譲与先に関することでは、医師会からも途中いろんなご意見があって、選定のやり方を変更するということがございました。

これは、今後の、私も一般質問とかでも発言させていただいたんですが、地域包括ケアシステムを達成していく上で、ただいまの意見ありましたように、重要な地域にある、そして公立の診療所であるということを考えたときに、医師会との連携というのは大事なの

ではないかということが一番の問題なんだろうと思っています。

そこで、多くの報告はなかったのですが、医師会の皆様のご意見申し上げたいという会を開かれて、議員もオブザーバーでも参加するというようなことがございましたので、せっかくのもう議題で、市民もやはり多額の費用を要した施設でございますので、今後のこともありますので、医師会からどのようなご意見が出て、そしてまた、今後に向けて、どのようなことが協力を得られる形で進められていこうとしているのか、その辺のところをもう少し、市長からでも部長からでもご説明をいただけたらと。

そしてまた、このことは詳しく、委員会付託になっておりますので、委員会のほうで審議はなされると思いますけれども、少し本会議の中でも、この間の経緯についてはご説明をいただきたいものと思います。

**○市民福祉部長（野崎博志君）**

医師会のほうからのご意見ということで、先ほど市長も申したとおり、診療所と、まず青松園を一体化ということでお出ししたわけですが、そこで、医師会からまずご意見をいただいたと。なぜ一体的にやるのかという部分のご意見もいただいて、先ほど議員からもあったように、地域包括ケアの推進という部分で、どうしても一緒にやりたいという回答はしたところではございましたが、そこは医師会のほうではご理解いただけないということで、先ほどあったように、診療所だけというような方法にかえたという部分がございました。

あと、診療所のほうを有償に、無償という話も医師会のほうにしたわけですが、診療所と青松園とを有償とした場合に、国とか起債の返還というのはどれぐらいの額になるのか、その額を教えてください。また、今回のあれとは違いますけど、青松園の修復の関係につい

ても質疑がなされたところでございます。それで、建てかえの算定の費用とかもお話ししたところでございます。

最終では、医師会のほうから、ここ一、二週間ぐらい前にご意見をいただいたんですが、これまでいろいろ診療所と青松園に関する部分では、医師会のほうも市のほうに意見を求めて協議をしてきたわけですが、なかなか両方が合意といいますか、それぞれで合意したという部分はなかなかないけれども、今回はこれとして、行政と議会が判断したものであれば、医師会としては、今後も市の医療行政といいますか、健康保険行政といいますか、そういった部分でも、今後とも協力をしていきたいというような文書も医師会のほうからはいただいたところでございます。

そういったことから、今後引き続き、今回診療所を民間のほうに移管するに当たっても、市の医師会との連携というものは崩れるものではないし、うまくやっていけるといふふうに考えているところでございます。

以上です。

**○議長（成田 浩君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

これで質疑を終わります。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第14 議案第62号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

△日程第15 議案第63号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の一部改正につ

いて

**○議長（成田 浩君）**

日程第14、議案第62号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について及び日程第15、議案第63号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第62号は、日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてであります。

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させます。

次に、議案第63号は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の一部改正についてであります。

介護予防・日常生活支援総合事業を平成28年10月1日から実施するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、以上2件をご審議をよろしくお願いします。

**○市民福祉部長（野崎博志君）**

それでは、議案第62号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について説明を申し上げます。

今回の改正は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴うもので、児童扶養手当の第2子

及び第3子以降の加算額を増額するため、児童扶養手当の一部支給額の計算式が細分化されたことにより、条文中に項が追加され、これまでの項が繰り下がったものによるものでございます。

別紙をお開きください。

日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を次のように改正するとしまして、第3条第3項第1号中「同条第4項」を「同条第7項」に改め、同項第2号及び第3号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改めるものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

ちなみに、今回の改正におきまして、ひとり親家庭等の医療費助成額等につきましては、何ら影響はございません。

次に、議案第63号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

平成26年の介護保険法改正では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて、地域包括ケアシステムを構築するための一つとして、平成29年4月までに、全ての保険者が多様なサービスを展開する介護予防・日常生活支援総合事業を開始することとされました。

これを受けまして、本市では、生活支援サービスの提供状況の把握等をした上で、平成29年4月に移行することとし、昨年3月議会で可決していただいたところでありました。

しかしながら、事業を準備する中で、総合事業への移行を先行させて試行的に事業を進め、段階的に多様なサービスを展開していくことが最も効果的と判断したため、半年間前倒しするものでございます。

別紙をお開きください。

第2条第1項及び附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成28年9月30日」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上が、2件の補足説明になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第62号及び議案第63号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号及び議案第63号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。議案第62号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。議案第63号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定に基づく経過措置を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第16 議案第64号日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第16、議案第64号日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

次に、議案第64号は、日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についてであります。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○教育委員会事務局長（宇田和久君）

議案第64号日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

それでは、別紙をお開きください。

今回の条例改正は、子ども・子育て支援施策における幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みの一環として、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い実施するものでございます。

これまで「別表」としてひとくくりにあった園児の保育料を「別表の1及び2」に改めるものでございます。

別表（第2条関係）に入る前に、国の子ども・子育て支援法施行令の改正内容を説明させていただきます。

今回の改正は2項目ございまして、1項目めに、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満、年収に換算しますと360万円相当の低所得者層となる世帯について、これまで小学3年生までとなっていました多子軽減における年齢制限の上限の撤廃、2項目めに、市町村民税所得割課税額未満のひとり親・障がい者世帯等については、負担軽減措置を拡大していくものであります。

軽減措置としては、第1子で、課税・非課税に応じて、現行額を半額もしくは無償化し、第2子については無償化することとしております。そのようなことから、今回におきましても、この政令の2項目の改正内容と同じように条例の改正を行うものでございます。

それでは、別表（第2条関係）でございしますが、具体的には、今回の改正により、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満の額が負担軽減措置の境目となりましたので、これまでの1つの表のみで指定しておりました保育料の額を2つに分け、別表の1で、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満の保育料を、右のページになりますが、別表の2で7万7,101円以上の保育料に分け、それぞれの区分ごとに月額を指定しております。

再度、左のページに戻りまして、別表の1の表では、2、3、4の階層に、新たに母

子及び父子、障がい者手帳を有する「ひとり親世帯等」の区分を設け、2及び3の階層に該当する第1子の場合、これまでの3,000円の保育料からゼロ円となり、また、市町村民税の所得割のある世帯等で、4の階層に該当する第1子の場合、これまでの5,700円の保育料から1,000円を控除し、その額をさらに半額にした2,300円となります。第2子の場合にはゼロ円となります。

なお、ひとり親世帯等以外の世帯については、特に変更はございません。

また、この表の下の備考1については、保育料算定に当たる年度の取り扱いについての規定であり、備考2については、特定被監護者等に係る規定、備考3については、ひとり親世帯等に係る規定についての内容でございます。

右のページに入りますが、別表の2の表では、市町村民税所得割課税額7万7,101円以上の規定の内容であり、今回の政令改正では改正されなかったことから、従来どおりの規定となります。

なお、直近における4カ所の市立幼稚園の入園者総数87名のうち、今回の減免対象者は9名となり、その9名の合計で、月額2万6,500円が軽減される予定でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、その条例による改正後の規定につきましては、政令改正が平成28年4月1日より施行されていることから、同じく平成28年4月1日に遡及し、適用するものがございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

#### ○議長（成田 浩君）

これから議案第64号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第17 議案第65号平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第18 議案第66号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第19 議案第67号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第20 議案第68号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第21 議案第69号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第22 議案第70号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第23 議案第71号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第24 議案第72号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第25 議案第73号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第26 議案第74号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

#### ○議長（成田 浩君）

日程第17、議案第65号平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）から日程第26、議案第74号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題とします。

10件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第65号は、平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,955万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ267億8,567万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、臨時財政対策債の確定による予算措置と、地方創生推進交付金関連事業費、セイカ食品株式会社誘致に伴う下水管渠敷設工事費、個人番号カードの事業費、伊集院幼稚園改築に伴う整備事業費、保育所運営費、B型肝炎予防接種の定期予防接種導入に伴う事務費、おむつシンポジウム開催に伴う事業費、生ごみモニター事業の追加要望に伴う事業費、伊集院文化会館高圧ケーブルの取りかえ工事費、伊集院総合運動公園三種公認更新に伴う備品購入費、現年補助農地農業用施設災害復旧費など予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方交付税で、普通交付税の額の決定により1億1,359万5,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金で、個人番号カード交付事業費補助金、地方創生推進交付金、保育対策総合支援事業費国庫補助金など2,855万8,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、保育所等整備交付金、鳥獣被害対策実践事業県補助金、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額など

8,784万円を増額計上いたしました。

寄附金では、一般寄附金と指定寄付金を合わせて667万8,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金の減額、介護保険特別会計の前年度清算に伴う繰入金の増額など2億7,194万円を減額計上いたしました。

繰越金では、前年度繰越金の確定により1億3,904万5,000円を増額計上いたしました。

諸収入では、人事交流派遣職員等負担金の増額、新市町村振興宝くじ交付金の決定などにより5,447万円を増額計上いたしました。

市債では、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債の増額、臨時財政対策債の確定などにより1,210万円の減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、政務調査活動費の確定により46万8,000円を減額計上いたしました。

総務費では、セイカ食品株式会社誘致に伴う下水管渠敷設工事費の増額、個人番号カード事業費の増額、まちづくり応援基金積立金増額など4,094万3,000円を増額計上いたしました。

民生費では、伊集院幼稚園改築に伴う整備事業費の増額、保育所運営の増額など697万8,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、B型肝炎予防接種の定期予防接種導入に伴う事務費の増額、おむつシンポジウム開催に伴う事業費の増額、生ごみモニター事業の追加要望に伴う事業費の増額など1,255万3,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、農業振興育成事業費の増額、地方創生推進交付金決定に伴う新産業

創出支援事業費の増額、鳥獣被害対策実践事業費の増額、県単林道事業の増額など2,203万2,000円の増額計上いたしました。

商工費では、健康交流館事業特別会計の前年度繰越金確定に伴う繰出金の減額など201万4,000円を減額計上いたしました。

土木費では、公共下水道事業特別会計の前年度繰越金の確定、起債償還利子の確定及び平成24年度に発生しました伊集院終末処理場土砂災害に伴う公有建物災害共済金の確定に伴う繰出金の減額など1,997万9,000円を減額計上いたしました。

消防費では、九州救助技術者指導会が熊本地震のため、開催中止となったことに伴う旅費の減額など108万3,000円を減額計上いたしました。

教育費では、伊集院文化会館高圧ケーブル取りかえ工事費の増額、伊集院総合運動公園三種公認更新に伴う備品購入費の増額など499万3,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、5月からの豪雨に伴う現年補助農地農業用施設災害復旧費など8,560万円を増額計上いたしました。

次に、議案第66号は、平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,796万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,875万8,000円とするものであります。

歳入では、繰越金で、前年度繰越金の確定に伴い、増額計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第67号は、平成28年度日置

市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,729万4,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で、一般会計繰入金の減額、繰越金で、前年度繰越金の確定に伴う増額、諸収入では、平成24年に発生いたしました伊集院終末処理場土砂災害の公有建物災害共済金の確定に伴う増額を計上いたしました。

歳出では、総務費で、下水道管理設敷地の購入に伴う土地購入費の増額、消費税確定に伴う増額、公債費では、起債償還利子の確定に伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第68号は、平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,924万3,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、繰入金と繰越金の調整額を計上いたしました。

議案第69号は、平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,965万2,000円とするものであります。

歳入では、繰越金で、前年度繰越金の確定に伴う増額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、経営費で、シロアリ被害に伴う駆除委託料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第70号は、平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第

1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ970万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,681万6,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、繰越金で、前年度繰越金額の確定に伴う増額、繰入金で、一般会計繰入金の減額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、経営費の施設維持修繕料の増額、施設整備費では、プール温泉ボイラー取りかえ工事費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第71号は、平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,531万3,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、繰入金と繰越金との調整額を計上いたしました。

次に、議案第72号は、平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,130万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,012万8,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定などにより増額計上いたしました。

歳出の主なものでは、総合事業の開始などに伴う事業費の組み替え補正、前年度清算に伴う介護給付費準備基金積立金、償還金及び他会計繰出金などの増額を計上いたしました。

次に、議案第73号は、平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

38万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,808万円とするものであります。

歳入では、繰越金で、前年度繰越金の確定により、増額計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上いたしました。

次に、議案第74号は、平成28年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

収益的収入及び支出の予算では、支出額から1,437万7,000円を減額し、水道事業費用を8億2,690万6,000円とするものであります。

支出では、水道事業費用の営業費用で、人事異動に伴う給料等の減額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出の予算では、支出額から737万円を減額し、資本的支出4億6,306万6,000円とするものであります。

支出では、資本的支出の建設改良費で、人事異動等に伴う給料等の減額などを計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(成田 浩君)

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長(成田 浩君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第65号から議案第74号までの10件について質疑を行います。

まず、議案第65号について、発言通告がありますので、漆島政人君の発言を許可します。

○15番(漆島政人君)

ふるさと納税のことについてお尋ねします。  
予算説明資料の6ページ、財政管理費の中のその他報償費とその他委託料のところに、ふるさと納税に対して、その他報償費で1,053万2,000円、その他委託料で347万円、総額1,400万2,000円の支出経費が予算計上されています。見込まれているわけです、補正で、トータルして。

それに対して、9月補正現在、一般寄附、指定寄附合わせて1,315万9,000円の寄附金実績が見込まれているわけですが、最終的に寄附金の総額をどの程度見込んでおられるのか。また、それに対して、寄附金に対する支出割合を幾ら見込んでおられるのか、お尋ねいたします。

それと、県内でもふるさと納税額が多いと言われている大崎町、これ、昨年度の実績は20億円とも言われていますが、大崎も含めてほかの市町村のふるさと納税に対する支出割合、これはどの程度、大体ほかの市町村は見込んでおられるのか、そのこともあわせてお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（銚之原政実君）

まず、1点目の質問でございます。

本市におきましては、今年度の4月からふるさと納税の返礼品の拡充を行ったところでございます。

予算につきましては、7月末現在の見込みということで計上しましたけれども、8月末現在におきましては、寄附の申込件数が481件、1,645万円の申し込みをいただいております。

寄附金に対する支出割合につきましては、寄附金と返礼品の額が確定しております6月末現在で、寄附の収納金額534万円に対する支出経費が194万円ということで、支出割合につきましては36%でございます。

今年度の寄附金の見込みにつきましては約3,000万円程度を見込んでおりまして、

返礼品等の経費の予算額につきましては、今回の補正としまして1,400万円ということで計上しているところでございます。

寄附金に対する支出割合につきましては、これまでの実績の割合で試算しますと、大体4割程度ということになるのではないかと考えております。

経費の1,400万円のうち約1,000万円が報償費の返礼品ということになりますので、この返礼品の登録事業者は全て市内の事業者の皆さんということで、地元の特産品の振興と活性化につながるものと考えております。

それから、2点目の他市町のふるさと納税に対する支出割合についてのご質問でございますが、平成28年6月に発表されました総務省のふるさと納税に関する現況調査結果によりますと、寄附金額の約4割程度が返礼品の費用ということで、これは全国の平均です。

それから、県内のふるさと納税に関する現況調査結果によりますと、東串良町が58%と一番高く、大崎町が50%、それから鹿屋市が48%、志布志市が45%ということで高い順になっております。県全体の平均では44%ということになりますので、大体4割から4割を超えるという状況でございます。

以上でございます。

#### ○15番（漆島政人君）

日置市も、ことしからふるさと納税に対する報償費の考え方を改めて、新たな戦略で取り組まれているわけですが、例えば、大崎の場合なんか50%から60%返しても20億円入ってくれば、相当な額が残るわけです。

そこで、日置市の場合も、先ほど3,000万円という寄附見込みを予定しているということでしたけど、日置市においても、このふるさと納税で最終的にどれだけの財源を確保しようという、そういった目標値を持って戦略

的に取り組まれておられるのか。もともとが、目標は3,000万円だったのか、日置市の場合。それと、例えば、もうちょっと返礼品、その報償費を上げてでもこれだけの額を確保するんだというような、そういった戦略的な考えはなかったのか、その辺もあわせてお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（鉾之原政実君）

目標金額の設定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今年度の4月から拡充を図ったということで、なかなか皆様方に認知がされてない状況の中で、6月補正でも、この返礼品等については補正予算で計上しましたけれども、その段階の実績からいきますと、年内で大体1,000万円ぐらいになるのかなと思っておりました。しかしながら、今回計上しました7月末で実績を考えますと、その3倍程度はいくんじゃないかと。

ただ、最終的には、11月から12月の一番このふるさと納税の特需というんですか、そういったときにどれだけの伸びが見込めるかというのが、このふるさと納税の収納で金額が大きく変わってくるというふうに思っております。

本市におきましては、当初サイネックスのみの契約をしておりましたけれども、今年度からふるさとチョイスのほうを取り扱うようになりまして、さらに、先日9月1日からは、このふるさとチョイスのクレジットカードの納付が可能になったということで、9月1日から4日間で66万円の寄附をいただいたと。

これまで、一月当たり160万円、180万円というペースできておりましたので、単純にこの4日間を月当たりには換算しますと490万円ぐらいと、約3倍ぐらいの、この4日間でふるさとチョイスのほうの申し込みをいただいて、そういった要素というのは、この3,000万円のほうではまだ織り込んでいないところでございますので、そう

いう意味では、今後3,000万円よりもさらに伸びる可能性は含んでいるのかなと思っております。

さらに、ご指摘のとおり、やはり拡充という部分でいくと、本市の戦略的なところでいきますと、今申し上げたサイネックス、ふるさとチョイスとはほかに、やはり志布志市等が利用されている楽天のほうが大分業績を上げていらっしゃるということもございまして、手数料につきましては、若干1%ほど、まだ低い金額で取り扱いが可能ということでございますので、今現在、楽天のほうとも、そういった手続が出るように準備を進めておまして、これが10月末、何とかこの11月、12月のこの特需の期間に間に合うように考えて、契約のほうができればというふうに思っているところでございます。手続については、もう今現在進めております。

この金額が大体安定してきますと、年間どれぐらいということも言えるんですけども、先ほど申し上げたとおり、なかなか今現在、拡充をして、緒についたばかりで、その辺がなかなか見込めないところでございますので、3,000万円、これが5,000万円程度にまた上がるというふうになれば、12月補正の中でも、返礼品のさらにまた追加ということもお願いするというところで考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○15番（漆島政人君）

返礼品のあり方が今年度から変わったわけですけど、寄附していただいた方にもうすでにお返しした実績もあると思うんですけど、そういう方々の反応というのはどうですか。

#### ○財政管財課長（鉾之原政実君）

寄附をいただく一番全体的な件数の多い中では、いろんな団体にふるさと納税される方ですので、なかなかそういった反応というのは見えないところではございますけれども、

これまで定例的に毎年していただいた方からは、お礼の品物を、もちろん申し込みの段階で返礼品を選択していただきますので、いろいろこの特産品が選べて大変よかったというような声はいただいております。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第66号から議案第74号までについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第65号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第66号、議案第71号、議案第72号、議案第73号の4件は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第67号、議案第68号、議案第74号の3件は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第69号、議案第70号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第27 認定第1号平成27年度  
日置市一般会計歳入歳出  
決算認定について

△日程第28 認定第2号平成27年度  
日置市国民健康保険特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第29 認定第3号平成27年度  
日置市公共下水道事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第30 認定第4号平成27年度

日置市農業集落排水事業  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第31 認定第5号平成27年度  
日置市国民宿舎事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第32 認定第6号平成27年度  
日置市健康交流館事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第33 認定第7号平成27年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第34 認定第8号平成27年度  
日置市公衆浴場事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第35 認定第9号平成27年度  
日置市介護保険特別会計  
歳入歳出決算認定につい  
て

△日程第36 認定第10号平成27年  
度日置市後期高齢者医療  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第37 認定第11号平成27年  
度日置市水道事業会計決  
算認定について

○議長（成田 浩君）

日程第27、認定第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第37、認定第11号平成27年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの11件を一括議題とします。

ここで、議事の進め方についてお諮りします。

市長から本日提案理由の説明を受け、各認



定議案に対する質疑は9月28日に行うこと  
としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。それでは11件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第1号から認定第11号までは、平成27年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項の規定による監査委員の審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の成果説明書及び地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

一般会計の決算規模は平成26年度決算と比較して、歳入が2.2ポイントの増、歳出が1.3ポイントの増となっております。

歳入では、地方税、地方消費税交付金、県支出金、繰入金、市債などの増、歳出では、扶助費、補助費等、繰出金などが増となったことによるものであります。

一般会計の決算収支は、歳入総額が277億8,440万4,000円、歳出総額で267億9,967万7,000円で、実質収支は5億7,904万5,000円の黒字となりました。

実質単年度収支については、財政調整基金の取り崩し額が多かったため、2億8,135万2,000円の赤字となりました。

歳入の主なものでは、地方税については、個人で給与所得等の増、法人で医療・福祉関係の法人税割等の増による市町村民税の増、

評価がえの影響等による固定資産税の減、軽自動車の登録台数の増等による軽自動車税の増となったことなどから、3,140万1,000円の増となりました。

地方譲与税については、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税の増により1,341万9,000円の増となりました。

各種交付金につきましては、地方消費税交付金、自動車取得税交付金の増などにより4億466万7,000円の増となりました。

地方交付税については、普通交付税の減などにより1億2,573万円の減となりました。

国庫支出金については、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金や保育所運営費国庫負担金などの増、社会資本整備総合交付金や地域活性化・効果実感臨時交付金などの減により5億2,173万3,000円の減となりました。

県支出金については、多面的機能支払交付金事業県補助金や保育所運営費県負担金などの増、制度改正に伴う延長保育促進事業費県補助金や保育緊急確保事業費県補助金などの減により3億2,601万6,000円の増となりました。

繰入金については、施設整備基金や財政調整基金などの増、地域づくり推進基金などの減により6億6,164万3,000円の増となりました。

地方債については、南薩地区衛生管理組合に係る汚泥再生処理施設整備事業債や防災行政無線整備事業債などの増、伊集院駅周辺整備事業等に係る街路整備事業債や地域づくり推進基金造成事業債などの減により2億7,044万7,000円の増となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の25.7%を占める民生費が68億8,174万3,000円、次に衛生費が14.3%を占め38億3,500万9,000円、公債費が

12.2%を占め32億6,710万2,000円などとなりました。

性質別では、前年度に対しまして義務的経費が1億9,973万1,000円の減、投資的経費3,411万6,000円の減、そのほかの経費が5億8,759万円の増となりました。

義務的経費の内訳といたしまして、人件費については、国勢調査に伴う委員報酬などの増、退職手当組合負担金の率改定に伴う減などにより1億970万円の減となりました。

扶助費については、保育所運営費や障害者自立支援給付費などの増、臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付金給付事業などの減により1億5,127万7,000円の増となりました。

公債費については、財政健全化計画に基づき、計画的な地方債管理に努めており、経常的な元利償還金が2億4,130万8,000円の減となりました。

投資的経費の内訳といたしまして、普通建設事業費については、3億1,049万円の減、災害復旧事業費については、2億7,637万4,000円の増となりました。

普通建設事業費の補助事業では、小学校建設事業費や再生可能エネルギー等導入推進事業などの増、活力創出基盤整備事業や地域介護福祉空間整備推進交付金事業などの減により6億8,335万5,000円の減となりました。

単独事業では、防災行政無線費や庁舎整備事業費などの増、小学校建設事業費や地区公民館管理費などの減により3億7,286万5,000円の増となりました。

そのほかの経費については、5億8,759万円の増となりました。

内訳では、物件費については、じんかい処理事業費や情報管理費の委託料などの増により8,000万7,000円の増となりました。

補助費等については、衛生処理組合負担金や多面的機能支払交付金事業などの増により6億6,081万8,000円の増となりました。

積立金については、施設整備基金や地域づくり推進基金への積立金などの減により3億6,774万4,000円の減となりました。

繰出金については、国民健康保険基盤安定化等事業費や介護保険事業費などへの繰出金の増により1億8,846万5,000円の増となりました。

市の財政状況を示す主要指標で、実質収支比率は3%から5%が適切とされていますが、前年度より0.4ポイント増加し、3.9%となりました。

経常収支比率については、75%程度が妥当と言われておりますが、前年度より2.4ポイント減少し87.8%となり、依然として高い水準にあり、弾力性の低い財政構造となっております。

市債残高については、平成27年度末では297億3,333万1,000円で、人口1人当たりの額に換算すると59万2,000円となっているところであり、平成26年度末と比較して4億5,127万6,000円増加しております。

実質公債比率については、公債費負担を示す指標であり、3カ年平均の算出で、元利償還金の減少等により前年度と比べて1.8ポイント減少し、7.9%となりました。

今後も引き続き、財政健全化計画や日置市行政改革大綱行動計画に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成27年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額79億7,074万4,000円、歳出総額78億1,977万8,000円、歳入歳出差引額は1億5,096万6,000円

となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税 9 億 9,615 万 8,000 円、国庫支出金 17 億 2,018 万 2,000 円、前期高齢者交付金 17 億 4,908 万 6,000 円、共同事業交付金 17 億 8,844 万円、繰入金 7 億 141 万 6,000 円などとなりました。

歳出の主なものでは、保険給付費 47 億 3,283 万 9,000 円、後期高齢者支援金等 6 億 5,497 万 9,000 円、共同事業拠出金 17 億 3,326 万 6,000 円などとなりました。

1 人当たりの医療費は年々増加傾向にありますが、市広報紙に加え、国保だよりを発行し、被保険者の健康づくりの意識啓発、医療費の通知、ジェネリック医薬品の差額通知の送付、嘱託看護師の訪問指導などにより医療費の抑制に努めました。また、特定健診等の受診率向上に努めるとともに、脳卒中对策や糖尿病教室など、疾病の予防や重症化防止に重点的に取り組みました。

次に、認定第 3 号は、平成 27 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額 5 億 3,672 万 2,000 円、歳出総額 5 億 1,973 万 2,000 円で、歳入歳出差引額は 1,699 万円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料 2 億 5,594 万 8,000 円、国庫支出金 2,360 万円、繰入金 1 億 467 万 1,000 円、事業債 1 億 2,410 万円などとなりました。

歳出の主なものでは、総務費の維持管理費で 1 億 4,688 万 9,000 円、事業費の下水道整備費で、工事請負費など 9,399 万 2,000 円、公債費 2 億 7,885 万 1,000 円となりました。

次に、認定第 4 号は、平成 27 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

についてであります。

歳入総額は 3,918 万 1,000 円、歳出総額は 3,520 万 7,000 円で、歳入歳出差引額は 397 万 4,000 円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料 1,160 万 5,000 円、繰入金 2,184 万 9,000 円、繰越金 362 万 9,000 円などとなりました。

歳出では、農業集落排水事業費の一般管理費で 850 万 7,000 円、公債費で 2,670 万円となりました。

次に、認定第 5 号は、平成 27 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成 27 年度の利用状況は、宿泊人員 1 万 3,769 人、休憩人員 2 万 9,871 人、合わせて 4 万 3,640 人の利用となり、前年度比宿泊で 220 人の増、休憩で 2,254 人の減の合計 2,034 人の利用者減となりました。

決算額は、歳入総額 2 億 2,997 万 9,000 円、歳出総額 2 億 2,989 万 3,000 円で、歳入歳出差引額で 8 万 6,000 円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入 1 億 9,916 万 1,000 円、繰入金で 3,071 万 8,000 円などとなりました。

歳出では、経営費 2 億 2,989 万 3,000 円となりました。

次に、認定第 6 号は、平成 27 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成 27 年度の利用状況は、宿泊人員 2,376 人、入浴人員 4 万 1,165 人、プール会員 3,867 人、プール非会員及び温泉共通人員 5,425 人、飲食等利用人員 3 万 5,386 人、売店利用等人員 1 万 6,225 人の合わせて 10 万 4,444 人の利用となり、前年度比宿泊 240 人の減、入

浴 1,956 人の増、プール会員利用人員 485 人の減、プール非会員及び温泉共通利用人員 922 人の増、飲食等利用 3,353 人の増、売店利用等 455 人の増の合計 5,961 人の利用者増となりました。

決算額は、歳入総額 1 億 7,908 万 7,000 円、歳出総額 1 億 6,707 万 2,000 円で、歳入歳出差引額は 1,201 万 5,000 円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入で 9,582 万 5,000 円、繰入金で 7,921 万 6,000 円などとなりました。

歳出では、経営費 1 億 2,538 万 4,000 円、施設整備費 4,168 万 8,000 円となりました。

次に、認定第 7 号は、平成 27 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額で 3,190 万 9,000 円、歳出総額で 2,976 万 9,000 円で、歳入歳出差引額は 214 万円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料 325 万 1,000 円、繰入金で 2,738 万 2,000 円、前年度繰越金 125 万 9,000 円などとなりました。

歳出では、温泉給湯事業費で 2,976 万 9,000 円となりました。

次に、認定第 8 号は、平成 27 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

市営公衆浴場については、日置市吹上老人福祉センター及び日置市営公衆浴場あり方検討委員会の答申に基づき、平成 28 年 3 月末をもって閉館いたしました。

決算額は、歳入総額 3,215 万 8,000 円、歳出総額 3,215 万 8,000 円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

歳入の主なものでは、入浴料は 736 万 6,000 円、繰越金が 80 万 1,000 円、

基金繰入金が 2,378 万 3,000 円などとなりました。

歳出では、公衆浴場費で、賃金や繰出金など 3,215 万 8,000 円となりました。

次に、認定第 9 号は、平成 27 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は 55 億 5,135 万円、歳出総額は 53 億 3,225 万 2,000 円で、歳入歳出差引額は 2 億 1,909 万 8,000 円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料 9 億 9,445 万 2,000 円、国庫支出金 14 億 3,515 万 9,000 円、支払基金交付金 14 億 2,522 万 3,000 円、県支出金 8 億 1,795 万 3,000 円、繰入金 7 億 8,065 万 7,000 円、繰越金 9,066 万 1,000 円などとなりました。

歳出では、総務費で 8,804 万 8,000 円、保険給付費 50 億 8,203 万 6,000 円、基金積立金 629 万 4,000 円、地域支援事業費 5,126 万 9,000 円、公債費 1,900 万円、諸支出金 8,560 万 5,000 円となりました。

次に、認定第 10 号は、平成 27 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額 6 億 3,765 万 8,000 円、歳出総額 6 億 3,645 万円、歳入歳出差引額は 120 万 8,000 円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料 3 億 9,378 万 8,000 円、一般会計繰入金 2 億 2,883 万 6,000 円、諸収入 1,356 万 9,000 円などとなりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金 6 億 1,240 万 5,000 円、保健事業費 1,710 万 2,000 円などとなりました。

次に、認定第 11 号は、平成 27 年度日置

市水道事業会計決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

収益的収支については、給水箇所数の増加等により、使用水量の増加の影響を受け、水道料金398万円の増となりました。

全体では、水道事業収益8億1,701万円、水道事業費用7億3,028万7,000円で、8,672万3,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額1億2,619万5,000円、支出額3億6,075万円、差引不足額2億3,455万5,000円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額から455万5,000円、過年度分損益勘定留保資金から2億3,000万円補填いたしました。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

---

△日程第38 請願第1号介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書の提出を求める請願書

○議長（成田 浩君）

日程第38、請願第1号介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書の提出を求める請願書を議題とします。

ただいま議題となっております請願第1号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

△日程第39 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（成田 浩君）

日程第39、鹿児島県後期高齢者医療広域

連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員の中から、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在、広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議会議員について、1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び、広域連合議会の議員の選挙に関する規約の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（成田 浩君）

ただいまの出席議員数は22名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（成田 浩君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（成田 浩君）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて順次記載台で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○議長（成田 浩君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（成田 浩君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、中村尉司君、畠中弘紀君を指名します。立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（成田 浩君）

選挙の結果の報告をいたします。

投票総数22票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票数21票です。上門秀彦さん、17票、たてやま清隆さん、4票、以上のおりです。

---

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了しました。9月16日は、午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午前11時52分散会

第 2 号 ( 9 月 1 6 日 )





議事日程（第2号）

日 程 事 件 名

日程第 1 一般質問（8番、7番、9番、18番）

本会議（9月16日）（金曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 宮 下 章 一 君  
上下水道課長 丸 山 太美雄 君  
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君  
会計管理者 満 留 雅 彦 君  
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 桃 北 清 次 君  
教育総務課長 松 田 龍 次 君  
社会教育課長 平 地 純 弘 君  
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、8番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔8番出水賢太郎君登壇〕

○8番（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。さきに通告いたしておりました、介護保険制度の今後について質問をいたします。

昨年、3月に策定されました日置市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画によりますと、今から9年後の平成37年、2025年は、日置市の総人口が4万6,193人に対し、高齢者の人口が1万6,500人、高齢化率35.7%となることが予想されております。

いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となり、高齢化率は現在よりも約5%も高くなります。そのため、介護に対するニーズはますます増大することが見込まれるとともに、認知症の高齢者の方が増加するため、地域の居場所や見守りなどの生活支援のニーズがますます高まっていくと考えられます。

このように、地域社会が高齢化に向けて大きく変容する中で、高齢者が介護が必要となっても、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するとともに、今後増加が見込まれる介護費用について、介護サービスの重点化、効率化や世代間、世代内の負担の公平性の確保を

図ることにより、保険料の増加を抑制し、介護保険制度の持続可能性を確保していくため、平成26年に地域医療、介護、総合確保推進法が成立しました。

この法律により、一次予防、二次予防として実施されてきた介護予防事業や要支援1、2の方々が受けて来られた介護予防給付のうち、訪問介護や通所介護については、新しい介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業に移行をし、市町村が主体的に総合事業に取り組み、地域の実情や自主性に応じてサービスを多様化させることで、生活支援や介護予防の充実を図ることとなっており、日置市でも本年10月から前倒しで始めることとなっております。

このような介護保険制度の改正は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けての備えであり、中長期的な取り組みとなります。

その中で、今回の制度改正の大きなポイントになるのが、地域住民が生活支援や介護予防サービスの担い手として社会参加することです。地域の自助、互助により高齢者を支援していく地域づくりを目指す大きなチャレンジであると考えます。

そこで、3点について質問します。

1、日置市における介護予防日常生活支援総合事業の進め方はどうでしょうか。また、どのような課題がありますか。

2、訪問介護、通所介護が市町村で実施する地域支援事業に移行しますが、一方で介護報酬の引き下げによる通所介護事業所の廃業も見られます。本市で懸念されることはないでしょうか。

3、包括的支援事業では、在宅医療、介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業の充実強化がうたわれていますが、日置市の状況はどうなっていますか。

以上、当局の誠意ある答弁を求め、1問目

の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1 番目の介護保険制度の今後について。

その1でございます。介護予防日常生活支援総合事業については、当初、29年4月開始の予定から、半年間早めて28年10月開始に向けて準備を進めてまいりました。

これまで、対象者の状況調査や介護事業者関係者への説明会の開催、各関係機関との協議を重ねながら円滑に移行できるよう進めているところでございます。

課題につきましては、対象者や介護事業者関係者が事業に対する理解を深め、自立に向けた支援体制の整備を図っていくことが急務と考えております。

2 番目でございます。訪問介護、通所介護については、平成27年度介護報酬改定により、市内事業所に限らず、多くの事業所が減収となっていると把握しております。今回の地域支援事業の移行については、国の示す基準を想定しておりますが、一部事業所については、減収になることも予想されますので、新たな事業展開の提案を検討しながら、今後も情報収集に努めてまいりたいと思っております。

3 番目でございます。在宅医療介護連携推進事業につきましては、市医師会や広域リハビリセンター、市内介護関係事業所と連携をしながら多職種連携研修会や在宅医療介護に関する講演会等の開催など、専門職や住民向けの事業を進めております。

また、認知症施策推進事業については、認知症サポーター育成講座やシンポジウム等における普及啓発や予防活動、地区公民館や医療関係とも連携して取り組む認知症カフェなど、地域と一体となって事業の展開を進めております。

生活支援体制整備事業については、住民同

士の互助活動や地域の社会資源を活用しながら新たなサービスを創出するため、住民や関係機関がメンバーとなり、地域ケア会議を開催して進めている状況であります。

以上であります。

#### ○8番（出水賢太郎君）

それでは、順を追って詳細な質問をさせていただきます。

まず、（1）日置市における介護予防日常生活支援総合事業の進め方ということで質問をさせていただきます。

まず、28年、ことしの10月、来月から前倒しで開始をしますけれども、具体的にどのような事業を始めるのか。29年4月、そしてまた、これは国の方針で30年度までに始めなさい、全ての事業に移行しなさいという動きになっておりますが、段階的には恐らく日置市でもやっていく部分もあるかと思えます。今後の計画についてお伺いいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

事業内容について、詳しくご説明申し上げます。

10月から開始いたします事業内容につきましては、新たな事業といたしまして要支援者や要支援になる恐れのある方が利用できる介護予防生活支援サービス事業と65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業を実施してまいります。

そしてまた、これらの期待される効果といたしましては、介護予防生活支援サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略いたしまして、基本チェックリストにより、一定の要件に該当すれば総合事業の対象者として迅速にサービスを利用できるようになります。

また、サービスの選択肢が広がること、そしてさらにサービスの担い手のすそ野を広げることで元気な高齢者の社会参加にもつながり、地域で支える仕組みづくりを推進してい

くなど、このような効果が望めるということ、早めたメリットでもございます。

以上でございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

全国各地、全市町村でこの事業を展開していくわけですが、日置市はどちらかといえば全国よりもスピードを速くしてこの事業の導入、施行に至っているわけであります。

介護保険サミットも行われましたし、私も議会でも先日、福岡県の小郡市と粕屋町というところに研修に行きましたけれども、そして、去年、おとしは東京都の武蔵野市にも行きましたけれども、どこの市町村もこの日置市が全国介護保険サミットをやったところだ、先進的に全国に先がけて介護予防、介護保険の事業を展開されているということで、非常に注目も集めております。

そういった中で、先ほど課長のほうからも答弁がありましたが、前倒しをしたメリット、効果というものの説明がありました。

平成26年11月の全国介護保険担当課長会議で、厚生労働省が財政優遇の特例措置について言及をし、早くこの事業を進めたほうが財政的に有利ですということで説明があったようでございます。

日置市では、この総合事業の早期の移行に対して、財政面でどのようなメリットがあったのか、ご説明をいただきたいと思っております。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

お答えいたします。

財政優遇特例措置のメリットにつきましては、総合事業を行う場合に、前年度の事業実績額に直近の3年間の75歳以上高齢者の伸び率、または1.1を乗じた額が上限額となっております。

本市の10%特例措置として計算いたしましたところ、約1,600万円増加すると予測をしております。

また、市独自の多様なサービスを創設する

ことも可能なため、利用者の選択肢をふやすことができること、そして、29年度には第7期介護保険事業計画を策定するための総合事業移行後の状況を反映できるというふうなことからもメリットとして考えていたところでございます。

金額にしては、先ほどの優遇措置の金額にしては約1,600万円、先ほどももうしましたように増額するというふうな見込みを立ててございます。

以上でございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

それから、一般介護予防事業の展開ということで、その内容を充実させる、多様なサービスというのが新たに展開されるということで、これは市町村の裁量でそれぞれ行っていく、市町村の、あるいみ能力、財政力の差で市町村同士で格差が出てくる場合もあるかと思っておりますが、幸い日置市の場合は能力的にも財政的にもほかの市町村よりは、まだレベル的にはいいほうかなと思っております。

ただ、これから先、こういう介護サービスの充実というのが求められるわけですが、この一般介護予防事業、この中で介護予防の把握する事業、それから予防普及の啓発事業、地域介護予防活動の支援事業、一般介護予防事業の評価をする評価事業、そして地域リハビリテーション活動の支援事業を実施しなさいということで厚生労働省のほうが表示をされています。

このような一般介護予防の充実というのは、早期の介護予防、また介護度を重度化することを防ぐ、元気なお年寄りというものをずっと皆さん、元気でいてほしいということで、そういった観点では非常に大事な事業になってくるかと思っております。

このような具体的な、今申し上げました5つの事業につきまして、日置市ではどのように具体的に進めて行かれるのか、今後の計

画について、お伺いをいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

一般介護予防事業についてご答弁いたします。

一般介護予防事業につきましては、65歳以上の全ての高齢者及びその支援のための活動にかかわる方々が対象となっております。そういうことで、介護予防活動の普及啓発を広く続けながら、収集した情報を活用して、現在の介護予防活動につなげ、そして、リハビリ専門職の方々のご協力もいただきながら、工夫を凝らした事業を展開してまいりたいと考えております。

また、特に住民主体で現在実施しております筋ちゃん広場につきましては、充実拡大を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

この65歳以上の全ての高齢者の方々が対象になるわけですが、例えばその方々が自分はどういった一般介護予防の事業を受けるだけの状況なのかとか、自分はどうなのかなど思っている方も結構いらっしゃるかと思いますが、それを自分で計ることができない部分もあるかと思えます。いや、自分はまだまだ元気だという方はたくさんいらっしゃるかと思えます。

しかしながら、今も私、1問目で申し上げましたとおり、やはりこの2025年を迎えるに当たっての準備ということで皆さんにも知っていただかなければならないと思えます。

先ほど、研修行きました、その福岡県粕屋町は、こちらでいえばいきいきサロンですが、ゆうゆうサロンと向こうでは言っているようですが、サロンに参加している方々、全てにチェックリスト、自分はどれぐらいのレベルかということでのチェックリストを実施したと、それと65歳以上の全町民、6,086人

に対して郵送で全てご案内を送ったそうでございます。

そのときに、1分でわかるいきいき度チェックレッツトライということで、リストをつくって自分でやってみて、自分はこういった教室に通わないといけないんだとか、自分はこういったサロンに行ったほうがいいんだとか、そういうのをわかってもらうという手続もとったようであります。

それをすることによりまして、呼びかけ型というか、普通だったら隣近所とか自治会等で呼びかけていくんでしょうけれども、逆に募集型、案内を配って役場のほうに連絡をもらう形でとったそうであります。

参加率が49.8%ということで、半分の町民の方々がこういった教室に参加されるようになったという事例もございます。

日置市では、その65歳以上の高齢者の方々へのアプローチは、呼びかけ等はどういうふうにしていくのか。そして、具体的に教室への参加等もどういった形で呼びかけていくのかをお知らせをいただきたいと思えます。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

お答えいたします。

65歳以上の方々につきましては、これまで本市におきましてもチェックリストを配付いたしまして、そこでそれぞれの方がチェックをしていただきまして、市のほうにお返しいただくというふうな形をとってまいっております。

その中で、チェックに引かなかった方々には、このような教室が、二次予防教室がございます、どうぞご参加いただけませんかということで、お知らせを申し上げております。

チェックからもれましたというか、お元気な方々につきましては、現在、一次予防教室といっておりますけれども、各支所単位で行っております教室だったり、あと包括支援センターのほうで行っております教室であった

り、そのようなものをご紹介するために、また郵送等でお知らせをしているというような状況になっております。

以上でございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

あと、地域介護予防の活動支援事業というのが、新たに一般介護予防の中に入ってくるわけですが、鹿児島県のほうもされていますけれども、もちろん日置市でもしています、高齢者の元気度アップのポイント事業等がございます。これによって、元気な高齢者が介護、そして生活支援を必要とする高齢者の方を手助けしていく、地域で皆さんで支えていこうという、そういったシステムになっているようではありますが、先ほど言いました粕屋町でもそういった運動はされていますが、具体的に部活動みたいに生活支援の部、運動教室とか、筋ちゃん広場みたいなところでスタッフとして一緒にやっていただく、運営をしていただくスタッフの人たちとか、それからいきいきサロンのボランティアのグループをつくったりとか、あと認知症サポーターについても、この地域介護予防活動支援事業のほうに組み込んでやっているようであります。

日置市でも、今も実際やっているんですが、もう少し肉づけというか、やはりグループをふやしたり、担い手をふやす、地域住民の参加をふやしていくということが、この総合事業の鍵になってくるかと思うんですけれども、この地域介護予防活動支援事業の具体的な進め方はどういうふうにしていくのか、お伺いいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

お答えいたします。

今、ボランティア活動、元気度アップ地域包括ケア推進事業と私ども申しておりますけれども、グループでの登録をいただきまして、地域で見守りの活動だったり、できる範囲の中でいろいろな活動をしていただくというよ

うなグループの登録を推進しております。

そのような形も含めまして、今現在、36グループが登録していただきまして、そのうち34のグループが高齢者の見守り活動等の支援をしていただいているというような現状でございます。

これらの活動をもっともっと充実していくというような形を今後はもっと推進していかなければならないというふうに考えております。

そしてまた、お元気な方々がどのような形で教室に参加できるのか、参加しやすいのか、そのような状況もしっかりと見極めをいたしまして、今後、私どものほうから発信をどうしていくのか、そしてまた参加をしやすい形にするためにはどのようにやっていけばよいのか、そのようなことも検討しながら、今後推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

あと、一般介護予防の中では、この事業評価というものも組み込まれております。やはり、医学的、科学的なデータに基づいて、実際に例えば筋ちゃん広場をして、どれだけの効果が出てくるのか。いろんな事業をしてそういった効果、それを参加する人たちにも教えてあげて、どんどん参加してもらおう、市民の方々に参加をしてもらおうというのは必要だと思います。やはり、科学的な根拠も必要になってくると思います。

そういった中で、やはりこの第6期の計画の中で、そういった事業評価というものをしっていて、第7期の事業計画に反映をさせるべきだと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

事業評価について、ご答弁いたします。

まず、筋ちゃん広場、今現在、それぞれ各自治会の公民館等をお借りいたしまして、住



民主体でやっておりますけれども、この筋ちゃん広場の効果、分析について、私どものほうでしたものを少しご紹介したいと思っております。

27年度から実施してきました筋ちゃん広場の効果、分析につきましては、初回と3カ月後の終了時にかな拾いテストを行っております。そして、比較検討をしているわけですが、これまで16回以上において前後の比較をしたところでございます。評価者241人のうち、改善181人、75.1%、維持19人、7.9%、悪化41人17%という結果でございました。

科学的な評価ということまではまいりませんけれども、身近な人との交流や脳トレを通して、運動機能とか、それから認知機能の活性化が意欲とか意識の向上につながっているというふうに考えております。

このようなことをしながら、第7期への事業計画にどのように反映していくのかというふうなご質問もありましたが、職員だけで分析をして、そしてまた評価をしていくというのは非常に難しいということも思っております。

今後、専門的に、また科学的に評価していくためには、大学等と連携いたしまして、科学的評価をしていくというのも一つの手ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

それでは、2問目の訪問介護、通所介護が地域支援事業のほうに移行されますが、一方で介護報酬の引き下げ等で通所の事業所が廃業が多く見られるということで、先日、新聞でも報道があったかと思えます。

日置市で懸念されることはないかということで質問をしたわけですが、実際に一部事業所においては減収になることも予想されるということで、新たな事業を展開して提案して

いくということで答弁をいただきました。

厚生労働省のほう提案しているのは、訪問型も通所型もともに今、行っているサービスとは別に多様なサービス、そして訪問型がAからBまで、通所型がAからCまで、具体的に示しております。この具体的に、新たな事業というのはこの部分も入ってくるかと思うんですが、この辺はどういった事業展開をしていくつもりか。

また、受け皿となる事業所、団体等あると思うんですが、その辺の確保、実際に減収になっている中で、人手も足りないという中で新たな事業といわれても、事業所の中では受けられないという部分も出てくるかと思えます。そういった部分で、事業所との話し合いはどうなっているのか、お伺いをいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

多様なサービスの実施計画、受け皿についてご答弁いたします。

訪問型の多様なサービスにつきましては、現行と同様のサービスAの1と短期集中予防サービスのC、この2種類を設定いたします。

通所型の多様なサービスにつきましては、現行と同様のサービスAの1と3時間程度の半日型Aの2、そして短期集中予防サービスCの3種類を設定しているところでございます。

段階的に取り組んでいく予定ですが、サービスB、住民主体による支援やサービスDの移動支援などにつきましては、関係団体のほうとしっかり検討を重ねていかなければいけないというふうに考えております。

また、受け皿となります事業所や団体等の確保につきましては、市の方向性を丁寧に説明しながら、引き続き継続していただくこと、そしてまた、多様なサービスへの創出へのご協力ということを今後も丁寧に一緒に話し合いをしながらやっていく所存でございます。

以上でございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

今、課長のほうから答弁がありました中で、通所型のサービスBというのが、Bサービス、訪問型ですが、住民主体による支援というのが主になっております。

日置市においては、このBに当たる、通所介護のサービスBというのは、既存でいうといきいきサロンに当たるんじゃないかな。公民館で住民が主体によってサロンを行う。住民による支援、これがいきいきサロンに当たるかと思えます。これについて、このBのサービスに該当するかどうか、また新しい総合事業に加わることにより、今まではいきいきサロンは一般介護でやっていますからケアプランも必要はないし、自由に65歳以上の方々は入ることができますけれども、これがもし総合事業に入るとなると、新たにケアプランも必要になってくるというふうになっております。ですので、介護保険の、要はケアプランの認定を受けないといきいきサロンに参加できないということにもなってくると思えます。この辺は市としてはどういうふうに今後進められるのか。一般介護予防事業としてやっていくのか、総合事業に組み入れていくのか。その辺の考え方をお伺いいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

通所介護サービスBについてご答弁いたします。

通所介護サービスBにつきましては、体操とか運動、脳活性等を活用いたしました交流活動の場で、自主的な通いの場として、主にボランティア等が主体とされているところでございます。

今、ありましたいきいきサロン、これも同様にここに考えられる状況ではございますが、私ども、市のほうではいきいきサロンは一般介護予防事業の中のほうで位置づけをいたし

まして、総合事業のほうには位置づけはしないということで考えております。

ですから、これまで同様の形で運用をしていくというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

かえって総合事業に入ることで、いろいろ制限が出てきて利用しにくくなったらいけないと思ひまして心配をしておりました。今、この答弁を聞きまして、安心いたしました。

次に、総合事業を実施するに当たり、この対象というのが介護度の必要のない方から要支援2の方まで広い範囲になります。

この対象になる方が広くなるということは、今度はサービスの量ももちろんふえてきますし、多様なサービスをなささいということで国も言っていますので、それだけ事業量は多くなるわけであります。

そうすると今度は、先ほども言いましたが、ケアプランの作成等も非常に煩雑化してくるんじゃないかなというふうに懸念をされます。ただでさえも、ケアマネジャーの確保ということが常日ごろから課題となっておりますし、またそのケアプラン、ケアマネジメントをどういうふうに維持していくのか、安易な形でケアプランを作成するのではないかという懸念もあるわけですが、この辺の課題については、総合事業を実施するに当たって、日置市ではどういった形で考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

ケアプラン作成とケアマネジャー等の確保についてご答弁いたします。

総合事業対象者のケアプランにつきましては、地域包括支援センターのケアマネジャーが主に担当いたしましてケアプランを作成していくということになります。ただし、利用者の状況等によりましては、居宅介護支援事業所への委託も必要になってくるというふう

に思っておりますので、その時点で検討しながらやっていくというふうになるかと思いません。

ケアマネジャーの確保につきましては、主に包括のほうで担当してまいりますので、大変になってくるわけではありますけれども、件数といたしましては、差ほど大幅にふえるということは今のところ想定しておりませんが、総合事業移行に伴う対象者の数をしっかりと見極めをしながら、ケアマネの確保ということにも対応していきたいというふうに思っております。

それから、ケアプランの質の確保ということでございますが、こちらにつきましては、主任介護支援専門員が包括支援センターのほうにおりますので、必ずプランをつくる場合には、プランをつくった後には、主任介護支援専門員としっかりと協議して、この人が本当に自立に向けたプランができていのかどうかというふうな確認をしながら対応をしていくというふうな流れを、今構築しているところでございます。

以上でございます。

#### ○ 8 番（出水賢太郎君）

やはり、総合事業というのは、なるべく軽度介護者をいかに元気に維持していくか。一度、少しサービスを受けても、そのうち元気になって、やはり卒業してもらおうという、地域にもう1回また戻ってもらう、社会に参加してもらおうというのが今回の総合事業の目的だと思っております。ただ、それをやはりケアマネジャーがしっかりと分析して卒業させられるような道筋をつけてあげるのが非常に大事になってきますから、ケアマネジャーさんの存在というのは非常に大きいと思います。

ただ、今までもずっと話が出ていましたが、ケアマネジャーさんの人材不足、そして官民の賃金の格差というのが非常に課題になって

いるかと思えます。

あれは、平成26年度でしたか、ケアマネジャーさんの賃金を少し経験に応じて上げましたね。ただ、それでも民間の事業所のケアマネジャーさんと比べると、まだ格差が大きいということで、やはりこれは待遇を少し上げていく、そして人材を確保していく必要があるかと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

#### ○ 介護保険課長（福山祥子さん）

人材の確保についてご答弁いたします。

非常にケアマネジャーを募集をいたしましても、なかなか応募がないというのが現状でございます。それは、包括支援センターに限らず、民間の居宅介護支援事業所等でも同様の状況であるということは認識しているところであります。

その背景といたしまして、賃金とか勤務体制、そういうものが影響しているかどうなのかというところの調査まではできておりませんが、いろいろな情報を集めまして、そしてまた声かけ等をいたしまして募集の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○ 8 番（出水賢太郎君）

それでは、次に3番目の包括的支援事業について伺います。

在宅医療・介護連携推進事業、それから認知症の施策、生活支援の体制整備、そういう充実強化というのが、この包括的支援事業の中では新たに今回追加されております。

在宅医療と介護の連携というのは、非常に地域包括ケアシステムの構築の中でも大きな課題になってくるわけです。この医療と介護の連携をする中では、やはり行政と医師会、先生方の連携、それから例えば、在宅の医療介護から入退院するとき、病院とやりとりするときにはケアマネジャーさんとの情報の共有、こういったものがしっかりとされないと、き

め細やかなサービスは展開されないというふうに考えます。

特に、この医師会との連携という、医療と介護の連携でやっぱり医療のほうが協力をしてもらわないとこの制度は成り立たないと思うわけですが、行政としてこの医師会の連携について、どうお考えか、市長にお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、在宅医療、介護の連携の推進につきましては、特に医師会との連携が大事だというふうに認識しております。

27年度から地域支援事業に位置づけられました医療と介護連携のための中核会議を設置いたしまして、医師会や県の振興局と連携をいたしながら、医療介護資源の把握、また在宅医療推進講演会や多職種連携研修会等も開催するというようにしております。

今、ご指摘ございましたとおり、いろんな面におきまして医師会とは介護の問題もでございますけど、また学校教育の医療の問題、また健康保険の問題、いろんな問題につながっておりますので、十分今後とも連携していきたいというふうに思っております。

#### ○8番（出水賢太郎君）

非常に難しい問題でもありますが、やはり受け手になるお医者さん方の協力がなくてどうしようもありませんので、ここは市長がしっかりとお話を進めていただければというふうに思います。

それから、認知症対策についてお伺いをいたします。

日置市では、認知症地域支援推進員を配置しておりますが、厚労省は、それとはプラスして初期集中支援チームもつくって動くようにということで示されております。日置市では、実際にこの認知症の方々に対してどういった形で手助けをする体制になっているのか。

そういう形で具体的に推進員の方のお仕事もどういった形でされているのかをお伺いをいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

認知症の施策についてご答弁いたします。

認知症施策の状況につきましては、いろいろな施策を展開させていただいておりますけれども、先ほどご質問のありました、まず初期集中支援チームにつきましては、本市におきましては29年度から指導するというところで、現在準備を進めているところでございます。

また、認知症地域支援推進員につきましては、現在、地域包括支援センターの職員3名が資格を有しまして、認知症の施策、いろいろな施策がございますけれども、今現在は認知症カフェを地域に普及させようとか、認知症サポーター養成講座をもっと広げようとか、地域住民の方々に限らず、例えば金融機関の方々だったり、各種団体の方々にもサポーターを広げていこうとかという取り組みだったり、地域資源を把握いたしまして、そしていろいろなパンフレットをつくったりというふうなことを中心的になって動いているところでございます。

また、今年度、さらに2名の職員が研修受講というふうな形で推進員のほうも充実させていこうというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

認知症を予防するために本市では、筋ちゃん広場を中心に非常に活発に活動もされております。しかし、その中で脳トレーニングをやられているわけですが、先ほども申し上げましたが、医学的とか、科学的な効果というものが必要なんじゃないかなと思います。

それと予防するために、その高齢者の方々にどういふふうに参加しやすい雰囲気を持っていくか、また説得力がある説明をできるか

どうかっていうのも必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

先日、お知らせ版の中にチラシが入ってまして、認知症に早く気づくためのチェックリストというのも入っていましたし、あとこんなことありませんかっていうことで、それって認知症かもというふうに入っていました。あと、相談窓口もたくさん書かれていたんですが、もう少しこのようなのもカラー刷りするなり、ちょっと字が多過ぎるので、お年寄りの方、なかなか見づらいと思うんです、字が小さくて。もう少しわかりやすくつくっていただきたいというふうに思います。

福岡県小郡市に視察に行きましたが、そこでは脳若トレーニングといって、タブレット端末を使って、数字とか絵とかがどんどん出てくるんです。それを自分で書いて答えたりとか、例えば9つ絵があるんですけども、9つ絵があって、それが3分間覚えて、3分後にぱっと消えます、それでももう少ししたら、それに何の絵がありましたか答えてくださいということでテストをするんです。あと、それ以外にも、例えば、そのタブレットの中にはいろんなアプリが入っていますので、音楽とか動画だったり、そういうのを聞けたり、ゲームができたり、それをお年寄りが2人1組になっていろいろ話しながらやるんです。非常に楽しい雰囲気でした。一緒に行きました隣に座っています9番議員のほうも非常に興味を示されまして、これだったら男性の方でも、よく男性の方、いきいきサロンにも行きづらいということで参加率少ないと思うんですが、男性の方でも機械をタブレットをいじりながらできるということで、非常にいい形でありました。

今後は、やっぱりそういういろんなメニューを筋ちゃん広場の中でもやっていくべきだと思うんですが、その辺のほうはいかがお考えでしょうか。

## ○介護保険課長（福山祥子さん）

お答えいたします。

筋ちゃん広場におきましては、住民主体の広場ということで、住民の方々が主体的にその場を盛り上げていただき、参加者の方々と一緒になって運動をしたり、交流をしたりということで、そういうことが脳活性につながっているというふうに、私どものほうではそこを目的としました住民主体の広場というふうに位置づけております。さらにここから先ほどありましたタブレットとかを使って脳活性をしていくというふうな形の教室は、またそこからもう一歩形を変えた教室で開催していくというふうなことはできるのではないかとこのように思っております。

ただ、タブレットは一つのツールでございますので、いろいろなものを使いながら、何が一番いいのか、予算的なもの、そしてこの地域に何が合うのかというふうなことを検討を重ねながら、いい形での内容を計画して対応してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

## ○8番（出水賢太郎君）

市長は常々、健康寿命を延ばそうということで言われておりますので、脳の健康というものをどんどん進めていただけたらなというふうに思っております。

それで、先日、市が進めておりますオリーブオイルのオリーブの成分分析ということでエイザイさんと協定を結んで、成分の中に認知症の予防ができる成分があるんじゃないかということで協定を結ばれましたが、この辺は今後どのように活用されていくのか。まだ分析していませんから、何とも言えませんが、どんどんそういうのは活用していただきたいわけですが、エイザイさんとの協定について、今後、具体的に認知症対策にどのように活用されていくのか、今後の方針についてお伺いいたします。

### ○市長（宮路高光君）

今回、エイザイとの締結ということで、特に子どもオリーブを進めております。オリーブの成分という中におきまして、特にエイザイのほうでも二十数年前から、アメリカのほうで研究所を持っておりまして、そこでもいろいろと研究しているということでございまして、とりあえずはこの成分分析を一応お願いをするということが第一の目的でございます。

そのほか、さっきも言ったようにいろんな薬品会社があったわけでございますけれども、エイザイのほうがこの認知症に対します、大変すばらしい知能集団というのを持っていることもわかりましたので、特にオリーブの成分の分析も大事でございますけれども、今後はやはりこういう認知症に対しますご講演といいますか、いろんな人材の派遣とか、こういうものもやっていかなきゃならないと思っております。

今、議員からご指摘ございましたとおり、ちょうど25年、団塊の世代が75歳になる介護予防で今後一番考えていかなければならないのが認知症対策だと思っております。ここで、子どもはやはりいち早くいろんな情報を入れながら、市民の皆様方が安心して暮らせる、そういうまちづくりをするには、子どもがやはりいろんなあらゆる手を打ちながらこの認知症対策というものを今後とも進めていく必要があるというふうに思っています。

### ○8番（出水賢太郎君）

せっかくこういった高度な科学的な見地を持たれている会社でありますので、生かしていただいて、日置市がやはりこの日本の中でも認知症対策先進をいくような形で取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、今回、新たなこういう介護保険の制度改正になって、1問目でも話しましたが、地域包括ケアシステムの実現という中でポイ

ントになってくるのは、地域社会がどのように介護と向き合うか、高齢者を支援をしていくか、その社会づくり、地域づくりが必要ではないかというふうになってくるかと思えます。

例えば、例を挙げますと、高山地区公民館などは高齢者がつくった野菜等を蓬莱館に出したり、あとみんなが集まる時は送迎を車でしたりとか、地域で、要は高齢者の方々が家から社会に出て行くような仕組みを地区館でされている、非常にすばらしい仕組みだと思えます。

ただ、これは介護保険課だけではできません。やはり地域づくり課だったりとか、いろんな課がやはり連携して、市役所全体でこの地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでいかなければならないと思えます。

今は、どうしてもこの介護保険課だけが、この介護保険の事業の中で地域包括ケアシステムの実現ということで担っているように思われがちですけれども、やはり健康保険課だったり、地域づくり課だったり必要だと思います。特に、26地区公民館が核となって、この地域包括ケアシステムをつかっていく、厚労省も中学校区を拠点にやってくださいということでやっていますが、まさしくそれが地区館と自治会と一緒にやっていくというのが、現実的にもやりやすいやり方だと思います。この辺の連携、各課の連携はしっかりと庁舎内で進めていくべきだと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

### ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、この介護保険というのは介護保険課だけでは進まないと思っております。農林水産課も含め、いろんな全体的なものに絡んでおります。そういうプロジェクトチームをそれぞれ、専門的には介護保険のほうがあればいいですけど、やはり住民と接していく分については、またほかの

部署もたくさんございます。そのような中におきまして、今後、よりよい介護保険といえますか、高齢者の皆様方が住みやすい環境をつくっていくには、やっぱりそれぞれの連携を各課としながら、また今おっしゃいましたとおり、私どもにはすばらしい地区館制度というのが約10年ででき上がってまいりました。ここの部分とも十分連携をしながら、やはり底辺までいろいろと普及、効果いくような政策というのを進めるべきだというふうに認識しております。

#### ○8番（出水賢太郎君）

これで最後の質問にしますが、今言われたように、すばらしい地区館制度が日置市にはあります。ただ、それを実態として計画、運営するのは地区振興計画、そしてそれに基づいて地域づくり推進事業の実施にあります。

ただ、今の計画の中では、生活支援だったとか、こういった地域のケア会議だったりとかもあるんですけども、地区館の中でそういった介護に対する考え方というのが余り出されていない。いろいろ意見は、地区館の中でも自治会長さんの中とかからも民生委員の方からも意見も出ますけれども、具体的にこの生活支援に対してもどうという計画が出されていません。

今回の、今期の地区振興計画に当たっては、5つの柱ということで、健康づくりだったりとか花火もやりましたけれども、これにやはりメニューとしてしっかりとこの総合支援、総合事業だったりとか生活支援に対して、もう少しメニューとして地区振興計画の中にも取り入れていくべきだと思います。これがなければ実態が伴わないと思います。地区館でもしやるにしても。予算も地域づくり支援事業の中でも組めると思います。そういった部分で柔軟な対応が必要かと思いますが、今後の方針をお伺いをいたしまして、質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

地区館のほうには、3名の職員がおりますけど、基本的に専門的な職員ではございません。そういう中におきまして、大変大きな無理もさせるわけもいかないし、今は筋ちゃん広場とかいきいきサロン、そういうものの取り組み、そういうものが大事であるというふうに思っております。そういうある程度の専門性を必要とする部分については、それぞれ行政の中できちっとやっていかなければならない。今は今後の地区振興計画、そういうアウトラインはよろしいわけでございますけど、細かい部分についてできたら、地区館ではちょっと難しいというふうに認識しておりますので、やはり勉強する、協議をするということは大事なことでございますので、ここあたりも十分検討させていただきたいと思っております。

#### ○議長（成田 浩君）

次に、7番、山口初美さんの質問を許可します。

〔7番山口初美君登壇〕

#### ○7番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

私に寄せられた市民の声を真っすぐに市政に届け、実現のため、今回は大きな項目で4つの問題について、一般質問を行います。

まず初めに、受動喫煙防止の具体策について伺います。

厚生労働省の生活習慣病予防のための健康情報サイトEヘルスネットによりますと、たばこの煙には60種類以上の発がん物質が含まれ、喫煙することでがんになるリスクが高くなるとあります。

厚生労働省の平成26年国民健康栄養調査では、この10年間で喫煙者数は減少していますが、男性の32.2%、女性の8.5%が喫煙しています。

さて、たばこを吸わない人が有害物質を含

むたばこの煙をすわされることを受動喫煙といひます。喫煙者が吸い込む主流煙に比べ、たばこの火の先からでる副流煙は、より毒性が強く、周囲の人に健康被害をもたらします。副流煙には、有害物質200種類以上、発がん物質は60種類が高濃度に含まれています。たばこを吸う人も吸わない人もまず身を守るためには、正しい知識が必要と考えます。受動喫煙による急性と慢性の影響にはどのようなものがあるのか、お示しいただきたいと思ひます。

さて、2016年度の診療報酬改定で、若い人の禁煙外来受診が健康保険適用になりました。ですから、この禁煙外来を活用して、やめたいのにやめられない喫煙者に対してのやめる支援を実施できないか伺ひます。

そして、次に市民の皆さんからの要望ですが、公共施設内での禁煙徹底のためにステッカーの掲示に取り組まないかということについて伺ひたいと思ひます。

公共施設といってもいろいろありますが、既に禁煙や分煙が徹底されている施設もあるわけですね。地域の自治公民館などでは、平気で周りへの迷惑を余り考えずにたばこを吸われる方がまだまだあるというような声が寄せられています。特に、お酒が入ると歯どめがかからないように見受けられるという声が寄せられております。

公共施設は禁煙であるべきなのに、それがなかなか守られていない実態がありますので、禁煙または禁煙にご協力くださいというようなステッカーをつくるなりして、市として、行政としてステッカーの掲示に取り組んでいただけないでしょうか。

また、喫煙や受動喫煙による健康被害についての学習会やシンポジウムなど取り組まないか伺ひます。

そして、本市は健康づくり条例を制定しました。その町にふさわしい受動喫煙防止の具

体的な政策について、どのような考えをお持ちか伺ひます。

次の質問は、脱原発についてです。

まず、原子力防災訓練はいつ、どのように行う計画か、進捗状況を伺ひます。

そして、熊本地方の地震を受け、九州電力に対し、現在稼働中の川内原発を緊急に一旦停止し、点検するよう新しく知事になられた三反園知事は、8月26日に要請されました。9月5日に、九州電力の回答は停止せず、定期点検で行うということでありました。その2日後、再度、県知事は、9月7日ですが、福岡の九電本社に出向き、即時一時停止を要請されました。その2日後の9日には、九州電力の瓜生道明社長が鹿児島県庁を訪れ、即時一時停止には応じられないということで、再度要請を拒否されました。この間の新知事の行動や九州電力の対応について、市長の見解を伺ひます。

次に、小中学校のクーラー設置について伺ひます。

小中学校の普通教室は、学習に適した温度になっているのかどうかということについて、まずお尋ねします。また、各学校や保護者等からの要望はどういう状況なのか、お聞きしたいと思ひます。

そして、以前、私がこの問題について質問した折に、鹿児島市の小中学校へのクーラー設置は、降灰対策事業として進められたことから、本市でも農業用ハウスの補助事業などが降灰対策事業として取り組まれている現状がありますので、小中学校への普通教室へのクーラー設置も降灰対策として県に要望されるよう申し上げておりましたが、県へ要望されたのかどうかということをお尋ねいたします。

最後の質問は3つの医療費、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の助成制度を現物給付、窓口無料にするよう県に



要請することについてです。

鹿児島県の3つの医療費、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の助成制度は、いずれも償還払い方式です。病院の窓口で一旦支払って、後で返ってくるわけです。しかし、これでは手もとにお金がなければ、病気やけがなど、具合が悪くても病院に連れて行くことがすぐにできない場合もあつたりします。

新しく知事になられた三反園知事は、子ども医療費は窓口一時払いを完全にゼロにしますと公約に掲げています。この政策を実現に向けて、前に進めていただくよう、本市からもぜひ県へ要請していただきたいのです。

市長の見解を伺いまして、1回目といたします。

**○議長（成田 浩君）**

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時15分開議

**○議長（成田 浩君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の答弁をもらいます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の受動喫煙防止の具体策を問う。

その1でございます。受動喫煙の急性の影響は、目やのどの痛み、心拍数の増加や血管が収縮するなどが見られます。慢性の影響は、肺がんを初めとしたほとんどのがんや脳卒中、心臓病などの動脈硬化と関連した循環器の病気、または流産や早産、低体重児出産など多くの病気に影響が見られます。

2番目でございます。特定健診で喫煙状況を確認し、保健指導の際に禁煙が必要な方には禁煙の勧めとやめたい方には、禁煙外来を案内しております。

3番目でございます。学校や、官公庁を初めとして、多数の方が利用する施設では、健康増進法で受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずることになっております。ほとんどの公共施設におきましては、分煙あるいは禁煙が徹底されております。ステッカーの掲示については検討してまいります。

4番目です。喫煙や受動喫煙に焦点を当て、学習会やシンポジウムにつきましては、現在のところ予定していませんが、これまでに元氣まつりや保健推員進研修会、出前講座などでがん予防や生活習慣病予防といった内容の中で、禁煙等に触れることもございます。今後、このような場や、広報紙等を活用して喫煙や受動喫煙による健康被害について啓発してまいります。

5番目でございます。まずは、市民の意識を高めることが重要と思われれます。昨年度は、広報紙に受動喫煙防止の特集を組み、啓発を図ったところでございます。今年度も世界禁煙デーに合わせて、お知らせ版で周知いたしました。飲食店では、たばこの煙のないお店を県に登録していますが、伊集院保健所管内が県内で最も多い割合で登録されておりますので、引き続き県と連携して啓発を図ってまいります。

2番目の脱原発について。

その1です。原子力防災訓練については、県や関係自治体と共同して訓練を実施予定でございます。開催時期を含めて、今後、県や関係機関と協議してまいりたいと考えております。

2番目でございます。このことについては、知事の公約の中で言われたこととございまして、それぞれ今、経過があったようでございます。私の立場でこれがどうこうということはコメントはちょっと難しいという状況であるというふうに思っております。

3番目については、教育長のほうに回答を

させていただきます。

4番目でございます。

3つの医療費、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の助成制度を現物給付にするよう県に要請するというところでございます。

現在、重度心身障害者医療費助成とひとり親家庭等医療費助成については、請求手続が必要な償還払い方式となっており、子ども医療費についても、自動償還払い方式となっています。償還払いについては、利用者の手続を軽減するために、委託による申請書の回収方式について検証しているところであります。

今後、現物給付方式を取り入れるためには、助成制度の見直しや県内の医療機関の協力が必要となりますので、他市町村等の動向を見ながら要請をしております。

以上で終わります。

#### ○教育長（田代宗夫君）

小中学校のクーラーの設置について、お答えいたします。

1番目ですが、日置市で独自に調べた最近の状況では、25校平均しますと、最高気温が31.2度、最低気温が27.9度となっております、特に学習に適さない室温ではないと考えております。

2番目ですが、近年の実績として25校中、ある一つの学校からは午後から西日が入るなどの理由で、何とか空調の設置はできないかという要望は出ておりますが、ほかからは特に要望は出てきておりません。

3番目ですが、教育委員会としても機会があるたび県へは要望をいたしているところですが、県の市長会におかれましては、平成24年度から降灰防除地域、隣接地域における学校への空調設備等設置に係る財政支援についてを要望事案として協議をされており、国庫補助の適用範囲を拡大するよう、毎年、継続して県や国に対して要望しております。

以上です。

#### ○7番（山口初美さん）

一通りご答弁いただきましたので、また最初から質問していきたいと思っております。

確認なんですけれども、市役所の本庁や支所など禁煙が徹底されているのかどうかについて伺いたいと思っております。

たまに、庁舎内で吸っている人がいるんじゃないかというような情報も寄せられておりますので、この点についてご存じでしたら伺いたいと思っております。

#### ○財政管財課長（鉾之原政実君）

本庁につきましては、本庁の建物と中央公民館の連結部分がございまして、こちらのほうに喫煙所という形で設けておりますので、外来者を含めて、こちらのほうが喫煙するスペース、それから、職員については、車庫がございまして、そちらの車庫のほうの1室が、これは表に面していないところでございまして、喫煙所としております。それから、中央公民館の2階の部分の、これは室外のところですが、ドアを開けた外のほうに喫煙のスペース、3カ所設けております。

以上でございます。

#### ○7番（山口初美さん）

喫煙しておられるのを目撃された方などから、ちょっと情報がありましたので、念のために伺ったんですが、もし守られていない点がありましたら、今後、きちんと守っていただくようお願いというか、そのようにしていただきたいと思っております。

受動喫煙による急性の影響、また慢性の影響を今ご答弁いただきましたけれども、子どもへの影響が気管支炎や中耳炎、乳幼児突然死症候群などを引き起こし、知能や精神発達の影響も報告をされていますので、つけ加えておきたいと思っております。

本市の医療費削減のためにも、受動喫煙を防止するという事は本当に大切なことと考

えますが、この点、市長はどのような認識をお持ちなのか、再度伺いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

このことについては、大変害であるというのは認識しております。今後も、特に健康保険課のほうがこのことに取り扱っておりますので、またいろいろと推進していきたいというふうに思っております。

**○7番（山口初美さん）**

わかりました。本市の健診の際にも、問診票で「たばこを吸いますか」というような設問があってお答えいただいて、大体、喫煙者の数というのは本市でどの程度つかんでおられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

**○健康保険課長（篠原和子さん）**

それでは、お答えいたします。

特定健診のほうでは、40歳から74歳を対象と実施しておりますので、その際は6,334人中、750人吸っているというふうにお答えになって、11.84%となっております。

そのほかに、昨年、健康実態調査のほうをいたしまして、そのほうでは20歳から74歳に3,747人に対して実施しておりますので、こちらのほうがほぼ現実に近い数字かと思って報告いたしますが、全体のほうでは18.7%、男性が32.3%、女性が5.4%という喫煙率になっております。

以上です。

**○7番（山口初美さん）**

その中で、やめたいと思うかとか、本数を減らしたいと思うかとか、その辺のことを聞いたりはおられないのか。その辺ちょっとどうなのでしょう。

**○健康保険課長（篠原和子さん）**

先ほどの健康実態調査のほうで吸っておられる方に、やめたいと思われませんかという質問をしております。その結果としまし

ては、やめたいと答えていらっしゃる方が13.3%、できればやめたいという方が34.2%、計47.5%です。そして、本数を減らしたいという、節煙といえますか、そういうほうにお答えなさっている方が26.0%ですので、それを含めると73.5%ということになりまして、4人に3人は禁煙ないし節煙ということを希望しておられます。

以上です。

**○7番（山口初美さん）**

今お答えいただきましたように、吸っておられる方もやめたいと思っておられる方が結構たくさんいらっしゃるわけです。意外な感じがいたしますけれども、先ほど禁煙外来を活用しての喫煙をやめるための支援ということで伺いましたら、今も禁煙外来のことはお知らせしているし、案内をしているというようなことだったんですが、本市には禁煙外来を行っている医院が確か8つほどあると聞いておりますが、それをここでご紹介していただけますでしょうか。

**○健康保険課長（篠原和子さん）**

禁煙外来を開設されている医療機関としましては8つございまして、伊集院地域のほうに6カ所、東市来地域に1カ所、日吉地域に1カ所となっております。

**○7番（山口初美さん）**

国立がん研究センターのインターネット調査では、喫煙者の半数以上が禁煙したことがあると答えており、やめたいと思っている人は7割以上だったそうです。大体、今、報告していただいた数字と類似しているかと思いますが、日置市内にも8つも禁煙外来を行っている病院があるということで、実際にその禁煙外来に外来を受診されて禁煙に成功された方があるもののでしょうか。つかんでおられますか。

**○健康保険課長（篠原和子さん）**

特定健診のときに特定保健指導という指導を受けられる方で、最終的に禁煙をしたかというようなところの設問はあるんですが、特定保健指導になられる方は、余り喫煙なさっていないという現状でございますので、その辺は自主的に外来に行かれた方の情報というのは私どもは持っておりません。

以上です。

#### ○7番（山口初美さん）

禁煙に成功された方の声を少しお聞きしましたら、たんや咳が出なくなった、食欲が出てご飯がおいしくなったというような、大体私がお聞きした感想はこういうことなんですが、学習会やシンポジウムは今のところ特に考えていないというようなことでしたが、せっかく市内の禁煙外来をやってくださっているお医者様などにぜひご協力いただいて、また禁煙に成功された方々の体験とか、そういうのをお話を聞くような機会があれば、そういうことができれば大変意義のある学習会やシンポジウムができるのではないかとご提案しておきたいと思っております。

ステッカーのほうは、今後検討したいというようなことだったんですが、ひと目見て禁煙なんだということがわかれば、本当に禁煙が徹底していくと思うんです。しかし、何もそういうものがなければ吸っていいのかなと思う方もあられるかもしれません。ぜひ、ステッカーの掲示は検討していただいて取り組んでいただきたいと思っております。私が、今回受動喫煙防止の質問をするということを知ったある方が、市が行うイベントとか地域などの行事、祭りとかそういうときに分煙や禁煙をもっと徹底してほしいという声もたくさん寄せられました。

分煙されていても、喫煙所が指定されていても、そこからやはりにおいや煙が空気中を流れますので、本当にみんなでイベントを楽しむためには快適な環境でみんなが健康被害

なく楽しめる、そういう状況を行政としても、ぜひ市全体に指導していただきたいと思うわけですね。なかなかたばこを吸っている人に直接、たばこを吸わないでくださいということではできませんので、ぜひ行政のほうで禁煙、それから分煙の徹底などの呼びかけを行ってほしいんですが、その点についてもう1回伺いたいと思っております。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

やはり、そのイベント等での喫煙というのは、私どもも苦情として聞いております。その辺は、各課連携しまして徹底していきたいと思っております。

そして、健康づくり推進協議会を昨日開いたんですけど、その中でもいろいろと関係団体とか行政のほうも入っていただいておりますので、その辺で一緒になって啓発をということにしたいと思っております。

昨年度、その広報ひおきのほうで9月号に特集を組まさせていただきました。そのときには、やはりいろいろ吸わない人の声を代弁して掲載したり、やめた方の声ということも入れておまして、やはり市民全体への普及啓発というのをしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

#### ○7番（山口初美さん）

4年後に東京オリンピックが開催をされることが決まっておりますので、日本の国を挙げて、この受動喫煙防止の運動が進んでいくと思っております。

2008年にオリンピックを開催された北京では、やはり禁止規定の範囲が広がって、禁煙の徹底が進んでいるようです。

世界各国で受動喫煙防止などたばこ規制が進んでいる状況があります。ですので、本市もぜひいろいろな具体的な対策をとるというふうな切に要望するわけですが、飲食店などでの受動喫煙がやはり多いということを市民の声

で寄せられています。先ほどは、日置市は割と分煙も進んで、鹿児島県内でもたばこの煙のないお店を県に登録される、その取り組みの中では伊集院保健所管内が県内でも最も多い割合で登録されておりますので、引き続き県と連携して啓発を図っていきたいということでございました。ぜひ、飲食業やまた商工会などへも啓発など行っていただければと思うんですが、その辺は市としてはどのようにお考えでしょうか。保健所がやる仕事なんでしょうけど。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

先ほど、たばこの煙のないお店というところで登録数でございますけれども、市民の皆様の陳情のほうも出ておまして検討しているところがございますけれども、現在、登録数が38、6月の時点でしたけれども、それからまた3店舗ふえておまして、41店舗のほうに広がっております。

結構、日置市は古民家が多いです。そちらのほうの禁煙というところが徹底されているところなんですけれども、居酒屋さんでありますとか、やはりお酒が入る席の部分では非常に困難さを、実態調査を通しまして感じているところがございます。

協力としましては、先ほど県ということができましたけれども、県のほうでは飲食店の営業許可というような制度がございますので、その時点で必ず禁煙に取り組む、分煙に取り組んでいただくようお願いと同時に、いろんな会場で商工会とかそういったところにも出向いて、積極的に今そのことを徹底されているようです。

私たちも、やはり先ほど言いました、全体的な取り組みと同時に県と一緒にしながら飲食店の方々への協力というの、商工会等も一緒にしながら進めていきたいと思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

ぜひいろんなところと連携して、この運動を進めていただきたいと思います。

イタリアの例を一つご紹介しますが、妊婦のいる店内でたばこを吸わせると店主の罰金が倍になるそうです。海外でもいろいろな取り組みがされています。子どもや胎児を社会で守るということを見習おうというような呼びかけなどがありました。

市民の健康づくりを積極的に取り組む町として、このような受動喫煙防止の取り組みを行政が、町全体が協力するように、今後この取り組みを期待していききたいと思います。今後、町を挙げて受動喫煙防止に取り組んでいくことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

脱原発の質問です。

原子力防災訓練については、まだ日程も何も決まっていないということです。「県や関係自治体と共同して訓練を実施する予定であります、開催時期を含めて、今後、県や関係市と協議してまいりたいと考えています」ということでもございました。

ぜひ、この原子力防災避難訓練を行う際には、熊本地震での教訓を生かすことが必要だと考えます。熊本地震では、多くの家屋が倒壊し、避難所も危険があり、住民の多くが車の中で過ごしました。こうした実態を踏まえ、地震と原発事故の同時発生では5kmから30km圏は屋内退避を基本とした、今現在の原子力災害対策避難計画のままでは、市民の安全を守ることはできないと考えます。避難先に指定されているところが避難所として使えない場合の対策、また、屋内退避ができない場合、避難所にどういうふうに避難をすればいいのか、そこら辺のことも検討される中でいろいろ決まってくとは思いますが、今の日置市の避難計画をどのようにするのか。今のままの避難計画で避難訓練を行うということはなかなか、私としては考えにくいわけ

なんです、そこら辺についてのご見解をひとつ伺っておきたいと思います。

**○総務課長（今村義文君）**

現在の日置市の避難計画の見直しというようなことだと思います。

これにつきましては、現在、国、県とも協議をされております。また、新知事になってから、県のほうも今協議中であります。日置市の避難計画につきましても、県のそういった指導に基づいての避難計画でございますので、県の状況を現在注視して、その方向に従って計画の見直しが必要であれば、その方向に進みたいと考えているところでございます。

**○7番（山口初美さん）**

今、川内原発は動いていますので、いつ、どんなときに事故が起こるかわからないわけです。地震や津波、大雨、雷、台風、竜巻、予想外、想定外の自然災害と同時に原子力災害が起こったらどうなるのでしょうか。

活断層や大きな火山が私たちの近くにあつて、大地震や火山噴火が起きる可能性は十分にあるわけです。そういうときでも、実際に役立つような訓練、市民全員で取り組む訓練をやる必要があるという人もいます。

私たちは、ふるさとをなくしたくありませんし、家族や地域の人たちと離れ離れになるのもいやです。そんなことは絶対ないと言いきれる人は誰もいないわけです。大切なのは住民の安全です。住民が不安を指摘している以上、本当にそれに真剣に応えるべきではないでしょうか。

九州電力は、そういう市民の声を無視して定期点検で点検はやるというようなことを言っているわけですが、真剣にそういう住民の不安に応えるべきだというふうに私は考えますけれども、この点を市長はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

三反園知事のほうは、再三一時停止ということで要請を持って行ったのを十分認識しております。その中で、避難経路または避難のあり方、こういうものについて、以前よりハードルを高くした中で回答があったというふうにはお伺いしております。

やはり、私どももそういう避難経路、特に福祉施設等を含めたそういう避難のあり方、こういうものもやはりさっき総務課長が答弁しましたけど、私ども、県のそれぞれの見直しが行われるというふうに思っておりますので、市におきましてもそれに準じて見直しもしていかなければならないというふうに思っております。

**○7番（山口初美さん）**

九州電力は、川内原発の運転停止を受け入れられない理由として、原子力規制委員会が熊本などの九州地方の地震の後も、川内原発の安全性に問題はないとしているということを挙げています。

しかし、福島事故を見れば一目瞭然ですけども、原発は未完成の技術で、原子力規制委員会や政府がどんなに合格ですと言っても、事故が起きない保障にはならないわけです。

この点、済みません、市長、もう1回聞きたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

この安全性については、さっき原子力規制委員会のほうも答弁しておりまして、私どもがそのことについてどう答弁するあれはないというふうに思っています。

基本的には、やはり脱原発といいますか、今後のあり方として原子力というのはやはり廃止していく必要があるというふうに思っております。それには大変大きなエネルギーといいますか、この再生エネルギーを含めた新しいエネルギーというのをこの間に構築していかなければ、基本的に経済活動をしていく

には電力というのは必要でございますので、ここあたりも十分、私どもの市もエネルギー政策については、今後も重要課題として取り組みをしていきたいというふうに考えております。

**○7番（山口初美さん）**

わかりました。三反園知事も県議会の所信表明演説の中でも、原発に頼らない社会を目指していくというようなことははっきりとおっしゃっております。そのためには、やはり安全なエネルギーを使っていく、そういう方向に大きく転換をしていく、そのことは本市も一生懸命、今でもやっているわけでございます。その点は、高く評価しておりますけれども、熊本の地震では道路は寸断され、高速道路も通行不能になりました。新幹線もとまりました。避難することさえできなくなるかもしれません。そんなことを考えますと、ひとたび事故が起きれば、人の手には負えない危険な原発は、早くなくすべきだと考えます。多くの市民もそういっています。私も、本当に心の底からそう思っています。住民が安心して安全に暮らすために、原発ゼロを決断し、これ以上核廃棄物をふやさないようにすべきです。ぜひ、市長も三反園知事とともに力を合わせて、原発に頼らない社会を目指して、市民の安心・安全のために力を合わせていかれることを期待して、次の質問に移ってきたいと思います。

小中学校の学校の普通教室のクーラー設置の問題ですが、以前、私、このことを取り上げたことがありましたけれども、そのときは先生方とかいろんな方から取り上げてくれてありがとうというようなお礼まで言われたことがありました。要望は余りないというようなふうに教育長はおっしゃいましたけど、要望は確かにあるということをお知らせしたいと思います。

学校の教室の温度計っていうのは、各学校

の各教室に設置してあるんでしょうか。それをどういうふうに何時に、誰が測って、そしてそういうのはきちんと記録されているんでしょうか。その点について伺いたいと思います。

**○教育総務課長（松田龍次君）**

お答えいたします。

学校環境衛生基準というものがございまして、この中で1日1回以上測りなさいというふうになっておりまして、普通教室、特別教室、職員室、保健室、そういったところに温度計を設置してございます。

その中で、今回、朝、昼、夕方といった形で3回ほど計測をいたしているところであります。

**○7番（山口初美さん）**

気温というのは変化しますので、朝一番に測った場合とまた昼に測った場合、そういう温度はやはり、私はクーラーの設置が必要ではないかということで取り上げておりますので、やはり最高気温になるような時間に測っていただくのが望ましいと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。

**○教育総務課長（松田龍次君）**

今回、測定をしました時間につきましては、朝10時、それから昼の12時、昼の2時ということで、3回ほど計測いたしております。

**○7番（山口初美さん）**

それは、私が今回質問するという通告を出してから後の集計なんじゃないかと思うんですが、実際、温度はどうだったんでしょうか。

**○教育総務課長（松田龍次君）**

先ほど答弁の中にもございましたとおり、最高気温が31.2度、最低気温が27.9度というのが、市内の25校の平均でございます。

**○7番（山口初美さん）**

平均ということで伺いましたけれども、よく日が差し込むところと、影のところでは、

温度は違うわけですし、3日ほど測りましたということでしたので、今後、それを継続して、ぜひ実際どのような温度の中で子どもたちが授業を受けているのか、そこら辺をきちんとやはり掴んでいただきたいと思います。

近年、熱中症で学校で、今、体育祭などでそういう授業などもあって熱中症で運ばれたとかいうようなこともあるわけなんですけど、実際、その熱中症の予防のためにもクーラーの設置が必要になっているというふうに私は認識をしております。

県立の楠隼中学校、新しく大隅のほうにできた全寮制の中学校があるんですが、そこはもう全国から優秀な生徒が集まっているというようなことで皆さんもご存じだと思うんですが、ここはもう冷暖房が完備されているわけです。そういうところが優遇されて、私たちのところにクーラーがないというのでは、差があるのはおかしいというふうに考えます。

今回の教育長の答弁でも、特に学習に適さない室温ではないというふうにご答弁をいただきましたけれども、これをぜひ調べ直して、今後きちんと計測していただいて、きちんとしたデータをつかんでいただきたいと思います。

そして、教育委員会としては機会あるたびに県へは要望していただいているということなんですが、この要望はぜひ実現するまで続けていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

当然、県の市長会のほうで大きな立場で要望をしていただいております。教育委員会のほうは、施設課のほうにお願い等はしておりますけれども、私どもが言うよりは市長会のほうでそういう要望をもとに検討をしたほうが効果はあるんじゃないかなと思っておりますので、以上です。

#### ○7番（山口初美さん）

わかりました。そのように引き続き声を上げていていただきたいと思います。

最後の鹿児島県の3つの医療費の問題です。

せっかく日置市も10月から子どもの医療費が中学校卒業まで無料になるわけです。このような制度があるにもかかわらず、病院の窓口では一遍払わないといけないというような、そういう現状にあるわけなんですけど、この現物給付になっていないのが、九州管内では鹿児島県と沖縄県だけなんです。お母さん方の声としては、やっぱり病院の窓口で無料になれば、どんなに助かるかわかりませんという、そういう声です。ぜひ、住民福祉の向上のために、せっかく県知事もそういう窓口で無料になるようにするというような公約を掲げておられますので、ぜひ本市からも声を上げて、その知事の政策が実現するように後押しをしていただけたらと思っているところです。

この点について、再度答弁をお願いします。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございました、知事のほうも公約でしておりますし、私ども市長会の中でもこのことについては、それぞれ19市が同じ考えでございますので、県のほうにいつも要請をしていきたいというふうに思っています。

#### ○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

#### ○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、上園哲生君の質問を許可します。



〔9番上園哲生君登壇〕

○9番（上園哲生君）

さきの通告に従い、市民が心底安心して大災害への備えが整えられているという思い、そのための方策に実効性があるという確信につなげるために、現状を踏まえながら質問をいたします。

現在、指定されている避難所の適正、さらに避難所までの避難通路の安全性、一番重要な情報提供のあり方、また国からのさまざまな要望への対応について伺います。

今現在も、日本列島至るところで震災や台風等による風水害による傷跡が残され、被災された方々は、もとのような生活に戻るために懸命の努力を続けておられます。過去に何度もこのような経験を目の当たりにしながらも、自分たちが直接経験するまでは楽観主義のままで生活してきております。直接経験して初めてその大変さに気づいても遅いのです。

そこで、最初の質問をいたします。

まず、市民の命を守ることが最重要であります。そのために、今現在、指定されている全ての避難所が本当に安全なのかということであります。

さきの6月議会の質問の中でも、旧耐震基準で建設された避難所が4カ所あるとの答弁でした。耐震基準はクリアしても、避難所の位置が川のそばや高度の低い冠水しやすい通路を通らなければ避難所にたどりつけないなど、避難所としての適正ということをどのように認識されておられるのでしょうか。

さきの答弁の中でも、見直しを検討するという答弁もありましたが、迅速に対応しなければなりません、その見直しはどのように進めておられるのでしょうか、伺います。

次に、情報の発信、やりくりについて質問いたします。

自然災害に対し、適切なタイミングで適切な情報を提供することは難しいものがありま

す。本市の特徴は、大変広く、気象警報で全ての地域がおさまりきれないところ、また数多くの介護施設が存在するところでもあります。台風10号による岩手県岩泉町の介護施設において、避難準備情報を発信しながら、その情報の意味合いが理解されておらず、結果として生かすことができず多くの被害者を出してしまったことは、痛恨の極みであったと思います。このことも教訓としながら、避難準備情報、避難勧告、避難指示などの判断基準やその情報に対する行動の意味合いを具体的に周知することが大変重要になってきております。現状、どのような状況で、今後どのように望んでいかれるのか、伺います。

広い本市の中では、1つの気象予報と異なる状況が多々あります。沿岸部、山間部などそれぞれ特徴ある自治会が存し、そこには自主防災組織もつくられてきました。そして、コミュニティー無線の活用により、その自治会だけの情報発信もできるようになってきました。当然、自治会独自の判断で避難情報も発信するようになってきております。自治会独自の判断、行動という点について、どのようにお考えになるか伺います。

3項目めの質問としまして、国も災害対策基本法を改定しながら業務継続計画BCPの作成、災害時の避難要支援者の名簿作成義務などの要請がされていると思いますが、現状、どのように対応され、それらを具体的に活用する取り組みについて伺います。

迅速かつ具体的な対応を迫られる災害対策でありますので、市民の安心感が広がる答弁を期待しまして最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の災害に対し、安全性が確保された避難所への安心感ある避難方策について。

その1でございます。現在、指定避難所は46カ所あり、うち5カ所の耐震性が確認さ

れておりません。今後、確認されていない建物で指定避難所の変更を2カ所、耐震診断を3カ所実施してまいりたいと考えております。

2番目でございます。判断基準については、土砂災害など各種災害において発令基準を設けております。種類については、災害の深刻度に応じて避難準備情報、避難勧告、避難指示と3段階あり、広報紙等を通じて周知を図っているところでございます。沿岸部、山間部等の自主防災組織においては、気象情報、市の情報をもとに早め早めの対応をお願いしているところでございます。

3番目でございます。名簿作成の義務づけに伴い、平成26年3月に避難行動要支援者名簿を作成しました。また、平成27年度に避難行動要支援者システムの整備を行い、名簿の充実を図っているところであります。名簿が整い次第、同意が得られた方は消防、警察、民生委員等に情報提供してまいります。

以上でございます。

#### ○9番（上園哲生君）

ただいま、市長より一通りの答弁をいただきましたが、少し各論的なところも含めまして質問してまいりたいと思います。

まず、今また台風16号が迫って来ておりますけれども、実にいろいろな災害があります。特に、4月には熊本地震もありました。そういうことで避難所の耐震化ということに注視してきたわけですが、この避難所という、避難所の場所的なこともありまして、そのまず耐震のことが1つの基準として考えてまいりましたけれども、ほかの要素も避難所の適正として考えていかなければならないところが出てきたと思います。

そこで、最初に耐震性のことについて質問をいたしますけれども、先ほど5カ所ということで答弁があったわけですが、その中には今度新しく避難所となった日吉の中央公民館、この間、26カ所開設されたとこ

ろの一つでしたけれども、初めて新しく建てられた市庁舎の2階が中央公民館ということで避難所の指定になったんだらうと思いますけれども、そういうことで少しずつ耐震性の問題も解決を図りながら進んでいることはよく認識をしております。

しかしながら、まだ吹上地域の中央公民館でありましたり、あるいは飯牟礼の地区公民館の児童館が今度開設をされましたけれども、そういうところはまだ耐震のところがなされていないという形で、今の答弁の中で指定避難所の変更が2カ所、耐震診断が3カ所実施してまいりたいという答弁でありましたけれども、少しこらを具体的にご説明いただけたらと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

避難所の変更ということで、特に日吉地域の吉利中区の公民館と草原の公民館、これを避難指定所にしておりますけど、基本的にこの避難所は個といいますか、自治会のものでもございまして、私ども市の所有するものではございませんので、これは若干変更していきたい。地域の皆様方と十分話をして、場所を変更して考えております。

それと今言ったように、診断をしていないところ、東市来の川原記念館、伊集院地域の飯牟礼地区館、吹上中央公民館、この3カ所については早い時期に耐震診断をしていきたいというふうに考えております。

#### ○9番（上園哲生君）

確かに、その各自治公民館が避難所になっているところがどうであるのかということもあろうかと思いますが、実際的には、後ほどちょっと質問の中でも触れていきますけれども、ここまで各自治会で、そして自主防災組織ができてきますと、そのいろいろな協議でその避難所までのアクセスの距離であったり、その道中の問題であったりしますと、その地域のお住まいの方々が一番よくわかる

ところがあるんです。

私どもの自治会では、自治会内に福祉の施設があるものですから、そこを建てかえるときに3階を自治会員の避難所として自治会と協定を結ばさせていただきました。ですから、その避難所の開設が大変すばやく、先ほど申しましたようにコミュニティー無線なんかで指示が出てくるわけです。そういうのを考えますと、なかなか避難所というものへの考え方というのがいろいろな観点から幅広く考えなきゃいけないじゃないかなという考えがするわけです。

例えば、この間、吹上地域で女性の各種団体との意見交換会がございました。そのときに一番最初に指摘、質問があった点が永吉地区の地区公民館の隣の体育館が今避難所の指定をされているわけです。そうした場合に、誰が見ても川のそばで、地区館はもちろん旧耐震で建てられた建物、体育館は新耐震基準で建てられた建物ではありますが、その入り口が公道より大変低くて、そして水が流れ込みやすいところを橋を渡ってその避難所へ来られる方、その前提の避難所指定というものなんかがあるんですけれども、ここあたりのもう長いこと検討されているという経緯もあるんですけれども、市長はどういうふうにお考えになっておられますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

この避難所の指定のあり方で、一番基本的なのは、その地域を網羅したとき、やはり距離的なものの中心的なものが第1の条件で指定していきます。今ございましたとおり、川とか崖の下とか、こういうのが第2に考えなきゃならないということでもあります。

特に、今ご指摘ございました永吉のほうも、ちょうど目の前に大きな川があるのも事実でございます。そういう中において、今後、自主防災組織の皆様方とやはり避難所の指定のあり方をまた十分考えていかなきゃならない。

ですけど、災害にもいろいろというのがあります。台風とか、津波、地震といろいろありますけど、ここあたりをどういうふうにして予備的なものときどこをどうするのか。基本的には、今それぞれ地区館がございまして、地区館の中でいろいろとご審議をさせていただいて、今2カ所程度という形の中でお話をしましたけど、もう1回こういう部分について、それぞれの地区館ごとに避難所がございまして、ここあたりもいろいろと自治会長さんたちととりあえずもう1回話しをしていきたいというふうに考えております。その上の協議の中で変更を余儀なくしていかなくちゃならない、そういうものは基本的に来年度中にはこういうものもきちっと整理をしていきたいというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

この災害が、市長がおっしゃるとおりいろんな災害がありまして、そして大災害につながるような、規模が大きくなっているようにも感じます。それだけに迅速なやっぱり方向性を示していただいて、そしてその方向に実現性を早めていただくことが、やはりその周りに生活をする人たちの市民の安心感につながりますので、ぜひともそこにはスピード感を持って対応していただきたいと思います。

そこで、例えば日吉地域の中央公民館、今解体をされて、そして新しい新庁舎の中の2階に和室を初め、一応避難所としての整いがなされました。けれども、これが今まであった市庁舎のところが解体されて、一応駐車場になることになっています。その前の道路のアクセスはいいんですけど、この一段低くなったところの市庁舎のところのこの道路アクセス、後ほどちょっと質問しますけれども、要支援者を誘導してきたときの、あの下の日置小中学校へのアクセスのあの道路は極めて狭くて、実際そのときに混乱が起こらないだろうかと考えたりもするわけなんですけど

れども、施設そのものがよくなったのであれば、その周りの環境の状況も配慮しなければならないと思いますが、この件についてはどういうふうにお考えになられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、場所もですけど、道路、ちょっとこれはきりのない状況の中であるのかなと思っております。今までもそれぞれ対応してまいりました。特に、今私どもも公的なこういう避難所の開設という部分をやっておりますけれども、特に福祉施設のところで、10カ所くらい日置市にはございますけど、こういう方々ともいざというときには避難所、そういうものにもお願いしていくという分を協定も結んでおります。あらゆる方面からいろいろと点検をしていかなきゃならないというふうには思っておりますけど、今のところは最小限の中におきまして環境的な道路整備の中におきます部分を整備していかなきゃならないというふうに思っております。

ちなみに、先般も台風のときにも避難準備情報を出しましたけれど、やはり私どもの意識の問題を道路とか建物が整っても市民の皆様方が動いていただかなければどうしてもならない。今回の台風の場合についても、先般出したんですけど、来て、避難した方はわずかなものでございました。でしたけど、私どもはやはり早め早めの対応ということで先般も出しましたけど、そういう環境的なものよりも自主防災組織をきちっと組織しながら、こういう部分について市民の皆様方にこのことの重大さというのをもう少し認識していただけるような啓発活動というのが一番先にくるのかなというふうに思っておりますので、まだ自主防災組織をしていない自治会もまだいっぱいございますので、ここあたりも十分今後併用しながらやっていきたいというふうに思っています。

#### ○9番（上園哲生君）

市長がおっしゃることもよくわかるんですけど、実際的にそこが本当に避難所として適正であるかということを確認すれば、何かあったときには、それは準備情報の段階でもう避難しておきましょうかという状況になっていくんだと思います。

ただ、その前提として、今2番目の質問に入りますけれども、具体的にわかりやすい情報の提供、そしてその情報に基づいてどういう行動をとったらいいのだろうかという、やはりそういう内容まで含めた周知、市長の先ほどの答弁では、広報紙等を通じて周知を図っているということではありますけど、どうもやっぱりそこらが市民の皆さん方にきちっと届いていないのではないかと、一応、報告はしてあるけれども、通知はしてあるけれども、とる側のほうでそこまでの自覚であったり、あるいは情報の内容の理解であったりというのが届いていないのじゃないかという感じがしますけれども、市長の認識はいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、この情報の伝達という中におきまして、市民の皆様方の理解度、こういう部分が十分でないというのも、私自身も理解しております。

今後におきましても、やはりそういう意識づけをいかにしていけばいいのか。今指摘ございましたとおり、いいものが建って安心すれば来るんだというご意見でございますけど、今実際、何回か何年かしてる中において、それだけじゃないというのも十分わかりました。建物とか道路がいいばっかしでは、皆さん方は来ていただけない。そういうことを含めて、今のこの10カ年の中では、さほど私でも日置市、本当に大きな激甚的な災害に見舞われておりません。やはり、こういうものを、私いつも思うんですけど、平成5年の8・6水

害、あれぐらいの大きなときの災害を、私、自分自身も味わいました。これももうみんな市民の皆様方も希薄になっているのも事実でございます。ここあたりをいろいろと想定しながら、また今後、市民の皆様方にそういう情報伝達がきちっといける方策もみんなで考えていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

そうした中で、やはり一番キーになるのが、今組織をされつつある自主防災組織の実際的な活動だと思います。自主防災組織をつくっただけでは、これは仏つくって魂入れずという形になりますので、これが実際的にどういうふうにその地域、地域、先ほど申しましたように沿岸部、山間部、それぞれ特徴が違いますので、川があるところ、あるいはよく土砂が崩れているところ、地域の人たちはよく存じておりますので、そうなってくると自主防災組織の判断であったり、あるいはその自主防災組織のリーダーの研修といたしますか、そういうものも大変必要になってくると思うんですけれども、そこらはどういうふうにお考えになられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、特に自治会長さんだと思っております、地域のリーダーとして。ここあたりもまた1年でかわったりしまして、私どもも苦慮しているのも事実でございます。そういうふうにして、長く自治会長さんをしている方は、それだけの意識を持っておりますけど、1年1年で変わる自治会長さんにとっては大変難しい状況がございますので、私どもはやはり繰り返しそのことについては、自治会と協議して、さっきおっしゃったように自治会組織が活動していかなきゃなりません。ただ名前だけであるという部分では、どうしようもないというふうに思っておりますけど、とりあえず自治会ごとに

自主防災組織という組織をつくっていただく、それからまた、その活動というのはまた自治会長さんかわっても、やはりいろいろとさせていただくような手助けというのを今後ともやっていきたいというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

今、市長の答弁を聞きながら、ちょっと不思議に思うのは、ここまでいろんな災害が起きてきて、そしてここまで行政のほうから自主防災組織をつくってくださいという指導をしながら、できないところは、そういうものができあがらないところはそのできあがらないだけのやっぱり理由が存在すると思うんです。そこらの分析、要するに自治会が小さくて高齢化が進んでどうしてもそういうところの防災のための人員も確保ができずに、なかなかそういう組織をつくり上げることができないというような実情もあるんだろうと思いますけど、そこらの分析の認識というのはどうなっているんでしょうか。

#### ○総務課長（今村義文君）

現在、今年度、4月1日で135の組織ができております。なかなか組織率としては83%ということなんですけれども、そういった今、議員のおっしゃった自治会自体の高齢化といったところでそういった組織の結成ができにくいということもこちらとしては把握はしているところでございます。そういったところで近隣の自治会と合同で結成をするとか、また地区館単位での結成をするとかいうような方法も今後検討していきたいと考えているところでございます。

#### ○9番（上園哲生君）

やはり、今後いろんなやり方を検討していくということでしたけれども、ここまで全体に呼びかけながらなかなかできないというよりは、つくれないといったほうがいいのか、そういう状況というものをしっかりと認識をされて、そしてそういうところにはどうい

やり方でやったらいいか、そしてアイデアであるとか、そういうものを創意工夫をしていただきたいと思います。

次に、これだけ大災害になってきますと、国のほうもじっとしておられないだろうと思うんです。ですから、国のほうも災害対策基本法の改定を図りながら、いろいろな要請を自治体にもしてきたと思いますけれども、その中でまず最初に、課長には申しましたけど、ちょっと通告の中では漏れているかもしれませんが、業務継続計画BCP、この作成をということで要請をされてきたと思います。これが6項目あったわけですが、これへの対応、今、市の対応としては地域防災計画で対応しよう、あるいはその見直しで対応しようというようなところもあるかと思えますけれども、そこら辺も踏まえて本当にそれでいいのか。市長の見解を伺います。

#### ○総務課長（今村義文君）

ただいまの業務継続計画BCPについては、この計画の独立した計画書というのは作成はしておりません。現在は、この業務継続計画の中核となる6要素が地域防災計画の中に含まれているということで、これで対応をしているところでございます。しかしながら、業務継続計画は行政が被災した場合に災害対応等の業務を適切に行うためのものであり、あらかじめ定める必要があると考えることから、今後策定を進めてまいりたいと考えております。

#### ○9番（上園哲生君）

私は、この国の要請の背景には、市長もよくご存じのとおり、東北のほうで津波のために、津波災害に町長、総務課長、本来であれば、そういうときに指揮をきちっとできる人たちが災害に巻き込まれ亡くなってしまった。そして、実際的には課長補佐の人が全体の指揮をとらざるを得なかった。そして、県のほうも支援体制を引いて、支援しますと

も何を支援してもらっていいのかが現場としてわからなかったというようなのが、そういう苦い経験に基づいて緊急時であっても大事なことの業務の継続性というのはできるんだという、それは日ごろからそういう訓練をして、そういう認識をきちっと持っているんだ、職員が、そういうところでできた災害時の業務継続計画を立てるということだろうと、私は認識しておるわけですが、その中で例えば非常時の優先業務の整理をと言っておられますけれども、この非常時の優先業務というのはどのくらいの項目で考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

#### ○総務課長（今村義文君）

項目ということでは、防災関係では今検討中でありますけれども、ことしの3月に新型インフルエンザの業務継続計画というのを策定しております。そういったことで、それに近い業務継続計画ということで、現在考えているところでございます。

#### ○9番（上園哲生君）

今から、その非常時の優先業務のそこも整理をされていくというようなふうにお聞きをしましたが、そうしますと当然そこに今度は職員の参集体制というものを、これもきちっと決めなさいということになっておろうかと思えますけれども、避難所を開設しますと2人の職員がそこに張りつくわけですよ。そういうことも含めまして、この実際、そういう大規模災害になったときに、職員をどういうふうな体制で参集をして、そして市長も含めましてどういような対応で臨まれるとお考えなのか。そこらをちょっとご説明いただきたいと思います。

#### ○総務課長（今村義文君）

現在、地域防災計画の改定ということで業務を進めております。その中でも、参集職員の配置の体制ということで検討も進めております。そういった一次の警戒本部の設置の段

階、それから災害が発生した場合の一次配備、それから大規模になった場合の二次配備ということで、計画を今改定中でもございますし、そういったことで考えているところでございます。

**○ 9 番（上園哲生君）**

ぜひ、災害はどういう形でくるかわかりませんので、実効性ある参集の仕方というのをご検討いただきたいと思うのです。

今、警戒本部設置、災害対策本部設置のこともちょっと触れられましたけど、そこに吹上の支所長は、やっぱり本庁まで走って来なきゃなりませんよね。職場の状況、位置と、それから自分の居住のところで、その間の気象の状況等、災害の状況等によってはなかなか決めたとおりの参集っていうのも難しいところ、むしろ二次被害を呼び込むようなところもあるんじゃないかなと思いますので、ぜひともそういうところも踏まえたご検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○ 総務課長（今村義文君）**

参集の体制ということでは、そのときの事態に応じた対応をとるということで、迅速な対応を心がけたいと考えております。

**○ 9 番（上園哲生君）**

ぜひとも、やはり想定外というのが生まれないように、いろいろな観点から、それも迅速にやっぱり策定していただきたいと思います。そして、そのための訓練もやっぱりしておくべきじゃないかなと思いますので、今後の検討課題として要望しておきます。

次に、また今度は、要支援者の名簿作成ということが義務づけられました。そして、これも県のほうへ報告するようになっておりますけれども、大体、今、本市の場合、どのくらいの要支援者の名簿登載で県へ報告されているのか。また、これは一年一年、状況が変わりますので、やはりそこらを踏まえてどういう状況かご説明いただけたらと思います。

**○ 総務課長（今村義文君）**

避難行動要支援者の登録状況ということで、現在、日置市のほうで把握している数といたしましては、避難行動要支援者ということで2,329名、それで実際に市のほうに支援をお願いしたいということで連絡がこちらからアンケートを提出して回収できた数が1,195名ということでございます。この現在は、1,195名プラス回答がなかった方も含めた2,329名の名簿はでき上がっているところでございます。

今後は、この1,195名の方々の個別の計画を策定するというところで考えているところでございます。

**○ 9 番（上園哲生君）**

ただいま総務課長のほうから、今、登載名簿の数が答弁されましたけれども、この避難時の要支援者の数は誰がどのような基準で決められたのか。そこらの説明をお願いいたします。

**○ 総務課長（今村義文君）**

これにつきましては、平成26年3月に日置市災害時における要配慮者の避難支援計画という計画を策定しております。この中に、要配慮者という定義がございます。その中の、今度はさらに避難行動要支援者というふうに分類をいたしまして、配慮者の中には自分で避難行動ができる方も含まれておりますので、さらに自分で避難行動ができない方を、これのもとになるのは福祉課の福祉ネットワークの名簿から拾い上げて、現在名簿を作成したところでございます。

以上です。

**○ 9 番（上園哲生君）**

なぜこのようなことを聞くかといいますと、一昨年、広島市の北部のほうで土砂災害で亡くなられた障がい者の方がおられました。この障がい者の方は、広島市のほうはきちっと要支援者の名簿をつくっておられましたけれども、

この方は入っておられませんでした。なぜかという、ひとり暮らしじゃなくて、健常者の奥さんと同居だった。ですから、要支援者の対象にはならないということで、その名簿から外れていた。ところが、現実的には、あの土砂の中で奥さん一人が旦那さんを避難誘導することはできなかったということで亡くなられたわけですが、そういうことも踏まえながら、本当にそういう状況になったときに自分で避難ができるのか。あるいは、同居じゃなくて、そのときには支援をしてくれる人がおるんだけどもという、そのとき支援者になるのか、そこらの判断というものひとつきちっと踏まえておかなければ、やはりこれだけの人数になってきますと自治会長さん、あるいは民生委員の方々のお力も借りなきゃならんということになってくると思うと、そこにやっぱりある程度の基準というものも必要じゃないかなということで申し上げたわけなんですけども、中にはこの要支援者名簿を絞った自治体もおるんです。なぜかという、その具体的に支援者の確保をしていなければ、実際的に名簿に登載したことを実効性ある避難誘導ができないじゃないか、我々が支援者の確保はこれだけだと、これに合わせた名簿登載者というようなこともあったわけですが、今度は支援者の確保、そこらはどういうふうにお考えになっておられますでしょうか。

#### ○総務課長（今村義文君）

支援者の確保ということですが、現在のところは自治会長、それから民生委員、児童委員の方を中心に自治会長、それから消防、警察ということで考えてはいるところです。ただ、あと各自治会においては、自主防災組織等もでき上がっているところもございます。そういった方々の協力をいただきながら、支援者等をふやしていくという方向で検討しているところでございます。

#### ○9番（上園哲生君）

これも本当に実行性あらしめるためには、きちっと自治会長、あるいは民生委員、いろんな関係の人たちとしっかりした体制のための協議が必要であろうと思います。

先ほど申しましたように日置市には介護施設もいっぱいあります。そして、介護施設でその痛ましい事故も起きております。そのことを踏まえますと、そういう介護施設への指導でありますとか、あるいは介護施設側からのこういう体制で大丈夫ですというような報告、そういうところはいかがなっておりますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほどの答弁の中で話しましたとおり、特に福祉施設の代表者の皆様方と協定を結んでおりますので、大きい災害におきましては、そういう方々に臨時的にも避難所等もしていただき、また要支援の方々もそこに、近くにあったらそこに行ける、こういうものの今後ともやはりいろんな訓練等を実施していかなければいけません、机上にはわからないわけでございますので、実践でいろいろとまたこういうことも自治会、または福祉施設の皆様方も十分話をしていきたいと思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

今までいろいろ質問させていただきましたけれども、自主防災組織で大変進んでいるところもあるんです。私どもの自治会でも、今月末にはまた訓練をやります。自治会員全員が参加する避難訓練をやります。消防本部の南分遣所の協力もいただいてやることになっておりますけれども、やはり地域差があるとやっぱりそれは余りいいことじゃありませんので、全体がやはりそういうふうになるような指導というのが極めて大切であろうと思いますし、今後のいろいろな災害を今、経験したり見てまいりますと、本当に実行性のある、そして少しでも迅速に市民の皆様が安心して



そういう指示に従える、安心して万一の生活を送れるという状況に持っていかなきやなりませんけれども、市長に今後その方向性、それからやっぱり安全・安心なまちづくりという、これがやっぱり一番の公約でもありますので、そういう姿勢についてお伺いをしまして、一般質問を終わります。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、今後、やはりいい自主防災組織を含めた中においても温度差があります。本当、一円に全部同じようにそういう意識を持っておれば、いろんな災害にもすぐ対応できますけど、私どもはやはりそういう意識のできていない自治会等とも十分話を今後しながら、なるべく100%のとりあえずは自主防災組織をつくっていただける、さっき総務課長があったとおり、高齢化でできないところは隣の自治会と一緒につくっていただいたり、ほかのところに編入していただいたり、いろんな手段が、方法ができると思っていますので、今後そういうものの啓発活動をしていきたいと思っております。

**○議長（成田 浩君）**

18番、池満渉君の質問を許可します。

〔18番池満 渉君登壇〕

**○18番（池満 渉君）**

先般の6月21日付の南日本新聞に、熊本県内の公立文化施設75館のうち、約3割の22館が地震の影響で休館をしていると出ておりました。平成26年に建築基準法が改正をされましたが、落下防止用ネットの設置など、対策を講じる必要があったけれども、増築、改築時に対応すればよく未着手だった熊本市市民会館では、大ホールのつり天井の部位が客席に落ちたとも掲載をされ、この記事と並んで、鹿児島県の宝山ホールが来年度、つり天井を支えるボルト増設や金具交換を行い、地震による崩落を防ぐ耐震工事を実施するとありました。

今議会でも、多くの同僚議員から災害対応に関する質問が出されております。

そこで、さきの東日本大震災を機に、これまで何回か改正をされましたけれども、平成26年4月に改正、施行された建築基準法の建築物の天井脱落対策及びエレベーター等の脱落対策等に係る本市の対応について、質問をいたします。

まず、この改正内容に該当する特定天井がある施設が本市には幾つあるでしょうか。主な施設名もお示しいただきたいと思っております。同時に、本市には、エレベーターは何基設置されておりますか。これも同じくあわせて、主な施設名もお示しをいただきたいと思っております。これら2つについて、既に対応、対策を講じた施設はございますか。お示しをいただきたい。そして、未対策の施設については、今後どのような対策を、対応をしていかれるのか、誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の公共施設の耐震化等の整備状況についてということでございます。

教育長のほうにもございますけど、1問目については私のほうで教育施設に関しましても総括して答弁をさせていただきます。

その1でございます。

脱落防止対策に関する建築基準法施行令の改正につきましては、地震等によって脱落の恐れがある高さ6m、面積が200m<sup>2</sup>を超える特定天井の脱落対策の規制が強化されたことと、エスカレーターとエレベーター等の落下防止の措置が義務化されたことが主な内容となっております。

本市の公共施設で、これらの改正内容に該当する特定天井は、本庁舎の議場、日吉老人福祉センター、土橋小学校体育館など、学校施設2カ所、伊集院文化会館など、社会教育施設4カ所のあわせて8施設でございます。

また、エレベーターは、本庁と東市来庁舎、ゆすいん、東市来総合福祉センター、クリーンリサイクルセンター、吹上砂丘荘、紙屋敷住宅など、公営住宅8カ所、伊集院小学校など学校施設2カ所、日置市中央公民館など社会教育施設2カ所、東市総合運動公園のあわせて19施設でございます。

2番目でございます。

改正内容に該当する施設の中で対策を講じた施設につきましては、平成26年度に土橋小学校体育館と東市来体育館の天井を撤去しました。なお、高さの要件から、特定天井には該当しませんが、平成27年度に伊集院中学校柔剣道場の天井も撤去しております。

エレベーターは、平成25年に本庁舎エレベーターの改修を行いまして基準を満たしたものとなっております。

3番目でございます。

脱落防止対策を講じていない施設につきましては、安全性確保の対策が必要ですが、特定天井は施設ごとに構造や部材が異なり、落下防止対策の検討に当たっては専門性の高い知識が求められますので、必要に応じて専門業者による調整、診断を行うことも検討すべきであると考えております。

また、エレベーターは全て保守点検業務を委託しており、必要な措置についての報告や提案などを受けることができますので、それらを参考にして検討したいと考えております。

いずれにいたしましても、これらの対策を検討する上では、脱落の危険性の度合い、緊急性、施設の老朽化の進捗状況、避難所などの災害応急対策の拠点であるか否かなどを総合的に勘案して判断し、所要の措置を講ずる必要があると考えております。

以上であります。

**○議長（成田 浩君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を2時5分といたします。

午後1時51分休憩

午後2時05分開議

**○議長（成田 浩君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。質問を受けます。

**○18番（池満 渉君）**

今、ご答弁をいただきました、特定天井ですが、ご答弁のように天井の広さが200m<sup>2</sup>を超えるもので高さが6m以上、そして天井部位、いわゆる材料でございますが、重量がm<sup>2</sup>当たり2kgを超えるものというふうに規定をされています。

そして、居室、廊下、その他、人が日常立ち入る場所に設けられたものというふうになっております。これを特定天井と規定して脱落防止対策などを講じるように今回改正されたわけでありませぬ。

また、エレベーターについては、つり上げおもりの脱落、レールの変形防止、あるいはロープがしっかり巻かないといったようなことなどについて対策をとるようにと規定をしております。

答弁いただきましたけれども、この既存の特定天井、それからエレベーターについては、ご承知のように改正された法に遡及義務はもちろありません。その法律に合わせて全部やり直すということは当然ありません。しかしながら、なかなか地震も頻発している、熊本地震から5カ月経ちましたけれども、何か頻繁に起きているような気がいたしますので、そこ辺には気持ちをしっかりと持って何らかの対応が必要だろうというふうに思います。

まず、エレベーターの状況であります。現在の利用に不便を感じているわけではないと思いますし、しかも財政的なバランスももちろんでございます。今すぐに改善措置を実施するということは、非常に難しいかもしれませぬ。

私が入手した本市のエレベーターの大体の内容では、法改正で危惧されているつり合いおもりを利用した、いわゆるロープ式というんでしょうか、ここ辺が本市のエレベーターはかなり多いような気がしております。とりあえずこのつり合いおもり、あるいはそういったロープなどについて不具合が生じていないのかといったようなことについて、現在、毎年エレベーターは定期点検をしておりますが、この項目について、加えてと申しますか、改正によって今後どのような点検項目がふえるのか、どうなのか、そこ辺については把握をされているのかお尋ねをします。

それから、もう1点ですが、点検項目、そして法改正に対処するということで、答弁でもありましたメーカー等とのいろんな話もありましたけど、そこ辺で現在、今のエレベーターを使いこなしていくためにどのような対応が必要なのかといったことも含めて、メーカー等と協議をされているんでしょうか。そこ辺の2点についてお伺いをいたします。

#### ○財政管財課長（鉾之原政実君）

まず、エレベーターの点検項目につきましては、平成21年9月に施行されました建築基準法の施行令の改正によりまして、戸開走行の保護装置、それから地震時の管制運転装置の設置が追加されておりますので、その段階でこの建築基準法に基づく定期検査の項目に改正の内容が追加された、これは21年9月の改正の時点でございます。

今回の26年4月の改正におきましては、先ほどお話がありましたようにつり合いおもりの脱落防止、それから耐震性の確保などの措置が追加されておりますけれども、検査項目そのものについては新たに追加されたものはございません。

なお、法改正に対応するための改善とメーカーとの打ち合わせにつきましては、現在、そのエレベーターで通常の運行に支障がある

というようなものはございませんけれども、法改正に基づく是正が必要な項目としましては、保守点検業務を委託しておりますので、その業者のほうから検査結果に基づく指摘事項の報告、あるいはそういった改修に基づく費用としてはこういったぐらいの費用がかかるというような、そういったもちろん詳細は別として、今後必要となる対策とのことでの提案はいただいております。

#### ○18番（池満 渉君）

先ほども言いましたけれども、全面的に全てをとすることは私は申しません。今のエレベーター、今の施設をなるべく危なくないようにといたしますか、そういったところでしっかりと使っていただきたいということで、最善を尽くしてほしいと思います。

今、お使い続ける中で1つ、私、提案をいたしますが、今のエレベーターの地震時の利用、対応について注意を促す表示があります。表示のあり方について、一つ提案をいたします。

現在、設置されているエレベーターの大部分が火災地震のときには使用しないでくださいというふうな表記があります。これはほとんどエレベーターの内部についております。入ったところのここに。そして、停電や地震で停止した場合はこうしてくださいということをおお体書いてございます。取り扱い上の注意というか、乗った人に、ところが、これもエレベーターの内部に、しかも非常に小さい、私たちから見れば小さい見にくい字でかなりたくさん項目を書いておりますけれども、私はエレベーターそのものを新たにつけかえるということではなくて、今のエレベーターを利用する人たちが地震時には、これはなるべく使ってはいけない、もし地震になったらどうしようということをもう少し、先ほど9議員のところでも市民の意識づけが大切だというような話を市長がされましたけれども、

かねて使う人たちが今のことをもっともっとそれぞれが注意をしながら使うという意味では、この表記の仕方、表示の仕方、火災地震時にはエレベーターの使用はご遠慮くださいというのをエレベーターの入り口、外側、そこにもつけられないのか。そして、同じくそこに、もし地震時に、火災時に乗っているときにここがあったらこのようにというのを簡単に、なるだけ簡潔に少し大きな字でそこら辺にも表示はできないか、これ大きなお金が要るわけでもありませんし、何とか皆さんに使用上の注意を徹底するためにも、何とかやっていただけないかと提案をいたしますが、いかがでしょうか。

#### ○財政管財課長（鉾之原政実君）

ただいまご指摘がありましたように、この注意書きにつきましては、エレベーターのかごの中のほうにございまして、そういったシールによって使用しないでくださいとか、あるいは地震時の対応のいろんな取り扱いが書いてございます。さらに、文字についてもご指摘があったように決して大きくないというようなことでございます。

そういったことから、入り口の部分の表記につきましても、シール等で十分そういったご指摘のような対応はとれると思いますので、また内部のほうにもあわせてなるべくわかりやすい、大きく表示をするというような形でのシールをつくっていくということは十分可能でございますので、それについては検討していきたいというふうに考えております。

#### ○18番（池満 渉君）

法的に問題がなければということでももちろん提案でございますので、検討をしていただきたい。現状のまま使ってなるだけ災害を防ぐという意味で。

さて、特定天井のことについてお尋ねをいたします。

一番最初にお尋ねをいたしましたのは、

9番議員からありました避難所でございます。避難所に指定されている中で、その施設が特定天井を持っているところはございませんか。いかがでしょうか。

#### ○財政管財課長（鉾之原政実君）

指定避難所の中でこの特定天井という施設については、4施設ございます。その中で、市長の答弁にもございましたように対策済の施設としましては、土橋小学校の体育館を天井を撤去してございます。残りの3施設につきましては、日吉の老人福祉センター、それから日置市中央公民館、吹上中央公民館、この3施設が未対策でございます。

#### ○18番（池満 渉君）

法改正の遡及義務はないと申し上げましたけれども、この特定天井については、今後定期的に点検、調査、そして報告をするというような義務が生じてくるんじゃないかというふうに思います。当然、これらの既存の施設は、いわゆる今の法律からすると不適合というような見方になるわけでありまして。可能な限りの耐震診断義務や落下防止措置等の努力義務が今後課せられてくるだろうと思います。

その中でも今ありました避難所、指定をしている避難所の施設、それから災害対策対応の拠点、例えば防災の拠点、総務防災何とかというところと消防とか産業建設とか、そのような災害対策対応の拠点、そしてもう1つ固定された客席を有する劇場、公会堂、映画館などは、天井脱落対策の改修工事を努力義務じゃなくて行政指導される可能性もあるといわれております。遡及義務はないけれどもということですので。幸いに、体育館などの教育施設については、文科省の取り組みが非常にすばやく、天井の撤去なども終わりました。平成27年度までに全てを終えるというような目標もございました。もちろん、国からの財源の裏づけというものがあって、このことを可能にしたのかもしれない。そこで、特

に心配をしますのが、特定天井の定義にあります、居室、廊下、その他人が日常立ち入る場所という部分であります。人が日常多く立ち入る場所、例えばこの議場も特定天井であります、五、六十人の人が入るにしても日常ではまあまあないという考え方をすれば、本会議があるときだけだという考え方をすれば、ここよりももっとたくさんの方が出入りするところがあるんじゃないかという気がいたします。

固定された客席を持つ施設といったようなこともございますので、日置市、本市には4つの地域にホールがございます。伊集院文化会館、1,200の席、東市来文化交流センター、600、日吉の老人福祉センター、500、吹上地域中央公民館、500、それぞれにホールがございます。この4つのホールについて特定天井、全てが特定天井に該当するのかどうかははっきり私もわかりませんが、現状の調査、そして点検というのはされたのかどうなのか。そこ辺の調査、点検についての状況をお尋ねをいたします。

#### ○社会教育課長（平地純弘君）

お答えします。

今、ご指摘がありました4地域のほうについてですが、伊集院文化会館においては、ホールの中で最も古く、使用頻度が高いということで、昨年度27年度に調査を実施しておりますが、ほかの3施設については調査を実施しておりません。

#### ○18番（池満 渉君）

伊集院文化会館がやったということで、あとはやっていないということですが、伊集院が昭和53年ごろだったと思います。吹上が昭和55年に中央公民館のホールはつくっておりますし、日吉は57年でしたでしょうか。

私は、東市来と日吉のこの2カ所の文化交流センターと老人福祉センターのつり天井の裏に上げてもらいました。そして、そのつり

天井の確認をいたしました。もちろん素人ですから、ぱっと見た目での判断しかできません。丈夫なのか、ボルトが多いのかどうかということもできませんけれども、最も新しくできた東市来の文化交流センター、ここ築13年ぐらいだと思いますが、素人目に私が見ても非常に頑丈でした。天井裏も十分に歩ける以上の高さがある、ちゃんと補修用の機材があって電気がついてて立派なものでございました。

昭和57年建設で大体35年が経過しております。日吉の老人福祉センター、ここも上げてもらいました。私、35年経っておりますので、相当古い感じがするんじゃないかと思いましたが、予想していたよりもきれいでありました。電球の取りかえとか何とかというのは、管理をする職員の方が自分でやるんですというようなことも話をされておりました。

しかし、神奈川県川崎市に客席が2,000ある音楽ホール、ミュージアム川崎というところがございます。客席が3面からこうあって、天井の高さ27mで物すごい大きなホール、ここは鹿児島県にはないようなホールであります、13年前の2003年に竣工したんです。だから、東市来の文化交流センターと同じころにできたんです。5年前の東日本大震災によってホールの天井が大きく脱落しました。再開に2年かかっております。幸いにけが人はありませんでしたが、2年間休業をして再開にこぎつけたわけではありますが、東日本大震災のとき、川崎市の震度は気象庁の発表で震度5.1であります。5強であります。東北から離れた神奈川県でもここまで被害が出たわけであります。東日本大震災では、天井の脱落等による人的被害が死者5名、負傷者70名以上、被害件数は約2,000件ともいわれています。

こうして見ると、比較的新しいホールにつ

いても、古いからそっちからということじゃなくて、せめてこの3つのホールについてもたくさんの方が集まる場所ですので、せめて調査、現況はどうなっているんだというのを専門家の方を入れて、調査、点検をしておく必要があるんじゃないかと思いますが、ここ辺についてはどうお考えでしょうか。この3つについてお答えをいただきたいと思います。

#### ○社会教育課長（平地純弘君）

財政的な問題もありまして、すぐにはということにはならないと思いますが、今後も特定天井のこういう対策、調査はまずやっていかないといけないとは思っておりますが、今後、状況を見ながら検討していければと思っております。

#### ○18番（池満 渉君）

担当課長は財政的なことも勘案をしながらということを答弁してくださいましたけれども、同時に財政担当もこの言葉は聞いておいてください。やっぱり財政もあるけれども、課長は私だけに言ったんじゃないと思うんですが、恐らく財政のほうもというような気持ちがあって言ったんだろうと思う、ぜひそこ辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

さて、この総合計画の実施計画で、伊集院の文化会館の調査を実施するというふうにあります。そして、その実施後の平成28年度につり天井の改修をする予定と計画ではなっております。

この伊集院文化会館についてお伺いをいたします。恐らく、法改正に合わせて、昨年27年度に文化会館の全体について調査、点検をされたんだろうと思います。もちろん、これまでに屋根の補修、それから壁の補修、一部機器の入れかえをしたりとか、徐々にやられてきました。その今回、昨年度にやられた調査結果の内容についてお伺いをいたし

ます。

まず、調査は誰がやったのか、どこに委託されたのかということ。それから、どのような項目について調査をされたんでしょうか。その調査結果はどうであったのか。その一つ一つについてできれば、例えば天井をやりました、客席等をやりました、それから重機備品というんでしょうか、何とか4つ、5つぐらい調査をしてもらいましたが、それぞれについてはこれぐらいの結果でしたということをお示しをいただきたい。委託業者について、そしてその項目、結果についてお答えをいただきたいと思います。

#### ○社会教育課長（平地純弘君）

お答えいたします。

まず、調査委託業者ですが、永園設計株式会社、鹿児島市にあります、こちらのほうに委託をいたしました。

調査の点検内容ですが、屋根防水、外壁、外部建具、客席椅子、外部、内部調査と8項目の調査を行いまして報告を受けたところです。

結果としては、特定天井、外壁、外部建具などの改修が必要との報告を受けております。

この調査結果については、特定天井も含めて県等への、関係機関への報告義務はないということでありました。ただ、建築基準法に基づいて定期報告制度がありますので、調査、検査等は指定管理者が県のほうに報告を行っております。

その調査結果で外壁の劣化による爆裂とか、剥離等の指摘を受けておりますので、そういうところについてはできるものから補修を行っております。

その他について、特に改修の指摘は受けておりません。

以上です。

#### ○18番（池満 渉君）

それでは、答弁の中でありました、今後調

査やら点検をしていきたいというようなことも答弁でありましたけれども、専門性の高い業者が必要だという認識をされて答弁されたわけでありますが、この永園設計、個人的な名前を言うところとちょっとよくないのかもしれませんが、というところは特定天井などの知識を持つ資格者だったのかということでありませぬ。特定建築物調査員というような資格があるのか、それとも一級建築士事務所なのか、二級建築士事務所なのか、ここら辺でない特定天井等については点検、調査ができないというようなことになっておりますが、この委託業者の資格等についてはいかがだったでしょうか。

**○社会教育課長（平地純弘君）**

お答えします。

一応、一級建築士事務所ということで指名をさせていただきました。

以上です。

**○18番（池満 渉君）**

一級建築士事務所、資格者ということでございます。この調査結果によって提言を受けて財政等とも協議しながら、財政バランスを考えながらということでしょうけども、では、調査結果については、まだ特定の機関、例えばこちらでいうと鹿児島県の土木事務所とか、こっちでいえば振興局とかいったような建築関係のところには今後は調査結果の報告をするようにということになるんじゃないかと思いますが、今回の場合はないということでありましたが、調査結果で財政的にも非常に大変だから、そこ辺との協議もしていきたい、当然のことではございますが、じゃあ、どれぐらいの改修予算が提示されたのかということをお聞きいたします。これ、概算でいいですし、委託業者さんが出した、例えば特定天井をやるにはこれぐらい必要でしょうか、客席を今1,200ありますよね、あれを入れかえるにはどれぐらい必要でしょうか、壁とか、

重機を入れかえるにはこれぐらいとかというの、全部でなくても結構です。天井についてはこれぐらい、何についてはこれぐらいというのを、提示された金額をお示しいただきたい。

そして、伊集院文化会館が予定に沿って全てを改修するとしたら総額幾らぐらいかかろうと今回の調査で提示されたのか。その額をお示しをいただきたいと思っております。

**○社会教育課長（平地純弘君）**

お答えします。

まず、特定天井についてですが、耐震化の天井を新設した場合には、4,600万円ほど、これはあくまでも概算ですという助言がありまして、実際詳細設計をすればまだこれ以上になるということでございます。

あと、天井の下に落下防止柵のフェールセーフネット工法というのがあるということで、ネットを張る方法があるんですが、これはまだ改修するよりも高く5,800万円ほどかかるということでございます。建築だけで改修をした場合に約6億円、それから電気とか舞台機械設備等を含めた全て改修をすると約10億円ほどかかるということになりました。

以上です。

**○18番（池満 渉君）**

財政担当は首を振らないはずだと思いますが、もちろんこの財政的な本当、金を言うなと言いますが、一番であります、やっぱり。しかも、この施設だけではありませんし、いろんな事業をやるわけですので、そこは十分私もわかっております。しかし、どこか、近々にやらなければならないところだけでもここ辺は協議をしていただきたいと思っております。

私は、県内の伊集院文化会館とか何とかといったようなことと同じような施設を持つ16の自治体にこの特定天井やら耐震化について、今の現状と今後の方向性を聞きました。

昭和40年代にできたところもありました。建設されたホールを持つところで、一般的な耐震化の工事は終了しましたと。だから、特定天井についてはしてないけれども、いわゆるそれ以前の耐震化のことはやりましたということの返事がありました。そして、今後の調査次第だが、財政的に非常に厳しいと、これはもう当然わかります。施設全体の長寿命化、30年ぐらいに向けた工事を今予定をしていると、そして、公共施設整備検討委員会の答申待ちである、一番よかったというのは老朽化により、まさに本当に老朽化なんだそうです、老朽化により規模を縮小して新しいものをつくりたいと、そのための議案を今9月議会に提案する予定でありますということもありました。

ですから、全体的に非常に古くなっているということと、かなり金が要するという、そして、とりあえず特定天井についてということについて余り関心がなかったような気がします。全体のことで耐震化したとか何とかということ、天井が落ちてくるかもしれんとか何とかということには、余り関心はなかったような感じを私は受けました。

よく来もせんと取いよせて心配をするなど、地震が来るかもしれない、ないかもということがあります。しかしながら、先ほども言いましたが、やっぱり頻発をする地震、何か最近多いような気がいたします。そして、日置市の行政の財政、資産としてあるのであれば、可能な限り何らかの対策をしていかなければならないと私は思います。

自治体間の競争が非常に厳しくなる中で、体育文化施設を活用して、市民はもちろん、市外の方々にも日置市の魅力を発信をしなければなりません。

昨年、耐震化工事を終了いたしました吹上砂丘荘、ここは耐震化が終わりましたということで、安全をキーワードに積極的な営業を

展開しております。安全ということは売りになるだろうと思います。

この伊集院文化会館は、答弁もありましたが、客席数も多い、そして利用頻度も高い、何よりも昨年調査を終了いたしました。その調査結果も出ておりますので、とりあえず6億円、10億円ということではなく、一番心配するのは客席が例えば少し今狭いから広い席をつけようということは差し置いてでも、天井が落ちるんじゃないかという危惧のほう大きい気がいたします。ぜひ、この特定天井の脱落対策については、実施計画からすると少しおくれるかもしれませんが、なるべく財政のほうともしっかりと仲良く協議をしていただいて、早急な対応が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどからいろいろご意見も出されているようでございますけれども、もう既に予算のほうも数年前まで計画をされております。いろんな大型の計画もありますので、なるべく早く実施したいということも考えておりますけれども、やはりそういう全体的な財政のバランスを考えないとできませんので、そういうことを検討しながら、いつ、どうするかを検討してまいりたいと思っております。

#### ○18番（池満 渉君）

ホールはどこがあるっけと言われたときには、これからは東市来のホールにしやんせよということをお願いしたいと思います。

さて、冗談はさておきまして、最後の質問といたします。

自然災害を未然に防ぐことは本当に不可能に近いことではありますが、しかし、できることも当然ございます。特定天井に対する措置では、先ほども申しましたが、災害対策対応の拠点整備は行政指導の対象にもなり得ます。地震、台風、大雨などさまざまな災害に迅速な動きをしなければならないのが防災担当、



そして産業建設部であります。特定天井のこと、いろんなことをあわせて地震や災害に対して、本当に対応する直接の部署について、安心して仕事をしていただきたい、そんな気がいたします。

この産業建設部、本市の、この問題に関しては、20日の日に同僚議員から詳しく質問があろうかと思いますが、その方向性などについて議論があると思いますけれども、この際、しっかりとした方向性が決まるまでの暫定期間でも耐震化をクリアして十分な空きスペースがあります、東市来支所を産業建設部の居室として有効利用できないのか、市長の考えを最後にお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘がございました産業建設部、旧合庁のほうに今間借りで入っております。恐らく県はこれを耐震化はしないというふうに思っております。そういう中におきまして、一番私どももそのことを考えなきゃならない。今、ご指摘ございましたように旧東市来の場合については多くのスペースが空いているのも事実でございます。こういう部分を含めまして、特に庁舎の問題につきましてはとりあえず吹上のほうを済ませたい。これが済んだ中において、どこにどうするか、やはりこのことは十分、今から論議をしたいというふうに思っております。

選択肢はいろいろあると思います。新しいのをつくってするのか、今おっしゃいましたとおり、旧東市来のほうに行ってするのか、いろんな利便性、いろんな統括、いろんな問題がございますので、また内部の組織の中で十分検討させていただきます。

---

△散 会

**○議長（成田 浩君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

20日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時36分散会



第 3 号 ( 9 月 2 0 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（5番、15番、2番、20番）
-------	---------------------

本会議（9月20日）（火曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠 中 弘 紀 君
3番	留 盛 浩一郎 君	4番	橋 口 正 人 君
5番	黒 田 澄 子さん	6番	下御領 昭 博 君
7番	山 口 初 美さん	8番	出 水 賢太郎 君
9番	上 園 哲 生 君	10番	門 松 慶 一 君
11番	坂 口 洋 之 君	12番	花 木 千 鶴さん
13番	並 松 安 文 君	14番	大 園 貴 文 君
15番	漆 島 政 人 君	16番	中 島 昭 君
17番	田 畑 純 二 君	18番	池 満 涉 君
19番	長 野 嗟や子さん	20番	松 尾 公 裕 君
21番	宇 田 栄 君	22番	成 田 浩 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上 園 博 文 君	次長兼議事調査係長	松 元 基 浩 君
議事調査係	諸 正 一 久 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮 路 高 光 君	副 市 長	小 園 義 徳 君
教 育 長	田 代 宗 夫 君	総務企画部長	富 迫 克 彦 君
市民福祉部長	野 崎 博 志 君	産業建設部長	瀬 川 利 英 君
教育委員会事務局長	宇 田 和 久 君	消防本部消防長	川 畑 優 次 君
東市来支所長	横 手 裕 治 郎 君	日吉支所長	田 代 信 行 君
吹上支所長	大 園 俊 昭 君	総 務 課 長	今 村 義 文 君
財政管財課長	銚之原 政 実 君	企 画 課 長	堂 下 豪 君
地域づくり課長	平 田 敏 文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前 田 博 君
商工観光課長	橋 口 健 一 郎 君	市民生活課長	田 淵 裕 君
福 祉 課 長	東 幸 一 君	健康保険課長	篠 原 和 子さん
介護保険課長	福 山 祥 子さん	農林水産課長	久 保 啓 昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太美雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会計管理者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

市長のほうから申し出がありましたから、市長のほうの話をよろしく願いいたします。

○市長（宮路高光君）

おはようございます。今議長からもございましたとおり、台風16接近に伴うきのうからの経過報告ということで、報告をさせていただきたいと思っております。

非常に強い台風16号につきまして、9月19日、午後1時に警戒本部を設置し、午後2時に防災行政無線により台風情報及び避難所26カ所の開設について、情報提供及び注意喚起を行ったところでございます。

夕方、雨も予想されたことから、午後3時に避難準備情報を発令し、早目早目の避難を促したところでございます。

午後3時12分に、大雨、洪水、防風、波浪警報が発表され、台風は20日、午前0時過ぎに佐多岬を通過し、最大瞬間風速が消防本部で1時12分に30.3mを記録しております。

雨量につきましては、吹上与倉で午前1時に1時間雨量が37mm、積算雨量で最大145mmとなっております。九州電力によると、この台風の影響により、6時現在で東市来湯田や養母、日吉町吉利、吹上湯之浦で約200戸が停電をしている状況でございました。

避難状況につきましては、避難所18カ所に92世帯、114人が避難しておりました。また、災害の恐れもないことから、午前7時に避難所の閉鎖及び警戒本部の解除を行ったところでございます。

被害状況につきましては、現在自治会長と連絡をとりながら、職員のほうが調査中でございます。

以上が現時点の台風16号の状況でございます。終わります。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、5番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔5番黒田澄子さん登壇〕

○5番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。大変に心配されました昨日の台風16号は、いかがだったでしょうか。ただいま市長のほうから少し災害状況が報告がございましたが、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、公明党所属議員といたしまして一般質問をさせていただきます。

初めに、母親の産後の身体の回復や育児支援等を行う産後ケアについてお尋ねします。

1点目、昨年度から始まりました産後ケアの現状をお尋ねします。

2点目、産後ケア事業の市民への啓発方法はどのようにされていますか、お尋ねします。

3点目、現状は宿泊型ですが、利用しやすい日帰り型を導入されないか提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、新生児聴覚検査の実施についてお尋ねします。

1点目、本市の新生児聴覚検査の現状についてお尋ねします。

2点目、未検査の新生児の把握と、把握体制の現状についてお尋ねします。

3点目、平成28年3月29日付の厚生労働省の通達、新生児聴覚検査の実施についてにおける本市の取り組みについてお尋ねします。

最後に、日置市の防災・減災についてお尋



ねします。

1点目、9月2日に実施されました県と合同の防災訓練の成果と、今後の課題についてお尋ねします。

2点目、私はこれまで数回にわたって防災の視点での質問を行ってまいりましたが、平成23年と25年と26年に市長答弁いただいた件について、再度お尋ねいたします。

被災者支援システムの導入の提案について、先進導入事例の検証と判断をされると答弁されましたが、どう検証され判断に至ったのか、お尋ねします。

また、昨年度導入の避難行動要支援者管理システムの活用の詳細と、災害時に住民基本台帳との連動についての現状をお尋ねします。

次に、静岡県が阪神淡路大震災後に平時の防災訓練における研修に適した避難所運営ゲーム、HUGについて職員への研修受講と出前講座ができる体制をつくるようにしたいと答弁されましたが、現状をお尋ねします。

さらに、平成23年12月の答弁で、災害図上訓練DIGを既に行っているとのことでしたが、現状をお尋ねします。

また、本市には防災士、県地域防災推進委員は何人おられ、市はこの方々をどのように活用されておられるのか、お尋ねします。

3点目に、9月3日、台風12号接近に伴い、避難準備情報が発表されました。台風10号では、岩手県岩泉町でも同じ情報が発表されましたが、グループホームの入所者全員が死亡するなど、悲惨な結果となりました。

そこで、避難準備情報を発表された後、本市では高齢者施設等ではどのような避難行動がとられたのか、また、市内の高齢者施設等には、どのような行動をとるようにと具体的な指導を行っているのか、お尋ねします。

最後に、昨年本市では停電を伴う災害が発生していますが、防災行政無線は稼働していましたでしょうか。また、避難所閉鎖の基準

はどうなっているのかお尋ねして、市長の誠意ある答弁を期待し、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の産後ケアについて、その1でございます。

本市におきましては、平成27年度より産後ケア事業に取り組んでおります。出産後4カ月まで利用可能で、平成27年度は4名の方が、延べ35日利用されております。28年につきましては、現在のところ利用はございません。

2番目でございます。母子手帳の交付時や、新生児訪問時に個別に周知しております。また、産婦人科にもチラシを配布したり、ホームページや広報紙に掲載しております。

そのほか、地域で見守っていただく母子保健推進委員さんにも事業を説明し、必要な方へお伝えしていただくようにしております。

3番目でございます。現在、宿泊型のみ実施しておりますが、日帰り型の場合、利用者の負担額も安くなることと、夜間は家族の支援が得られやすいことなども考えますと、日帰り型の需要は多いことも予想されます。今年度は宿泊型の利用者負担を半分にいたしました。未利用の状況ですので、妊産婦の方々のご意見を伺いながら検討をしてまいりたいと思っております。

2番目の新生児聴覚検査の実施について、1、2は関連いたしますので、一緒にご回答させていただきます。

新生児聴覚検査につきましては、新生児訪問もしくは3から5カ月時健診に置いて、全員確認することとしております。ほとんどの方は、出産された病院で実施されておりますが、中には母親が希望されない場合や、助産院で検査器具がなく、未実施の方が若干いらっしゃるようでございます。

3番目でございます。要支援児とその保護者に対しての支援でございますが、これまで検査を実施した医療機関が適切に対応し、専門機関、支援機関につなげております。市といたしましては、発達の確認や保護者への精神的支援などを行っているところでございます。

公費負担につきましては、これまで県、産婦人科医と協力し、妊婦健診など県内で統一した委託内容を実施してきた経緯もありますので、県全体の動きに沿って検討していきたいと考えております。

3番目の日置市の防災、減災についてでございます。

1番目でございます。今回の県総合防災訓練は、市の防災訓練に比べてスケールが大きく、多くの関係機関の参加により連携がされ、実効性のある効果的な訓練が実施されたと感じております。

課題については、平日開催ということもあり、一般参加が少なかったことや、津波避難場所に標識がなかったことなどの意見をいただいております。

2番目でございます。まず、そのアでございます。被災者支援システムについては、相当な経費を伴うことから、現在導入に至っておりません。避難行動用支援システムについては、住民基本台帳と連動しており、個別支援計画や避難経路等、地図データに反映することができ、迅速な支援を行うものであります。

そのイでございます。避難所運営HUG訓練については、さまざまな出来事にどう対応していくか重要であるため、防災関係職員が研修を受講しておりますが、出前講座までの開催までには至っておりません。

ウでございます。ここ2カ年では、平成26年度に管理職を対象に災害対応図上訓練を実施しております。このほか、防災関係部

署においては、職員が図上訓練を受講するなど、災害時の防災力の強化に努めております。

エでございます。本市の防災士は29名、県地域防災推進委員は36名となっております。県の推進委員としてそれぞれの地域で防災意識の普及啓発や自主防災組織の育成等活動を行っており、市での活用は行っておりません。今後、自主防災組織の活動と協力をお願いしていきたいと考えております。

3番目でございます。施設への聞き取りを行ったところ、高齢者施設では気象情報に関する情報収集や職員間の緊急時体制、避難場所等の確認など、災害時に備えた対応をとられているが、今回の台風では土砂崩れや水害の危険性が低いと判断し、避難は行わなかったということでございます。

高齢者施設の指導については、災害対策及び入所者の安全確保について、県から直接通知されているため、特段市から指導は行っておりません。

イでございます。昨年の台風15号の停電時も、防災行政無線は稼働しておりました。防災行政無線は、停電時でも最大72時間まで稼働することが可能でございます。また、避難所閉鎖の基準については、各種気象警報の解除と災害発生の恐れがなくなったときを基準としております。

以上で終わります。

#### ○5番（黒田澄子さん）

5番。ただいま市長から答弁いただきましたので、2回目以降の質問に入らせていただきます。

産後ケアにつきましては、4カ月まで利用ということで、昨年4名の方が35日利用ということで、普通に考えますと7日間よりも多く利用された方がおられたのかなというふうに思います。

市が昨年産後ケアを導入していただきまして、宿泊型で当初は一般世帯で9,700円

となっていました。今年度から利用料が改定されまして、5,830円と減額をされました。とても利用者にとっては、ありがたいことというか、評価ができることだと思います。これは、どのようなことが減額の根拠になったのか、お尋ねいたします。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

昨年、産後ケアを利用されましたお母様方が何人かいらっしゃいまして、産後ケアに対する要望書を出されまして、そしてご意見をお聞きしております。そのご意見の中には、事業は非常に助かる事業であると、先駆けて日置市は取り組んでいただいたというような評価は受けておりますが、負担額がやはり高いというようなご意見、そしてほかにも利用したいけれども、利用できない方がいらっしゃるのではないかとというようなお声をいただきました。ということで、負担軽減の要望というのが上がりました。

市としましても、これまで保健師等がお母様方と、妊婦さんとお話をする中で、やはりちょっと高いですよというご意見もいただいておりますので、今年度負担額を軽減を実施したところでございます。

以上です。

#### ○5番（黒田澄子さん）

よくわかりました。要望が出たということで、でもそれに早速対応された当局は、すごく評価されるものだと思います。

利用期間について、必要と認められるとさらに7日間延長できることになっています。これは、どういった状況を指して、どなたが必要と認識をされて、そして誰がこの延長期間を申請するようにシステマ的になっているのか。今回、答弁の中でも4人の方が35日ということは、通常7日間であれば28日で終わるわけですので、昨年度もそういう利用があったと思います。その点についてお尋ねいたします。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

延長等についてでございますけれども、実際お母様方が育児不安でありますとか、あと家族の支援が得られないという方々が、特にそのご家族の支援が得られないというところが、一番の理由でございましたので、ご本人が申請される場合もございます。

そして、場合によりましては、昨年度はなかったと思いますけれども、その産後ケアを実施していただいております助産院のほうで判断されて、お母様方に延長しませんかというようなご相談でありましたり、直接助産院のほうで代行という形で申請というのも可能かと思われまます。

以上です。

#### ○5番（黒田澄子さん）

はい、よくわかりました。一番最初に昨年度始まったときは、たしかわが市の助産院さんと、それからあと1つだけ鹿児島市のほうに委託をされて、利用が可能になっていましたが、今年度を見てもみますと、鹿児島市で3カ所、新たに2カ所ふえて4つのそういう施設で産後ケアが受けられる体制になったことも、大変評価できることだと申し添えておきます。

宿泊型と日帰り型のそれぞれの産後ケアのよい点を、市はどのように考えておられますか。また、市はどのように産後ケアを勧奨しているのか、お尋ねします。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

宿泊型についてでございますけれども、夜間も宿泊をいたしますので、ケアをしていただく時間が長いということで、それだけ体調の不良の方につきましては、回復が早いのではないかなというふうに考えます。

日帰り型につきましては、やはり自己負担が少なくなりますので、それだけ利用しやすい状況にあると思います。そして、夜間はご主人でありますとか、上の子どもさん方と一

緒に過ごせるというような利点はあると思います。

勸奨につきましてですけれども、先ほども申し上げましたように、母子手帳の交付時に周知しましたり、あとこちらのほうで判断しまして、やはりご家族の支援のない方とか、体調の不良の方には勧めるようにしております。

以上でございます。

#### ○5番（黒田澄子さん）

今回、産後ケア前回も提案をしたわけなんですけれども、その産後の体調という部分で、産後うつというものが非常に今クローズアップされておりまして、市でもどこの行政もほとんどそうだと思いますが、1カ月前後が一番その妊婦さんというか、産婦さんに会いに行く時期で、子どもの虐待の特に死亡の件で申しますと、もう産後1カ月までに産後うつとか、いろんな状況で子どもに手をかけてしまっている母親が非常に特筆されていまして、産後のこの精神的な状態を穏やかに過ごしていただきたい。

また、健診なども1カ月健診で病院には行きますが、その間はやはり家庭だったり、実家だったり、そういったことで過ごす産後の女性の精神的な不安というものを早く取り除いてあげることも重要だということで、今産後ケア全国的に、国も一生懸命勧めている内容でございます。

先ほど若い妊婦さんたち、産婦さんたちから要望が出て、宿泊型も利用を料金を下げたというすばらしい担当課のお仕事されているなど評価していますが、お母さんたちが支払いをするという視点からいって、随分金額を下げてくださいと思っています。

しかし、祖父母世代がまだどうかすると40代だったり、50代だったりとする、両親ともに働いていて、それもなかなかお休みが簡単にとれなかった場合は、娘や、また

お嫁さんが帰ってきて、そのケアをしてあげられない祖父母も、最近まだ働いております。

そういったシステムがわかっているならば、1週間だけでも帰ってきたときにそういうのを利用してもらって、朝晩だけは面倒が見れるわという祖父母世代もいるんじゃないかと思いますが、この辺への啓発をもっとされるべきではないかと思えます。その点いかがでしょうか。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

周知、広報につきましては、先ほど申し上げたとおりなんです、やはり私どもも祖父母世代というところへの周知が、若干不足しているのかなというふうに思えます。広報紙では昨年度1回取り上げましたけれども、やはりその時期にならないと真剣に考えないというようなこともございますので、定期的にお知らせ版等で周知していったらというふうに思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

以前私は、祖父母世代の孫育ての、そういったものも必要じゃないかということをお訴えしたときに、そういったチラシ等ぐらいはできるかなという答弁をいただいておりますので、祖父母世代の方が手にして見る、その中にできれば今日置市はこういうことをやっています、料金はこういう体系になっています、何日ぐらい利用ができるんですよ、そういったことを申し込んでおられると、娘さんやお嫁さんをしばらくの時間ケアしていただけますといったような内容をぜひ盛り込んで、そういったものもつくっていただけないかなと再度お尋ねしますが、いかがでしょうか。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

前回、その祖父母の方々に対するパンフレット等を検討するというご返答しております。その中で、やはりまだちょっと具体的にはその辺ができ上がっておりませんので、

その内容も盛り込んで実施したいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

産後ケアの日帰り型、ぜひ検討を前向きにさせていただきたいとお尋ねするものですが、市長の答弁をいただければと思います。

○市長（宮路高光君）

今課長のほうから答弁したとおり、そういうご要望があるということでございますので、前向きに検討していきたいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

市長の前向きな答弁を、実現に至るまでしっかりと注視してまいりたいと思っております。

なかなか子どもたちがたくさん生まれるまちではございませんが、生まれた子どもたちが本当に順調に育っていく、また産婦さんが元気で過ごしていく、女性に優しいまちづくりに今後も頑張りたいと思います。

次に、新生児の聴覚検査の実施についてお尋ねをいたします。

平成28年3月29日の厚生労働省からの新生児聴覚検査の実施についてという通達の内容を、新生児聴覚検査がなぜ重要視されているのか、その点についてお尋ねいたします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

新生児の聴覚検査は、早期に発見されることで早い時期から支援を受けることができます。その結果、聴覚障がいによります音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることができるというふうに思われます。

また、近年新生児におきましても、産婦人科のほうで聴覚検査が行える機器等も発達しまして、環境となってきたことも背景というふうに考えます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

この新生児聴覚検査というものは、生後3日目から始めるものもございまして、ほとんどが今は耳鼻咽喉科のそういった協会のほ

うからも、産科医会に対してぜひとにかく早くやって、しっかり検査をして1,000人に1から2人は、そういう聴覚に障がいがある子どもが現状生まれている事実がありますので、早くその子たちを見つけ出して手だてをしてほしいという思いから、こういった厚労省のそういう通達も出ているというのの裏づけには、先ほどの答弁の中でもございましたが、母親が希望されない場合、また助産院で検査機器がなく未実施の方が若干いらっしゃる。こういったことは、数字でしっかりと市は押さえておられるのか、その点お尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

新生児訪問と、あと3から5カ月児健診のほうで全員実施いたしますけれども、統計的なところはとっておりませんので、現在のところですね。保健師等の聞き取りによりまして、助産院でお生まれになった方々は、助産院としましては提携しています医療機関のほうで、聴覚検査を受けてくださいというように勧めはしておりますけれども、その後実際うけられたのかどうかというところまでは、3から5カ月児健診になりますので、その数字等は申しわけありません。実数は把握しておりません。

○5番（黒田澄子さん）

今回のこの提案の中で、厚労省がやはり把握をしてほしいと、市がそういった未検査の子どもたちがいて、もしその中に聴覚障がいの子がいた場合は、やはりその後の療育だったり、病院の受診だったりということがどんどんおくれていくということで、非常にそこを重要視して、今回通達まで出しているわけですね。

このサポート体制や相談支援体制は、その後つながっていくものなんですけれども、まずは情報収集をしておかないと、それとまたその産んだ母親なり、父親がこの子には新生

児の聴覚検査をしてなかったということが、何かどれほど大事なことなのかという意識がないと、「ああ、もういいです」と言って頓挫してしまって、そのまま退院してしまっただけということがあると思いますので、その情報収集における収集ができない、把握ができない、ネックになっているのは一体何なのか、その点についてお尋ねします。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

現在のところ、そういうふうに報告というところの義務づけはないわけでございますので、その通達を受けまして、また今後進んでいくと思われましても、実際その連携体制というところがはっきり確立されておられませんので、その辺が現時点ではネックになっているというふうに思います。

その情報収集におけるネックというところで、市のほうから申し上げますと、やはりお母様方への妊娠中でのやはり周知といいますか、その辺がまだ不足しているのかなというふうに考えます。

#### ○5番（黒田澄子さん）

今回の通達では、先ほどの答弁では県全体の動きに沿ってという、県が中心になってやはり動かないとできないのかなというような答弁というふうに受けとめましたけれども、実際は市町村はというふうに、市町村に対して実施も頑張ってやっていきましょう、検査が実施されることをしっかり取り組んでいくように努めましょう、確かに義務ではございません。

それと、周知啓発に対しても、市町村はそういうことをやっていきましょうっていうことを、市町村に目指して通達が出ているわけなんですけども、この辺例えば母子手帳を見て、その検査の結果を見たらわかるというのが大半だと思うんですけど、例えばその検査に来られなかった母親は、子どもの母子手帳を見ることができないから漏れてしまう

か、母親からの情報だけではなくて、産科医協会とか、そういったところとお願いをしながら、義務ではないけれども、うちの市の妊婦さんが出産したときには、ほとんど多分されているというふうには思っていますが、国も100%できているというふうにはなっていません。八十数%、鹿児島県内もほぼやっていると言っていますが、鹿児島市においても90%は上がっておりません。やっているというところがですね。

それと、助産院においては、うちで産んで1週間いる間に、産科医科のほうに連れて行って、それをお願いしてまわすところもたくさんございますけれども、やっぱりこれが100%でないというのが現状でございます。市に対して、市町村に対して国はもっともっとそこに努めてほしいというふうな、ある意味そういう1,000人に1人か2人かの子どもたちを早く見つけて、手だてをしようねという流れになっているというふうに思うんですけど、もう一度その点についてお尋ねをいたします。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

実際、その医療機関のほうで受けられなかったという方のお声を聞きますと、医療機関のほうですんなりもうしときましたからねっていうようなところもあれば、これだけ金額がかかりますけれども、受けられますかというように提示をされる場所とあるようです。そちらにつきまして、やはり「じゃあ、もういいです」というふうに断られる方もいらっしゃるということも聞いておりましたので、先ほど申し上げましたように、妊娠中にしっかりとこういう検査は必要なんだということを、お母様方にもお伝えしていきたいと思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

今後ぜひいろんな体制があると思います。そういった関連する専門職の人たちや、専門

の機関としっかりと連携をして、ぜひできればうちの市民の子どもたちが生まれて、全員がちゃんと聴覚検査が済みましたよという、そこを市が把握しながら、未検査の子どもの両親に対して、検査の勧奨をしていけるような体制をしっかりとつくっていただければと思います。

それと、先ほどありましたとおり、検査をしますよと言ったとき、6,000円から8,000円の検査料がかかるようです。これがちょっと若干やはり支払いが厳しいということで、お断りになっておられる保護者の方もおられるというふうな中で、この通達の中には市町村に対して新生児聴覚検査にかかわる費用についての公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ることとしっかり明記してございます。この点しっかりとまた検討いただいて、公費負担を行っていただきたいと思いますが、再度その点についてお尋ねをいたします。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

これまで県のほうでは、県の産婦人科、産科医という全体的な検討をしてきまして、妊婦健診にしてもいろんな項目を県内統一した形で委託できているというところは、鹿児島県としては非常に評価できるところではないかなというふうに思います。

そして、日置市のお母様方がお産をされるところも、日置市だけではございませんので、県内あちこち、また里帰りもされますので、そういったところを踏まえまして、やはり県内統一してこういったところの公費負担というところは、足並みをそろえてといいますか、一緒になって検討していきたいというふうに考えております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

今出産育児のための支援金として、42万円が補助されているわけですが、それを超えて出産費がかかる病院もたくさんあると聞いて

ています。そういった場合に、やはりその中でおさまる病院もありますけれども、それがさらに手出しになると、どうしても厳しいとおっしゃる現状も理解ができますので、ぜひ前向きに検討して行ってほしいと思います。

次に、日置市の防災・減災についてお伺いします。

今回、県との合同訓練、私も参加をさせていただきました。本当にたくさんの種類の業種の人たちというか、国の機関、気象庁も来られてましたし、私たちなかなか見ることのできない、そういう訓練を拝見させていただき、効果的な訓練が実施されると市長も答弁されました。

あ、こんなにたくさんの人たちが何かがあったら、私たちのまちに来てくれて、救いの手を差し伸べてくれるというか、動いてくださるんだなということで、少しだけは安心を私もしたところでございます。

平日開催ということでありましたけれども、津波避難所に標識がなかった、これはなぜなかったのかお尋ねします。

#### ○総務課長（今村義文君）

この津波の関係の標識につきましては、来年度設置の予定で進めているところでございます。

#### ○5番（黒田澄子さん）

じゃあ、来年度にはもうしっかり津波のこの標識も立つということで、さらに安心になっていくと思われれます。

今回は、県と一緒に本当にすごい物々しいというぐらい大きな資機材も来まして取り組みました。また、来年以降は市の防災訓練になっていくわけですが、今回のことを経験されて、新たに市がその防災訓練の中に取り組みでいこうとお考えになっている点がございましたら、お尋ねをいたします。

#### ○総務課長（今村義文君）

今回の県との合同訓練で、熊本地震の避難

所で実際に使用されましたタブレット端末を使用した支援システムの運用訓練を、今回実施しております。

このシステムは、国、県、市町村が物資の貯蔵状況を共有して、タブレット操作により物資の要請を行うものであります。今後市の訓練においても、救援物資の輸送訓練として、タブレット端末を利用した訓練を検討してまいりたいと考えております。

このほか、避難訓練について、実際に即して非常持ち出し袋を活用しての訓練参加を促していきたいと考えているところでございます。

#### ○5番（黒田澄子さん）

さて、内閣府はことし5月に、防災基本計画修正を行っていますが、どのような修正が行われたのか、お尋ねをいたします。

#### ○総務課長（今村義文君）

防災基本計画の修正については、平成27年9月、関東、東北豪雨災害における教訓を踏まえた防災対策の強化としまして、1つ目に水害に強い地域づくり、2つ目に実際実効性のある避難計画の策定、3つ目に、適切な避難行動を促す情報伝達、4つ目として、被災市町村の災害対応支援、5つ目として、被災生活の環境整備、6つ目がボランティアとの連携、共同の6つが主な修正項目でございます。

#### ○5番（黒田澄子さん）

その中で、先ほど言われた実効性のある避難計画の策定として、ハザードマップ等の作成や、配布時に早期の立ち退き避難が必要な区域を明示と盛り込まれています。必要に応じて、また近隣市町村における指定緊急避難所の指定も盛り込まれています。

要は、私たちのまちだけに避難所が今はありますけれども、今回の修正で他の市町村でも緊急時には避難できる、そういったものを計画の時点から盛り込めるということと、今

配られていますハザードマップの中では、浸水地域はここですよ、津波はここですよ、一応目では追えるんですけども、もうここは必ず逃げてください、その場から急いで離れなさい、そういったものが立ち退き避難というふうになっているという意味であるということが、ちょうど18日のNHKの日曜討論の中に、もう防災関係に関する識者の方が五、六人おられる中で、災害弱者をどう守るかというテーマでの討論の中で、はっきりと専門家の方がそのように話されておりました。

また、広域避難でほかの自治体に避難をすることも可能であるということ、しっかり明示されています。今後この2点について、市はどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

#### ○総務課長（今村義文君）

河川の近くや浸水深の大きい区域について、早期の立ち退き避難が必要な区域をハザードマップに示すことや、それから災害の争点に応じて、指定緊急避難所を近隣市町村に設ける広域避難、これにつきましては、今後調査や近隣市町村との調整を行い、必要があればハザードマップに明示するなど、防災意識の普及啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○5番（黒田澄子さん）

このハザードマップに、早期の立ち退き避難が必要な区域を明示するという点について、今県はイエローゾーンは発表されていますけど、たしかレッドゾーンはまだ発表されていないんじゃないかなと思いますが、その点のこの整合性は、それが発表されないと載せ込めないのか、その点いかがでしょうか。

#### ○総務課長（今村義文君）

その点につきましては、県と協議をして進めてまいりたいと考えております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

今連携中枢関係で、4市でいろいろなこと



を行っていき流れもできておりますので、こういった災害時の他の自治体への避難に関しても、そこに載せ込めるものがあれば、どんどん載せていっていただきたいなと思います。

あと今回のやはりこの修正された部分というのは、非常に難しい方、例えば地震があったときには、身の安全を守ってくださってと言われても、どうやって守ればいいんだろう、何をしたらいいんだろう、非常にわからない。

しかし、今回は命を守るために、あなた方のところは非常に危ないから、もうこの何とかが出たら早く逃げてね、まずはとにかくそこから場所を移動してねということが、もっともって住民にわかるようにと、やはりせんだって9番議員のときに、市長が「いくらこちらが情報を出しても、市民の方が理解をして行動をしてくれなければ、なかなかその情報だけは出しても、実行動が伴わないんですよ」ということをおっしゃっていました。そこを国も指摘をしてくれています。

特に、我が市においては、水害はあり得るかなというのが毎回懸念されるところでございますので、この点しっかりとやはり計画に盛り込んでいって、市民への周知も丁寧にしていっていただきたいと思います。

また、平成23年に私は被災者支援システムに取り組みないかということをご提案しました。西宮市において、阪神淡路のときに大変な苦勞をされたということをもとに、どうぞ使ってくださいということで、またその使い方サポートまでしますよというものでしたが、今回の答弁で相当の経費を伴う。だから、導入に至っておりません。初めて経費のことが出てきました。

これまででは、私たちのまちはそういったことがすぐできますよというような、能力があるので大丈夫ですよといった答弁が出ていたと思うんですけども、経費は幾らぐらいだというふうにお考えで、そのゆえにできない

とおっしゃっているのか、お尋ねします。

○総務課長（今村義文君）

住基と連動をするということで、経費的には500万円程度必要かというふうに考えているところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

相当な経費は500万円、これが市の感覚なのだな。500万円だったら、やればいいのか。私は今500万円と聞いて、あ、だったらやってほしいなというふうに思いましたが、それは置いときまして、それではこのシステムは、そういった500万円が大変な経費なので、自分たちでつくるんだよということでございます。

もう今現状で平時でございます。きのうまでは台風でございましたけれども、平時の時点でこういったシステムは準備しておかないといけないわけですが、今その準備はしっかりできているのでしょうか。また、誰でもその操作ができる体制がつくられているのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（今村義文君）

先ほど市長のほうから答弁がありましたように、導入には至っておりません。

○5番（黒田澄子さん）

これは、じゃあ災害が発生してからこれをシステム化すると、時間的にどれくらいでできるものなのでしょうか。さっとできるからということで、今平時ではやっていないということかなと受けとめました。いかがでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

被災者支援システムというシステムを導入をしていないということでございます。被災してからするというふうにはないというふうにご理解いただきたいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

ちょっと、済みません。認識が少し若干違

っていたのですが、例えば昨年導入された避難行動要支援者管理システムは、もう平時からどういった人が要支援者であるのか、その人たちのかかりつけ医だったり、いろんな情報が今、担当課のほうでどんどん、どんどん万全な体制で順調にシステムに入れ込んであると思います。こういったものも、いざというときにパッと出せるということで準備をされているという視点からいきましょと、ただ、罹災証明を出すだけが被災者システムではないと考えますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

**○総務課長（今村義文君）**

被災者システムにつきましては、避難所の関連システム、それから緊急物資管理、それと仮設住宅の管理、それから犠牲者の遺族管理システムとか、それと倒壊家屋の管理システムなどなどが組み込まれた被災者システムというふうに理解をしております。今後、重要なシステムであると考えますので、導入について検討をしてみたいと考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

そうですね。やっと導入を検討したいというお言葉が出ました。平時から市はいろんな情報をお持ちです。いざというときに住基台帳とつないだとしても、例えば漏れ落ちる情報があると思います。

その中で、例えば避難行動要支援者の管理システムの中には、そういった情報が入っています。しかし、災害はいつ発生するかわからないために、早く要支援者と言われる方の家族が、日置市内に住んでいなくても迎えに行き、もう早く台風が来ると聞いた時点でいなくなったりとかというのはあると思うんですけども、この要支援者となっておられる方たちは、身近な自治会長に、私は、どこどこにきょうから行ってきますので留守ですよといったことを、お伝えする義務はあるの

でしょうか、お尋ねします。

**○総務課長（今村義文君）**

自治会長への報告の義務はございませんが、日ごろから地域で協力し合うそういう体制が必要かと思っておりますので、連絡したことにこしたことはないと考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

連絡したことにこしたことがないのであれば、市は義務はないけれども、どういった手立てができるかと考えでしょうか、お尋ねします。

**○総務課長（今村義文君）**

要支援者につきましては、消防、警察、民生委員等に最新の名簿の情報等を提供すること、事前に同意を得られた方については、提供するという事になっておりますので、その辺で対応をしていく予定であります。

**○5番（黒田澄子さん）**

そういったところではなくて、例えば民生委員さん、また消防団の方、自治会長さん、そういった方たちが訪問されることもあるでしょうから、災害があつて台風が来たりするときに、おうちももう空けるとき、先に逃げられるときには、一言教えてねということ、ぜひ声かけしていただけないとか、そういったことを私はちょっと求めて質問したいわけでございます。

その辺はぜひ、市のほうからもそういった人たちに対して、要支援者の人たちがいなくなったときに、行方不明者として探さないといけないということは、大変なことです。要支援者の方も心苦しいことだと思いますので、そういった連携はぜひ十分にとれるようにと、ぜひお言葉がけをしてほしいと思います。

あと、この災害の際に気になるのが、例えば妊婦さんがいる。出産直後の子どもがいるとか、視覚障がい者の方、聴覚障がいの方、また、日本語がある程度わかれば、難しい日本語はわからない、漢字はわからない、文章

がよくわからない外国人の住民の方、こういった方たちへの対応はどのようにお考えか、お尋ねします。

**○総務課長（今村義文君）**

今後、避難行動用支援者の名簿、現在、名簿が作成をして、台帳ができておりますので、これに基づいて個別の支援計画を作成の予定でございます。その中で、そういった今議員のほうのおっしゃられた内容についても、十分、自治会長、民生委員、そういう方々から情報を得て、支援等を一緒に把握をしていきたいと考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

平時からシステムをちゃんとしておきましょうねというのは、妊婦さんはもうお産してしまうと違うんですね。また新たに妊婦さんが出てきたりするわけです。1年間で妊婦さんは総入れかえをしてしまいますので、そういった人たちが住基台帳の中からポンとヒットできるのか、要支援者の人たちに対しては、もうシステムが導入されているけれども、本当は、その時期は要支援者に入る人たちもいる。そういったことがパッと見てヒットしてすぐ手立てができる。そういったことを私は望んでお尋ねをしていますので、今後そういった点への配慮もお願いをしたいと思います。

防災士29名、地域推進員が36名、65名もおられるけど、市での活用は行ってない。この人たちを市で定期的に、せめて1年の1回ぐらいは集めて、何かそういうグループをつくって、もっともっと市内のいろんなところで活用することはすごく重要なことで、またほとんどボランティアでされていると思うんで、そんなに経費がかかることでもないと思います。

私も今回、県の防災推進委員になったんですけども、一人で、じゃあ、一体何をやるのっていうことになるわけで、やはりグループでこのDIGなんかもできますし、HUGな

んかもできるわけです。そういったことについての今後、市はこの人たちをグループ化して、何かそういうボランティアをしていたくような体制づくりはお考えにならないんでしょうか、お尋ねします。

**○総務課長（今村義文君）**

市内にも防災士、推進委員と多くの方がいらっしゃいます。皆さん方も自主的にそういった組織等の結成をお願いしまして、市長の答弁にありましたように自主防災組織への意識、啓発、普及、訓練について、一緒に参加をいただいて訓練指導をお願いして活用を進めていきたいと考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

それでは、この間の岩泉の件がございましたけれども、避難というのは、どこか避難所に行くということが避難というイメージがありましたが、今回の災害で、垂直避難、少しでも高いところに行った人は生き残った。行けなかった人が亡くなった。こういったことがございましたので、特に、高齢者、障がい者等がたくさんおられる施設を日置市は持っておりますので、こういったところと、何か報告、危なくないから逃げていませんよということでしたけれども、心配だから2階に上げました。隣の施設に走って上まで上げました。終わりましたよというような報告が出るような体制というのは、難しいものなのか、できないものなののでしょうか、ぜひその辺、していただければ、安心なのだがなと思いますが、いかがでしょうか。

**○総務課長（今村義文君）**

報告体制につきましては、今後、担当課と十分協議をして、その施設のほうでそういった体制が取れるのかも含めて、協議を進めていきたいと考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

避難所閉鎖の基準について、河川の災害が恐れがなくなったとありました。昨年、まだ

市の水道ではなくて、井戸水を使っておられるところは、それを吸い上げるその機械が停電のために使えない。停電で家は電気がない、水も使えない、そういう中で、一回避難所が閉鎖されました。

私はちょっと当時、ちょっとそれは待ってくださいよって、かえって心配じゃないですかって、どうして避難所を閉めるんですかっていうことがあったので、今回お尋ねをしています。これだけの基準で、本当にいいとお考えなのか、もう一回お尋ねします。

**○総務課長（今村義文君）**

閉鎖の基準としましては、先ほど市長のほうから答弁があったような内容でございます。今後、長期的に停電になる場合においては、状況に応じて避難所を開設を延長するなど、対応をしていきたいと考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

去年はそういった、私もちょっと苦情を言いましたけど、市民からも苦情があったのか、その後また開設をされています。

だから、そういうことをしないで済むように、もうちょっと丁寧に状況把握をされて、避難所の開設はもちろんなんですけど、閉鎖の部分にはもっと気を使って取り組んでいただきたいなと思います。あと、防災行政無線、現状設置されてない地域に対して、市は今後どのようなお考えなのかをお尋ねします。

**○総務課長（今村義文君）**

防災行政無線につきましては、今年度29年度、30年度で更新が全て終わります。設置されていないということではなくて、更新という形で29年度、30年度伊集院地域で終了ということでございます。

また、防災無線が今現在ないということのところにつきましては、随時、空き家等そういったところの戸別受信機等があれば、それを使って防災無線の設置を進めていきたいと考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

最後になりますが、引っ越ししてきても伊集院地域、特に、伊集院小学校校区では防災無線は渡せる状況になくてもらっていない人たちが、どれだけいるのかの把握と、そしてそれが伊集院地域以外の伊集院の人たちが、ことし始まりますので、交換ができて自分たちのところが更新する前に、一時でもおける場所が、時間があるならいつからそれが配布できて、あなたも取りに来なさいよというその辺の手立てだけはしっかりとさせていただきたいとお尋ねしますが、その点をお尋ねしまして、最後の質問といたします。

**○総務課長（今村義文君）**

今年度の設置が10月の末ぐらいから設置が始まると思います。それ以降、現在の使用している戸別受信機については、回収をしまいりますので、その分を設置されていない家庭に、設置できるように努めてまいりたいと思います。

**○議長（成田 浩君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分からといたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（成田 浩君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、漆島政人君の質問を許可します。

〔15番漆島政人君登壇〕

**○15番（漆島政人君）**

今回、防災については、防災に関する質問は私で4人目になりますけど、角度を変えて質問させていただきたいと思います。

今から5年前に東日本大震災が発生しました。ことしの4月14日には誰もが予測していなかった、隣の熊本地方で大規模な地震が発生し、多くの尊い人命が失われました。小

規模地震も含め、現在、日本各地で頻繁に発生している地震のことを考えれば、いつ自分たちのまちを大規模な地震が襲ってくるのか、このことを心配しているのは私だけではないと思います。

また、人類の営みによって変化しているとも言われている異常気象等との影響で、日本各地で記録的な大雨による甚大な被害が発生しています。こうした予測もつかない大規模な災害は、ここ近年日本列島各地で頻繁に発生しており、私たちの日置市も、いつ大規模な災害に見舞われても、不思議でない気がします。襲ってくる災害をとめることはできません。しかし、襲ってくる前にさまざまな対策を講じることで、その被害を最小限度に抑えることは、人の知恵であり、また、住民を災害から守ることは行政の役割でもあります。

そこで1点目の質問ですが、日置市が巻き込まれるような大規模地震が発生したとき、公共施設の中には、耐震性が心配な建物が複数ございます。その中でも、特に心配な建物が、昭和34年に建築された伊集院北小学校です。

伊集院北小学校の改築については、以前、平成28年度に設計をして平成29年度には建設に着工するとの議会答弁がなされた経緯があります。また、そのとき県内には未耐震校舎が94棟あるために、補助金確保に向けて国と協議中であるとの説明がなされましたが、補助金を確保し、計画どおり改築できる状況にあるのか、お尋ねいたします。

もう一つ心配な建物は、現在、産業建設部が間借りしている県の伊集院庁舎です。この建物は、昭和43年ごろ建築されたもので、かなり老朽化しています。この件につきましては、さきの議会の中で、近いうちに本庁近くに建設していきたいとの市長からの答弁がなされましたが、建設に関する今後の計画はど

うなっているのか、お尋ねいたします。

次に、実効性のある避難体制についてお尋ねいたします。

私は9月2日実施された県の防災訓練では、沿岸地域の津波を想定した避難訓練を、日吉・吹上方面で見学させていただきました。そこで、今まで実施された市の避難訓練もそうでしたが、訓練に対する緊張感は余り感じられませんでした。それより津波を想定した避難訓練でしたので、上り坂を歩く場面が多く、皆さん疲れた様子で「ないもならんごったっどん」と、そういいながら仕方なく参加されている様子も見受けられました。

また、高台から指定されている低い避難所へわざわざ下りてこられる人も多く見かけました。まさに、やらされている避難訓練といった印象で、その効果に疑問を感じましたが、現在、実施している避難訓練のあり方でいいと認識されているのか、お尋ねいたします。

次に、避難の呼びかけ方について質問いたします。ことしの6月19日豪雨災害時に備えて、4地域の中央公民館が避難所として開設され、避難の呼びかけがありました。また、9月3日、そして昨日と台風襲来に備えて、27の避難所を開設し、避難の呼びかけがありました。

自分の車で移動できる方やご家族の方が安全な場所に避難させてくれる人はいいですけど、移動手段もない、また非難する身寄りも近くにいない方々は、タクシー等で非難される方もいらっしゃいます。しかし、お金の都合等で非難はしたくても我慢する人はいらっしゃるのも事実です。こうした課題を改善していくためには、避難体制のあり方を再検討する余地があると認識いたしますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

最後に、現在指定されている避難所の中には、避難所の安全性や避難経路の安全性について、問題がある避難所もございます。した

がって、地形や災害が発生する要因等を考慮して避難所については、ゼロベースで見直す必要性を感じますが、このことをお尋ねして1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の公共施設の耐震対策について。

1番目については教育長のほうに答弁をさせます。

2番目でございます。庁舎の耐震化につきましては、本年度、日吉支所庁舎の建てかえを完了し、吹上支所庁舎も平成29年と30年度の2カ年で建てかえを計画しております。また、本庁舎も合併特例債を活用できる平成32年までには、耐震化工事を完了する計画でございますので、産業建設部につきましても、この耐震化工事にあわせて庁舎東側の敷地内に整備する方向で検討しているところでございます。

2番目の実効性のある避難体制について。

1番目でございます。津波避難の場合は、車での移動ではなく、徒歩で高台に避難することが原則となっております。また、避難時には、非常持ち出し袋に食料品など必要なものを入れて持参するよう周知しております。

津波避難は一刻を争うため、防災行政無線等により、いち早く市民への周知を図り、正確な情報を伝えなければならないことが重要であると認識しております。

2番目でございます。地域の実情に詳しい自主防災組織と連携して、地域ぐるみで助け合う共助の意識を高め、さらなる地域防災力の向上を目指し、避難体制の充実を図りたいと考えております。

3番目でございます。避難経路上、土砂災害警戒区域を通行しなすと避難所に行けない区域もあると思います。地域の実情に応じて随時避難所の見直しも行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

公共施設の地震対策についてお答えいたします。

伊集院北小学校は、昭和32年から34年にかけて建築をされ、耐震性の面からも改築が急がれる校舎であると認識をいたしております。

平成28年度当初予算で基本設計・実施設計の予算をいただき、現在、基本設計に着手しているところでありまして、県の担当課にも予定どおり設計を進めていることを伝えております。

県からは平成28年度の危険校舎改築については、国の負担金・交付金ともに採択されており、国も未耐震校舎の改築は重要視していることや、事業の優先度から採択される見込みが高いとの回答をいただいているところであります。

#### ○15番（漆島政人君）

2問目の質問に入ります。まず、伊集院北小学校の改築については、今、教育長の答弁中では計画どおり進めていけるのではという趣旨の答弁でしたので、私自身も安心しております。ぜひ一日でも早く完成するように、事前準備を含め努力していただきたいと思っております。

次に、産業建設部が間借りしている県の伊集院庁舎についてお尋ねいたします。

先日、市長はこの庁舎については、県は耐震対策を講じる考えはないだろうという趣旨の答弁をなされました。そこで、私どもはこの調査に対する安全性というのは全く分からないですけど、震度どの程度の地震まで安全だと認識されているのか、お尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（鉾之原政実君）

本市の公共施設庁舎につきましては、耐震診断を行いましたので、それぞれ各階、例え

ば本庁舎であれば2階のいわゆるこういったところで、それぞれの耐震性が悪いというようなことでデータを持っておりますけれども、県の庁舎については、そういった診断結果を持っておりませんので、この日置庁舎が、果たして震度幾らで大丈夫かということについては、そういった数値は持ち合わせていないところでございます。

#### ○15番（漆島政人君）

やはり、地震に対する危機意識のあはれは、熊本地震が発生した時点で、やはりあの建物の中には県の職員の方もですけど、市の職員の方も多く働いておられるわけです。したがって、どの程度の安全性があるのか、それくらいはやはり認識されておるべきではないのかなと思います。

そこで、私の個人的なあれですけど、仮に震度6クラスの地震が日置市を襲って場合、犠牲者が出る可能性は高いと思います。仮に犠牲者が出なくても、業務ができる状況にはないと思います。そうなった場合、産業建設部といえば災害対策の中核を担う部署ですので、やはり災害対策にもかなり支障を来すのではないかと思います。

そのことを考えれば、先ほどの答弁では平成32年度までには、本庁舎の耐震化と一緒に増設も考えていると、本庁舎近くに増設も考えていると、そういった答弁でしたけど、平成32年度と言ったら、まだ結構ありますね。やはり財政支出の問題はありますけど、もう少し早くできないのか、せめて私は平成30年度とと思っていましたけど、平成31年度ですね、これくらいの前倒しはできないのか、そして、できないのであれば、その難しい要因というのはどういったことなのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

一般的には、長期的大きなプロジェクトのある中におきまして、おっしゃるとおりこの

地震対策というのは最優先しなきゃならないというのは十分わかっております。

今、先ほど言いましたように庁舎関係につきましては、年次的に日吉、吹上のほうを済ませた後という考え方をもっております。それでなければ、もうほかのものもいろんな中において、押していかなければならない部分がございます。

一番問題としては、財政的な平準化といいますか、これを一番考えておりまして、一極集中することにおいて、また、いろんな弊害が出てくるといふ部分を考えておりますので、庁舎関係については、今、申し上げましたとおり、とりあえず日吉、吹上を済ませた後に検討する、これが基本的な考え方でございます。

#### ○15番（漆島政人君）

財政運営をやっていく中で、財政支出の平準化は、これは大事な要件であるというのは私も認識しています。しかし、今までにも一時的に財政支出は膨らむことは何回かありました。ただ、産業建設部については配慮、庁舎の増設というのはやはり職員の安全確保ですけど、やはり災害対策上、緊急性の高い事業です。したがって、やはり一時的に財政支出が膨らむこのことは、やはり緊急性を考えれば問題はないのかなと、そういうふうに認識しますが、いかがお考えか。

それと、この庁舎の増設につきましては、どこの場所にどの程度の大きさの建物を、幾らぐらいの予算で建設される計画なのか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

まだ具体的にそこまでは詰めていないというのが実情でございます。何番議員から東市来の庁舎のほうという意見もあったようでございますけど、いろいろとまだ内部の中でそういうことも含めて、今からこの事業費いろんな面で考えていかなきゃならない。特に、

今言ったように、吹上に入りますので、検討は早い時期のほうにやっていきたいというふうには思っております。

**○15番（漆島政人君）**

やはり熊本地震が発生したとき、緊急地震速報が何回も発令されました。あのときは皆さん、これが南のほうにも震源が南に下って来るのではないかと心配されたんです。そのことを考えれば、やはりあの段階で危険な建物については、どういう大きさのどれくらいの金額でつくるべきだというのは、当然、庁舎内で議論がなされるべきだと思います。また、そういった具体的な基本的な計画は持つておくべきだと思います。

私の個人的な試算ですけど、この本庁舎の横に南のほうに屋根がついた駐車場があります。前にも申し上げましたけど、ここの1階部分を駐車場にして、2階部分は事務フロアにして建設した場合、面積にして700m<sup>2</sup>、今、産業建設部は使っておられる面積の約3倍が確保できます。安全性と機能性だけを求めていけば、民間感覚でいけば、2億ちょっといけるのではないかなと思います。そういったのもぜひ参考にしてやっていただきたいと思います。

合併して既に11年が経過しております。しかし、災害対策の中樞を担う産業建設部は本庁から離れた、また、老朽化したよその建物を間借りして業務を行っている状態です。その一方で、私の感覚で、これは私の感覚ですけど、ここまでしないといけないのかというような贅沢な事業にも、今まで何千何億もの多額の財源を投じています。そうしたことを考えれば、やはり事業に対する優先順位の違いを感じます。熊本地震を教訓とするのであれば、一日でも早く建設していくべきだと思いますが、もう一回、このことをお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

あのときの熊本地震でそれぞれの庁舎が崩壊、これは十分認識しております。幸いにして、私ども合併しまして、いろいろと機能分散している部分がございます。

特に、庁舎の崩壊したところは合併しなかったところで、一つの機能が一つ集中しておる。特に八代の場合につきましても、庁舎は崩壊したんですけど、隣の町でまた機能をやっております。

そういう自分たちができるこういう施設の中で、やはり機能を分散しながらいざというときはどうしていくのか、そういうこといろいろと学校とかそういうものが最優先されて、本庁舎というのは最後のほうになってくるといふふうに思っております。

これはやはり市民から考えたときは、やはりいろいろと、さっき試算して2億程度という部分がございますけど、今、日吉庁舎にしても6億円程度、吹上にしてもそれ以上かかるというふうに思っております。いろいろと簡易的なものじゃなく、やはり公共施設の場合については、建設基準それ以上のものについてしていかなきゃならないという部分もございますので、まだ、今後、試算をしてみなけりゃわからないことですけど、基本的には私がいつも言うように、庁舎等いろんなものについてはコンパクトな形の中で建設していかなきゃならない。そういう贅沢的なものはしないという基本的な考え方を持っておりますので、今後、内部の中で十分検討させていただきたいと思っております。

**○15番（漆島政人君）**

今までの災害でも、マスコミ等は災害対策の拠点になる本庁舎、庁舎等はどうしても財政支出の中で先送りされている。これが問題となっているのではないかというマスコミ等の批判もあります。そのことを十分お考えになって、今後、検討していただきたいと思っております。



次に、避難訓練のあり方について質問させていただきます。

現在、実施している避難訓練そのものについては、見直していくようなお考えではなかったわけですが、私は、さきの9月2日の津波避難訓練を見させていただいて、幾つかの課題を感じました。

まず一つは、津波避難は上り坂が当然多いです。したがって、避難場所まで行くのに、お年寄りの体力ではかなり時間がかかっていたようです。それと、国道も横断されていました。それと、こういうことを考えれば地元におられる人たち、また消防団の方、こういった方が、車で声をかけて避難所まで連れて行くような体制はできないのかなと。

それと広い自治会においては、今、自治会総合も結構なされていますけど、広い自治会においては、もう少し複数の避難場所を設置されてもいいのではないのかなと、そういうものも強く感じました。そのほかに、吉利地区については、海拔の低いところに高齢者施設も幾つかあります。地元の人も、いざというときになのをどう手助けしていけばいいのか、よくわからない、この人たちの存在もとても気になる、ということもお話されていました。

そこで、避難に対する実効性を高めていくためには、もう少し各自治会、地区とも膝を交えて一緒になって、まだまだ検討していく余地があるのではないかと思います、いかがお考えかをお尋ねいたします。

#### ○総務課長（今村義文君）

津波につきましては、津波ハザードマップというのを27年度に配布をして、自治会そういった地域の方々に地震の後の津波については、高台に避難するというのが原則ということで、地域の方々に話し合いをしていただいて、ことしの4月に指定緊急避難場所というのを設置しております。

そういったことで、この避難場所については、先ほど場所をふやすとかそういうのを言われました。それについても地域の方々が必要であるということで、協議をされて話し合いの中で、そういった結論に達すれば、また新たに指定緊急避難場所ということで指定するのは可能でございます。

そういったことで、現在、今、東市来地域に10カ所の避難場所、それから日吉地域が11カ所、吹上地域が11カ所ということで、指定避難箇所が日置市内の沿岸部32カ所指定をしているところです。津波ハザードマップには浸水の10mの区域を表示をしておりますので、これ以外のところに直ちに非難するというので説明もしております。

そういった自主防災組織、あと消防団員等も含めた形で、地域の方々に話し合いをしていただいて、避難場所の高台に逃げるという場所を指定するのは、今後ふやすことも可能かと考えております。

#### ○15番（漆島政人君）

避難場所の数をふやすことも含めて、ほかのことについても、地域の自主的なそういった協議を進めていくよう指導していただきたいと思います。

あと、避難訓練を初め、防災対策に対する行政の重要な役割は市内全体の状況をいち早く正確に把握して、それぞれの地域に適切な指示や支援をしていくこのことだと認識いたします。

そのためには、各自治会、地区、支所それぞれの場所と情報連携を整えていくことは極めて重要なことですが、さきの9月2日の訓練のときに、現地の状況、また避難者の数、そして避難に要した時間など、いろいろ情報のやりとりをする要件はあったと思いますけど、そういった細かな情報のやり取りの訓練はきちんとされたのか、そのことについてお尋ねいたします。

○総務課長（今村義文君）

訓練の後のそういった、訓練の期間中の情報のやり取り、そういうのにつきましては、実際に県の総合防災訓練と同時にやっていた関係で、市の津波避難の訓練の状況については、随時、情報を交わすことはできておりませんでした。

この件のつきましては、今後、今週担当、防災担当、それと消防本部も含めた形で、反省会ということで計画をしております。そういったことで、十分訓練の内容についても評価をして、次回、今後の訓練に生かしていきたいと考えております。

○15番（漆島政人君）

やはり情報の連携というのは、災害対策の基本的なことですので、ここをせずに先ほどの5番議員の答弁の中で、実効性が高い訓練であったという答弁をなされましたけど、私はここに基本的な部分がきちんとされなければ、余り意味はないのではないかと思います。

そこで、津波避難に限らず、自分たちの集落にはどういった災害が発生する要素が高いのか、また、その災害対策としてどういった訓練が必要であるのか、そのことは地元住民に方が一番理解されています。したがって、それぞれの自治会の地区で災害を想定していただき、避難訓練を地元主導で実施していただく。また、それを市内全域で同時に訓練をすることによって、行政はそれぞれの地区と細かな情報伝達の訓練を行う。そうした訓練が防災対策に対する実効性も高まるし、住民の防災意識も高まってくると私は認識いたしますが、そのような訓練体制に変えていくお考えはないのか、お尋ねいたします。

○総務課長（今村義文君）

現在、自主防災組織の自治会単位で結成していただくということで、4月現在で135の組織が結成をされております。組織率も83%とちょっとですけども、今後、

そういった自主防災組織の育成ということ、当然進めていながら、今、議員のおっしゃった地域での訓練というのが可能になるかと思っておりますので、自主防災組織、また地域の方々の防災意識の啓発ということに努めていきたいと考えております。

○15番（漆島政人君）

もう八十何%の自主防災組織が整備されているわけです。私たちの自治会も私たちはもう地区でやるべきだということで、ちょっとちゅうちょしておったわけですけど、もう自主防災組織の育成ではなくて、これからどうやって自主防災組織を活用していくか、その段階にあると思います。

そこで、以前も申し上げましたけど、今の防災訓練というのは、特に県の防災訓練はそうですけど、各防災機関が実施する訓練を見ていただく、そういった雰囲気非常に強いです。災害を最小限度に食いとめるためには、一番の課題は現地と対策との情報の連携です。そのためには、住民と行政がそれぞれの役割の中で、連携した訓練が必要だと思いますが、再度、ここをお尋ねいたします。

○総務課長（今村義文君）

今、議員のおっしゃったように、今まで特に県の、今回の場合は県の総合防災訓練ということで、関係機関のそういった訓練状況を見学というのが主な内容でございました。今後については、そういった実際に自主防災組織の方々を活動していただくというような訓練に変えるように、検討を進めていきたいと考えております。

○15番（漆島政人君）

次に、避難呼びかけへのあり方について質問いたします。

まず初めに、昨日、台風襲来に備えて南さつま市はエリアメールで避難準備情報、また夜の9時ごろには土砂災害警戒警報、こういったものを、あと万之瀬の水位の問題、これを

エリアメールで情報を発信しています。

このエリアメールでの発信というのは、今、皆さん携帯をお持ちですので、防災無線以上に効果があるのではないかと思います。しかし、日置市、南さつま市はどんどん情報発信していますけど、日置市はそういう対応はなかったんですけど、なぜされないのか、そのことについてお尋ねいたします。

#### ○総務課長（今村義文君）

エリアメールにつきましては、警報の発令の段階では土砂災害警戒情報、これについては南さつま市のほうは発表されておりました。鹿児島市も同時に出ていたかと思えます。日置市については、今回の場合は、土砂災害警戒警報というのは出ておりませんので、当然、エリアメールは発信はしておりません。今後につきましては、その体制は整えておりますので、必要な時にはエリアメールを配信したいと考えております。

#### ○15番（漆島政人君）

土砂災害警戒については、向こうは発令されていたから出したんだろうということですけど、避難準備情報もエリアメールで出ているわけです。やはり、情報がわかれば防災無線尾近くにいないとわからないわけですから、そのことを考えていただきたいと思えます。

次に、先日、質問された同僚議員の答弁の中で、日置市には避難行動要支援者が2,329人いると、その中で避難の支援をお願いしている人は1,195人いらっしゃるの答弁でありました。しかし、9月3日の避難を呼びかけたときには、避難された方は市内全体で33世帯の40人とお聞きしています。また、昨日の避難設置のときは、先ほど市長の答弁の報告の中で、92世帯の114人が避難されたとの報告がありました。

そこで、避難支援を求める人数から見れば、前回も今回も結構少ない気がします。その理由はということなのか、どう認識されてい

るのか、お尋ねいたします。また、避難された方はどういった交通手段で避難されて来たのか、そこを把握されているのか、お尋ねいたします。

#### ○総務課長（今村義文君）

避難行動要請者の避難が少ないというような件でございますが、やはり避難準備情報を発令の段階では、なかなか避難がないというのも考えております。そういったことで、避難準備情報というのは、そういった時間がかかる方に早めに行動をしていただく、また、支援をお願いするということで準備情報を出している関係で、まだそういった防災意識の低いというか、また大丈夫だろうというような方々が多いのかなというふうに、こちらとしては認識をしております。

あと今回避難された方が避難に使った交通手段ということでは、特に何で避難されましたかというのは、聞き取りはしておりませんが、状況を見てもみますと自家用車で避難されてきた方が主にいるというふうに認識はしております。

#### ○15番（漆島政人君）

避難者が少なかった理由については、やはり防災意識の低さが背景にあるのではないかと、そういった市の答弁でしたけど、果たしてどうなのかですね。それと、避難された方は、私もちよっと幾つか見ましたけど、自家用で避難されている方がいらっしゃいました。

そこで、例えば身近に頼る人がいない人は避難所まで、私の知り合いもそういう方がいらっしゃいますけど、タクシーを利用されるケースをよく見かけます。しかし、2次避難所まで遠いところではタクシー料金も2,000円近くになります。そうだと、1次避難所まではまだそれ以上にかかるわけです。したがって、避難はしたいが我慢をする、そういった方が多いのも事実です。

仮に、こういった理由で避難されない方が

多いのであれば、この問題を改善しなければ、避難所を設置する意味はないと思いますけど、これについてどうお考えなのか、またどう分析されているのか、お尋ねいたします。

**○総務課長（今村義文君）**

身近な場所に避難所がないというのが、一番の問題かと思えます。そういったことで、先ほど議員のほうからも見直しの件を提案されておりますので、そういった形で身近に避難所を設けるということについては、1次避難所というような形の捉え方で、とりあえずは自宅から安全な1次の避難場所に避難なりをするということで、その後は行政のほうか、そういう公共機関のほうに避難をする場合には、手助け、支援をするという形でできないか、今後検討をしていきたいと思えます。

**○15番（漆島政人君）**

手始めに、まず初期の段階では身近なところに避難をすると、そういうのがいい方法じゃないかということでしたけれども、そういう流れが住民の方々に避難体制の中で、きちんと浸透していれば、当然住民の方も自治会の方も、それに沿った形で自主防災組織の中でも計画等立てられてるわけです。

しかし、まず第一に発せられるのが、各地域の中央公民館まで早目に避難してくださいというのが第1段階です。これが今の実情です。早目に避難しろと言っても、交通手段のない人は早目だろうが遅目だろうが、避難はできないっちゃうのが実際の問題です。

そこで、民生委員の方や消防団の方、そういったあと自治会の役員さん等が避難所まで連れて行くのも、一つの方法かもしれません。でも、高齢者の方は、やはり律儀な人も多いし、また気丈な方も多いので、やっぱり気兼ねをされます。そうなると、やはり先ほど課長のほうからお話がありました身近な避難場所、自治会、自治公民館ですね。こういったところの避難場所が設置されれば、やは

り皆さん有効に活用されるのじゃないかなと思えます。

したがって、風水害等に対する安全性が高い自治公民館については、自治会と協議し、理解が得られたところを自治公民館を避難所とする考え方も、これからは必要ではないかと思えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

**○総務課長（今村義文君）**

十分検討してまいりたいと思えます。

**○15番（漆島政人君）**

避難を促す一番の目的は、災害弱者の方の身を守ることです。そのためには、こうした方々が身近に避難しやすい体制づくりが必要だと思えます。東市来の尾木場自治会を初め、私は吹上の自治公民館は全てこまかく把握してまいますが、吹上の各自治会を見ても、がけ崩れ等が起きそうな道路を通過して、遠い支所まで避難するより、自治公民館のほうが安全な場所も多いわけです。もう少し現状に即した避難体制に変えていくべきだと思えます。

また、その役割を担っている、またそのために組織されているのが自主防災組織ではないかと認識していますが、このことについて再度お尋ねいたします。

**○総務課長（今村義文君）**

そういった身近な避難所開設ということについては、自主防災組織、また自治会等の意見等も十分お聞きしながら、今後検討していきたいと思えます。

**○15番（漆島政人君）**

次に、安全性が問われる避難所の見直しについてお尋ねいたします。

具体的に、先ほどの答弁では特に避難所に問題があるとか、ここが見直しが必要であるとか、そういう答弁はなかったわけですが、鋭意いろんな状況を見て、今後避難場所の見直しを行っていくという答弁でありました。

そこで、1つ例を挙げますと、永吉地区公

民館、この避難場所は海拔も低く、6 mぐらいですかね。そして、大きな2級河川の横に設置されています。この避難所については、吹上の女性団体と議員と語る会の中でも、昨年もことしも厳しく指摘されました。ここの避難所は問題があるのではないかと。

そこで、私も何年か前に担当課のほうに申し入れをいたしました。また、地区住民からも避難所の変更を求める要望書も提出されています。しかし、ここ何年も見直しはされていません。

実際、これ6月の集中豪雨、6月19日の避難所が設置されたときですけど、このときもたまたま干潮時期であったために難を逃れましたけど、仮に満潮時期であれば、川の氾濫は非常に高かったと思います。こうした例は過去にもいっぱい、何回もありました。そのたびに避難所の見直しが言われておったわけです。

このことについては、ちょっとお聞きしたところでは、地元ともいろいろ協議しながら見直しの方向で検討していくという、ちょっとしたあれもお話をお聞きしましたが、この永吉地区公民館のほかにまだ見直しが必要な避難所はないのか、お尋ねいたします。

#### ○総務課長（今村義文君）

永吉地区の公民館の体育館が避難所になっているわけですが、そのほかには日吉地域で実際に耐震がないということで、2カ所ありますので、そこを現在見直しの検討をしているところでございます。

#### ○15番（漆島政人君）

日吉地域の避難所については、耐震の問題を言われましたけど、地震を想定して避難というのはないわけですよ。地震は、発生してから避難場所に、安全な避難所に避難をしていく、これが基本ですので、やはり今一番問われているのは風水害、一番身近な問題は、記録的な大雨等による災害を警戒した避難所

です。

したがって、やはりがけ崩れが発生する場所はないのか、やっぱり川の氾濫によって浸水するような箇所はないのか。またその経路ですね、避難所までの経路、こういったことがやっぱり一番重視された形で見直しをしていくべきだと思います。

そこで、早目の避難はいいとしても、早目に避難するのは問題ないとしても、避難勧告や避難指示が出てから避難するときは、避難経路として非常に危険な箇所が日置市内には数多くあります。したがって、地形とか災害が発生する要因等を考慮して、避難所についてはゼロベースで見直す必要性を感じますが、こういった抜本的に見直すような計画はないのか、お尋ねいたします。

#### ○総務課長（今村義文君）

見直しの計画というのはございませんが、現在のところ避難所の要件ということでは、広さ、また位置、それから情報源ということ、2階建て等も考慮しまして、現在永吉地区の避難所については危険な場所ではあるかもしれませんが、ほかに現在のところ避難所として指定する場所がないのが現状でございます。

そういったことで、地域の方々に検討はしていただいているんですけども、なかなかほかの場所が見つからないということで、進んでいるところです。全体的に見直すということについては、今のところは計画はございません。

#### ○15番（漆島政人君）

結局、全体的な避難所の見直しをする考えがないのであれば、やはり今の状態でいけば、いろんな不安を抱えたまま、住民の方は避難所の場所についていろいろな不安を持っておられるわけです。それを抱えたまま、ずっと避難の呼びかけをしていくということですよ。

それと、ほかに適当な避難場所がないから、やはりなかなか変えることは難しいという趣旨の答弁でしたけど、なければつくればいいわけですよ。そのために、永吉地区から出た要望書も、ここの場所が安全だから、でも問題となるのは駐車場の確保だと。したがって、ここを我々がこの4自治会、ここに避難をしたいから、ここの場所を避難所として指定してくれと。それと同時に、ちょっと畑のところを駐車場にするための整備をしていただきたいと、そういう細やかなことも書いて、要望書も提出されてるはずですよ。

やっぱそういう細かいことに対応していかなければ、やはり避難所の本当に虚聞というのはないんじゃないかと。やっぱ身近に避難する場所が、避難所としての、対効果ある避難所としての場所ですので、ぜひそのことは検討していただきたいと思います。

やはりこれからの一番の課題は、地域と行政がいかにして連携していくか、このことです。そこで、地域の人たちが自主的に避難されたことによって、大惨事を招いた金峰町の扇山の例があります。しかし、あれは確かにそういった例はありましたけど、今全国で大規模な災害に発生している一番の要因は、身近な組織の中で防災体制がきちんと整備されてない、ここが一番の要因だと言われてます。

そこで、今後については、やはり地域住民の役割と行政の役割、そこを明確にして、相互間で連携をした実効性の高い防災体制を整えていく、これが非常に重要だと思います。また、そのためには、やはり地域住民、自治会、地区公民館、支所、そこも防災に対する信頼関係をきちんと整えていく、これが一番の課題だと思いますが、このことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

いろいろと議員のほうからご提案がござい

ました。おっしゃいましたとおり、この防災については行政だけじゃなく、地域住民、特に今回吹上地域も含めまして防災、消防、こういう車庫等も編成もやらなきゃならない。そこも含めて、それがまた避難場所の兼用もできるのか、こういう場所の今ご指摘ございました永吉の場合も、この消防車庫のこともございますので、そういうトータルの中で今後やはり再編するときに考えていきたいというふうに考えます。

#### ○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどといたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時00分開議

#### ○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、畠中弘紀君の質問を許可します。

〔2番畠中弘紀君登壇〕

#### ○2番（畠中弘紀君）

私は、さきに提出した通告書に従い、日置市における町堺・町名・地番整理についてと、難病医療助成制度について、おのおの質問の要旨を3項目設定し、市長にお尋ねしたいと思います。

まず初めに、町堺・町名・地番整理について伺います。

明治以来の日本では、町名、字名と地番によって住所を表示するのが慣習となっていました。ところが、地番は土地につけられた番号ですので、土地の分筆や同筆のたびに枝番がついたり、飛び番や欠番になったりします。そのため、長年の間に土地の地番はだんだん住宅等の並びとは一致なくなってきた、住所からその場所にたどり着くのが困難になり、郵便の配達がおくれたり、パトカーや救急車、消防車といった緊急車両の到着がおくれるな

どの恐れが出てきました。

そこで、このような不便を解消するため、昭和37年5月に、住所をわかりやすくするための法律、住居表示に関する法律が施行され、これに基づいて全国的に新しい住居表示が実施されるようになりました。

住居表示の目的は、合理的な住居表示制度の確立及び住居表示の実施に必要な措置の制定を通して、住居表示にかかわる諸種の混乱、障がい解消することで、住民生活の便宜を向上させ、もって公共福祉の増進に資するとなっております。

そこで伺います。1点目は、市民から地番が順序よく並んでいないところなど、住居の表示がわかりにくいので、住居表示をわかりやすくしてほしいなどの声をお聞きますが、市としてはこれらについてどのように考えているでしょうか。日置市内の4地域の住居表示の状況について伺います。

2点目は、区画整理事業の現在の状況を伺います。

3点目として、近い将来住居表示を実施して、わかりやすい表示にするつもりはないか、お伺いします。

次に、難病医療費助成制度についての質問であります。

平成26年5月に、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日より施行されました。また、同年7月には196の疾病を指定難病に追加しました。

今まで、難病は1972年に国が難病対策要項を制定して以来、法律に基づかない研究事業として医療費助成が続いていましたが、初めて法制化されました。難病に悩む患者や家族の皆さんにとっては朗報で、難病医療費の助成を大幅に拡大し、総合的に支援することになりました。

厚生労働省の資料によりますと、平成

23年度は全国で約78万人だった受給者数が、平成27年度には約150万人まで拡大、総事業費の平成23年度の実績では1,190億円だったものが、平成27年度には1,820億円に拡大するという試算が出ています。

また、難病対策として医療提供体制や相談、就労支援なども充実させるとしております。国の事業であり、県の窓口は伊集院保健所になりますが、日置市民にも影響や関連のある部分について質問をしていきたいと思っております。

そこで、1番目に、難病患者の対象範囲と対象数についてお伺いします。

次に、2番目として、難病医療費助成制度の変更による市民への影響について伺います。

3番目として、日置市としての現状の体制と課題についての市長の見解を伺います。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の町界・町名・地番の整理について、その1でございます。

本市は、住居表示に関する法律に基づいて実施する住居表示制度は実施しておりません。住宅が建っている土地の地番を用いて、町、字、番地による住所表示を行っております。

2番目でございます。土地区画整理事業については、徳重地区と湯之元第1地区が事業実施をしております。徳重地区は、施工面積が34.6ha、事業期間が昭和60年度から平成32年度となっております。25年度までで工事完了して、27年度に換地処分が完了、28年度から事業精算金の徴収交付期間となっております。総事業費は88億1,400万円で、地権者総数は369人です。

湯之元第1地区は、施工面積が25.5ha、事業期間が平成13年度から平成40年度までの計画です。総事業費は115億1,300万円を予定しており、地権者総数は333人で、

平成27年度末の進捗率は38.39%となっております。

3番目です。住居表示や町堺、町名の整理を行うことにより、住所がわかりやすくなり、郵便物等の誤配等がなくなるなどメリットもございますが、デメリットとして免許証の訂正や金融機関の変更届など、各種の変更手続をみずから行っていただく必要があります。

住居表示の実施につきましては、町並みが整然として恒久的な街区の形成はもとよりも、その地域に表示されている方々の合意形成を図っていく必要がありますので、そのような状況が出てまいりましたら検討する必要があると考えております。

2番目の難病医療費助成制度についてでございます。

1番目のほうでございます。法律で指定されている難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない基礎の疾病となっております。対象者は、日置市では平成28年5月末現在で、474人の方が受給者として申請をされております。

2番目でございます。制度改正により、対象疾病が56から306疾病に拡大されております。医療費の自己負担割合は、3割から2割に引き下げられ、自己負担の上限額に外来、入院の区別がなくなっております。ほかの制度との公平性の観点から、所得に応じた自己負担上限額が決められ、所得によっては負担がふえる方もいらっしゃいますが、制度改正前の対象者は3年間の経過措置で、従来の上限額となっております。

3番目でございます。この医療費助成制度は国の制度で、県が窓口となって実施している事業でございます。ほかの障害者自立支援医療などの制度との公平性と、社会福祉制度を維持していくためにも、国の方針に基づき進められることが望ましいと考えております。

以上で終わります。

## ○2番（畠中弘紀君）

市長のほうから2つの質問についてご答弁いただきました。

まず、第1問目の質問から再質問をさせていただきます。

地番の整理ということで質問をさせていただいたんですが、地番が大きく変わる地域が、私のほうで調べたところ、地番イコール住居表示ということで日置市となっておりますので、地番、住居表示、同じ意味合いだと日置市に関しては考えていかなければと思います。

伊集院地区であります。郡の10番台の隣が1500番、30番台の隣が1400番、上神殿においては400番台の隣が2300番。また、300番台の隣が3000番。麦田地区においては、700番の隣が2000番、大田地区においては、3000番台の隣が200番台で、飯牟礼地区においても100番台の隣、300番台の隣が3000番台、日吉地域においては、神之川地区400番台の隣が2000番台、山田で200番台の隣が2000番台、日置の300番台の隣が3000番台、吹上においては、永吉の8000番台の隣は1万1000番台、湯之浦は100番台の隣が1100番台、入来において600番台の隣が2700番台、また東市来については、長里300番台の隣が1500番台、伊作田600番台の隣が1800番台、全部ではないんですが、少し調べたところでもこれだけの離れた地番がありました。

実際、こちらの大きくかけ離れた地番は、なぜこういう形でつけられているのかをお答えください。

## ○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。

地番についてでございますけれども、土地の地番は、土地を特定するためにつけられた番号でございます。法務局には土地登記簿、



土地の地番と形がどのようになっているかをあらわした地図、公図等が備えつけられてございます。

この地図は、国土の実態を正確に把握するために、戦後昭和26年に制定されました国土調査法に基づきまして、土地登記簿と明治時代の地租改正時につくられました公図等をもとに、市町村が主体となって1筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査しまして、境界の位置と面積を測量する調査、つまり地籍調査によって作成されております。

したがいまして、日置市におきましても、地籍図としての地図、公図等が備えつけられてあります。地番につきましては、地籍調査前にありました小字ごとにつくられています公図、字絵図にあります番号が使われております。したがいまして、小字が違えば、隣接していても番号も違うものもあるかと思われまます。

以上でございます。

#### ○2番（畠中弘紀君）

今説明いただきましたとおり、地籍調査によって作成したところの地図が、今の現在の番地ということで、昔ながらの地番をそのまま使っているの、多分そのまま整理はされていずに、隣合ったところがかけ離れたところもあるということだと思います。

次の質問です。区画整理事業の場合は、地番についてはどのようにつけているのか、お尋ねします。

#### ○建設課長（桃北清次君）

区画整理の場合につきましては、施工後の土地の地番について法務局と事前協議しなければなりません。そういった調整が必要となります。地番設定につきましては、各ブロックごとに外構地番方式で時計回りで地番設定しているというのが区画整理の場合でございます。

以上でございます。

#### ○2番（畠中弘紀君）

時計回りで各ブロックごとに整理をして、地番をつけていくということでお答えをいただきました。

現在、郡地区に関しては区画整理事業が完了しておりますが、地番住居表示についてはわかりやすく整理されたと思いますか、お答えください。

#### ○建設課長（桃北清次君）

はい。日置市におきましては、伊集院の徳重地区の隣、郡地区が平成10年度に完成して、同じくこういった地番を設定しております。

徳重地区につきましても、同じように方式をとった地番設定をしております。整然と各地番につきましては、全部公道に接しておりますので、各ブロックごとに先ほど申しました地番を設定をしておりますので、整然とできてると理解しております。

#### ○2番（畠中弘紀君）

今お答えしていただいたように、区画整理によって地番のほうは整理がされておるということでした。

実際、今後の区画整理事業については、今現在は2つの区画整理事業ということで行っているということですが、その後の区画整理事業については予定がありますでしょうか。ない場合はなぜないのか、お答えください。

#### ○建設課長（桃北清次君）

現在、徳重地区につきましては精算業務に入っておりますけれども、事業を実施しております湯之元第1地区につきましても、先ほど市長が申しましたとおり、進捗的には30%台というところでございます。そういったところと、やはり区画整理につきましては、減歩というのが生じてまいります。

そういったことで、区画整理の事業の今のところ財政的な面、先ほど申しました進捗率も悪いということ、それと、多額の事業費を

使いますので、同時にできないという面もございます。そういったところが予定が今計画できないという状況であります。

#### ○2番（畠中弘紀君）

一応今後は、今の2つの事業以外の計画がないということでお答えをいただきましたが、私のほうで国土交通省のホームページに掲載されている資料を拝見しましたところ、区画整理事業の経済波及効果について書いておりました。

公的支出1に対して、約10倍ほどの経済波及効果を発現ということで、区画整理をすることによって、これは全国の多分平均だと思えますが、かなりの経済波及効果があるということですので、今現在湯之元と徳重地区、2つの地域は区画整理事業が進んでおりますので、また早目に観光ができるように、県と連携の上で努力していただければと思います。

この質問の最後に、市長の基盤整備についての今後の方針や見解などをお聞きして、1番目の質問は終わりにしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今現在、日置市においては、もうある程度面的な整備というのは湯之元第1事業だけでございますが、まだまだ進捗にいたしましても、40%もいっておりません。今後におきましても、市の財政的な観点から見ますと、大変まだ期間がかかってくるのは事実でございます。

今ご指摘ございましたとおり、区画整理すれば大変それぞれのまちづくりといいますか、大きな経済波及というのがあるというふうに認識はしております。一番課題とするのは、そういう地元の地権者の皆様方のやっぱり同意というのが必要でございますが、徳重のほうも大変大きなことがあって、今完成しておりますし、湯之元の場合については、まだ地権者の合意も至らないところもございます。

そのような中におきまして、今後の展開と

いうのは、この10年の中では大変区画整理に着手するという事は難しいというふうに認識しております。

#### ○2番（畠中弘紀君）

済いません。市長の見解を聞いて最後ということだったんですが、私のほうでちょっと1つ申し添えることがありまして、先日消防署、警察署、郵便局、市内の宅配業者及びOA機器の業者さんに、今の表示についての業務上の支障がないかのご意見をお尋ねをしました。

お尋ねしたところ、消防署は緊急時には発信地表示システムというのがあり、現場付近の地図を印刷して現場まで行けるようになっており、今のところ業務上には問題がないとのことでした。

警察のほうでは、県警で採用している同様のシステムがあり、郵便局は担当地域ごとに覚えるために、支障は今のところはないそうです。

市内宅配業者においては、配送先とナビが連動したシステムがやはりあり、通常の配送では支障がないそうですが、ただし日置市ではないんですが、松元方面においては、わかりにくい地域があるということで、多分民間の業者さんのほうは情報がナビ上も遅くなっているんじゃないかと思えます。

今回、一応調査した5件の訪問先に関しては、業務上の支障はほとんどはないが、整理した番号で並んでいれば、なおわかりやすいというご意見でした。

以上で、1問目の質問は終わります。

続いて、2問目の再質問に入らせていただきます。

先ほど難病についてお答えをさせていただきましたが、日置市において多い難病やふえてる難病は、現在どういう難病が多いのでしょうか、お答えください。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

難病の申請状況は、保健所でなければ把握できない状況でございます。保健所からの情報によりますと、67疾患日置市の中では申請をしていらっしゃるということで、その疾患順では一番多いのが、パーキンソン病が78名、潰瘍性大腸炎が38名、後縦靭帯骨化症が31名、全身性エリトマトーデスが30名となっております。

ふえております疾患数につきましては、把握しておりませんが、先ほどの67疾患のうち、3分の2ほどが5名から1名と、非常に数が少のうございますので、さきに述べました多い疾患のほうが増加しているのではないかなということで、思われます。

以上でございます。

#### ○2番（畠中弘紀君）

難病については指定制度ということで、実際は昔ほどこのお医者さんに行っても診察ができたという形があったんですが、今はその難病に関してをやるお医者さんが限られています。決まっております。今回は、日置市に指定がなくて、鹿児島などほかの地域に行かないとならないようなケースはあるんでしょうか、お答えください。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

保健所のほうに確認をいたしましたけれども、現在そのようなケースはないということでお聞きしております。

中には、治療内容、検査内容によりまして日置市以外の鹿児島市等に検査、治療を受けられるために主治医を変わられたり、あるいは複数の医療機関のほうで指定医療機関として登録されておりますので、日置市の医療機関プラス日置市外の医療機関で治療なさっている方々もあられるようです。

以上です。

#### ○2番（畠中弘紀君）

現状は特に問題なく、滞りなく指定医のところに通われているということで、安心はし

ました。

続いて、病院への治療費の支払いや、助成金の支給方法などは、日置市においてはどのようにされているのか、お答えください。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

難病のほうで認定されまして、受給者証が発行されますと、上限額のほうで示されますので、その限度額内での窓口負担で済むということでございます。

しかしながら、新規の場合、申請から認定まで三、四カ月要しますと、その間は一旦自己負担分を支払っていただきまして、償還払いという制度になっているようでございます。

以上です。

#### ○2番（畠中弘紀君）

今の説明で、負担額を負担してお支払いをすればいいということで、後からまた償還払いということで、それ以上のものはお返しをしていただけないということでしたので、安心はしました。

次に、現状県や保健所との連携は、どう日置市としてはとっているのか、現在の状況を教えてください。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

県のほうで難病の医療相談会というのを実施されるんですが、その際、市のほうで会場の確保、提供をしましたり、あとその相談会のほうには、市の保健師のほうで協力しながら従事しているという現状もございます。

過去には、介護者の家族の方のご相談で、保健所に「難病の家族の会」というのがあるということで、紹介をしていただいたりしまして、相談に応じた連携というのをとっている現状でございます。

保健所との連絡会というのが、年に2回ほどございますけれども、その中で私どもは、その難病事業についての事業の説明がありますので、その中で理解しているという現状で

ございます。

**○2番（畠中弘紀君）**

県との連絡、連携等については、今お聞きいたしました。一応こちらからお聞きした今の件も踏まえて、一応平成30年には経過措置が終わり、新制度に完全移行して、先ほど答弁のほうにありました制度改正前の対象者は、経過措置で従来の上限額となっているが、これが逆に制度改正前の方に関しては、負担増がある可能性があるということで、移行措置後に少し負担がふえてしまう方はいらっしゃるということでしたが、この後1年4カ月先になりますが、市単独での助成制度などのお考えはありませんか。市長のほうにお尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

さきもちょっと答弁いたしましたけれど、単独になったときは、いろんな財政的なものもございますので、特にこのことについては県のほうが主体的にやっていますので、県とも十分検討していきたいというふうに思っております。

**○2番（畠中弘紀君）**

現状、日置市としては単独での助成制度は考えてはいないということでしたが、平成30年には、先ほど申し上げたように自己負担がふえる方もいらっしゃいます。また、今後の状況を見ていただいて、その後助成制度はまた検討はしていただければと思います。

また、難病患者の支援について、国、県との連携のもと、さらなる充実を目指していただければと思います。

最後に、日置市として難病患者やその家族への支援体制などを含めて、市長の前向きな答弁をいただいて、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

難病にかかられたご家族を含め、本人も大変なことだというふうに考えております。そ

んな中、それぞれ難病の場合は、病種類的にも多うございまして、それぞれ大変という部分は十分認識しておりますので、助成制度という部分もあろうかと思っておりますけど、私ども保健師が中心になりまして、それぞれの巡回しながら、どういう状況であるか、そういった実態把握と、そういうことも十分やっていきたいというふうに思っています。

**○議長（成田 浩君）**

次に、20番、松尾公裕君の質問を許可します。

〔20番松尾公裕君登壇〕

**○20番（松尾公裕君）**

私は、さきに通告しました2項目について質問いたします。

ことはブラジルのリオでオリンピックがあり、日本選手が大活躍して金メダル12個を含む41個のメダルを獲得し、史上最多のメダルを取り、世界6位の成績を上げました。私ども国民に元気と感動を送ってくれたのではないかと思います。特に、柔道、体操、レスリング、卓球、バトミントン、水泳などこれまでにない活躍をし、特に、レスリングや卓球などにおいては逆転勝ちをし、これからのアスリートにとって、最後まであきらめないことが大切であることを教えてくれたのではないかと思います。

また、パラリンピックも白熱した試合で、日本勢が活躍し多くのメダルを獲得し、障がいがあっても健常者と変わらない戦いを見せ、すばらしい勇気と感動を送ってくれました。

さて、このオリンピック、パラリンピックは4年後には東京で開催されます。また、この年に郷土鹿児島県で国体が開かれます。前回の国体は1972年、昭和47年に「太陽国体」が開かれました。当時、国体の雰囲気盛り上げるため、道端にはカンナを植えて住民に国体意識を高めるために、私どもの青年団あるいは婦人団体なども大いに活動した

ものでありました。

さて、4年後のかごしま国体は、43競技の実施になっており、それぞれの会場が決定されておりますが、我が日置市ではレスリングと軟式野球が競技会場となっておりますが、この大会を大成功させなければなりません。今後の施設整備とこの誘致をどのように生かしていく考えかを伺います。

次に、②であります。東市来体育館は今年度解体するとなっておりますが、東市来総合運動公園に体育館予定地がありますが、そこに多目的屋内運動場（ドーム型）の整備は考えられないか伺います。また、運動公園は子どもから大人まで運動をして楽しむところですが、この東市来運動公園には遊具施設がありませんが、遊具施設の設置は考えられないか伺います。

次に、市道・県道の改良についてであります。湯田地区は都市計画を実施している北側については着々と整備が進み、すばらしい街並みができつつありますが、一方、南側は旧態依然として、昔からの街並みで活力も年々衰退をしております。特に、道路が昔のままの道路の幅のために、車の離合等ができず、中心部に行きたくてもおっくうになるころであります。

また、このような道路事情のために、空き家等も年々増加して、新しくこの地に新築してまで住む人もほとんどいない状況であり、ひとたび火災でもあれば密集地であるために大火になる恐れさえもあります。また、この中心部に湯田地区館、商工会とありますが、一番発展の源になるところが車の離合を容易にできないところであり、非常に不便であります。

そこで、①であります。湯田地区公民館前、元湯堀内線の水路部分の暗渠化による拡幅改良が地区公民館より要望書が提出されておりますが、その後、どのような検討をされ

たか伺います。

次に、②であります。県道戸崎湯之元停車場線の拡幅改良であります。寺田整骨院下の道幅が非常に狭く、片側通行になっており、市街地の県道で片側通行はほかでは見られないのではないかと思います。地区公民館より、この路線について拡幅改良の要望書が提出されておりますが、取り組み方針はどのようなになっているか伺います。

以上、2項目であります。前向きな答弁を求めて一回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の日置市の体育施設について。

その1でございます。国体に向けた施設整備については、伊集院球場の改修がほぼ終了し、来年度から湯之元球場の改修、吹上浜公園体育館の空調整備を予定しております。

国体終了後も、さまざまな競技において県内外からの合宿、九州大会クラスの各種大会の誘致活動に引き続き取り組み、交流人口の拡大に努めていきたいと考えております。

2番目でございます。体育館等の整備については、国体に向けて施設整備に多額の経費が必要になることから、今しばらくの間は、こけけドームやB&Gの体育館などを有効活用していただきたいと考えております。

今後の計画についても、多方面からのご意見もいただいた上で十分検討し、市としての方針を決めたいと思っております。遊具につきましては、体育館等の整備を最優先していくことから、その後、検討を始めたいと考えております。

2番目の、市道、県道の改良について。

その1番目でございます。市道元湯堀内線の道路拡幅のために、水路部分を利用した場合、従前の水路機能の確保や暗渠後の水路の維持管理等の観点に留意し、水路管理者の意向を十分に反映することが重要でございます。

現在、湯田地区公民館及び地域自治会長と懸案事項の情報共有を図り、取り組みを検討しているところでございます。引き続き、各関係者の連携を密にして円滑な調整が図られるよう努力してまいります。

2番目でございます。県道戸崎湯之元停車場線の隘路区間の整備につきましては、県において現地の確認もしている状況と聞いております。市といたしましても、市民の安心・安全の観点から早期の解消に向けて、引き続き要望を行ってまいります。

以上でございます。

### ○20番（松尾公裕君）

まず、再質問をいたしますが、1問目の国体に向けての施設整備、またこの誘致をどのように生かすかということでありませうけれども。

全体のこの国体が開かれる中で、軟式野球は、特に6会場だと思っておりますが、鹿児島市とか川内とか出水とか、合わせても6会場と、日置市を含めてなっておるところでありますけれども、日置市では実際に、これだけの会場が多いわけでありまして、日置市では何試合ぐらい行われるのかなあと、選手、役員、審判、どれぐらいの人が実際に来るのか想像がちょっとつかないわけでありませうが、それも知っておく必要があるのではないかと思っております。

また、レスリングにおいても青年男子、少年男子ということで、どれぐらいの選手、役員、審判というのが来られるのか、その大方の概要というものを、今までの国体が開かれたところがあると思っておりますが、それをもとにしてわかっている範囲内でお知らせしていただきたいと思っております。

それと、レスリングについては、女子も最近の話によりますと新聞では載っていませんでしたが、女子も入るやに聞いておりますが、こちらについて示してもらいた

いと思っておりますが、いかがですか。

### ○市長（宮路高光君）

今のところでは大まかという形でお聞きしていただきたいと思いますと思っております。

野球につきましては、全試合36試合があるわけでございますけど、そのうち伊集院球場のほうが7試合、湯之元球場が8試合開催される予定でございます。監督、選手、また競技役員を含めまして、両会場384人程度というふうには、こちらのほうでは把握しております。

レスリングにつきましては、鹿児島大会で男子のほかに女子の2階級が開催される予定でございます。28年度岩手国体から30年度福井国体まで50キロ、1階級で。31年茨城国体から53と63の2階級が、女子のほうは新たに入るというふうにお伺いしております。人員的には、選手、監督が850名程度、競技役員が100名程度、そういう人員的な体制になるのかなあというふうには考えております。

### ○20番（松尾公裕君）

大体想像しておったような人数であろうかと思っておりますが、試合は結局、7と8試合ということでありませうけれども。それにしても国体というものでありますので、それなりの準備はちゃんとすべきであると思っておりますけれども、私が気になるのは東市来の湯之元球場の体育館を、今回、解体するということではあります。これの駐車台数はどれぐらいなのか。そして、これで全体的に駐車台数というのは、湯之元球場は足りるのか。伊集院の球場は足りていると思っておりますけれども、それはいかがでしょうか。

それと、もう一つは改修のことではありますけれども、伊集院のトイレの改修ということ、以前、スポーツ審議会でも声が出たようではあります。トイレの改修をすべきではないかということで、陸上競技場のほうですね。

そういう話も出たわけですが、それとはちょっと距離も離れておりますけども、これもやはり大勢の方がここを出たり行ったり、あるいは利用もされるものと思っておりますが、この件について。

それと、もう一つは野球場のトイレをこの間見させてもらいましたけど、非常に老朽化して、タイルなども老朽化しているような感じであります。ですから、これは改修が必要かなと思っているわけですが、そこら辺について駐車場とトイレのことですね。東市来のトイレもこれでいいのかなあと思っているところでありますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

いろいろとご注文をいただいておりますけど、特に体育館の跡でございますけど、駐車場としては50台くらいということで、周辺駐車場と合わせて75台、大型バスが5台くらいということで、これでもう十分足りるということはないというふうに認識しております。

それと今、それぞれのトイレの改修ということでございますけど、今のところそこまで予算的な野球場のトイレの改修、湯之元のトイレの改修、そこまでは今のところ考えていないということでご理解してほしいと思っております。

#### ○20番（松尾公裕君）

それと、この誘致をどのように生かしていくかということでありますけども、これは当然、日置市の受け入れ態勢というか、おもてなしというのをしっかりやらなければならないなと思うところであります。

それは、やはりいい印象を与えるということによって、また次につながるということでもありますので、こういう面ではしっかりと案内とか休憩所とか、そういうのが必要かなと思っておりますが、今後の課題でありますけども。

地元への経済効果というのを考えるわけですが、宿泊は大概鹿児島市になってしまうのではないかという声も聞いたりもしておりますけども、しかし、この日置市には国民宿舎、ゆーふる、それから湯之元の旅館、それから伊集院のホテル、こういったものがあるわけありますので、大いにこれは活用してもらわなければいけないなと思うところでもありますけれども、そこらについては、どのような今後の見通しになるのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

日置市の宿泊施設というのは14カ所ありまして、全室750人というふうに考えております。特に、それぞれの宿泊施設で相部屋というのも大分多いというのも認識しております。

それぞれの中で、国体をする中におきましても経済波及というのは、やはり宿泊していただけることが一番大事、それと昼食、こういう関係でございますので、今後のまた、それぞれの県の国体の事務局とも、十分今後打ち合わせをしながら、なるべく日置市のほうに宿泊ができるようお願いをしていかなければならないというふうに思っております。

#### ○社会教育課長（平地純弘君）

申しわけございません。資料のほうで少し数字の誤りがありましたので、市長答弁のところで訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほどの試合数については、湯之元球場においては5試合ということで訂正方お願いいたします。

それから、トイレ改修については、今年度浄化槽の改修も、今後行っていく予定であります。

以上です。

#### ○20番（松尾公裕君）

湯之元球場は5試合ということですね。随

分、3試合も少なくなってしまうのですが、余り少なくなるのはどうかなと思うところがありますが、そうですか。

それと、トイレの改修は順次やっていくということですが、市長は、余りそういう前向きではなかったわけですが、まあ、担当のほうでそういうことであるから、やるということでもありますので、担当のほうがいいのかなと思いますが、それでいいでしょうかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それで、地元への経済効果とか、それから宿泊、食事関係、これは収容人数750人も収容できるということでもありますので、できるだけそういうふうに検討を図ってきたいということでもありますので、今後、歓迎への事業者にも経済効果があつて、また国体に参加した選手、役員がいい試合会場だったと、よか日置市だったと言われるように準備をしてもらいたいものですが、市長の意気込みを聞きまして、この件については終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

ちょっと済みません、担当のほうからもらった数字が違う形の中で答弁をさせていただきました。

さっきございましたとおり私も今回、2つの競技を誘致することになりました。この中でいろいろと、まだ今後とも期間がございまして、波及効果をするためにいろんな関係の皆様方と十分打ち合わせをして、特に、専門部の皆様方と十分打ち合わせをして、詰めていかなければならないというふうに思っております。

#### ○20番（松尾公裕君）

次に入りたいと思います。この東市来の運動公園のいわゆるドーム型のことでありますけれども、この整備のことはできないかということでの答弁が、各方面からの意見を聞いた上で、市としては方針を決めていきたいと

いうことで、まだ各方面のいろいろな意見を聞いた上でということではありますが、これからもうちょっと一歩全身した答えが出るのかなと思っておったのですが、余り少しはそういう考えで見れば、明るい希望にも考えられるわけですが、これは前向きに検討してもらいたいところであるところですが。

前回の市長の答弁では、これは体育館の問題を私は指摘をしたわけですがけれども、その際は、体育館の新設というのはいわゆるBGとか、あるいは地区公民館があるために新体育館は考えていないということでありましたけれども、実は、ことしの冬だったんですが、いろいろな方からいろんな意見を私ももらいます。

湯田地区公民館の運営委員会で、まあ、これは湯田地区の一番中心になる会議でありますので、この会の中で、ある自治館長が「なぜ東市来の体育館を壊すのか」ということで、「壊すのなら当然、対案を出すべきだ」ということで、すごい剣幕で言われたことがありましたけれども、同時にほかの地区館長もそういうことを言われておりましたけれども、私としては、前回の市長の答弁で体育館は非常に無理じゃないのかなということで、別の案を考えるべきだということを、その際に申し上げたわけですが、今回提案をしているのは、いわゆる多目的運動公園があれば、総合運動公園あるいは野球場、それからテニスコート等を連携して活用できると。

強いて言えば、合宿等の利用もさらに多くなって、湯之元温泉を利用した活用も多くなると私は思うわけですが、今一歩前進した考え方を言ってもらえないでしょうか。いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございましたとおり、湯田のそれぞれ地区館におきます語る会を含めて、自治会長からその要望も大分いただいております。



ます。

その中で、運動公園の中で、当初体育館という中で計画があったというのも、十分お聞きしております。その中でテニスコートをつくる際に、あれを4面ということにさせていただき、あそこには十分まだ土地がございますので、体育館ということじゃなく、やはり運動する多目的の施設ということを十分考えておりますので、これはさっき言ったように湯之元球場の改修後に、それぞれ位置づけをしてやっていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（松尾公裕君）

今後、検討していくということでございましたので、これはぜひ前に進めてもらいたいものと思いますが、もう皆さんもご存じのように、この陸上競技場の活用率も、運動公園のこれも4万6,000人、多目的広場も1万7,000人、湯之元球場も8,500人、テニスは今、4,500人、26年度とすればこうなっておりますけれども、テニスの競技者も年々ふえてきているわけでありまして、雨天の場合も練習もできるし、そういう利点もあります。

それから、湯之元球場の冬の社会人・学生の合宿、キャンプ、これはよく雨天で練習ができないということで、なかなか練習ができないというようなことがよくあるわけですが、そういうためにもドームがあれば、この練習メニューを進めることができるということでもあります。それから、高齢者のスポーツ大会あるいはグランドゴルフ、そういった先ほど来話がありますように、各種のスポーツの推進ができます。

それで、市長も少し前向きに考えてもらっておるわけですが、今後、この総合計画にも乗せてもらいたいと思うのですが、それはいかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には総合計画に乗ってやるわけですが、基本的に先ほど申し上げましたとおり、体育館の解体を含めた中のいろいろなご要望等も関連しておりますので、それに見合うような形の中で、多面的に使える施設ということが必要であるというふうに認識しておりますので、先ほども申し上げましたとおり、解体等や湯之元球場が整備が済んだ後について、計画を進めていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（松尾公裕君）

それでは、次に行きます。もう一つは運動公園にこの遊具施設はどうかということでもありますけれども、ほかの運動公園を見ますと、全部3カ所とも遊具施設はちゃんとあります。

そういう中で、合併前では運動公園の前に遠見番山がありますけど、あそこに遊園地があったわけではありますが、もう20年ぐらい前ですけれども、私どもの子育てのときには、よく行ったものでありましたけれども。

そういう意味でも遊園地というのは必要かなと思っておりますが、湯田小の歓送迎会などによく呼ばれて行きます。その際に、ご夫人の方から、「伊集院の運動公園には、この遊具施設があるが、東市来運動公園にはない」と、「東市来もぜひつくってください」ということを、伊集院までは非常に遠いですが、近場にあることが非常に子どもも喜ぶんだということで、いう声を聞きます。

それと、まちづくりのアンケートでもその要望が出ていると思います。私は子育てしやすい環境をつくってあることは、我々の政治や行政のする仕事ではないかと思っておりますが、なかなか急に、一気につくるということはなかなかだとは思いますが、金額そのものはそんなにかかるものではないわけですよ。

あそこにつくった場合、果たして利用がよくできて、そして安全性があっているのかな

ということが危惧されるわけですが、私は利用者は本当にあると思います。東市来の人に必要だなと。ほかの都市計画をしたところに小さいのはありますけど、わざわざそこまでは、その集落を中心にして行くわけですが、やっぱり東市来の中心にそういうのがあれば、みんなが行きやすいんじゃないかと、あちこちから行きやすいんじゃないかと思っているわけですが、市長、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの地域には、そういう都市公園をつくる時にそれなりの計画の中で、私は整備したというふうに思っております。東市来の運動公園のときも、そのときに整備してよかったというふうには認識しております。

先ほど申し上げましたとおり、全体的な計画がございますので、さっきも申し上げましたとおり運動公園の中におきましては、そういう多目的で使える施設をつくった後の中で、考えていくべきであるというふうに思っております。

#### ○20番（松尾公裕君）

次に行きます。市道元湯堀内線の水路部分の拡幅でございますけれども、これは2年前に地区館より要望が出ておったわけですが、その後、検討をしたかということなのですが、

今回のすぐに納得がちょっとわからないところもありますけれども、この2年前に質問をしましたけれども、用水路組合との調整、それから消防水としての利用形態とか景観とかいろいろあって、そのときも今後、検討するということでもありますけれども、今回のこれを見たときに、情報の共有を図って円滑な調整が図られるように努めてまいりますということでもありますけど、余り進歩していないような気がするわけですが。

これも、やはり地区公民館の運営委員会でも協議をしてもらいまして、この線の拡幅改良については全員一致で、これを要望書を決

議してあるわけですが、少しでも、これは予算の問題等もあったり、あるいはいろいろな条件水路機能の確保とかいろいろ言われますけれども、そういうのは、今後これはやるとなれば、お互いの理解を深めていけば簡単にできることだと思っているのですが、ぜひこれは前に進めていただきたいなと思っているわけですが。

別に反対というかそういう方はほとんどいらっしゃらないわけで、これはあそこの地区館、あるいは商工会を今後、有効活用するにも、ぜひこのことについては重要なことであると。あそこの道路は片側通行ですから、行き来が非常に不便なんですよね。ですから、あれがちゃんと両面から行ったり来たりができれば、あそこの中央部分の一番中心になる地区公民館なんですな。

その地区公民館が非常に不便で、あるいはおっくうでということになれば、やっぱり私はそういうのはよくないと思うんです。できるだけ便利にするということが、危険をなくすというか、そういうことができればみんなが行きやすい、お年寄りも安全にそこに行きやすいということでもありますので、私はこれは、ぜひ前向きに取り組んでもらいたいと思いますが、どうでしょうかね。

#### ○建設課長（桃北清次君）

地区のほうと協議はやっておるところですけれども、やはり維持管理の観点、それから冬場も防火用水として水を流しているというような状況でございます。そういった状況で、延長もかなり長うございますので、事業費の関係等もあるものですから、そういったことで、有利な補助事業等も模索しているところでございます。

さらに地区の関係者と調整をして、全線が理想だと思うのですけれども、短いスパンでできないものか、そういったことなども考慮しながら、今後、詰めていきたいというふう

に考えております。

○20番（松尾公裕君）

今後、検討していきたいということですが、今、課長が言われましたように、まず全線というのは非常に多額の経費がものすごくかかると思いますので、予算が必要と思いますので、私は今、当面、とりあえずあの地区公民館から東のほうに四、五十メートル、あの交差点のところまでくらいを改良できれば、地区公民館、商工会に非常に行きやすくなるということで、車の通行も非常に助かるのです。

また消防車も、今のあの状況では、とても入れないというか、ぎりぎりでは入るかもわかりません。こすりこすりながらでは入るかもわかりませんが、入らないと私は思っているのですが、やっぱりそういう面から考えても、せめて四、五十メートルあたりでも、ぜひ今回、取り組んでいただきたいと思いますが、その点についてどうですか。取り組んでもらえますか。

○建設課長（桃北清次君）

議員がおっしゃる消防車も入れないというようなことでございますけど、水利的には豊富な水がありますので、火災はないほうがいいのでしょうか、そういったこともあります。

それから、先ほども申しましたけれども、今、山仁田川も2カ年施工している関係もございまして。そういったことで財政的にも非常に厳しい面があるかと思っておりますけれども、努力していきたいと思っております。

○20番（松尾公裕君）

努力をしていきたいということですので、努力を期待をしたいと思います。

次に行きます。県道戸崎湯之元停車場線の拡幅改良のことですが、この線については、もう合併の前から、もう20年ぐらい前からの懸案事項で、地区公民館の前は湯田協議会

でしたけれども、そのころからいろいろこの話し合いがっぱいもたれて、今日に至っているわけですが、要望書を町を通じて県のほうにしてもらっておるわけでありましてけれども、今日までこれは改良されておられません。もう20年ぐらい前からずっと言っていることなんですよ。

改めて昨年、県の地域振興局長あるいは宮路市長に要望書を、この地区公民館全員一致のもとで要望しております。旧町時代からのもう何回も出しているわけですが、今まで進まなかった70メートルの部分だけですよ、70メートルぐらいが片側になっているのですよね、ちょうど寺田さんの下のほうに。あそこをお互いに見合わせながら通行をするということで、あそこのちょっと上の人たちは、もうあそこは不便だから、面倒だから上のほうを回って、向こうのほうの買い物には回って帰る、行くとかそういうぐらい、非常にあそこが不便になっているということでもありますので、何とかできないのかなと思っているのですが。

これまで進まなかったわけは、どのようなことが一番、この20年間ばかりずっと要望しているわけですが、考えられますかね。なぜ進まないのですか。

○建設課長（桃北清次君）

非常に合併してから県道の改良等が非常に多いのが日置市の実情でございます。そういった中で、緊急性そういったもの、それから路線的に補償物件の多いところについては、やはり採択も厳しくなっているのが現状でございます。それに距離的に100メートルないわけですので、一般的には県単事業しか該当しないというようなことになろうかと思っております。

そういったようなことから、県単事業も非常に予算が厳しい、ここ七、八年ですね、厳しくなっている状況でもございます。先

ほど、また県の駐在員の方とも現地を見ていただきました。かなり補償物件があるよね、というようなことでもございました。

その中で、今、県道の整備をしている路線もございまして、そういった中で何とか採択していただきたいというふうには思っていますけれども、最終的には県のほうの判断でございまして、市といたしましては引き続き、強く要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○20番（松尾公裕君）**

そういうことであれば、それで引き続き努力をしていくということでもありますから、今後、市のほうから県に積極的に強く要望をしていただいて、早期の一部の部分ですから、拡幅改良ができますように期待をしまして、私の質問を終わります。

**○議長（成田 浩君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

**○議長（成田 浩君）**

あす21日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時08分散会

第 4 号 ( 9 月 2 1 日 )



議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（17番、11番、12番）
-------	-------------------

本会議（9月21日）（水曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	富迫 克彦 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	川畑 優次 君
東市来支所長	横手 裕治郎 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君



農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太 美 雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会 計 管 理 者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、田畑純二君の質問を許可します。

〔17番田畑純二君登壇〕

○17番（田畑純二君）

皆さん、おはようございます。私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目、一般質問いたします。

第1の問題、日置市の農業政策についてであります。

昨年11月25日に、政府は、総合的なTPP関連政策大綱を取りまとめましたが、この政策大綱は、新輸出大国、グローバルハブ、貿易投資の国際中核拠点、農政新時代の3つの柱で構成されております。

こういうこともございまして、日本では一般的に農政新時代が始まると言われておりますが、市長はこのことをどう思い、本市の持続可能な農業にどう結びつけていくつもりなのかでしょうか。

2番目、農林水産省によりますと、2014年度の6次産業化の市場規模は、13年度比8.5%増の5兆1,000億円でした。政府は、農林漁業成長産業化ファンドを本格展開するなど拡大を目指して、20年度までに10兆円市場にする目標を掲げています。

本市では、農林水産物の6次産業化をどう進めてきて、その成果効果はどう出ておりますでしょうか。また今後、どう強化していくつもりでしょうか。

3番目、今の日本で背景になっている「今だけ、金だけ、自分だけ」の「3だけ主義」では、持続的な地域の発展も地域の社会も守ることもできません。自己の目先の利益だけを考えているものは持続できませんし、持続できるものは地域社会の将来と、そしてそこに暮らすみんなの発展を考えています。

農業を行う上でも、このことを考慮しなければなりません。市長は、地域社会を守る農業を本市でどう考え、どう実行していますか。

4番目、新規就農者は3つの方々からなります。第一に新規自営農業就農者、第二は新規雇用就農者、第三に新規参入者、すなわち土地や資金を独自に調達して新たに農業経営を開始するケースであります。

2013年の日本での新規就農者は、5万810人でした。そのうち4万370人、80%は新規自営農業就農者で、新規雇用就農者と新規参入者は、それぞれ7,540人、15%と2,900人、6%であります。すなわち、8割は自分の家で営われている農業に就農したわけです。

ここで注意しなければならないのは、新規就農者が若者に限定されていない点で、5万810人のうち3万2,870人は50歳以上であり、さらに2万1,340人は60歳以上であり、この60歳以上が4割以上に達していることでもあります。

日本では、40歳未満の新規就農者の3割が5年以内に離農している実態を回避することも重要な課題であります。

市長は、本市内で若手農業者の確保、定着に向けての政策をどう実行し、今後とも、その強化をどう図っていかれるつもりでしょうか。

5番目、今後、創出が期待される農村で仕事と事業を起こすための大切なポイントが、都市と農村をつなぐという視点で、農村にあ

る耕作放棄地や森林資源、空き家などの資源に都市のニーズをつなげて価値をつくり出すという視点です。

市長は、都市部と農村をつなぐ地域産業をどう考え創出していくつもりか。市長の見解と今後の方針をお知らせください。

第2点、本市での魅力ある観光地域づくりについてであります。

1番目、観光は、しばしば地域振興の切り札であると期待されてきましたが、今年度はインバウンド、訪日外国人が急増し、2015年の1,974万人から、ことしは年間2,000万人超えが確実で、観光産業が新たな成長産業として注目され、政府も予算面でもいろいろと力を入れており、2020年までに訪日客を4,000万人にふやす目標が現実味を帯びてきております。

本市では、地域振興と観光政策、施策をどう結びつけ、考え実行し、その成果効果はどうでしょうか。また、今後どうしていくつもりですか。

2番目、我が日本では、2000年以降は地域本来の魅力をもう一度見つめ直して、もともと観光用ではなかったありのままの魅力を観光用に活用する方法が主流となっています。この手の観光は、初期のころには体験型観光と言われ、その後は観光まちづくり、最近では着地型観光と言われる新しい観光であります。

本市もいい観光資源がいっぱいありますが、ダイヤモンドと同じであるだけでは何にもなりません。磨いて光らせて、地域、他地域の人々や外国人にアピールして売り込む必要があります。

本市では、まちづくりと観光振興をどう捉え実践し、その効果はどう出ているのでしょうか。また今後、どう強化していくつもりですか。

3番目、今、本市内にある観光資源施設を

「稼げる観光施設」にするための手法は、施設のタイプ、アミューズメント施設か、歴史文化保存施設か、住民サービス施設かによって異なりますが、重要なことは、その施設の中身内容とその中身内容を楽しむために、必要な施設整備を考えて、既存の施設を見直すことであります。

市長は、観光施設を「稼げる地域資源」にするために、何をどう実践し、今後どう強化していくつもりでしょうか。

4番目、地域資源を活用したヘルスツーリズム、グリーン・ブルーツーリズム、今後の観光振興には大事であると考えます。そのためには、体験指導者の育成や体験メニューの充実、滞在型の提案を推進し、都心農村交流の連携をより強化し、効果的なイベントやPR活動を実施し、日置市ならではの魅力のあるヘルスツーリズムとグリーン・ブルーツーリズムを展開し、地域の活性化を図っていく必要があると考えます。

本市では、地域支援を活用したヘルスツーリズムとグリーン・ブルーツーリズムをどう考え、今後、どう展開していくつもりでしょうか。

5番目、経済の衰退が予想される地域にとって、インバウンド、訪日外国人の受け入れが極めて重要な課題となっています。これまで、外国人の少なかった地域でも、体験型観光による集客が可能であり、変化に迅速に対応できる体制づくりが必要です。

市長は、外国人向け観光の取り組みを、今までどう実践し、今後どう進化発展させていくつもりでしょうか。

第3点、最後であります。人口減少の中での本市のあり方についてお尋ねいたします。

1番目、これから人口減少の中で、本市内の行政の仕組みを、皆が幸せになる持続可能な仕組みに変えていくことが必要だと思います。市長はこのことをどう考え、どう思い、

どう実践していくつもりでしょうか。

2番目、市長は、人口減少する本市の行政サービスのあり方をどう考え、今後、行政のシステムをどう変革していくつもりですか。

3番目、人口減少自治体においては、職員の政策形成能力がますます求められてきます。屋台骨が揺らぎ、大分化する今日においては、正規職員だけに限らず非正規職員の活用と活躍を踏まえながら、自治体全体で職員の能力開発に取り組んでいく必要があると思います。

市長は、このことをどう思い、どうされますか。具体的にはっきりと教えてください。

4番目、人口減少の今、地域には、対話を原則とした質の高い話し合いの場が求められています。対話により、ともに語り合い考えることが、ともに行動することにつながります。

市長は、このことをどう考え、どう実行していますか。また今後、どう強化していくつもりでしょうかお答えください。

以上を申し上げ、おのおのに具体的に明確な内容のある誠意あふれる答弁を期待しまして、私の第一回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の本市の農業政策、その1でございます。国が示している農政新時代につきましては、TPP大筋合意を受けて、総合的な関連政策の一環であると認識しております。本市におきましても、各事業の内容を精査し、市内農業従事者の経営体質強化にかかわる事業等につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2番目でございます。本市の6次産業化につきましては、これまで酪農家によるジェラートや農家レストラン、地元農産物を活用した加工部の取り組み等を進めてきました。最近では、オリーブによる6次産業化にも取り組んで降り、特産品の定着や農家の経営安

定、雇用創出など一定の成果が上がっていると思っております。

今後につきましても、農家や加工部だけでなく、食品関連業者や直売所などと連携を進め、6次産業化の推進を図ってまいりたいと考えております。

3番目でございます。地域社会、特に農村集落で高齢化が進む中、地域の存続を維持するためにも、共生協働による取り組みが重要であると認識しております。現在、地域と一体となった集落営農や水土里サークル活動を実践しており、中山間地域等直接支払制度も活用しながら、地域活性化や地域社会を守る農業に取り組んでおります。

4番目です。若手農業者の確保、定着に向けましては、農業後継者の場合、市単独の農林業後継者就業支援事業を実施し、自立自営の青年就農者に対しては、国庫補助の青年就農給付金事業を活用して、就農初期の経営安定を図られております。

今後も、これらの施策を講じるとともに、栽培技術や経営管理能力の向上などの支援についても、各関係機関団体と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

5番目です。都市と農村をつなぐ地域産業につきましては、市内にある物産館を日置市直売所ネットワーク等と連携しながら、さらに充実させ、県外中高校生の教育旅行受け入れにつきましても、さつま半島グリーン・ツーリズム協議会との連携を深めていきたいと考えております。

今後におきましても、これらの取り組みを積極的に支援していくとともに、交流人口の拡大と地域産業の発展を図ってまいりたいと考えております。

2番目の本市の魅力ある観光地域づくりについて、その1でございます。本市は、吹上浜を初め、温泉、伝統行事や工芸など、さまざまな観光資源を有し、その資源を活用した

バスツアーを実施して、一定の成果が出ています。

地域固有の観光資源を活用した観光地づくりや、物産館を初めとする観光施設を活用した観光ルートの構築、充実が必要と考えております。

2番目でございます。県都鹿児島市に隣接する地理的な優位性と、日本三大砂丘吹上浜など、豊かな自然、温泉、薩摩焼など、本市の特性を生かし、新たな人の流れをつくることを目標に掲げ推進しております。

観光面におきましても、体験型のバスツアー、スポーツ合宿の助成、グリーン・ツーリズムの推進や観光PR、情報発信を積極的に行い、今後も強化をしております。

3番目でございます。本市には、スポーツ施設を初め、物産館、公園、資料館、さまざまな観光施設があります。この施設を少しでも多くの方が訪れていただくためにも、魅力を高めることが重要と考えております。そのためには、既存の地場産品を含め、地域資源を生かした日置らしい付加価値の高い特産品の開発や流通のための販路拡大が必要であります。

4番目でございます。本市では、またヘルスツーリズムとしての事業はありませんが、健康づくりと観光をあわせたイベントとして、ことし3月に chests 館から城山公園のお花見ウォークを開催しました。また、毎年実施しております妙円寺詣りフェスタでのウォークラリーも多く参加者がございます。

本市のグリーン・ツーリズムの取り組みにつきましては、観光農園や収穫体験を初め、直売所めぐりバスツアーのほか、教育旅行の受け入れなどが実施されております。また、ブルー・ツーリズムにつきましては、吹上・江口浜を活用した地びき網やサンドアートフェスティバルなどがあり、ふるさと港祭りも毎年実施しております。

今後におきましても、本市の地域産業である農村・漁村の取り組みを積極的にPRし、都市部からの交流人口が拡大していくよう推進していきたいと考えております。

5番目です。外国人旅行者は、美山地区に最も多く訪れており、年間1,000人前後と推測しております。旅行者の多くは、スマートフォンやタブレットを利用して観光情報等を入手しております。本年度は、伊集院駅と美山地区に公衆無線LAN環境の整備を図り、利便性の向上に努めております。今後は、市ホームページやパンフレット等の多言語化にも努め、対応を研究して推進してまいります。

3番目の人口減少の中での本市のあり方について、その1でございます。地方消滅が声高に叫ばれる中で、国が推進しております地方創生においても、本市におきましても日置市総合戦略を策定させていただきました。その最たるテーマが人口減少でした。

対策の一つとして移住・定住が論議され、総合戦略においても各種施策を上げ、現在取り組んでいるところでございます。この戦略に基づいて、人口減少対策を講じつつ、多様化する移住を受け入れる体制についても、地区公民館等の地域コミュニティと協議してまいります。

2番目です。人口減少・少子高齢化の進展により、行政に求められるサービスやニーズなど、多様化してきております。このような中、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、人口減少が市の行財政運営に与える影響を見ながら、将来にわたり安定的な行政サービスを提供できるよう、行政改革大綱に基づき、組織や事務事業の見直しなど、行政改革を推進してまいります。

3番目です。限られた職員で、高度化・多様化する行政ニーズに対応していくために、人事評価制度の活用、職員研修の充実を図る

など、職員一人一人の課題解決能力の向上に努め、日置市職員像の具現化を図ります。

4番目です。地方創生の論議以来、対話の有用性や有効性が、一層、重要視されてきていると認識しています。市といたしましては、審議会委員等への公募枠の拡大や審議方法の見直しによって、市民参画という観点も含めて、幅広い合意形成に引き続き取り組んでまいります。

また、地域におきましても、地区進行計画裁定等を捉えて、地区公民館単位における未来会議等の開催で、地区住民同士が膝をつき合わせて語る対話を継続してまいります。

以上で終わります。

#### ○議長（成田 浩君）

ただいまの田畑議員に注意をいたしますけど、ただいま質問中の内容について、依然として参考文献をそのまま利用した内容が随所に見られました。改善の跡もうかがえますが、改めて注意をいたします。

議員として質問するに至っては、みずからが調査し、みずからの代案をもって市政をたずねることが本来の姿であります。よって、前回に引き続き、今後の一般質問のあり方について、改めて改善を求める旨を注意いたします。

以上であります。田畑議員の一般質問を続けてください。

#### ○17番（田畑純二君）

じゃあ、市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めていろんな重点項目に絞って質問していきます。

まず、昨年から始まった、我が国の農政新時代について。

昨年は日本農業が劇的に変わる始まりの年となりました。昨年2015年はTPPが大筋合意した年ですが、農林水産大臣が3人就任した年でもあり、自民党農林部会長が農林

族出身ではない、将来の首相の最有力候補が指名された年であり、全中会長が突然交代した年であり、農林法が改正された年であると言われております。

市長は、昨年は日本の農業にとって、政治的にどんな年であったと思っておられますか、市長の見方を詳しく答えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、このTPP大筋合意という中におきまして、特に農協、農業委員会法、こういう、今までのない新たな法改正がされた、そういう未来に向けた農政というのを改革があったというふうに認識しております。

#### ○17番（田畑純二君）

じゃあ、そういう新時代の新しい日本政府の農業に対する考え方に変わってきておりますんで、本市でも、それに合わせていく必要があると思いましたのでお聞きしました。市長の対応力を期待いたします。

それから2番目、昨年2015年の本市の農業人口と新規就農者数についてお尋ねいたします。

A、昨年の本市の農業人口は何人で、一昨年と比較してどうだったのでしょうか。また、最近数年の傾向はどうなっているのでしょうか。平均年齢は何歳でしょうか。

B、3種類からなる新規就農者の2013年の日本全国の人数は、一番目で述べたとおりですが、本市での近年の新規自営農業者数と新規雇用就農者数と新規参入者数を、おのおのお知らせください。

C、近年の本市の新規就農者の中で、50歳以上は何人で、さらに60歳以上は何人でしょうか。

以上、お答え願います。

#### ○農林水産課長（久保啓昭君）

農業人口についてでございますけれども、5年ごとに集計されます農業センサスでの数字ではございますけれども、基幹的農業従事

者数につきましては、2005年で1,961人、2010年で1,665人、2015年で1,334人と年々減少している状況でございます。

また、平均年齢につきましては出ておりませんが、センサスの構成比で60歳以上が約85%というふうになっている状況でございます。

また、先ほどありました青年就農者の年齢、数でございますけれども、27年度の青年就農給付金で把握している新規の自営就農者が10名、また、新規の参入者につきましては23人となっております。

それから、就農者の年齢の50歳以上等でございますけれども、市の単独とか国庫補助で把握している新規就農者につきましては、それぞれ50歳以下とか45歳以下ということになっておりまして、50歳以上につきましては把握していない状況でございます。

以上です。

#### ○17番（田畑純二君）

今、課長のほうからそういう説明があったんですけども、市長は、このような人数をどのように現状の認識をされて、今後どう対応されていくおつもりか、市長の見解と方針をお聞かせいただきたい。

#### ○市長（宮路高光君）

今、数字的なのは担当課長が述べたとおりでございますが、毎年、若干ずつでございますけれども、本市におきます就農者というのはふえておりますので、ふえる対策として、やはりこういう支援金等の配布をしていくことで、就農者の確保というのでできているというふうに認識しております。

#### ○17番（田畑純二君）

それから、本市内で新規就農者のうち、5年以内に離農している人は何人で何%でしょうか。また、全体の就農者のうち、ここ5年以内に離農した人は何人で何%で、ここ

最近の傾向はどうなっていますか。また、おのこの原因を、どのように考えてその対策をどう打っておられますかお答え願いたい。

#### ○農林水産課長（久保啓昭君）

青年就農給付金の新規就農者で申しますと、1人が離農されてます。割合としましては3%となっております。また、農業公社で研修、新規就農の研修がございますけれども、その終了後の離農者につきましては、16人中3人となっております、約18%の割合となっております。

全体につきましては把握できておりませんが、原因としましては、品目等の設定や土地所有者とのつながりの希薄さなどが原因と思われまして、今後、農業委員会とか指導農業士などの利活用が必要であると考えております。

#### ○17番（田畑純二君）

市長は、今、その課長の答えを聞かれて、どういうふうに感じておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

新規就農者で、基本的に離農する方、まあ、いったように、特殊な事情があるというふうには考えております。基本的に、農業公社のほうで、今までこの新規就農者の研修制度もしてございましたけど、このことのあり方検討委員会ということで、今後、農業公社におきます研修のあり方というのを十分検討させておりますので、新しい形の、また就農のあり方というのが出てくるというふうに認識しております。

#### ○17番（田畑純二君）

じゃあ、市長のそういう方針とか、今後の方針、やり方をちょっと効果が出るように期待いたします。

それから、本市では就農を希望する若者や農業者からの相談、苦情等は、どんなものがあり、それらに対処する相談、助言のシステ

ムをどのように整えて対処しているか、具体的にわかりやすくお示しいただきたい。

**○市長（宮路高光君）**

特に、土地所有者とのあっせん事業が、大変いろいろと、今、難しい状況であるというふうに考えております。

特に、この農業をする技術者の確保と、JAもですけど、行政もなんですけど、やはりこの技術者の確保というの、今後の農業を発展していくのに、大変難しい課題があるというふうに認識しております。

**○17番（田畑純二君）**

やはりそういう課題で積極的に、今後、みんなの知恵を絞りながら対処していく、そういうことを期待いたしまして次の質問に移ります。

全国農業協同組合連合会、JA全農の中野会長は、農業人口は全国に200万人を割って、深刻な担い手不足対策を次のように言っておられます。すなわち、「農業に魅力を感じられず、子に対し継がなくてもいいという農家は少なくない。農業を継続していくには、ある程度の規模拡大が必要だ。それができたところは後継者が出てくるはずだ。就農人口が減るにつれ、必要とする生産者に農地が集約されて経済性が高まり稼げるようになれば、農業の魅力は増す。」と、このように言っておられます。

市長は、この農地集約のことをどう思い、評価され、本市の農業政策にどのように取り入れていくか、具体的に詳細にお答えいただきたい。

**○市長（宮路高光君）**

特に、今、農地中間管理機構が中心になりまして、農地の集約化を図っておりますので、基本的に経営が安定するには、大きいものは形の中で経営していかなくちゃならないというのもございますけど、また、ある反面、やはり集約、施設野菜とかビニールハウスとか、

こういうものも考えていかなければ、ただ大規模だけのあり方の農業では、大変難しい部分であるというふうに考えております。

**○17番（田畑純二君）**

市長の考え方はよくわかりましたですけれども、じゃあ、次に移ります。

農林水産省九州農業農政局が8月30日に公表した九州農業白書によりますと、2014年の九州の農業産出額は1兆7,017億円で、全国の約2割、九州の農業就業人口は32万7,624人で、5年前に比べて19%減少しております。

この法人化は、全国の約2割を占める4,843、鹿児島県は1,287で、九州で最も多かったです。認定農業者数は4万8,524経営体で、熊本県が全国3位、鹿児島県は7位の8,423、6次産業化総合事業計画の累積認定は、宮崎県が83件、熊本、福岡と続き鹿児島県は63件でした。また、本市の尾木場地区のめだか里保全委員会などの取り組みも紹介しています。

先ほども申しましたように、農業を大規模化して作業効率を上げたり、法人化へ向けた農作業の共同化は、生産者を向上させ、担い手不足の解消につながる重要な取り組みであり、ぜひとも推進していく必要がある。先ほど、いろんなことを、ちょっと市長、言われてましたですけれども、それでと私は思っています。

それで、本市での農業法人数は幾らですか。また市長は、本市での農業法人化をどのように考え評価し、今後どう推進していくのか、市長の見解と方針をお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

26年度末で日置市には26の法人がございます。法人じゃない中におきましても、それぞれ任意で団体でしているところもございますけれども、やはり高齢化になってくるには、やはりこういう法人化をしていくことが



大事であるというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

じゃあ、市長もそういう考えですんで、その法人化に向けた本市としての取り組みを、さらに推進して、できるだけ法人が多くなるように期待したいと思えます。

次に移ります。日本の2017年予算の各省庁による概算要求の大筋が8月29日に固まりましたが、観光や農業を後押しして地域振興を進めるほか、子育てなど一億総活躍プランの関連施策に重点を置きました。

それで、少子高齢化で地方の稼ぐ力が衰えており、政府は農産物の海外輸出や外国人観光客の一段の誘致を通して、地方経済の活力を取り戻したい考えです。地方に海外の需要を直接導く構えで、概算要求では農林水産省がTPPの発行を見据えて、農産物の輸出拠点の整備支援策を盛り込みました。

このように、観光や農業で地域の振興を図ろうとする大きな流れの日本政府の政策方向性に従って、本市も基本的に来年の予算の編成に取り組む必要があると私は思います。

市長は、このような流れや方向性をどう思い、評価され、本市の来年度予算編成に、基本的にどう反映されていくつもりか、市長の見解と方針をお聞かせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

基本的に、農産物の輸出というのは大事なことであるというふうに認識しております。県のほうもそのような体制でございますし、いろんな分野の中でも、そのように輸出ということを考えておりますので、本市におきましても、そのような取り組みを今後ともしていきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

今、私が聞きましたように、来年度の予算編成に向けて、この農業と観光に向けて、どのような施策、どのように考えて重点化していくか、ちょっと今、答弁が足りないようで

ですので、そこら辺もう少し詳しくお答えいただきたい。

○市長（宮路高光君）

特に、お茶等に対しましてもそういう部分もございますので、今後、具体的にどういう分野ですか、また予算編成をするときに考えていきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

じゃあちょっと具体的に、今度は身近な問題で、ちょっとお聞きします。

ことしの去る8月25日発行の本市のお知らせ版で、東市来町産業建設課から、堀内市民農園利用者の募集についてというふうに掲載されておりました。この掲載の詳細は省きますが、市民の皆さんに農園を身近にして暮らしや生活に役立ててもらい、小さな農業を楽しみながら一般農業への関心を高めていただくためには、この企画は大変すばらしいと思いますが、この募集の結果はどうだったでしょうか。

また、ここをモデルにして、ここでの教訓を生かしながら、他地域へも日置市経営の市民農園を拡大していく計画はないか、本市の今後の取り組み方針をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今、現在、22区画のうち20区画かな、この農園については、県とのやりとりの中で市が無償譲渡にすることで、市民農園するんだという一つの公約を入れておりますので実施させていただきました。

吹上のほうでも貸し農園はありますが、今のところ、市が私有地を借りて、どうこうするということは、今のところは考えておりません。

○17番（田畑純二君）

今のところは考えてないちゅうことですので、今後はどういうふうにする、対処していくつもりでしょうか。もう一回、詳しくお聞かせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

実際は、現在60歳定年した人は、それぞれの地域の農地を借りているのが現実でございます。市は、それだけしなくても、いろいろとあいている所を、それぞれ借りたい人が自分で見つけているのが現状でございますので、私はこの方法で、それぞれが自由に借りていけばいいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

市長の考えがそういうことでしたら、はい。

じゃあ次に、今度は県のほうのことをちょっと、県知事の見解についてお聞きします。

ことしの8月発行の県政かわら版の表紙に、三反園訓鹿児島県知事は、「合言葉はチェンジ、新しい鹿児島をつくるために」と題して、鹿児島を日本一にするため、次の3つのテーマに取り組みますとして、2番目に次のように述べておられます。「2、農林水産業、世界に挑戦する鹿児島、農林水産業で日本一に、各種メディアの活用とトップセールスで鹿児島の食をPRし、販路拡大に努めます。農林水産業の輸出拡大のために、鹿児島空港の準ハブ空港化や輸出入港の整備を検討します。」このように、県政かわら版で言っております。

それで、市長はこのような県知事の言葉を、どう評価され、今後、鹿児島県とどう協調、協同しながら、本市の農林水産業をさらに盛り立てて振興させていくつもりか、具体的方針、方策をお示してください。

○市長（宮路高光君）

鹿児島県も農業県でございますし、また私も日置市も農業を中心とした街でございますので、やはりさきにもございましたように、新しい農業を展開していくには、この輸出というのは大事なことでございますので、私どもも、また県と連携しながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

今、せっかく三反園知事もこういうことを言っておられますので、そういう方向に向けて、市長が答弁ありましたように、県ともよく協調、検討しながら日置市の農林業の発展に努めていただきたいということを期待いたします。

それで、森林が国土の3分の2を占める日本列島の我々先輩たちは、不利な条件と戦いながら、棚田など農地を開発する努力を重ねてきましたが、よくご承知のように、農家の高齢化に伴う耕作放棄地の増加はとまりません。一方、今まで述べてきましたように、日本の各地では、農地の集約や新規就農者、6次産業化などさまざまな活性化の取り組みがふえています。

本市でも、本市の農業の可能性を広げようとする挑戦者たちが何人かいると思いますが、本市での農業活性化事業と挑戦者たちを、できる範囲で具体的に列挙して見てください。どういう人がいるか。

○市長（宮路高光君）

特に、列記ということでございますけど、日吉地域におきます物産館やキタカタ、吹上地域におきます養豚関係、田尻のそば営農組合、伊集院、東市来におきますイチゴ観光農園、また生シラスをしております蓬莱館、いろいろと、それぞれ列挙すればたくさんございますけど、このようにして、特に6次産業化に取り組んでいるというふうに認識しております。

○17番（田畑純二君）

今、市長が言われたように、本市でもいろんなこと、いろんな人やっておりますんで、できるだけそういう人たちが力を発揮できるように、今後とも市としても、ますます努力というか協力していただきたい。そういうことを期待いたします。

それで、今度は鹿児島県特産の牛や黒豚、茶などの農畜産物の輸出が好調です。具体的

なことは、ちょっと時間がもうありませんので言えませんですけども、これに従って、日本のほうも、国全体の農産畜産物が過去最高を記録している。それで、各都道府県、こぞって輸出に力を入れて産地間競争が厳しさを増している。それで、県内でもこれまで以上にブランド力を磨き、知名度を高めることが求められています。

本市での和牛や黒豚、茶等の農地産物の生産状況はどうで、どのような傾向にあり、本市としては、これらの増産にどんな方法で、どう力を入れているのでしょうか。また、輸出状況も含めて、日置市内の農畜産物の実情を率直に示していただきたい。

#### ○市長（宮路高光君）

特に本市におきましても、和牛の中におきましては子牛の高騰におきまして、大変、肥育農家の経営も圧迫しております。基本的には、子牛数が足りないということでございますので、本年度の予算におきましても増頭する方々、青年の方々に、そういう畜舎の補助も考えておりますし、また、お茶におきましても、本年度11月に県の大会をしますけど、3年間の努力が実って農林大臣賞もいただいたということで、また経営的にも昨年からしますと、お茶農家の皆様方の経営が大分よくなってきたと。

そのような一つずつ積み重ねをしていく中において、今後は需要の問題を含めた中で、輸出という部分も出てくるというふうに思っておりますので、やはりそれぞれの部分の経営安定につきまして、また、行政として援助していかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

じゃあ、市長がそういう方針なら、そういう方向で、ぜひ頑張ってください。

それから、今後の外国人の受け入れ体制が、大都市にとどまらず地方にも広がっていくこ

とが予想されると、先ほど申しました。その背景としましては、地方空港への格安航空会社LCC便の就航やグループ船寄港の増加、大都市から1泊程度で往復する小旅行の充実、買い物から体験への消費動向の変化などが考えられます。

これを聞かれての市長の率直な感想と、これらを本市でも訪日外国人をふやしていく方策にどう生かされていくおつもりか。なお一層、詳細にお示しいただきたい。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、まだ本市に外国人は約1,000名ぐらいということで、特に、これは美山地区という部分でございます。今後、やはりこの美山地区を中心とした中において、いろいろと整備をしていく、また美山のほうに地域おこし協力隊の委員も配置いたしまして、今後いろいろ、県とこのことについても十分打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

だから今、市長が言われたように、だから美山地区、1,000人程度ですけども、今後、ますますその外国人がふやさないかんというのは、これはもう、皆さんよくわかっていることですので、今、言われたように、県のほうともよく打ち合わせしながら、ぜひそういう、少しでもふやすように努力していただきたいということを期待いたします。

それで、今度は観光について、ちょっと質問いたします。さらに詳しく。

日置市観光協会観光の部の今年度の目標は、次の7点です。

1番目に日置日帰りバスツアーの内容の充実。それから2番目に、日置日帰りバスツアーの顧客も生かしつつ、個人や小グループのお客様に対応できる観光タクシー事業の開始。3番目に旅行会社の誘致。4番目に広域連携。まずは隣のいちき串木野市などと連携

し、周遊バスツアーが達成できるよう進めていく予定。5番目にインバウンドのホームページの多言語化、先ほどもちょっと市長も言われましたですけれども、それから、お花見ウォーク、それから会員加入の推進。

それで、今後の課題として、皆様よくご承知のように、2020年鹿児島国体、東京オリンピック・パラリンピックに向けての準備、それから2番目に県外からの誘客、3番目にインバウンドの増加、4番目に温泉を生かした観光を上げています。

市長は、本市への観光客をふやすために、何が一番大事だと思っておりますか。そして今、申しあげましたように、この観光協会の目標予定に、本市としてはどう協同、協力していくつもりかお答えいただきたい。

#### ○市長（宮路高光君）

観光に対しまして、私どもの観光課もごさいますけど、特に観光協会と連携していきなかならない。その中におきまして、今バスツアーをしておりますけど、やはり観光ガイドの育成、やはりこれを基本的にやっていくことが大事なことであるというふうに思っておりますので、今後とも観光協会と連携をとりながら努めていきたいというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

今、観光協会も一生懸命されてますんで、市長が言われたように、観光協会となお一層連携協力しながら努めていただきたいと思います。

日置市と日置市観光協会は、ことし7月より観光ガイド案内つきで市内4コースの観光タクシーを運行しています。その内容を詳しく書いたチラシ等で申し込みを受け付けていますが、その申し込みと利用状況はどうなのでしょうか。

また、この利用者をふやすために本市はどんなところで、どういうふうやっていくつ

もりか、具体的に答えてください。

#### ○商工観光課長（橋口健一郎君）

お答えをいたします。

7月27日から予約を開始いたしまして、本日現在で申し込み者数2組のうち、利用実施につきましてはお一組というふうになっております。

なお、この事業の周知方法につきましては、日置市内住民向けに班回覧を7月22日に全世帯に行い、また日置市内運行タクシー事業所へのチラシ配付を行っております。

その他もろもろ関係団体へのチラシ配付を含めて、3,360枚ほどのチラシの配付を行っております。同時に、日置市及び観光協会のホームページ掲載や、県観光連盟ホームページへの掲載を実施いたしております。

この事業は、日置市観光の2次交通対策の1つとして重要な施策であると考えており、引き続き旅行者関係者との売り込み、PRを強化しながら、鹿児島市内での情報発信を中心に広報に努め、市外や県外からの誘客につなげてまいりたいと考えております。

#### ○17番（田畑純二君）

今課長のほうから答弁がありましたけども、できるだけそういう方向で一生懸命やっていただきたい。

それから、本市では日置市周辺観光案内として3分野ごとに11点を掲げ、各地の観光案内版にも書いて広くPRしています。1番目から、吹上浜、そして11番目に山神の響炎というふうにあります。このうち、私は日吉町内に小松家墓地を訪問しましたが、いろんなまだちょっと問題点が3点ほどありました。

それで、市長はこの点も含めてこの日置市内の観光地の維持管理の運営状況をどう認識、評価され、担当課は今後どう教育指導していかれるつもりか、市長の現状認識とその今後の方針をお聞かせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

合併いたしましてこの10数年の間に、特に子どもは県の補助金等を使いながら小松帯刀のその跡地もごございますし、いろんなところの整備もやってまいりました。ご指摘のとおり、まだ完全ではございませんので、今後とも随時また県の事業等使いながら整備はしていかなきゃならないというふうに認識しております。

○議長（成田 浩君）

田畑純二君、あと2分です。

○17番（田畑純二君）

はい。2分ですので、これで最後の質問といたします。

市長もよくご承知のように、皆さんもよくしておられると思いますけど、9月9日付の南日本新聞記事によりますと、明治維新150年に当たる2018年のNHK大河ドラマに、西郷隆盛を描く西郷どんが決まりました。鹿児島を舞台にした大河ドラマは、2008年の篤姫以降10年ぶりで、西郷隆盛を主人公とした大河ドラマは1990年の翔ぶが如くに続いて2回目となります。

それで、三反園訓県知事も、篤姫フィーバー以上に鹿児島が盛り上がるドラマになるはずだ。県としても全面的にバックアップしたいとのこと。いろんな経済効果も考えられますが、本市の日吉町内にも西郷隆盛とゆかりの深い小松家墓地、園林寺跡などもあり、ひ孫の陶芸家西郷隆文さんも住まれており、日置市内にも大きな効果が期待されます。

さすが鹿児島と言われる観光地に、最大の効果を発揮するため、観光地にして最大の効果を発揮するため受け入れ態勢整備に早く取りかかる必要があります。これに対する市長の意気込みと今後の具体的方針をお聞かせください。これで終わりにします。

○市長（宮路高光君）

観光協会中心、県が中心ですね、この大河

ドラマの誘致、大変長い年月にわたりまして今回西郷どんという中で来年再来年放映されるということに決まって、大変私どもうれしく思っております。

また、日置市とも関連する人物像たくさんいらっしゃいますので、こういうものにつきましても来年度予算からつけて、早い形で受け入れ態勢をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、11番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔11番坂口洋之君登壇〕

○11番（坂口洋之君）

おはようございます。9月定例議会一般質問3日目、本日2番目の登壇となりました。私は、社民党の自治体議員として市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、通告に従い3項目について質問をいたします。

1項目めです。小中学校の特別支援教育の充実について質問をいたします。

特別支援教育については、現在小中学校で障害があることにより通常の学級における指導では、その能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人一人の障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮のもとに特別支援学校や小中学校の特別支援学級、あるいは通級による指導において、適切な教育が実施をされています。

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童・生徒が増加しています。本市においても、支援学級が市内小中学校にも設置されています。そこで、本市の小中学校の特別支援教育の充実について4点質問いたします。

1点目です。ことし4月から、障がい者差別解消法が施行されました。障がい者差別解消法に伴う学校における合理的配慮について、教育長の考え方を伺います。

2点目であります。障害のある子どもが十分に教育を受けられる、本市の教育環境の整備の考え方を伺います。

3点目でございます。小中学校の特別支援学級の現状と課題は何か伺います。

4点目でございます。発達障害の可能性のある子どもが、近年増加していると言われております。本市の現状と指導方法について考え方を伺います。

2項目めでございます。小中学校の空調設備の導入の考え方について、教育長にお尋ねいたします。

この質問は、7番議員が同様の質問をしましたが、再度質問いたします。

1点目でございます。本市公立学校の普通教室、特別教室の空調整備の設置状況はどうか。

2点目、学校環境衛生基準で教室の室温調査を実施しておりますが、本市の各学校の教室内の最高気温と最低気温の状況はどうかお伺いします。

3点目でございます。今後の普通教室、特別教室の空調設備の整備について、本市の考え方を伺います。

3項目めでございます。本庁・各支所の職員配置のあり方について、3点について質問いたします。

初めに、本庁・各支所の職員体制と業務の役割について、本市の考え方を伺います。

2つ目、農林水産課環境衛生係、土木技師、保健師等の担当、専門職員等の本庁集約が進んでおりますが、現状についての本市の考え方をお伺いいたします。

3つ目に、本庁集約が進む中で、各支所の保健師、土木技師職員等の削減により、行政サービスの低下を心配する市民の声があります。本市の考え方をお伺いいたします。

以上、3点について質問し、1回目を終わります。

#### ○議長（成田 浩君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時10分開議

#### ○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の答弁をもらいます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目と2番目は教育長のほうに答弁させます。

3番目の本庁・各支所の職員配置のあり方について。

その1です。限られた経営資源の中で、高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、体制や業務の役割について、支所サービスを考慮しながら、継続的な見直しを行ってまいります。

その2でございます。同様の事務を、本庁・支所がそれぞれに企画していたり、少数配置などにより情報の共有や専門的な知識の習得や技術の継承が懸念される専門職については、行政サービスに配慮しつつ集約してまいります。

3番目です。行政サービスの低下を招かぬよう、各支所に在宅保健師を配置するなど、住民の相談窓口の確保に努めています。あわせて、これまでの支所管轄に限らず、業務担当保健師や土木技師等が積極的に出向くようにしています。職員の定員管理ともあわせて、引き続き見直しを行い、簡素で効率的な組織機構の確立を目指してまいります。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

小中学校の特別支援教育の充実についてお答えをいたします。

学校における合理的配慮とは、障がい者差別解消法の趣旨に基づき、障害のある児童生徒の状態や教育的ニーズに応じて、学習上生活上必要な配慮を、設置者学校と本人、保護者との合意形成により提供するものと考えております。

2番目です。児童生徒が障害の状態に応じた教育的支援を受けられるよう、合意形成により必要な場合の施設、設備のほか、多様な学びの場の提供や教材の確保、交流や合同学習の推進など、合理的配慮を提供する上での基礎的環境整備を進めていきたいと考えております。

3番目です。平成28年度市内の特別支援学級は、小中合わせて15校、25学級で、93人の児童生徒が在籍し、前年度比7人増となっております。

本市では、小中学校と幼稚園、保育園対象の特別支援教育研修会を2回開催しており、特別支援教育に対する理解が深まるにつれて、今後も在籍数の増加が予想されます。

4番目です。通常学級に在籍し、教育的支援を必要とする児童生徒は、平成28年度小中合わせて102人で、前年度比11人増となっております。学校訪問等を通じて、現状を把握するとともに、校内での支援体制の整備や巡回相談員からの助言とともに、必要な学校には支援員の配置をしております。

小中学校の空調設備導入の考え方についてお答えいたします。

1番目、暑さ対策としましては、平成19年度から22年度にかけて、市内全小中学校に扇風機を設置したところであります。エアコンの設置状況は、図書室、パソコン室、校長室、職員室、事務室、保健室においては全校設置済であります。普通教室には設置しておりません。また、最近改築した学校には、音楽室にも設置をしている状況であります。

2番目です。学校環境衛生基準では、温度の基準値、これは10℃以上30℃以下が望ましいと示されておりますが、季節や期間、1日の測定回数は明記されてはおりません。日置市で独自に調べた最近の状況では、25校を平均すると最高気温が31.2度、最低気温が27.9度となっております。

3番目です。温暖化傾向の中、気温の上昇や桜島の降灰など厳しい状況の日もあることは承知しておりますが、近年は降灰で窓を閉め切る回数は減ってきていると思われまので、著しい気温の上昇は起きていないものと考えます。特別教室については、今後気象状況の変化や室温の記録をとりながら推移を見きわめ、必要に応じた対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○11番（坂口洋之君）

先ほど、市長、教育長にご答弁をいただいたところでございます。

これより、まず最初に発達支援学級の充実について、教育長に再度お伺いしたいと思っております。

ことし4月より、障がい者差別解消法が施行され、企業や学校において障がい者に対して合理的配慮が求められました。障害のある児童生徒が、学校教育を受ける上で生じる障壁をできるだけなくすよう環境の整備、意思疎通の配慮、ルールを変更するなど、個人に応じた適切な工夫をすることとなっております。

まずそこで、再度質問をいたします。本市の障害を持つ子どもの状況についてお伺いいたします。

小中学校における障害のある子どもへの差別、偏見について、これまで小中学校で人権教育等をされてきていると思えますけれども、障害を持つ子どもたちへの差別や偏見の状況については、改善されつつあると考えてらっ

しゃるのか、その点についてまずお尋ねをいたします。

**○教育長（田代宗夫君）**

各学校では、道徳教育を初め子どもたちのいじめの問題等に対すること等において、お互いに仲よく協力し合って学習していくというようなことでかなり指導徹底しておりますので、ときにはけんかをしたりすることでそういう発言があることは個々ありますけれども、全体的には私の聞いている範囲ではそのような集団でやったりとか、全体的にそういう子どもたちが多くなっているということは聞いておりません。

**○11番（坂口洋之君）**

今後、教育長という立場で小中学校のこの差別をなくす取り組みについては、十分把握していただきたいと思っているところでございます。

次に、再度質問いたします。障害を持つ子どもたちの就学指導について、再度お尋ねいたします。

本市の障害を持つ子どもの就学指導の流れと、保護者の意向を学校でどういうふうにかかしているのか、その点についての教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○教育長（田代宗夫君）**

子どもたちの就学指導への指導をどのようにやってるかということですが、まず私どもの日置市は、大変ありがたいことに子ども支援センターにおいても同じですが、保健のほうと福祉のほうと学校教育課のほうが常に一体となった取り組みを進めている点であります。

まず1つは、保育園、幼稚園の当初から、全ての保育園、幼稚園に対しまして、およそ年に3回ほど保健師とかあるいは心理士を初め、一緒に園を回って園の状況、子どもたちの状況ですね、もしくは子どもたちの生活の状況等を調べながら、その都度指導したりし

てやってきております。

特に、就学指導時期になりますと、大体5月から8月ごろになりますと今度は私どもの教育専門員が就学指導にかかる子どもに対する教育相談等を、これは専門家を招いて実施をいたしております。そのほか、学校においては校内の委員会とか、あるいは校内の支援委員会等の中で、自分たちの学校における子どもたちについていろいろ話をしております。

それから、本市の療育クラブ、療育の施設等がございますが、その施設等においても私どもの専門員や、私を含めて保健師の方も心理士の方も療育クラブの公開療育とか、あるいは就学に関する相談会とか、あるいは運動会とかいろんな機会に訪問してありまして、その中で子どもたちが小っちゃいころからずっと4年間5年間見つめてきております。

そのような中であって、最終的には学校から上がってきた対象の子どもたちを日置市の教育支援員会ここに諮問をしまして、この子どもについてはどういう学校がこの子どもの能力を最大に発揮できるかという視点から、就学先を決定しております。

そこで決定したことについてはまた学校に返して、学校と保護者と相談しながら保護者の合意を得ながら、これから進むべき学校について話し合いをして、合意形成を計れるようにしております。

以上です。

**○11番（坂口洋之君）**

詳しいご説明を教育長がしていただいたんですけれども、先ほどの質問で保護者の意向をどう生かしていくかということも聞いておりますけれども、具体的な事例等があればお答え願いたいと思います。

**○学校教育課長（豊永藤浩君）**

それでは、合意形成に至るまでの具体的な状況についてお知らせいたします。

特別支援学級への就学が望ましいと思われ



る事例では、年中児当初から保護者と就学面談を計画的に行い、園での様子を伝えるとともに、県子ども総合療育センターの受診を進め、受診時の状況や心理士のコメント等を話題としてきました。

面談時には、その都度就学に対する保護者の思いを聞き取りました。保護者は、悩みつつも通常学級への就学を希望されたことから、就学前に特別支援学級の授業参観を勧め、管理職を交えた面談会を実施し、学校との信頼関係をつくっていきました。

また、通常学級との交流学习の実施や、教科によっては支援員の配置、本人の実態に応じた家庭学習課題の提示やます目の大きなノートの使用など、学習に対する困り感の解消、幼稚園からの移行支援シートの活用による定期的な面談の実施や、個別の教育支援計画の作成に保護者もかかわっていくことなどを確認して合意形成を図ったことで、特別支援学級への修学を希望されました。このような事例を紹介させていただきます。

#### ○11番（坂口洋之君）

障害のある子どもさんを持つ親ごさんも、普通学級に通常どおり入れるのか、また場合によっては支援学級に入れるのか、そういったことで非常に悩むということなんですけれども、本市の取り組みについては、それなりに各団体と連携をしながら取り組んでるということは十分理解をされたところがございます。

次に質問いたします。近年、障害を持つ子どもが増加してるといわれております。平成24年に文部科学省の調査では、学習面または行動面で著しい困難な特別な配慮の必要がある児童生徒が、通常学級には6.5%いるといわれております。

障害の種類も、学習障害、注意欠陥多動性障害等があります。本市の支援学級、通級学級、児童生徒のどのような障害の種類がある

のか。また、近年障害の方の重度化、重複化が指摘されておりますけれども、本市の児童生徒の状況について再度お尋ねいたします。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

本市の特別支援学級は、知的障害、自閉症、情緒障害、肢体不自由障害の3つの学級があります。通級指導教室としては、言語指導、LD、ADHDの2つの教室があります。

特別な配慮としましては、排せつ時の着脱解除、パニック時の別室つき添い、運動時の補助、板書視写の支援などがあります。

医療支援の必要な児童生徒は、現在のところおりません。

以上です。

#### ○11番（坂口洋之君）

障がい者差別解消法における合理的配慮について、再度お伺いしております。

この障がい者差別解消法、ことし4月から施行されまして、私もこの6月議会におきましてもこのことについて質問したところでございますが、今回学校におきましては具体的に、障害のある児童生徒等が学校教育をうける上で生じる障壁をできるだけなくす、環境の整備や意思疎通の配慮、ルール変更をするなど、個に応じた工夫をすることである。

個別指導、支援をする上で子どもへの合理的な配慮、例えば合理的配慮ですので、クラス編成、教室への机の配置等具体的な事例等がやっぱりあると思いますけれども、本市の状況はどうかお尋ねをいたします。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

各学校では、児童生徒の特性に応じたさまざまな配慮を行っています。25校中、主なものを上げますと、教室全面の掲示物を少なして、授業に集中できるような配慮をしている学校が6校ございます。

1日の流れなどを明示したカードを渡して、見通しを持たせる配慮を行っている学校が8校あります。拡大コピーやICT活用など、

見えにくさに応じた配慮をしている学校が2校ございます。室内をつい立やカーテンで仕切り、落ち着かせるための配慮を行っている学校が2校ございます。指示を短く、理解しやすい表現でわかりやすく伝達する配慮を行っている学校が3校ございます。

それぞれの学校の子どもの実情にあわせた配慮をしているという点をお含みおきください。

特別支援学級設置校や通常学級に在籍し、教育的支援を要する児童生徒のいる学校では、個別の教育支援計画、指導計画を全て作成しております。

合理的配慮については、作成や見直しの段階で本人、保護者との確認の上で記入し改善を図っており、今後も充実しますよう指導していきたいと考えております。

以上です。

#### ○11番（坂口洋之君）

先ほど、課長から詳しいご答弁をいただいたと思いますけれど、各学校でこれだけの合理的配慮を取り組まれておりますけど職員間のこういった合理的配慮について、職員等にこういった指導をされているのか、教育長にお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

まず、今回のこの法律の施行が今年度の4月1日からということでございました。したがって、これらの合理的な配慮等についても、今年度に入りましてから各校長会等で合理的配慮に基づく指導、あるいは具体的な例、これらについては全て指導してあります。したがって、学校で校長等を通した指導がなされると思います。

なおまた、特別支援学校からは巡回相談員というのが各学校におよそ年に2回ほどぐらいつつ来ますが、この方が来ていただいて、そして全ての職員に対してそれらの指導をしたり、あるいは校内の研修会をしたり、ある

いは市の教育支援員の研修会、それぞれでこのような指導、具体的な指導を今やっております。

#### ○11番（坂口洋之君）

では、次に学校整備の状況について再度伺いをしたいと思っております。

先般私は、伊集院小学校の支援学級の先生と話をする機会がありました。実は、伊集院小学校、ことしは大分解消されたんですけれども、支援学級については3年ほど前だったですか、学校に5クラスあるということで教室が足りなくなりまして、1つの教室を半分になって使うしか、利用せざるを得ないという状況がありました。

当然、障害のある子どもたちですので、教育環境が変われば学校の授業もなかなか落ち着かないというそういった指摘があって、何とか改善できないだろうかという相談を実は3年前受けたところでございます。

現時点では、この支援学級については、伊集院小学校におきましては3クラスしかないということでございました。また、支援学級の先生とお話をしますと、やはり子どもたちの体調管理の問題もやっぱり心配をされておりました。

ひとつは、授業中におもらしをする子どももいたりとか、また45分間の授業を最後まで受けられなくて、体調を壊して休まざるを得ないというそういった子どもがいました。

そして、今伊集院小学校を見ますと教室内にトイレ、畳のある部屋が2つしかない。もう1つの教室は、通常の教室を使っているということで、学校の先生に聞きますとやはりそういった子どもたちの環境管理を考えれば、何とかトイレ、シャワー、そして畳の部屋、そして障害のある子どもたちは体温管理が難しい子どもがやっぱり多いということで、エアコン等の設置ができないだろうかというそういった相談を受けたところなんですけれど

も、日置市内の小中学校の支援学級のエアコン、トイレ、シャワー等の整備の状況をお尋ねをいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

特別支援教室にトイレを設置している学校は、小学校2校、中学校1校の計3校です。保健室にトイレを設置している学校を含めますと、小学校が3校、中学校が2校の計5校になります。

特別支援教室にシャワーを設置している学校は、小学校2校、中学校2校の計4校です。保健室にシャワー設置の学校を含めますと、小学校が6校、中学校が2校の計8校になります。

特別支援学級設置校で、シャワーのない学校は小学校5校、中学校3校の計8校です。シャワーの必要な児童生徒が出てきましたら、児童の実態や学校整備の状況を考慮しながら設置する方向で検討していきたいと考えます。

なお、特別支援教室に空調機器を設置している学校は現在のところございません。

○11番（坂口洋之君）

先ほど課長からご答弁いただいたんですけども、私は伊集院小学校でこういった要望があったんですけども、日置市内の小中学校からトイレ、シャワー、エアコン等の設置の要望等は学校ないし保護者からそういった意見はなかったのか、その状況について教育長にお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

今のところ、今課長が答弁したように、その子どもの状況によって学校でどうしても必要だということについては設置をしておりますので、今のところ私のところには今のようなことの設置についての要望は聞いておりません。

○11番（坂口洋之君）

支援学級については、児童数の多い学校は常設的に設置されると思いますけれども、小

規模な学校については年度によっては学級が設置されるときもあればされないときもありますので、比較的常駐的な支援学級が設置がある学校については、今後考慮するべきではないかと思っております。

そういった意味でも、まずは規模の大きい学校からトイレ、シャワー等の設置計画等を市として計画ができないのか、そこら辺についての教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。まず必要なか必要ではないのかそこら辺も含めてですね。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げましたように、どうしても必要なところについてはこれまで設置をできております。もちろん、そういうものはあったほうが良いということはわかりますけれども、今申し上げたようなところでは設置をいたします。

ですから、子どもたちの実態等に応じて、医学的見地では難しくなりますが、やはりこの子には常時ここにシャワーがなければ困るとそういう場合とか、それについては専門家の意見を聞いたりしながら、総合的に判断してその子どもの健康状況を見た場合に、必要だと判断した場合は設置する方向で検討していきます。

ただ、今ご指摘がありましたとおり大きな学校から順に設置ということは、今のところは考えておりません。個々に必要な部分については、何とか検討する方向で今進めておりますので、これをしながら将来的にはまたそういう方向も出てくる可能性あると思います。

○11番（坂口洋之君）

学校整備について再度お伺いいたしますけれども、済いません次の小中学校の特別支援学級の現状と課題について、再度お伺いをしたいと思っております。

特別支援教育の充実については、県教育委員会では障害のある幼児、児童、生徒一人一

人のニーズを把握し、その持てる力を高めて生活や学習上の困難を改善、または克服するための適切な指導を通じて、必要な力を培うことを基本としております。

小中学校における総合的な支援体制の促進の状況はどうか、また学校においては校内委員会や特別支援教育コーディネーターの役割が大変大きいと思いますけれども、そこから辺の状況についてお伺いしたいと思います。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

各学校では、特別支援教育コーディネーターを配置し、保護者に対する相談窓口や担任への支援、巡回相談の企画運営や医師、心理士等の関係機関との連携を行っています。

校内委員会では、障害のある児童生徒の状況から、ケース会議にて支援方策を検討し、支援員の配置や教育支援計画、個別の指導計画の作成、見直しを行っています。こうした取り組みを各学校が積み重ねることで職員の意識が高まり、チームとして支援する体制が充実している状況にあります。

#### ○11番（坂口洋之君）

では、支援学級について、再度お伺いをしたいと思います。

まず、この支援学級の支援の指導員が本市にも配置をされております。この配置については、平成19年度からスタートいたします。文部科学省の配置基準で、その財源は交付税措置をされております。

現在本市では、21名の支援員が配置をされております。勤務日数が月20日が8名、月14日が13名の勤務であり、本来通常は普通学級に配置をされております。大変ありがたいという保護者がある一方で、重度化、重複化した中で例えば体育や水泳等公外行事等支援が必要な場合、支援員が少ないことによって学校においては支障が出るというそういったケースも、私は学校の先生からお聞きをしておりますけれども、まず本市の支援学

級の支援員の配置基準について、本市の考え方をお伺いしたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

平成28年度につきましては、小中学校17校に21名ほど配置をいたしております。前年度より2人の増員をいたしております。平成20年度、この支援員の制度が始まりました当時は7名で始まっております。したがって、それからしますと増員をしてきてるところでございます。

したがって、支援を要する児童生徒の増加に伴ってこうしてふやしてきてるんですが、その実情に応じこれからも考えていきたいと思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

教育長から、当初は7名からスタートしまして現在は21名ということなんですけれども、やはりこれは本市だけの問題ではなくて、この支援員については全国的にも障害のある子どもさんが非常にふえていると。そして、重度重複化してるというそういった問題は全ての学校が共通しておりますので、やはり教育長、国や県教委などにもやっぱり増員配置についてももっと強く要望すべきではないかということ、ここで訴えたいと思っておりますけれども、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

#### ○教育長（田代宗夫君）

この支援員につきましては、国のほうから交付税の中に措置をされているということでございますので、県に要望してもちょっとこれは無理かなと思っておりますが、国とはいえもう少しこれらについて増員するような、もう少し交付税措置をふやしてもらおうということには、また何かの形で教育長会等で話していきたいなと思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

そこはあわせて、現在本市においては21名の支援員が配置されておりますけれど

も、勤務日数が月20日が8名、月14日が14名ということなんですけれども、増員もあわせて、勤務日数をもう少し増加させようようなそういった取り組みが必要じゃないかということをお前は伝えたいと思いますけれども、そのことについての教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

確かに月の日数が違っております。これは、支援員そのものの勤務の状況等もあります。しかしながら、今話がありましたとおり、この20日勤務と14日勤務がございますが、これらを配置する際もそれぞれの学校の対象の児童生徒の状況に応じて、例えば14日勤務のほう、あるいはこちらの学校は実態からしたときには20日勤務でなければ難しいと、そういう形で今現在は配置をいたしております。願わくば両方とも20日勤務がいいということは私も理解いたしておりますが。

#### ○11番（坂口洋之君）

話を聞いてみますと、やっぱり体育の行事とか、外に出る外出行事というそういった意向もありました。また通常は、普通学級で指導してるんですけども、支援学級の先生と話をしましても、やはり多動な子がいたりとか、もう少し手厚い指導をしないとイケなかった場合に、1人の支援学級の先生が、特に人数の多いクラスにおいてはなかなか手が回らないというそういった指導があります。

規模の大きい学校であれば、先生1人と子どもが2人とか3人とかありますけれども、本来支援学級については複式学級基準ということで、最高が8名ということで、中には6名7名というクラスもこれまであったということもお聞きをしております。

さすがに支援学級の先生も、6名7名の子どもをなかなかきめ細かく指導できるという、特に難しいということもお聞きをしておりますので、今後ともこのことについては十分に

拡充を願いたいと思っているとでございます。

次に、発達障害について再度お尋ねをいたします。

5月25日に、改正発達障害者支援法が成立いたしました。その後施行された、教育面では発達障害のある子どもがほかの子どもと一緒に教育を受けられるような配慮、学校側が目標や取り組みを定めた個別計画を作成し、いじめ防止対策や福祉関係との連携を進めるものである。

先ほど答弁もありますけれども、日置市としても連携について一生懸命取り組んできたと思っておりますけれども、就学時における新たな発達障害の有無の把握は、本市として現在どのような方法をされているのか。そのことについて、本市の考え方をまずお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

通常の就学指導につきましては先ほどお答えいたしました。発達、就学時におけるということでございます。多分学校に上がった後にそのような子どもが出てきたときに、学校でどう対応するかということだろうかなと思っておりますが、それについては当然学校には校内委員会とかコーディネーター等もおります。

そういうところで、その子どもについては話題にしていきますし、先ほども申し上げましたように支援学校のほうから巡回相談員も来ます。そのような指導をもとにしながら、就学指導というのは年間を通してやっていきますので、その間に私どもの教育専門員を通した、今度は市の教育相談等ともしながらこの子どもを途中からでもどうしたらいいかということについてはその時点で判断をして、途中からその学級に、例えば支援学級に入りたいと親御さんがそういう理解をされた場合には、途中かでもその学級に入れて学習し

たいという手だてもとっております。

#### ○11番（坂口洋之君）

この把握については、先生たちと話をしましたら学校でもチェックリスト等で調査をしたりとか、授業を受けながら集団的な教育がなかなか難しく、個別指導が必要な子中にはいるというのもお聞きしております。

発達支援のやっぱり専門的なちょっと教育を受けたほうがいいんじゃないかなと思いつつも、保護者の認識と意識の違いでなかなか、学校現場としてはそのことについて余り指導しにくいというのもお聞きしておりますけれども、そこら辺の状況について教育長はどういう認識されているのかお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

確かに、今教育支援委員会ですが、例えば特別支援学級が適当ですよと言いましてもなかなか、いやうちは普通学級に行きたいということではございます。しかしながら、これまでとすると、かなり理解が近ごろはよくなりました。なぜかといいますと、先ほどから就学指導の話をしておりましてけれども、幼児期、生まれてから、保育園からずっと保健福祉と一緒にあって見ておりますので、その4年間、5年間かけて保護者と話をしながら進めてきておりますので、大まかに言いますと、この支援委員会でどちらかに決定した9割は、そのとおり、おおよそ進んでおります。

残りの1割はどうかというと、いや、支援学級だけど普通学級に行きたいんだと、その子の事情をいろいろお聞きしながら、それならこの子には、こういう特別な合理的な配慮をすることによって、とりあえず普通学級でさせたらどうかと、その1割はそういうことを通しながら、それもお互いに合意がきちっとなされて、大きなトラブルもなく、全ての子どもが、とりあえず就学指導を終えると、そういう状況であります。

昔は、確かに多いでしたけれども、かなり、このような特別支援に対する理解というのが、私は大変よくなってきていると理解をいたしております。

以上です。

#### ○11番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で、発達障害のある子どもについては、小中学校合わせて102人という数字が答弁あったと思うんですけども、学校の先生を見ますと、これはあくまでも把握した数字であるけれども、実際は、これ以上に本来ならば指導が必要な子どもも、まあ、それなりにいるんですけども、その把握については、やっぱり保護者との対応がなかなか難しいということで、把握、指導がしづらいということをお聞きしておりますので、そこら辺も含めて、今回、私、特に発達支援が必要な子どももふえてきておりますので、専門的な知識を得た専門職の教職員の配置ということをし、しっかり訴えたいと思っておりますけれども、専門性のある教職員の配置の状況というのは、現状どうなのか、そこら辺についてお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

確かにこのような対象の子どもたちもふえてきている現在で、私も人事異動のときには、こことこの学校には特別支援の経験のある先生を、あるいは、資格を持った先生を配置してほしいということをお願いいたします。これは、私もお願いをしておりますが、ほとんどの市町村で、同じようなお願いがあります。したがって、それに対応できる県のそういう専門的な力を持った人が少ないということになると思います。

ですから、それを求めても限りがあります。私どもも、教育長会におきましても、何とかそういう専門の先生を、ある人をいただくんじゃないかと育っていくというんですか、そういう必要があるんじゃないかということで、

特別支援学校の先生方を市町村立の学校に、市町村立学校の先生を特別支援学校に3年間交流をさせて、そしてそれぞれ力をつけていただいて帰ってきていただく。そういう制度も、四、五年前から進めていただいておりますし、またなお、先ほども出ましたとおり、学校のいろんな研修会等を通して、あるいは教育センターの長期短期の研修を通して、先生たちをいかに研修をして育てていくかという、そちらのほうもあわせてしていかなければ追いつかないというのが現状であります。

以上です。

#### ○11番（坂口洋之君）

教育長が、この専門性を高める取り組みについては、人事交流等を含めて考えていらっしゃると思っております。

最後に、今回、私は小中学校の特別支援教育の充実について質問したわけなんですけれども、29年度に向けて、この日置市の小中学校の特別支援教育予算や事業を含めて、現段階での教育長の考えをお聞きいたしまして、このことについての質問は終わります。

#### ○教育長（田代宗夫君）

まず2点ほど考えておりますが、まず第1点は、障害者差別解消法にうたわれておりますけれども、今後、やはり合理的配慮も大事なんです、そのベースにあるものは、やはり基礎的な環境整備をいかにするかということだと思っております。

それは、例えば支援学級のない学校もあります。支援学級があることで子供はそこに行けるわけですから、そういう基礎的な環境整備というのが、たくさんございますので、これは確かにお金がかかったり施設整備にかかりますけれども、こういう基礎的な環境整備に努めていくことが一つと、今、申し上げましたように、このような解消法の中で言われている合理的な配慮を、保護者等の間で、本

人との間でどういうものを、この配慮を見つけて、それをその子どもに対応していくか、これが第1点だと思います。

第2点は、この解消法の中にうたわれておりますけれども、障害の、この解消法等に書かれている趣旨等を、これらを啓発を図っていきながら、とにかく障害を理由とする差別のない社会をつくるための啓発とか指導とか、そういうものを大いにやっていかなきゃいけないんじゃないかなという2点を、今、考えております。

以上です。

#### ○11番（坂口洋之君）

じゃあ、次の小中学校の空調設備について再度質問をいたします。

先般、7番議員が質問いたしまして、教育長がお答えいただきましたので、その引き続きということで、再度質問をさせていただきたいと思っております。

昔であれば、学校にクーラーなんていうのは、そう考えられませんでした。私も、ちょうど30年ほど前、小学校、中学校卒業したわけなんですけれども、そのころは、暑くてもせいぜい30度だったんですけれども、じゃあ、今はどうかといいますと、33度、34度、場所によっては35度を超えるようなそういった気温がありまして、最近是全国的にも空調設備についての、設置についての議論があるようでございます。

文部科学省は3年に1回、この空調設備の調査をしております。平成26年に調査をしております、そのときの全国の設置率が29.9%でした。そして鹿児島県が32.2%だったと思うんですけれども、これは全国平均より高いのは、おそらく鹿児島市が降灰事業ということで、その分が高くなってきているのではないかと考えておりますけれども、日置市も、今回、私は暑さ対策ということで質問しますけれども、日置市とし

て、子どもたちが暑さを乗り切るために、学校でこういった工夫をされているのか、日置市の実情をまずお聞きしたいと思っております。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

暑さ対策で、全学校で取り組んでいるものを紹介します。

まずは扇風機の利用です。2つ目は水筒の持参です。3番目は、窓をとにかく全開することです。4番目に体育などの学習、外での校外学習では帽子を着用することです。ほか、多いのは、例えばパソコンでの教科学習とか電子黒板の活用を使いますパソコン室での、要するにエアコンの利用による取り組みが15校ほどございます。

あと、緑陰の活用をしているところが13校、それから、講時表を工夫する。例えば体育の時間を午前中に回しというようなところの工夫をしているところが7校ほどあります。中には、理科や家庭科の授業で熱を使う学習を避けるということ、それから、汗拭きタオルやかえの下着などを用意させる、そういった工夫を各学校取り組んでいる状況にあります。

#### ○11番（坂口洋之君）

この暑さを乗り切るために、各学校、いろんな工夫をされてるということを、私も十分認識をしてきたところでございます。

7番議員の答弁の中で、学校衛生基準において、学校内の基本調査をされているということで、最高気温の平均が、先ほどの答弁で31.2度という答弁がありましたけれども、これはあくまでも平均ですので、日置市内の一番暑い学校の気温はどうだったのか、まずお尋ねいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

9月時点での調査ですけれども、4日間ほど、1日3回、時間帯を変えて調査いたしておりますが、その中で、一、二校が35度と

というのが、一、二回、その中で部分的にあります。あとは30度まで、34度はございませんでした。そういう状況で平均が31.何度という形になっております。一番低い温度は24度ぐらいがあるようであります。

以上です。

#### ○11番（坂口洋之君）

一番暑い学校が一、二校ということでは35度というそういった気温があったと思います。今回、9月に実施されたと思いますけれども、先般、7番議員が降灰のときのことをちょっと触れまして、特に降灰のときが問題だということは想定されておりますけれども、今回9月に気温をはかっておりますけれども、降灰時の気温の測定については、本市としてはされたのか、されてないのか、そこら辺の状況について、最近、この灰も降っておりませんが、四、五年前になると思いますが、そのときの状況とか、わかればお答え願いたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

皆さん方もご案内のとおり、今年度の夏場には、降灰は、多分なかったんじゃないかと思えます。

したがって、例年は1回、2回はあるかもしれませんが、その状況については、基本は把握はしておりません。

#### ○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。

次の会議を13時ちょうどいたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

#### ○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ○11番（坂口洋之君）

午前中に引き続き、再度質問をいたします。先ほどの答弁の中で、小中学校の気温については、最高気温が35度の学校が2校とい



うことだったと思いますけれども、この2校について、教育委員会としましては、教育環境について調査をされたのか。

また、先般、7番議員の質問で、唯一エアコン設置の要望があった学校については、西日が当たるということだったんですけれども、そこら辺の西日の対策というのは、具体的に今後されていくのか、その辺についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○教育総務課長（松田龍次君）**

お答えいたします。35度を示しました学校につきましては、現場調査を行っております。実態としましては、温度計が直接直射日光に当たっていた状態で計測をしていたといったようなケースもございました。

西日対策につきましては、今後、グリーンカーテン、寒冷紗、そういったもので対応していきたいというふうに考えております。

**○11番（坂口洋之君）**

学校によって、この気温の調べ方によって多少異なるということなんですけれども、これ、学校環境衛生基準によって気温を調べるということは示されておりますけれども、具体的に気温をはかる中でしっかりと、やっぱり基準があると思いますけれども、そこら辺については、今後、やっぱりしっかりとした形で示す必要があるんじゃないかなと思っておりますけれども、そのことについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○教育総務課長（松田龍次君）**

具体的には、学校環境衛生基準では示されておりませんが、市の独自の考え方といたしましては、平均気温になる教室のちょうど中心当たりとか、そういったところの基準を定めまして、今後、計測をしたいと考えております。

**○11番（坂口洋之君）**

この質問について最後になりますけれども、やはりこのことについても、当然、降灰地の

気温についても、先ほどの調査については、そのときは調べていないという、そういった答弁があったと思います。

当然、最高気温が、こういった形になるかはわかりませんが35度という数字が示されましたけれども、場合によってはそれに近い気温がありますので、このことについて、やっぱりしっかり調査をしながら進めていただきたいなと思っております。

まず、私は家庭科室と理科室については、火気を使うと、火を使うということで、全体的にやっぱり締め切るということで、締め切った中で、非常に教室内の気温が暑くなっているという、そういったご指摘をいただいておりますので、まずは、特別教室については段階的な形で、先ほどは実情に応じて調べたいということだったんですけれども、段階的な形で今後検討していくべきではないかということをお聞きいたします。

**○教育長（田代宗夫君）**

エアコンの設置について、いろいろとお話を、質問をいただいたところでございますけれども、私の考えとしましては、まず現在までそのような状況の中で、特にどうという大きな問題は生じていないということが第一点。第二点目は、その防除対象地域は別にしまして、ほかの学校の普通教室の空調設置については、3.数%になっているようでありまして、だから、ほぼうちと同じような状況であると、県下の状況では、そういう状況があるということをお聞きいたします。

また、先ほども申し上げましたけれども、降灰の状況は、こちらのほうはそう目立って多いということでもない。ことしはほぼなかった状況でもありますし、そういう状況。あるいは、夏の期間というのは夏休みが40日、1カ月半、一番暑い時期があり、その両サイドを挟んで暑い時期があると。一時期であり、

また学校によっても違ってくる。そういったさらには、いつも毎回申し上げておりますが、この子どもたちが、やはり小学校、中学校の子どもたちは、今、一生懸命体の発育が、どんどん成長期の途上である子どもたちなので、だからこれを、やっぱりできることなら、自然の状況の中で精一杯、フルに機能を使わせながらさせることも必要じゃないかなと思っている次第です。

このような諸々の状況を総合的に考えたときに、今のような状況であります。ただ、今、ご指摘がございましたとおり、理科とか家庭科とかございます。そういう事業の状況とかもう少しそういったことも検討しながら、調べたり調査をして検討してまいりたいなと思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

学校によっても、図書室、職員室、パソコン室はあるんですけども、理科室、技術室とかはないというそういった実態がありますので、そこら辺についても、また今後とも私も再度質問してまいりたいと思っております。

次に、本庁、各支所の職員配置について、再度お尋ねをいたします。

日置市も合併いたしまして、ことしでもう11年半を経過しようとしております。本庁は、本庁総合方式3支所の体制でございます。これまでの支所についても、職員が削減されたということで減少して、空きスペースもできました。また、当初は、旧町間の人事交流等もされたと思っておりますけれども、今、現時点では、また地元の採用された職員が地元に戻るという、そういった流れになってきておりますけれども、これまでの3総合支所の行政機能の役割と市民サービスについて、市長はどういった認識をされているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、特に窓口を含めた福祉、こうい

う方々の利用というのは多いということは十分わかっておりますので、こういうことについては支所の中でもきちっとサービスができるような維持体制をしているつもりでございます。

#### ○11番（坂口洋之君）

支所については、やっぱり日置市全体の職員定数が、やはり大きく減ったということで、最終的に本庁に集約というようなそういった形で、そのことが、やっぱり支所の機能が多少なりと低下してきているんじゃないかということ、私は思っているところなんですけれども、この本庁支所については、平成23年度から27年度までの第二次日置市行政改革大綱の中で進められてきたと思っております。

一つは、職員数の、行政職員の100名減、そして行政機能等の見直しだと思いますけれども、この第二次日置市行政改革大綱のこれまでの本庁への集約の経過の取り組みと、またその評価について、市長はどういう考えを持っていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、こういう専門職、こういう形のほうから集約してやっていかなきゃならないというふうに思っております。土木技師を含め保健師、そういう方々が今まで集約してまいりました。

#### ○11番（坂口洋之君）

先ほどの市長の答弁は、土木技師、保健師等の集約をされた、そのことによって多少なり支所が縮小された、私は理解していると思っておりますけれども、これまで合併いたしまして行政職員定数も100名削減されまして、方針も行政改革で当初は200億円程度の一般会計予算の目標がありました。しかし、今現状は260億円を超える予算であります。

国の権限委譲についても、一般会計を含めて、国、県からの権限委譲が昨年4月現在で

223の事務事業が移管されてきております。当然、事務事業がふえることによって縮小されてきておりますけれども、市長が考えたとおり、この事務事業の移管についても予想どおりという形で認識されているのかどうか、現状の考え方をお聞きいたします。

**○市長（宮路高光君）**

特に、権限委譲なんかで福祉関係、こういうものが大変多くなったというふうに考えております。農業委員会のほうも若干ございますけど、基本的に行革の中におきまして100名という形の中で少なくなっておりますけど、現実的に、特に大きな原因としては現業職のほうが少ないようになってきておきまして、事務的などころではふえている部署もございます。

そのようにして、現状の事務量をきちっと見直しをしながら、また、今まで支所でしよったものが本庁の中でやっていく、そういう部分もしておりますので、やはり定数だけの考え方なく事務事業量の考え方も十分配慮した中で、定数配置をしていかなきゃならないと思っております。

**○11番（坂口洋之君）**

今後、本庁支所機能の職員定数もなんですけれども、やはり28年度から31年度にかけて、本庁の職員も大量退職時代を迎えると思っておりますけれども、今後の職員の退職者数と、あと新規雇用の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

**○市長（宮路高光君）**

ことしから、こういう体制的に、来年28年、29年、30年度末ということで、約七、八十名の方が退職いたします。そういう中におきまして、ことし採用試験の中におきまして、一般枠という枠の中で採用試験また新規採用という部分を2つの2部門で採用試験をいたしましたので、また来年以降も、当分の間、この大量にやめていく中におきま

して、やはり、この社会人枠の経験した方も即戦力という中で入れていかなきゃならないというふうに考えております。

**○11番（坂口洋之君）**

どうしても本庁のいろんな形の業務が非常にふえてくることによって、結果的には支所の職員を集約していかざるを得ないというそういう実情がございます。

先般、私は保健師の方に相談したいという市民の方がいたんですけれども、支所に行きましたら保健師さんが、実は一人もいなかったというそういう状況で、非常に市民の方にとっては身近な保健師の方が一人もいないということで、非常に困ったなということをお聞きをしております。

日置市は、特定健診の受診率も非常に高いし、また各3支所には、保健センターも設置されている中で、保健師の方が誰もいないという状況は、やっぱり市民の身近な支所のサービスの低下につながっていているのではないかなと思っております。

そこで専門職の職員配置について、再度お尋ねしますけれども、各支所にこれまで市民の方から相談等来た場合、不便を感じたような、そういう声は寄せられていなかったのか、そこについてお尋ねをいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には、保健師もことしから集約しましたけれども、そのかわり嘱託職員、保健師のほうも配置しております。

現実的に、特に農業とか、また土木とかそういうものについて、すぐ行っただけど対応できなかったということは二、三は聞いております。聞いておりますけれども、今後におきましても、やはり出前といいますか、支所からすぐいろいろとする時間帯がわかれば派遣できるよう、そういう体制をとっていきたいというふうに思っております。

**○議長（成田 浩君）**

あと2分しかありませんので。

○11番（坂口洋之君）

今回通告にありましたけれども、土木技師また環境係とか保健師等のやっぱり集約が進まれて、昔と比べて支所機能の低下は否めないとはいえますけれども、本来、保健師等については身近な専門職でありますので、特に保健師等は、各支所に配置する必要があるんじゃないかということを、私は市長に訴えたいと思いますけれども、その方等について、再度お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

そういうご意見もあるのももっともでございますけど、特に保健師の精神的な中におきましても、やはり基本的にはひとり悩んでいるよりも、やはり集中してそれぞれ仕事していかなきゃならない、保健師でも専門分野がいっぱい、近ごろ、前と違って多くなっておりますので、基本的にこの10年間、保健師は毎年ずっと入れてまいっております。前からすると、大変、ほかの市町村よりも、保健師全体数は多いという部分も思っておりますので、やはり、それだけ専門的な方は、また専門的な知識をふやし、またそのことを支所の皆様方と一緒に対応していくべきであるというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

最後の質問にいたします。

私は、支所機能については、熊本地震もあり、災害も想定され、機能の分散も必要と考えております。東市来にこれまでであった農林水産課の水産係も本庁に集約をされてきております。水産行政の方におききをいたしますけれども、来てはいただいておりますけれども、身近な東市来がなくなることについては、やっぱり大きな行政サービスの後退ではないかという、そういった声もございます。

第三期行政改革大綱の中でも、具体的に支所機能を考慮しながらの継続的な見直しが明

記をされております。最後に、このことについての市長の考え方をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、そういう初期の目標をきちっと十分して、人員配置をやっていけばよろしいわけでございますけれども、ある程度人的な体制というのも、十分、トータルの中で考えていかなきゃならない。やはり、そこあたりをどういうサービスをやっていくか、まずそれぞれ、私どもが十分、職員が考えていくべきであるというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、12番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔12番花木千鶴さん登壇〕

○12番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告してありました2件について質問いたします。

まず、妙円寺団地内におけるコミュニティバスの路線変更について伺います。

このことについては、以前、団地の高齢化に関する課題の一つとしても上げていたところですが、この間、多くの住民の方々から何とかならないのかと早急の対応を求める声が聞かれました。

特に、シルバー住宅がある9区は傾斜が大きく、現在のバス停までは、随分、坂道を上っていかねばなりません。自治会長の話では、数年前に自治会総会で問題となり、住民の方と一緒に企画課にお願いに行ったことですが、どれくらい前向きな検討がされているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、障がい者差別解消に向けた取り組みについて伺います。

これまで、基本的人権を共有するという理念で、平成18年、国連で障害者権利条約が採択され、翌年、日本も条約に署名いたしました。その後、平成23年に障害者基本法を

改正し、平成25年障害者差別解消法を制定し、国内の法律が国連の条約の求める水準にようやく達したとして26年に条約の批准をし、27年に国連に承認されて、ことし4月に施行されたという経緯があります。

この障害者差別解消法の正式名称は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律ですが、私は、これまで差別の中で言いようのない苦しみや悲しみを抱えながらも、人としての尊厳と権利を求めて戦ってきた当事者の方々の強い意思に心から敬意を表するとともに、施策推進にかかわってくださった多くの関係者に感謝したいと思います。

といたしますのは、私自身が健常者の家族だからだけでなく、障がい者施策は全ての人にかかわる問題であると思うからです。なぜなら、これまでの障害、生まれながらの障がい者より、病気や事故等で障害を負うことになる人のほうが圧倒的に多いのですから、全ての人の問題と言えるわけです。

でもこの法律ができたからといって、障がい者差別がなくなるわけではありません。そこで、次のような観点から伺います。

本市での障がい者差別解消に向けて、市民の理解を得る取り組みは十分か。市内事業所等における周知・研修は十分か。合理的配慮の認識と取り組みは十分か。

以上、1問目として答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目のコミュニティバスの妙円寺団地内の路線変更についてのご質問でございます。

今年度、公共交通網の再構築に向けたマスタープランとなる地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでおり、現在、公共交通網実態調査や市民の利用実態・ニーズ把握調査を進めております。

一部地域からは、路線見直しの個別要望があります。市が行います調査結果や要望に基

づき、利用動向見込みや費用面など総合的に分析し判断しながら、新たな公共交通体系の運行実施計画につなげていきたいと考えております。

2番目の障がい者差別解消の取り組みについて、その1でございます。

福祉・医療・教育関係者や雇用関係者、福祉団体に組織される日置市自立支援協議会において、障がい者差別解消支援地域協議会を設立いたしました。今後、この協議会を中心に情報を共有しながら、市民の理解を得る取り組みについて議論していきたいと考えております。

2番目でございます。これまでの取り組みといたしましては、ホームページ、お知らせ版での周知や自立支援協議会での協議を実施してまいりました。今後、自立支援協議会の組織を通して、各事業所への情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、9月24日に、日置市障がい者福祉大会を開催いたします。大会におきましては、市民や事業者に向けてのパンフレットを配布し、周知に努める予定でございます。

3番目でございます。障害のある人は、社会の中にある障壁によって生活しづらい場合がございます。法律では、行政機関や事業所に対しての障害のある人から何らかの対応を求められた場合、負担が重すぎない範囲で合理的配慮をすること等が求められています。

市におきましても、市民の皆様や各事業者にできる配慮の仕方をまとめたパンフレットを作成いたしますので、今後、周知に努めていくと考えております。

以上でございます。

#### ○教育長（田代宗夫君）

障がい者差別解消の取り組みについてお答えをいたします。

教育委員会としては、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の充実等について、管理職

研修会や特別支援教育担当者研修会において周知を図るとともに、学校では特別支援学校の巡回相談員等による校内研修等を実施するなど研修を積んでおります。今後も、PTAを含め、さらに理解が深まるように努めてまいります。

3番目です。学校における合理的配慮とは、児童生徒一人一人の障害の状態と教育的ニーズに応じて、設置者・学校と本人・保護者の間で可能な限り合意形成をした上で、学習上・生活上の配慮を提供することであると考えております。

学校訪問における観察や聞き取りなどを通じて現状を把握し、合意形成の場において十分協議するなど、引き続き取り組んでまいります。

#### ○12番（花木千鶴さん）

それでは、1問ずつ伺ってまいりたいと思います。

まず、コミュニティバスのことですが、手元の資料によりますと、現在の運行状況での利用者数というのは、1便当たり大体10名前後かなという感じです。朝夕の通勤通学者の時間帯は、路線バスも利用できる時間帯がございますので少ないのかなと。乗降全部にすると少ないのかなとは感じますが、その皆さんからの声では、列車とのつながりが悪いので通勤通学に車を使っているとか、家族の送迎を頼んでいるという人もたくさんいるわけです。駅まで送迎している人もあります。

ニーズとダイヤのその辺がうまくマッチすれば、もっと本当は伸びる可能性があるのではないかなと感じています。そこで、ニーズの把握段階に、現在あるというのは市長がご答弁いただきましたけれども、そういうことですので、もう一度、先般は9区は、9区でお願いに行っただけだということだったんですが、市がそういう段階にあるのであれば、

妙円寺団地全体のニーズの把握というのもできないものかと、今、動きが始まっておりまして、若い世代がたくさんいるころの路線とは違って、今の段階にある路線というものがあるのではないかということで、話し合いをしようということに、今なっているんですが、そのときに住民同士、自治会長さんが音頭をとるといっても、大変個人的にも影響のあることですので、うまくその辺は、つながってほしいなと思うわけですが、公共交通手段ということでもありますので、じゃあ、そのときに行政のほうも、実際に行政の考える基準ですとかいろんなことがあると思うので、住民の声を聞くという意味も含めて、おいでいただきたいということがあったら出向いていただけるんでしょうか。

#### ○企画課長（堂下 豪君）

今、市長の答弁にもありましたように、公共交通網形成計画の策定に向けまして、市民の現状、利用実態や実態調査やアンケート調査を実施する予定でございますけれども、ほかにも高齢化率の高い地区におきましては、公共交通をよく利用される高齢者にも直接アンケートをお願いする方法で検討しているところでございます。

今、妙円寺地区は、我々が把握している段階では、ほかの地域から比べると便数もかなりありますので、一定の公共交通は確保されているとは思っておりますけれども、やはり団地特有の問題がいろいろとあるかと思えます。起伏が激しかったりとか、あるいはL字クランク型の道路が多かったりとかいうことで、ですから、今、四、五年前に要望があったというのも聞いておりますので、ルートを見直すことによって利便性が高まり乗降客もふえることが想定されるというのが一番ですので、そこらあたりも含めまして地域と協議しながら判断していきたいと考えております。

今、お話がありましたように計画策定を進

めるに当たりましては、具体的な要望が上がってきた地区については、こちらからも出向いて、課題を共通して把握していきたいと考えているところでございます。

#### ○12番（花木千鶴さん）

今、ご説明いただいたので、インターネットに興味のある人は見て答弁を聞かれたでしょうし、地区館等でも聞いておられるかもしれませんが、今のようなことが、行政がいろいろ考えていく上の考え方というものがございまして。

それで、要望の上昇した地域ということでございましたが、その辺も含めて地元の方では検討されるでしょうし、どの段階で、ちょっと説明聞きたいから出てくれっていうことがあるかもしれませんので、それには対応をされたいと思います。

そこで、本当に参考のためですけれども、私どものところは平均10名ぐらいだとすると、なかなか増便とはいかないのかもしれませんが、全体の見直しの中でそういうことも可能だと、今回の体系見直しの中で、その辺はいかがお考えなのか。

#### ○企画課長（堂下 豪君）

今、妙円寺団地で申しますと、路線バスで巡回するバスが12便、コミュニティバスで1日5便あるかと思っております。午前、午後通しまして一定の便数は確保されている状況にございます。

1台のバスと1人の運転手で運行している現状におきまして、なかなか増便ということは非常に難しいと考えています。財政的にも、今でもかなり逼迫している状況、公共交通に係る財政負担が多い中におきまして増便ということは難しいと考えておりますので、やはり、今の便数の中で、より効果的な利便性が高い、利用者がふえるような方向で見直すということになっていくかなと思っておりますのでございます。

#### ○12番（花木千鶴さん）

まだ、今からニーズをまとめ上げようという段階ですのであれなんですけど、その中で、一つの参考のために伺いました。利用人数を考えた上では、今、おっしゃることもよくわかるように思いますが、それなのであればダイヤの部分ですとか、そこもまた出てくると思いますので伺いました。

本市では、コミュニティバスですとか乗り合いバスについての見直しを、これまでも随分やってきました。地域によって、また高齢化の進みぐあいでニーズが変化してまいりますので、公共交通会議においては、将来予測を含めた形で今後の計画を策定されたいと、今の段階で申し上げて次の質問に移ります。

障害者差別解消法で、差別すれば誰でも罰せられるわけではありません。この法律は、主に国の機関や地方公共団体、民間事業者などが障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止しているというのが、この法律の特性であります。

そのようになっているわけですが、その中で、じゃあ国民はといいますと、国民の責務として差別解消の推進に関して寄与するよう努めなければならないとなっております。

そこで行政は、障がい者差別解消のための施策や市民の関心と理解を深め、差別解消を妨げている要因の解消を図るための啓発をしなければならぬとなっております。つまり、罰則規定も少々ありますが、多くの場合、これを解消するのに向けて行政はどうしなさいという法律であるというのが特徴です。

そこで、9月24日、先ほどありましたが、ことし初めて開催される障がい者福祉大会もその機会の一つと市長はお答えになりました。人の感情というものが簡単には変わらないだけに、丁寧に根気強く取り組んでいかなければならない問題です。

そのような中で、ことし7月26日、死者

19人、重軽傷者26人という相模原障がい者殺傷事件は大変な衝撃でした。障害者差別解消法が施行された直後に起きたこの事件は、容疑者の個別的問題というのとは別に、障がい者は役に立たないので存在すべきでないという強い優生思想が犯行を駆り立てたという点が、社会に大変大きな衝撃を与えたわけです。

そこで、障がい者への差別意識の解消に取り組まなければならない行政として、その責任者として、市長はこの事件をどのように、まずは捉えておられるでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

この事件を、大変な悲劇な中におきまして大変ショックを受けた事件だったというふうに思っております。今、ご指摘がございましたとおり、そういう事件が起こらない、まあ、起こした方が人かどうという思想であったのか、いろんな問題が問われるというふうに思っておりますので、そういう事件が起こらないよう、やはり私どもは市民の皆様方に、この差別法を十分理解していただけるよう、いろんな機会を捉えて説明、また今回する大会におきましても、一つの一助になっていくというふうに理解しております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

先ほど、11番議員の中でもお答えになりました教育長にお尋ねをしますが、教育長は教育という専門的な立場からこの事件をどのように感じられましたか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

障がい者を殺害するなど、議員がおっしゃったようにまさに人としての尊厳を踏みにじるような言動であり行為であったと、大変悲しく思います。私自身教育をしている一人として、どうしてこういう青年に育ってきたのかというところを考えると、なかなか何が悪かったのかというのは答えは簡単には出せそうもありません。

このたびでたくさんの方々が命を落とされ大変痛恨の極みであります。マスコミ等の報道では、まさに容疑者は自己本位であり理不尽なことを言っているということでもありますけれども、こういう行動は決して許されるべきことではないわけであります。

私自身、教育長として他者の立場や思いを理解して、ともに助け合って生活していくというのが私たちの目指す社会でございますが、どこでどういう手だてをすればいいのか、これからいろんなことを考えながら勉強してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○12番（花木千鶴さん）

この事件が社会に、障がい者に与えた影響は大変大きくて、障がい者はどんなふうに言っているかといいますと、自分も殺されるのではないかということよりも、障がい者が必要ない社会という考え方が恐ろしい。そういう社会に生きている自分が不安なんだということをおっしゃいます。

これまで、かわいそうだから優しくしないといけなとか、差別はいけない、でも自分のそばには来てほしくない、などという覆い隠してきた本音が、そこの本音のところの踏み込まれた事件、それが明るみに出た事件なのではないかと言われて、当事者たちは大変怖い思いをしたということです。

しかし、一方で人には必ず少なからず差別の感情はあるので、そんなにきれいごとでは済まないのではないかという考え方も実は存在します。しかし、そのような能力の低いものに対する優生思想がある限り、全ての人の存在が、存在するだけで価値があるんだというのは全くのうそになるわけです。

そこで教育長にお伺いをします。学校でのいじめ事件では、弱者攻撃が多いと認識しておりますけれども、特別支援教育の対象児に対する理解ですとか差別解消をどのように図



っていこうと思っておられますか。

○教育長（田代宗夫君）

学校におきましては、具体的には支援学級の子どもたちがほぼ存在しておりますので、その子どもたちと一緒に勉強したり遊んだりしておりますし、また今度の解消法の中でもありますとおり、本当にそういう中でいじめの問題とか、差別ということは難しいと思うんですが、いじめの問題、人をいじめること、そういうことについてはいろいろな場を通して単なる言葉とか表面上じゃなくて具体的な行動を通した中でお互いに助け合っていく教育というか、そういうものをこれからはやっつけていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

○12番（花木千鶴さん）

先ほどの11番議員の質問のご答弁に、本当にハードの整備の部分よりもこの心の環境づくりというのが大事だというようなことをおっしゃったかと思えます。その中で、道徳の教科化が始まります。小学校では30年から、中学校で31年から教科化になってまいります。

このことは、道徳の教科の中でということも教育長がおっしゃったんですけれども、これは大津市の中学生がいじめを苦にして自殺した事件に背景があると認識しております。

差別意識、弱者攻撃は、実は自己肯定感の希薄さから、先ほどありましたように他者の弱さを認めるといふ、その辺は自己肯定感の希薄な子ほど他者の弱さを受け入れることができない、共感を得ることができないと言われております。

このいじめの問題ですとか差別の意識の問題のときに、当の本人、子ども自身の自己肯定感を形成することが大変重要だと言われておりますが、このことは家庭教育におけるものが大変重要なポイントだとは思いますが、現場の教育長としてこのことについて

はどのようにお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

今お話がありましたけれども、新しく道徳に変わって特別の教科として、教科化が2018年から今回始まるわけですが、その指導の中で今ご指摘がありましたけれども、単なるそういう指導じゃなくて体験を通してとか、そういうことを重視した教育が、そしてみんなと語って、話し合っ、力を合わせて解決していく、そういう授業にこれからは、変わるんじゃないかなと思います。その中で、人の痛みとかそういうものは少しずつ子どもたち伝わっていくのではないかなと、そんなふうに思っております。

○12番（花木千鶴さん）

大変私ごとで恐縮なんですけれども、私も2人の子どもがおります。あるとき、妹の障害でいじめや差別を受けていた息子が、仕方がないよ、わからない人にはわからないと思うと。だって、僕たちだって妹がいたからわかるけど、いなかったら僕わからないと思うよと言いました。小学校5年生でした。そして、そのときにもう1つつけ加えたのが、でも学校の先生にはわかってほしいなあて言いました。このことは、学校の先生のほうの教育ということもございます、理解もございません。教育長、その辺いかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

当事者として、私もこうして教育長しておりますけれども、確かにおっしゃるとおり本当に自分の、自分自身としてそのことを捉えることは実際はできないわけなんですけれども、ただいろんなものに触れたり、例えば今回のリオのパラリンピックを見たり、いろんなものを通して本当にそれに近い状況まで人を理解をさせていく、認識をさせていくということとはできると思っておりますが、その人になりきっ

たものまでどうか、私はそこまではお答えできませんけれども、やはり具体的なものを自分の体を通して、目を通して、五感を通して触れたりしていく、そのことでないとなかなか近づくことはできないんじゃないかなと思います。だから、これからの道德というのは、多分そういうものがたくさん入ってくるのかなと思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

もう1人、私の娘が通っていた教室の交流学級の同級生が成人したとき、このようなことを言ったとお母さんから聞きました。級友たちが私の娘に差別をしたことが許せなかったと。それで、成人してから別の道に進むように学校に行ってたんだけど、やっぱりそのことを思ったので学校の先生になるために学校を受け直したとあって、今では学校の先生になっていると話を聞きました。

この2つの例は、10歳そこそこの子どもたちが本当に人に対する考え方というもの、感じる力というものを持っているということへの信頼だと思うんですね。だからぜひ、小学校段階にあっても子どもたちはそういうことを感じ、考えることができる力を持っているんだということにぜひ信頼を寄せていただいて、これからの教育行政に当たられたいと思っております。

次の質問に移ります。次の事業者研修というものについては、精いっぱい研修ですとか行きたいと答弁をいただきました。

ただ、その主管する、そこ指導する立場にあるのは大臣のほうから直接ということになっていって、地方自治体がそこを管轄するのではないと認識はしておりますが、実際に差別を受ける市民でありますので、その辺のところを重要視されたいと思うわけです。

ただ、先ほどありましたけれども、自立支援協議会に設置されました協議会がこれからだと思うんですけれども、この地域の事業所

に対する指導とかそういうものは、差別を受けたからあの会社でどうだていうものについて、この協議会はどのようにそこを指導できるのかできないのかお示してください。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

ご質問の件でございます。この障がい者差別解消地域支援協議会というのを、国は立ち上げなさいということによっておるところでございます。日置市のほうも、この5月31日を持って自立支援協議会の中の権利擁護部会という部会をこちらのほうと併任していただくということでご承認をいただき、今後議員からご質問がありましたような内容につきまして、協議をしていく運びになると思います。

今、直接的には民間事業者の部分につきましては、担当省庁からの対応、指針というようなものが出ておりますので、そちらのほうで詳しくそれぞれの省庁からこういった場合にはこういった取り扱いがいいですよということで指針が示されております。

ですから、そちらを見ていただければ結構なんですけど、ただ市といたしましても今、この福祉大会にも向けまして市民の、住民の皆さんにできること、それから事業者の望ましい取り組みといったようなパンフレットも今準備をいたしました。これはまだ、この協議会のほうではもんだ部分でもございません。福祉課のほうで作成をさせていただいて、今出ておりますけれども、こういったものを今後また協議会等にも図りまして、その事業所あたりにも研修の際にご利用いただけるような方向で、中の協議会のほうでも検討させていただきたいというふうに思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

事業所については、主管省庁のほうで指導する立場にあるわけですが、市役所のほうは実際に生活をしている市民に最も身近なところですので、今後協議会の中で十分に協議を

重ねていかれたいと思っております。

それから、もう1つです。職員対応要領というのが義務に、しなければならないとはなっていないが、策定するようになっていきます。職員対応、行政のための法律だということでしたので、行政職員は全てこのことを理解して対応しなければならないということで、しかしながらまだ日置市はこれが策定されておりません。その要領は今年度中というふうには伺っておりますが、いつごろになるのでしょうか。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

今、議員もご存じのとおり、福祉課のほうではこの障害者福祉大会に向けまして、昨年度から非常に取り組んでおるところでございます。

そういった関係で、ちょっと事業が詰まっておるといってもご理解いただきたいと思いますが、今年度中にこちらのほうの要領につきましては、作成をする計画でございます。そしてまた、年度内に職員のほうには周知をしまいたいというふうに考えております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

ただ、要領ができればいいという問題ではなくて、できていなくても理解が進んで職員の対応がうまくいってればそれでいいわけです。ですので、そういった意味でも大事なのどこかということではありますが、前向きに職員体制をとっていただきたいと思うところです。

このことは、行政の差別対応を禁止して、合理的な配慮を求める法律がこの4月から施行されてたというわけですので、肝心の行政の職員の教育がおくれているのであれば、形式的な取り組みになってしまうといわれかねませんので、早急な対応を求めるところでございます。

では、次の合理的配慮について伺います。

まず、教育長に伺いたいと思います。先ほど、11番議員は大変詳しい質問をされました。それに丁寧な答弁もされたと思いますが、私はその合理的な考え方の中の幾つかを伺いたいと思います。

就学指導の時点での、就学をどのように導いていくのかというあたりの就学指導委員会の件です。

先ほどは、うまくいったケースのご紹介を大変丁寧にしていただきましたけれども、先ほどいろんな形で実践されていることも丁寧に、それぞれの学校の中でどのような合理的な配慮がなされているのかということも含めて、お話いただきました。

私は、それを踏まえた上でお尋ねをしたいと思いますのは、ポイントが幾つかあると思うんですが、発達障害の子どもたちが通常の学級に行くという場合ですね、それは先ほどのような合理的配慮というところがそれぞれの子どもに応じてあるのかなとは思っています。

でも、肝心なのは発達障害ではない子どもたちが、通常学級の就学を望んだ場合の対応はどうなのかというのが、一番教育長のおっしゃる1割の、なかなか思うようにいかないケースになろうかと思っています。それは、今特別支援学級でも、そして通常学級でも、特別支援教育は行わなければなりません。これはもう決まっています。

しかし違うのは、通常の学級では特別な教育課程をつくることが大変難しいという問題があって、その通常の教育課程の中で教育を受けることが困難な子どもに対しての担任の先生の特別な配慮というのが、大変厳しいのではないかと思うわけです。特別なケースではあるかとは思いますが、これからはこのニーズは高まるのかもしれないと思いますのであえて伺うわけですが、その点はどのようにお考えですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

発達障害の子どもについては、合理的な配慮というのはたくさん出てくるだろうと。その他の、例えば知的障がいの子どものとか、あるいは肢体不自由の子どもとか、そういう子どもに対する合理的配慮はどういうことかということでございますけれども、まず例えばこれまで下肢が麻痺してる子ども等もおりましたけれども、この子どもについては保護者といろいろ面談をしながら、どちらの学校に進むかということをしていろいろ話し合いしてまいりました。

したがって、その子どもに対してはもちろん医療、医師コメント等も含めながらですけれども、学校でどのような活動がまずできるのかということ、あるいは学校内で階段を自由に登れるのかとかそういうこと等あります。

そういうことについて、子どもと保護者と十分話をする中で、何とか手すりでも頑張れるとかそういうこととかいろいろ出てまいりますので、あるいは体育の学習のときには先生がつき添ってつれていくとか、いろんなパターンがいっぱいございますが、そういうこと等十分話をしながら、それではとりあえず今の段階では1年生のときはまず普通の学級でやってみて、もし無理なようだったら次の学年では支援学級へ行こうとか、そういう段階的な就学指導をしたりする場合もございますので、あとはそのことをどう話し合いができてAへ進むかBへ進んだほうがいいのかという判断になってくるわけでございますから、あとは最後は保護者とその合理的配慮の部分で、今申し上げたのは合理的配慮だと思いますが、そういうことの部分で合意形成がなったのはとりあえずそれじゃこういう形でやりましょうよと。そのかわりこういう配慮は私どももやりますというなことで、その就学指導の行く先を決めた例もございます。

具体的にはそういうことでございますが、それから今おっしゃいましたように本当に特

別支援学級に通う子どもについては、通常の学年の教育課程とは違う、その子どもが今できる部分から、生活がまずできる部分から、それぞれの子どもに応じた課程を計画していかなきゃなりませんので、議員のほうからいつもご指摘がありますように、このような合理的な配慮については教育支援計画の中にきちんと位置づけながら、それをもとにまた保護者と話をしていく。

今度は、その支援に基づいて個別の指導計画をつくっていくわけですから、その中にきちんとその子どもも合理的配慮に基づいた指導が生かせるような形のものをつくって、それをずっと今度は学年に引き継いでいくと。小学校が近くで上がるときには、今度は移行シートに使ってその小学校に引き続きの内容をまた学習いただくと、そういう形で今のところはやっております。

ただ、そういう場合がこれまで合理的な配慮という言葉は余り聞かなかったんですが、これからそういう、今年度4月から出てまいりましたので、これから多分教育支援計画等ももうちょっとスペースをとって、そういう支援の内容が書けるようなものに形を変えていく必要があるんじゃないかなと今思っております。そういうことを通しながら、その子に合った教育というのを関係機関と連携をしながら進めていきたいなと思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

今、いろんな場面での答弁をいただきました。私が一番、この質問の中で今ポイントとしてここで懸念しておりますのが、来年の様子を見ようという、その1年を預かる学級担任の負担というものが問題になってきますねということなんですね。

そうですとか、また支援員のこともございますけれども、やはり通常の学級の中で特別のプログラムでなければならない子どもが存在する場合の担任の先生や支援員の専門性と

いうものから考えたときに、ここはやはりスムーズな選択に流れなければ大変現場は混乱するのではないかということで申し上げたところです。

これまでは、それまでそんなにはなかったんですけども、今回の法律は大変その辺も強調していますので私は懸念しているところなんです。そこであえて申し上げました。できるところから努力されたいと思います。

それと、教育長もおっしゃいますように、教育的、合理的な配慮というものは、先ほど言っていたハードの面はできるところは一時的なことでできるとは思います。1年かけてその合理的配慮をやり続けなければならない、担任の先生というのは大変な苦勞を背負うこととなりますので、その辺のところを丁寧に就学指導委員会はやらなければならないと思うわけです。

保護者は、通常学級の教育というのは、通常学級はもう決められた教育課程によって授業を進めていくのがありますので、幾らかわかるわけです。けど、おっしゃったように特別支援学級とか学校ていうのは、特別な教育課程を編成できるというものだから、どんな教育が保障されるのかということも実は保護者はわからないんですね。だから、本当に重要なのは特別支援学級に行ったらどんな教育が保障されるのかということを見えてくれば選択の余地があるのではないかと思います。

保護者は、授業参観に行ったりします。担任の先生が授業をしておられます。それを見て理解はしないと思います。それほど単純ではないと、私は自分が保護者だったころから思います。担任の1人の先生の努力によって、それが見えてくるものではないだろうと思います。

ですので、やはりここは教育委員会、年に2回研修をしておられるということもありま

すので、もう少しその辺のところを教育委員会として、日置市の特別支援教育はこのような教育の実現は果たしていくのだという、やっぱりそういった、見てわかってできるような指針みたいなものが欲しいのかなと。

教育要覧をずっといろいろ読ませていただきますが、その辺の個別部隊なところが見えてこない。普通学級の中では通常学級の中ではこのようなことを合理的な配慮をしながら教育を保障していきますよというものと、特別支援学級を選択したらこのようなプログラムがあり、このような教育を支援していこうと思っているんだというのが明確にわかれば選択できるのかなと。

コミュニケーションの中で、そういうことをお望みならこれぐらいはできますとかではなくて、それは次の段階ですので、どのようなことがあるのかというのはわからない、保護者に対してわかりやすい何か指針みたいなものをつくっていただけないのか、そこが一番重要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

おっしゃることはもっともなことだと思っております。実際、議員が考えていらっしゃる高度なものではないかもしれませんが、実際この教育、就学の指導を当たるに当たっては、うちの教育専門員もおりますし県の支援学校の先生、あるいは教育センターの専門員等も呼んで、一緒になってどういう、合理的な配慮していけばいいかと、そのあたりは一緒になって話し合っ、この特別支援学級に行ったらこういうことになるよ、そういうことはその中でそれなりにはやっているつもりであります。ただ、おっしゃってますように高度なものであるかどうかはわかりません。

そのために、ことしから県教委のほうで合理的配慮を推進する、協力する協力員という

制度ができました。これは各教育事務所に配置をされておりますが、鹿児島教育事務所は私どもの管轄のところでは配置はされておられません。

これはどういう意味かと言いますと、県の義務教育課の特別支援室のほうから直接こちらへ出向かうということでございますから、それぞれの教育事務所に配置されておりますので、今ご指摘があったように私どもで足りない部分、合理的配慮をこの子どもにするのにあとどういうものが必要なのか、何が足りないのか、そういうものを協力員ですから一緒になってその子どものことを考えていく、そういう制度が改めて出てまいりました。

そういうことから、これまで以上に、今おっしゃったようなことが普通学級ではこういうことができるよ、支援学級ではもっと細やかなこういうのができるんだよと、この子どもはこういう状況だから、できたら支援学級でじっくり個別指導やったほうがいいんじゃないかとか、そういう指導は一通りのことは今までもやっておりますが、もっとももっとそういう協力員等もできておりますので、いろんな指導者を呼んだりしながらお互いに担任を含めて検証していく必要があると思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

先ほど11番議員の質問に対しても教育委員会のほうが、本市のですね、乳幼児期の健診の取り組みからどれほど厚く、そして連携をしながらこの分野に取り組んでいるかということは、もう本当に県内のみならず県外、全国からも注目される取り組みになっていて、そして教育委員会や市長、市の行政、連携しながら努力しておられるのは私も十分に理解できているわけです。

ただ、もう時代が変わり、そして求められるものが違ってきているので、より高度なそういうふうになっているわけではありませ

んが、保護者の立場になったときにそのようにしてほしいという願いも込めてやっていただきたいなという思いですので、これからも十分にその辺のところを前向きに進めていただきたいと思うところです。

ではその次の質問に移りたいと思っておりますけれども、この3日間の質問の中で災害時の、これ行政のほうに、教育委員会じゃない福祉か総務のほうになるろうかと思いますが、災害時の避難要支援者の問題が出てまいりました。随分たくさんですね。ここで私も、この質問の中ですので、災害時の障害を持つ方が避難するときの特別な配慮というものをどのように考えておられるのかを伺います。

#### ○総務課長（今村義文君）

災害発生時の障がい者への配慮については、避難所においては視覚障害、聴覚障がい者、もうろう者、肢体不自由者、知的障害、それから精神障害などの障害の状態に応じた配慮が必要であると考えております。

通常の避難所で設備等がなく、生活が困難な障害のある方については、設備の整った避難所または協定を締結した福祉避難所等へ移動するなどの対応を行うこととしております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

そのためには、やはり障害を持っている方々の実態とニーズが明確でなければなりません。その辺の実態とニーズの把握については、もうこの3日間いろんな場面で話をしてきたので同様にしておられるんだと思いますが、1つ今答弁の中でありました施設との契約をしているという話です。

私これで一番気にかかりますのは、どんな災害かわかりませんが、災害時にその施設がやらなければならないのは預かっている人の安全が第一ですね。その中で、地域の障害を持っている方や困難な方がやってきたときにどこまでできるかということですが、どの方がどこの施設に行くかどうか、施設にしてみ

ればどんな人が来る可能性があるかというのを把握、その連携はできているんですか。

○総務課長（今村義文君）

この福祉避難所の締結している8法人11カ所、11施設ございますが、ここについては、当然場所の提供そういったことで、当然支援をする方、介護者も一緒にその施設に行って施設の方の、当然施設は施設の入園者がいらっしゃいますので、その方を中心にやりますので、場所を提供していただくということで、同行される方がそれは介助をしていただくということで、そのような内容で締結はしております。

○12番（花木千鶴さん）

一般的な避難所を見てみても、いろんな困難が起きています。障害を持っていたり、それから地域にはいろんな高齢の方ですとか介護を必要とする方とかそういう方も、いろんな人が集まってきていく中では、ただいまのような答弁の中ではそう簡単ではないんじゃないかなとは思いますが、ただニーズがわからなければ避難所の準備もできないし、どんな人がどんなところに行くのかということが整理されないとそこら辺はうまくいかないわけですよね。ただ、今そんなことをいろいろ言ってみても、簡単に問題が解決できるわけではありませんので、このことはもうこれぐらいにしておきたいと思います。

それも含めてなんですけれども、本市の知的障がい者の団体、今私も代表をしておりますが、来年の1月15日に熊本地震で障がい者の避難受け入れに尽力されたのは、熊本学園大学が全ての障害を持つ人たちを受け入れております。

このために尽力されたヒガシ先生ていらっしゃるんですけれども、この先生をお呼びして、災害が起きたときに本当に要支援者ですとか障害を持っている人たちにどんな準備が必要なのかというような講演会を開こうとい

うことで、全国の組織のほうから講演をうちでやらないかというふうにさせていただきました。

この間、いろんなこの要支援者の皆さんの避難体制について質問が出るほど関心が高いですので、ぜひそのことを手前みそであれなんですけれども、ただ重要なことと思いますので、この場でご紹介をさせていただくわけですが、周知方についてもいかがでしょうかと思ひまして、その講演会も含めて周知方いかがだろうかということを最後の質問にさせていただきます。

○市長（宮路高光君）

十分理解しましたので、今その大会あるときに行政のほうもしっかりとしたそれぞれの広報しながら、一緒にさせていただきたいと思っております。

---

△散 会

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

28日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時08分散会





第 5 号 ( 9 月 2 8 日 )



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 6 1 号 市有財産の譲与について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 2	議案第 6 4 号 日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 3	議案第 6 5 号 平成 2 8 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）（各常任委員長報告）
日程第 4	議案第 6 6 号 平成 2 8 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第 7 1 号 平成 2 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第 7 2 号 平成 2 8 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第 7 3 号 平成 2 8 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	議案第 6 7 号 平成 2 8 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 9	議案第 6 8 号 平成 2 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 0	議案第 7 4 号 平成 2 8 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 1	議案第 6 9 号 平成 2 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 1 2	議案第 7 0 号 平成 2 8 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 1 3	認定第 1 号 平成 2 7 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 4	認定第 2 号 平成 2 7 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 5	認定第 3 号 平成 2 7 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 6	認定第 4 号 平成 2 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 7	認定第 5 号 平成 2 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 8	認定第 6 号 平成 2 7 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 9	認定第 7 号 平成 2 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 0	認定第 8 号 平成 2 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 1	認定第 9 号 平成 2 7 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 2 認定第 1 0 号 平成 2 7 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 1 1 号 平成 2 7 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 4 請願第 1 号 介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書の提出を求める請願書（文教厚生常任委員長報告）
- 日程第 2 5 意見書案第 3 号 介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書
- 日程第 2 6 議案第 7 5 号 伊作小学校校舎建築工事（1 工区）請負変更契約の締結について
- 日程第 2 7 議案第 7 6 号 伊作小学校校舎建築工事（2 工区）請負変更契約の締結について
- 日程第 2 8 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度日置市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 9 陳情第 8 号 「高額医療費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める陳情書
- 日程第 3 0 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第 3 1 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 3 2 議員派遣の件について
- 日程第 3 3 所管事務調査結果報告について
- 日程第 3 4 行政視察結果報告について

本会議（9月28日）（水曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠 中 弘 紀 君
3番	留 盛 浩一郎 君	4番	橋 口 正 人 君
5番	黒 田 澄 子さん	6番	下御領 昭 博 君
7番	山 口 初 美さん	8番	出 水 賢太郎 君
9番	上 園 哲 生 君	10番	門 松 慶 一 君
11番	坂 口 洋 之 君	12番	花 木 千 鶴さん
13番	並 松 安 文 君	14番	大 園 貴 文 君
15番	漆 島 政 人 君	16番	中 島 昭 君
17番	田 畑 純 二 君	18番	池 満 涉 君
19番	長 野 嗟や子さん	20番	松 尾 公 裕 君
21番	宇 田 栄 君	22番	成 田 浩 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上 園 博 文 君	次長兼議事調査係長	松 元 基 浩 君
議事調査係	諸 正 一 久 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮 路 高 光 君	副 市 長	小 園 義 徳 君
教 育 長	田 代 宗 夫 君	総務企画部長	富 迫 克 彦 君
市民福祉部長	野 崎 博 志 君	産業建設部長	瀬 川 利 英 君
教育委員会事務局長	宇 田 和 久 君	消防本部消防長	川 畑 優 次 君
東市来支所長	横 手 裕 治 郎 君	日吉支所長	田 代 信 行 君
吹上支所長	大 園 俊 昭 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	今 村 義 文 君
財政管財課長	銚之原 政 実 君	企 画 課 長	堂 下 豪 君
地域づくり課長	平 田 敏 文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前 田 博 君
商工観光課長	橋 口 健 一 郎 君	市民生活課長	田 淵 裕 君
福 祉 課 長	東 幸 一 君	健康保険課長	篠 原 和 子さん
介護保険課長	福 山 祥 子さん	農林水産課長	久 保 啓 昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太美雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会計管理者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君	代表監査委員	満 尾 利 親 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第61号市有財産の譲与について

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第61号市有財産の譲与についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第61号市有財産の譲与について、議案第64号日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についての議案2件は、9月8日の本会議において当委員会に付託され、9月9日に全委員出席のもと現地調査及び委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長及び各担当課長など当局の説明を求め、質疑を行い、9月12日に討論、採決を行いました。

これから、本案について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第61号市有財産の譲与についてをご説明いたします。

本案は、日置市診療所の民営化に関して、本年5月に移管先を決定し、6月議会定例会に民間に移管するための日置市診療所条例の廃止についての議案が上程され、可決されました。そのことを受けて、移管先法人に建物を譲与するため、今回提案されたものであります。今回、譲与しようとする建物、日置市診療所は日置市日吉町日置1150番地1に建築された診療所、医療ガス・LPG庫、倉庫、温泉機械室の建物であります。

診療所は、平成22年建築の鉄筋コンクリートづくり平屋建て、延べ床面積が1,165.74m<sup>2</sup>、評価額が1億3,290万5,319円。医療ガス・LPG庫も平成22年建築で平屋建て9.9m<sup>2</sup>、評価額が23万8,867円。倉庫は平成6年建築の鉄筋コンクリートづくり平屋建て9.54m<sup>2</sup>、評価額が23万181円。温泉機械室は昭和55年建築のコンクリートブロックづくり、平屋建て19m<sup>2</sup>、評価額が21万9,450円で、合計1,204.18m<sup>2</sup>、評価額が1億3,359万3,817万円であります。

今回の譲与の相手方は医療法人誠心会であります。今回の譲与の時期を平成29年4月1日とし、譲与の条件として当該施設を医療施設として使用することを義務づけるものであります。

また、備品につきましては、日置市財産の交換、譲与、無償譲渡等に関する条例の第7条により譲与する。土地については、これまでの保育所の民間移管と同様に、普通財産として有償で貸し付けるものであります。

次に、質疑の主なものをご報告申し上げます。

委員から、ここに附属設備とあるが、機械等もあると思う。一切含めてどれくらいになるのかとの問いに、備品等は、現在ある分です。市のほうで購入した分の減価償却部分を差し引いて考えると、評価額として、112万2,297円という額になっているとの答弁。

次に、委員から、無償譲渡において、行政と医師会との説明会に参加した。無償譲渡について、医師会から包括ケアシステムの拠点等いろんな意見が出たが、説明会から、その後の医師会との経過の状況はどうかとの問いに、医師会の説明会では、青松園と診療所をなぜ一体で出すのか。病院単体でもやり方を考えれば黒字でいけるのではないかなど、意見

をいただき、検討し、診療所単体で公募した。その後も診療所や青松園を無償譲渡する場合の負担額や有償にした場合の返納額というものを医師会に知らせるということで、文書で回答した。そして、9月2日付の医師会から最終文書ということで回答をいただき、これまでの経緯について市民が選んだ議会を通過したことは民主主義だろうという意見をいただき、市民の利害を第一に思って、あすの日置市のために一緒に手を携えていこうではないかという文書をいただいたとの答弁。

次に、委員から、市民病院は現在1日当たり60名弱の外来患者である。人口が今後も減少する中で、こういう施設を維持すれば厳しい経営になるのではないかと感じた。無償譲渡して経営が行き詰まり、契約の15年もしないうちに契約が履行できない場合も危惧される。そうなった場合に懸案材料があるかとの問いに、行政から民間に移管した部分で廃止になったというのは、全国的に聞いていないところである。個人経営になるので、経営を広げたりし、経営努力をされてやっていると考えるとの答弁。

次に、委員から、市が直営のときは、赤字が四、五千万円あったと考える。以前と比較して経営は改善されていると考えるが、状況はどうかとの問いに、入院患者を比較してみると、平成22年度の市直営のときが4,053人、23年度は入院を休止、24年度から指定管理になり、27年度は6,560人である。外来患者が平成23年度が延べ1万1,501人であったが、27年は1万8,427人ということで増加してるとの答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第61号市有財産の譲与について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### ○議長（成田 浩君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの発言を許可します。

#### ○7番（山口初美さん）

市民共有の診療所の無償譲与のような特別な議案については、市民の合意が不可欠であり、市民への丁寧な説明が必要と考えますが、常任委員会では、住民説明会についての議論や質疑はなかったのか、財産を無償で民間に譲渡することについては、住民説明会を開催するべきではないかなどの意見など出なかったのか、委員長にお尋ねをいたします。

#### ○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

7番議員の質疑についてお答えいたします。

市有財産の譲渡、財産の民間への無償譲渡についての住民説明会について、本委員会については関連する質疑等はございませんでした。

#### ○議長（成田 浩君）

次に、上園哲生君の発言を許可します。

#### ○9番（上園哲生君）

ただいま委員長報告がなされましたが、報告では、よく理解が至らなかった土地の有償契約について、どういう審議がなされたか、伺います。

この診療所を建設するに当たり、3億3,530万円を起債いたしました。指定管理期間満了時の今年度末、起債残高見込み額は2億2,600万円であります。過疎債を活用しての起債でしたので、償還額の7割は交付税措置されますが、3割は一般財源から充当しなければなりません。今年度までは、指定管理業者の納付金が764万円あり、起債償還に充当してまいりました。これからは、固定資産税、土地賃貸料などが寄与していかなければなりません。新聞報道によれば、年間約37万円とありましたが、その賃料の



経緯といたしますか、そこらの賃金、また、償還終了年度は平成35年度までとなっております。7年間ですね、後。ですが、15年間の事業継続契約となっているようですが、どのような審議状況であったのか、伺います。

**○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）**

9番議員の土地の有償契約について、審議内容については当局から説明があり、土地の貸与については、固有財産の管理規則で、使用料徴収条例の中で、貸付料の額が100分の4で貸し付ける。土地の評価額の9筆分の総額1,882万3,803円の100分の4で75万2,952円。住民福祉の向上または市民の雇用増大等に寄与すると認めた場合、2分の1で、約37万6,000円の貸付額であるという説明が当局からありました。

委員会の中では、委員から、土地の有償契約についての質疑等、本委員会ではございませんでした。

**○9番（上園哲生君）**

それでは、先ほど委員長報告の中にもありましたけれども、改めてお聞きをします。

本来、財政管財課を所管する総務企画常任委員会でも審議することができればよかったですけれども、今回は連合審査方式ではなかったもので、もう1点だけ伺いたします。

今回の譲渡先公募に応募して下さったのは、これまでの指定管理者事業者だけで、平成24年度から大変厳しい経営状況の中で運営をしてきていただきました。昨年度も約、これは新聞報道上ですけれども、昨年度も約3,000万円の赤字経営だったという中で、今後15年間の病院事業継続を条件に、途中解約に至っては違約金も発生するというのですが、この現状を踏まえたときに、今後の見通しあるいはその違約金等について、どのような審議がなされたか、伺います。

**○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）**

今後、日吉地域につきましては、人口が減

少するというので、入院患者また外来患者が減るおそれがあるという、そういった経営的に厳しいという状況について報告がなされました。

もう1点の違約金についての発生について違約金の協定書を現在作成してるという、そういった状況があるということの報告がございました。

**○議長（成田 浩君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

これで質疑を終わります。

これから、議案第61号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○7番（山口初美さん）**

私は、議案第61号市有財産の譲与について、反対討論を行います。

日置市診療所が指定管理者制度になる際にも、私は反対をいたしました。さきの6月議会でも条例の、この診療所の条例の廃止が提案をされた際にも一貫して反対をいたしました。

日吉町時代に、当時の星原町長が町の将来の高齢化などを考え、入院できる病院と老人ホームがどうしてもこの日吉には必要だとし、つくられました。合併した今では、約5万人の市民共有の貴重な財産であります。民間への無償譲渡は、公的責任の放棄と考えますので、私は反対いたします。

また、市は、市民への説明責任を果たしているとは言えず、市民の理解を得るための努力が足りない点も指摘をいたしまして、私の反対討論といたします。

**○議長（成田 浩君）**

次に、畠中弘紀君の賛成討論の発言を許可します。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま議題となっております議案第61号市有財産の譲与につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。

本案は、日置市診療所を民間に移管するに当たり、当該建物を譲与するため、提案されたものであります。今回譲与しようとする建物、日置市診療所は、平成23年度までは日置市直営で経営されておりましたが、平成24年度から指定管理者制度をとり、本年度までの5年間を医療法人誠心会に委託しました。市が直営のときは赤字が四、五千万円はあったものが、指定管理になってからは、入院患者も外来患者も増加し、赤字も二、三千万円程度となり、以前と比較して、経営は改善されていますが、今後指定管理制度を続けるとしたら、市が負担を強いられることになると考えられます。

また、今回譲与することになりますが、診療所の建物の評価額を約1億3,000万円として、不動産取得税が約500万円、固定資産税が年に約180万円発生します。

先日、9月9日付の南日本新聞でも報道されたとおり、土地の貸付料が年に約37万円、さらに法人税も発生することになります。このような負担もある中で、診療所を引き受けてもらうわけです。

7番議員の言うとおり、市民共有の貴重な財産ですので、幾ら赤字になっても市民のために市直営でという意見もあるかとは思いますが、しかし、現実的に、以前のように、毎年四、五千万円の赤字を抱えながらの運営は、日置市としても、とても厳しいものだと思います。かといって、診療所をなくすような選択もできません。よって、今回の民間への譲与は、診療所を存続させていくためにも、今後の包括ケアシステムを構築する上でも必要なことと考え、賛成の討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、議案第61号市有財産の譲与については、委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第2 議案第64号日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第2、議案第64号日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております議案第64号日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について、9月8日の本会議において当委員会に付託され、9月9日に全委員出席のもと委員会を開催し、教育委員会事務局長及び各担当課長など、当局の説明を求め、質疑を行い、9月12日に討論、採決を行いました。

これから、本案について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い実施するものであります。

今回の改正は、市町村民税の所得割課税額7万7,101円未満、年収360万円相当の低所得者となる世帯について、これまで小学3年生までとなっていました多子世帯における年齢制限の上限の撤廃、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満のひとり親、障がい者世帯については、負担軽減措置を拡大していくものであります。直近における4カ所の市立幼稚園のうち、今回の減免対象者は9名で、月額2万6,500円が軽減される予定であります。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

委員から、今回の制度改正で、補助単価が合わせて87名の園児のうち、9名が減額ということであれば、返納手続を今後どのように進めるのかとの問いに、保護者の方に10月ぐらいに返納する予定であるとの答弁。

次に、委員から、今回は7万7,101円未満と以上課税である。年収360万円、270万円である。ほかの自治体は単独で条例改正して軽減されている自治体もあるが、今回の制度改正で9名が対象になるが、単独でもよいから、もう少し保育料の幅を持たせる考えはないのかとの問いに、今回の改正は法令に基づく改正である。市の単独分のそういう施策は考えていない。今後の幼児教育の無償化に向けた取り組みということで、さらに軽減措置というのが今後出てくると思うので、その分の改正はまたしていきたいとの答弁。

次に、委員から、これは法律の改正であるので、また条例になってくるが、今後の改正についてはどのような段階になるのかとの問いに、今のところ決定していない。今回の改正についても交付税措置として、対象経費として見られる部分になる。市町村単独でやった場合に、交付税対象算定の額から外れるおそれもあり、簡易経費としてやっていくとい

うことである。総合戦略として、少子化対策といったことも実施しているので、あわせた形で考慮いただければと考えるとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第64号日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第65号平成28年度  
日置市一般会計補正予算  
(第7号)

○議長（成田 浩君）

日程第3、議案第65号平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第65号平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、総務企画常任委員会にかかわる部分を分割付託され、9月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長等の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから審査の経過と結果についてご報告いたします。

今回の補正予算の主なものは、歳入で、地方特例交付金の確定により178万9,000円、普通交付税の確定により1億1,359万5,000円、一般寄附金241万7,000円、指定寄附金426万1,000円、前年度繰越金確定により1億3,904万5,000円、新市町村振興宝くじ交付金決定により5,096万4,000円などの増額補正と財政調整基金繰入金3億2,821万1,000円、臨時財政対策債4,200万円の減額補正。

歳出では、総務費にセイカ食品株式会社誘致に伴う下水管渠布設工事費2,900万円の増額補正、商工費に健康交流館事業特別会計の前年度繰越金確定に伴い231万4,000円の減額補正、消防費に熊本地震のため開催中止となった旅費として、167万2,000円の減額補正が計上されており、議会費で46万8,000円を減額、補正後の予算を2億77万9,000円、総務費で3,501万8,000円を増額し、補正後の予算を30億6,987万3,000円、商工費で201万4,000円を減額し、補

正後の予算を2億337万5,000円、消防費で108万3,000円を減額し、補正後の予算を12億5,464万5,000円とするものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、2款1項11目諸費でLED防犯灯導入工事費から50万円を委託料に組み替えた理由はとの質疑に、九州電力が持っている防犯灯の設置基数と自治会からの設置基数に違いがあるため、防犯灯の所有者を明確にし、自治会所有分を取りまとめ、整理していく業務を委託すると答弁。

9款1項3目災害対策費で、印刷製本費の原子力防災リーフレット28万円を委託料に組み替え、原子力災害リーフレット作成業務委託料51万8,000円とした理由はとの質疑に、既定の原子力防災リーフレットを印刷し、市内小中学校の児童生徒に配布する予定であったが、原子力発電の仕組み、原子力災害はどんな災害、原子力災害発生時の避難計画、放射線とは何だろうという内容のリーフレット7,000部を業者委託し、配布すると答弁。

同じく9款1項3目災害対策費で、設置済みの戸別受信機で電波の不具合等による屋外アンテナ設置業務委託料100万円が計上されているがどのような箇所かとの質疑に、現在、東市来地域、日吉地域、吹上地域でコミュニティ無線機戸別受信機の設置が終了しているが、受信できない箇所でも21件の連絡を受けている。これは周囲の環境の変化などが原因と見られるが、対策として、大ポールアンテナ、八木アンテナを戸別に設置すると答弁。

財政管財課所管では、普通交付税は合併算定替えて10%削減という説明を受けていたが、本年度82億8,359万5,000円で交付確定され、やはり10%の削減で交付されているのかとの質疑に、平成28年度から

3 2 年度までの 5 年間で、激変緩和措置で削減される見込みであるが、基準財政収入額と需要額の関係で、10%削減ではなく、本市では年1億円から2億円の削減となる見込みである。

2 款 1 項 3 目その他委託料にふるさと納税の実績見込みに伴う 1 3 0 万円の増額補正が計上されているが、ふるさと納税を売り込むための手段としては、サイネックスだけに頼っているのかとの質疑に、年度当初の 4 月は、サイネックスだけで、ふるさと納税された金額の 1 3 . 5 % が委託手数料として、クレジット使用の場合は J C B が 1 . 5 %、ビザが 1 % の別途手数料が発生する。現在、サイネックスと合わせて、認知度のある、ふるさとチョイスも寄附の申し込みができるようになっている。

サイネックスは、収納の手続と返礼品の配送を一括して行い、ふるさとチョイスは、インターネット上で申し込みをするだけで、配送関係をサイネックスが代行している。

今後は、このほかに、ふるさと納税の取扱量が多い楽天でも取り扱いができるように、現在、手続を進めており、この手数料はクレジットと配送を含めて、13.5%である。

また、関東吹上会や鹿児島遊楽館を訪ねてふるさと納税の P R に努めていくと答弁。

地域づくり課所管では、地域おこし協力隊の活動状況はどうかとの質疑に、本市に配置されて 2 カ月経過したが、隊員が地域に溶け込むことを初め、地域の行事等の打ち合わせ、市外の協力隊員との情報交換に参加している。また、ラジオ番組に 3 カ月間出演しているが、そこで、美山の P R を行っていると答弁。

このほか質疑ありましたが、部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、議案第 6 5 号平成 2 8 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）の総務企画常任委員会に分割付託されたもの

については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

#### ○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております議案第 6 5 号平成 2 8 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）において、当委員会にかかわる部分を分割付託され、9 月 9 日、9 月 1 2 日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長及び各担当課長など当局の説明を求め、質疑を行い、9 月 1 2 日に討論、採決を行いました。

これから、本案について、当委員会にかかわる主なものについてご説明を申し上げます。

まず、歳出では、総務費の戸籍住民基本台帳費で、5 9 2 万 5 , 0 0 0 円増額し 2 億 6 2 1 万円に、民生費で 6 9 7 万 8 , 0 0 0 円を増額し 7 4 億 4 , 4 1 0 万円とし、衛生費で 1 , 2 5 5 万 3 , 0 0 0 円を増額し 3 5 億 3 3 0 万 9 , 0 0 0 円としました。また教育費では 4 9 9 万 3 , 0 0 0 円を増額し 3 1 億 5 , 2 8 2 万円とするものであります。

次に、歳入の主なものでは、市民福祉部所管の民生費国庫補助金で保育対策総合支援事業費国庫補助金 2 9 2 万 5 , 0 0 0 円は、平成 2 7 年度国の補正予算決定に伴う保育所等における業務効率化推進に伴う補正であります。

また、児童福祉費県補助金 2 , 7 4 8 万円は、子ども・子育て支援交付金で地域子育て支援センター事業の補助基準額変更に伴う補正 4 7 万 9 , 0 0 0 円、保育所等整備交付金で伊集院幼稚園保育園にかかわる補助基準額変更に伴う補正で、2 , 7 0 0 万 1 , 0 0 0 円であります。

介護保険特別会計繰入金5,627万1,000円は、前年度精算による特別会計からの繰入金確定に伴う補正であります。

教育委員会所管分においては、今回の補正予算については、歳入についてはございませんでした。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

市民福祉部、市民生活課においては、戸籍基本台帳費の負担金補助及び交付金742万4,000円は、個人番号カード事業費の交付額決定に伴う増額補正であります。

塵芥処理費で塵芥処理事業費の消耗品費125万4,000円は、生ごみ回収モニター事業の参加世帯増による水切り器セット及びステーション回収たる購入に伴う補正、あわせて、その他委託料783万9,000円は、生ごみ回収費、生ごみ処理費の増額補正であります。

次に、福祉課におきましては、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金で放課後児童健全育成事業費で、平成27年度国の補正予算決定により、放課後児童クラブ環境改善整備推進に伴う補正350万円増と保育所等整備事業費で伊集院幼稚園改築補助基準額の変更に伴う補正1,731万6,000円の増額補正、母子家庭自立支援給付金事業費の扶助費で高等技能訓練促進費の新規支給に伴う補正215万円の増であります。

また、児童措置費の負担金補助及び交付金で、保育所運営費の平成27年度国の補正予算決定により、保育所等における業務効率化推進に伴う補正390万円の増額補正は、保育業務支援システム導入経費3施設分300万円と事故防止等のためのビデオカメラ設置経費9施設分90万円であります。

次に、健康保険課におきましては、予防費の委託料で定期予防接種導入によるB型肝炎予防接種委託料530万3,000円の増額補正であります。

次に、介護保険課では、老人福祉費の介護保険事業費で繰出金206万5,000円は、総合事業開始等による増額に伴う繰出金の増額補正であります。

介護予防サービス事業費1,213万4,000円は、総合事業の開始に伴い、ケアマネージャー12名分の半数6名分の賃金等を特別会計で計上するため、共済費の社会保険料131万8,000円の減額、一般賃金978万7,000円の減額、居宅介護支援事業所に介護予防サービス計画を委託する件数が減るため、102万9,000円の減額となります。

次に、教育委員会事務局教育総務課・学校教育課におきましては、事務局費の報償費7万5,000円は、小学校再編による日吉小学校校章作成に伴う補正3万円と日吉小学校校章公募に伴う報償費の補正4万5,000円であります。

学校管理費で、需用費施設維持修繕料63万9,000円の増額補正は、土橋中消防設備修繕等、上市来中雷によるエアコン・テレビ修繕、日吉中浄化槽ポンプ取りかえ、吹上中消防設備修繕等であります。

次に、社会教育課所管におきましては、文化振興費の文化施設総務管理費235万円は、伊集院文化会館高圧ケーブル取りかえ工事に伴う補正であります。

体育施設費の備品購入費10万9000円の減は、伊集院総合運動公園の投てきゲージと野球場放送設備入札執行残に伴う補正220万9,000円の減額補正と、伊集院総合運動公園陸上競技場三種公認更新に伴うリボンロード等備品購入に伴う補正210万円の増額補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民福祉部市民生活課では、委員から、紙おむつシンポジウムは、どのような形で開催するのかとの問いに、来年2月開催を

予定しており、紙おむつメーカーと共催を考えている。本市が、将来的に考える紙おむつのリサイクルについて、自治体のみでなく、市内の病院・介護施設等に呼びかけて情報発信という形で開催したいとの答弁。

次に、委員から、紙おむつの回収について、どのような形で考えていくのかとの問いに、収集については、今のところ既存のごみステーションを考え、可燃ごみ等と収集日が重ならない日程で検討していくとの答弁。

次に、委員から、生ごみ回収モニター事業の問題点は何かとの問いに、現在、1台の回収車で朝早くから回収しており、クレームもあった。10月からは参加世帯もふえるので、回収車を2台にして実施する予定との答弁。

次に、福祉課関係では、委員から、伊集院幼稚園改築に伴う補助基準額の変更と6月補正時の補助金の算定方法はどうかとの問いに、県の要綱の改正により、対象経費を基本に、幼稚園と保育園部分の案分を定員割から面積割とし、さらに保育部分の県と市の負担割合が、県が3分の1から3分の2に、市が4分の1から12分の1に変更になった。対象経費の実支出予定額と補助基準額については、低いほうの算定になるとの答弁。

次に、委員から、地域子育て支援センター事業の5日型、6、7日型の実施園と補助基準は幾らかとの問いに、5日型があづま保育園と吉利保育園、6、7日型がみやま保育園、厳浄寺保育園となっている。基準額は、平成28年度の5日型は780万3,000円、6、7日型は831万7,000円となっているとの答弁。

次に、健康保険課では、委員から、定期予防接種導入に伴うB型肝炎予防接種、B型肝炎ワクチンについて、どのような事業内容なのかとの問いに、平成28年10月から新たに定期予防接種化された。対象年齢は平成

28年4月以降に出生した生後1歳に至るまでの間にあるもので、接種回数は3回。ワクチン代が2,582円と手数料が3,000円で、5,582円計上。既に接種した方もいるので、年間380名の出生の2.5回、950件で要求したとの答弁。

次に、委員から、吹上保健センター誘導灯の修繕料の金額が大きい、LEDなのかとの問いに、保健センター渡り廊下の誘導灯であり、5基あるが、その中で一番大きい型の誘導灯であり、今回LEDとの交換になるとの答弁。

次に、教育総務課・学校教育課におきましては、委員から、新設される日吉小の校章公募と審査はどのように行われるのかとの問いに、10月上旬から11月下旬にかけて、募集を実施。公募範囲は、日置市内に住所のある方から募集し、来年1月に学校再編準備委員会の全体会議で決定する。審査員については、市内の造形を専門とする教諭、学校再編準備委員会委員が当たるとの答弁。

次に、委員から、今回の伊作小学校の体育館、漏水による緊急対応とあるが、計画的に点検は実施されていなかったのかとの問いに、本市では20年をめぐりに古いほうから優先度をつくり、修繕計画を実施している。漏水等、急を要するところから工事を優先実施している状況であるとの答弁。

次に、社会教育課におきましては、委員から、文化財費、発掘調査にかかわる重機借り上げ料が増加した要因は何かとの問いに、これは、あくまでも県の中山間地域総合整備事業を実施するに当たり、事前に試掘等を行う調査をしなければならないということで、増額補正ということになるとの答弁。

次に、委員から、陸上競技場三種公認更新に伴うリボンロード等備品購入について、なぜ、この時期の予算計上になったのかとの問いに、ことし7月に三種公認の審査があり、

検定後、指摘のあった備品の整備をするため、今回の計上になったとの答弁。

その他多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）の文教厚生常任委員会にかかわる部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（成田 浩君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長出水賢太郎君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第65号平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月8日の本会議におきまして、当委員会にかかわる部分を分割付託されました。9月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長、農業委員会事務局長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算の概要ですが、6款農林水産業費は2,203万2,000円増額の総額13億343万円となっております。

歳出の主なものは、農業振興費で、国の地方創生推進交付金の事業採択に伴い、新産業創出支援事業のオリーブオイル成分分析委託料200万円を増額。

鳥獣被害対策実践事業費では、平成28年度の県の事業採択に伴い、有害鳥獣捕獲補助金を498万4,200円を増額。

また、市単独の農業振興育成事業では、鳥獣被害対策の電気柵設置助成事業補助金に

20基分100万円増額。

観光農園整備事業補助金として、東市来地域の片平観光農園駐車場整備に118万5,000円の増額補正となっております。

水産業振興費では、新規・後継者育成事業費として、東市来地域で漁業に新規就業する方に対する補助金117万円が増額補正であります。

次に、8款土木費は、1,997万9,000円減額の総額30億4,397万3,000円となっております。

歳出の主なものは、都市計画総務費で、公共下水道事業の前年度繰越金及び起債償還利子の確定に伴い、公共下水道事業への繰出金が2,069万2,000円の減額補正となっております。

次に、11款災害復旧費は8,560万円増額の総額2億5,138万8,000円となっております。

歳出の主なものは、農林水産施設災害復旧費のうち、農地農業用施設災害復旧費は、5月、6月の豪雨による農地災害で、畑19件、田22件分の3,240万円、施設災害で農道が18件、水路16件、ため池1件分の計5,310万円、2件合わせまして、合計の8,550万円を増額補正しております。

また、治山施設災害復旧費は、7月の豪雨による災害復旧費の不足分10万円が増額補正となっております。

なお、歳入につきましては、国庫補助金や県補助金などが主なものとなっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

農業委員会の関係では、農業者年金業務委託手数料が増額されているが、農業者年金の加入状況はどうかとの質疑があり、現在、保険料を支払っている被保険者は58名。平成28年6月30日現在の年金受給者は、東市来で101名、伊集院51名、日吉26名、



吹上67名の計245名であると答弁がありました。

次に、農林水産課の関係では、地方創生推進交付金の事業採択に伴う植栽用オリーブの苗木代が570万円計上されている件に対し、委員より、苗木1,500本を植栽する予定であるが、植栽場所などのめどは立っているのかとの質疑があり、オリーブの苗木は5m間隔で、10a当たり40本植栽するため、1,500本植えるには最低でも4haが必要となる。植栽場所は未定であるが、茶畑を転用することも検討中で、現在、茶業振興会とも協議している。オリーブとお茶の収穫時期が異なるので、茶生産農家の経営複合化に適していると答弁。

また、オリーブによる新産業創出支援事業の中で、スペイン・リナーレス市訪問団の来訪に伴う費用が24万3,000円計上されている件で、委員より、鹿児島銀行とのつながりはわかるが、日置市とのつながりがよくわからない。今後、友好都市盟約を結ぶなど見通しがあるのかとの質疑があり、今回の訪問は、オリーブオイルの販売状況を視察することが目的で、友好都市盟約の締結が目的ではない。今後の見通しもわからないと答弁。また、この答弁に対して、鹿児島オリーブ株式会社が販売するオリーブオイルの視察であれば、鹿児島銀行が費用を出すのが筋だと思うが、日置市が予算計上する理由は何か。市民にどう説明するのかとの質疑があり、鹿児島オリーブ株式会社が昨年2月から販売しているオリーブオイルは、リナーレス市にある日置オリーブ農園で契約栽培されたもので、鹿児島銀行の職員が毎年訪問している。今回は、リナーレス市の市長など訪問団5名がわざわざ来訪されるので、関係予算を計上したと答弁。

次に、伊集院農村生活センター管理費の中で、みそ攪拌機の購入に120万円計上され

ている件で、市民から、自家用で使いたい、加工部が使っているためになかなか使えないとの苦情が出ている。施設利用の公平性を確保すべきではないかとの質疑があり、毎年3月に次年度の利用を受け付けるが、加工部が最初に予定を入れ、一般の利用受け付けが後になるので、結果的に加工部優先の実態となっている。ただ、加工部は地元産品をセンターで加工・生産し、直売所で販売をするなど、地域振興に役立っている。

また、加工部の方々はセンターの機械の扱い方になれており、一般の方が機械を使用する際に使い方を教えている。加工部も高齢化しているので、一般の方にも入部してもらって、施設利用につなげてほしいと答弁。この答弁に対し、委員より、農村生活センター条例では、加工部が優先利用する規定はない。過去にセンターで生産販売をしていたが、販売額が多くなり、自前で工場を設けたケースもあったが、加工部も考えるべきではないかとの質疑があり、条例では施設の利用料金や予約の仕方を定めているが、加工部が優先利用する実態が問題であるということであれば、条例改正も必要と考える。加工部は地域振興のために活動しており、営利目的ではない。販売額によって施設利用に制限がかかるような基準はないと答弁。

次に、里山林総合対策事業費で、美山地区の竹林整備委託料が98万2,000円計上されているが、今回の竹林整備の詳細を示せとの質疑があり、美山陶遊館から美山公民館裏にかけての竹林0.3haの竹林の間伐と看板設置を行う。整備後5年間は、美山地区民が管理することになっている。今後、美山地区と県・市で竹炭への再利用などを検討していくと答弁がありました。

次に、農地整備課の関係では、豪雨災害による災害復旧費の件で、5月、6月の豪雨災害による復旧予算は、この補正予算で確定か

との質疑があり、現在、災害査定中であり、事業費を見込み計上している。耕作者からの報告漏れもあり、今後予算がふえる可能性もある。現在の予算が不足すれば、12月補正予算で対応したいと答弁がありました。

次に、建設課関係では、住宅・建築物耐震改修事業費で、耐震診断と耐震改修への補助金が72万円計上されている件につきまして、耐震診断を受けられる基準はどうなっているのかとの質疑があり、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅が対象であり、現在居住をしていることが条件である。熊本地震の後に5件の問い合わせがあり、うち2件が事業申請の意思があったため、予算計上したと答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）の産業建設常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（成田 浩君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第65号平成28年度日置市一般会計補正予算（第7号）は委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

**○議長（成田 浩君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、坂口文教厚生常任委員長から訂正の旨がありましたので、発言を許可します。

**○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）**

先ほどの9番議員の質疑について、違約金の質疑、市有財産のことについて、違約金の質疑がございましたが、協定書の作成はこれから協議していくという、そういった答弁いたしましたけれども、違約金の審議はされておりませんでした。発言を訂正いたします。

△日程第4 議案第66号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第5 議案第71号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第6 議案第72号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第7 議案第73号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

**○議長（成田 浩君）**

日程第4、議案第66号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第7、議案第73号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております議案第66号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第73号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議案4件は、9月8日の本会議において当委員会に付託され、9月9日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長・各担当課長など当局の説明を求め、質疑を行い、9月12日に討論、採決を行いました。

これより、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第66号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,796万6,000円を追加し、歳入歳出予算を72億8,875万8,000円とするものであります。

歳入におきましては、その他繰越金で、5,796万6,000円は、前年度決算による繰越金確定分でございます。

次に、歳出については、基金積立金の5,796万4,000円は、前年度からの繰越金確定に伴う補正、予備費として2,000円が計上されています。

次に、質疑に入りましたが、質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）につ

いてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を既定の予算どおりとし、それぞれ歳入歳出予算の総額を1,531万3,000円とするものであります。

歳入は、前年度繰越金の確定による補正となり、前年度繰越金213万9,000円の増額、一般会計繰入金213万9,000円の減額であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員から、これまでも剰余金があったのか。基金に積み立てないのかとの問いに、前年度までは繰越金の確定は基金と調整していたが、今年度は基金残高がなくなったので、一般会計からの繰入金で調整しているとの答弁。

次に、委員から、今後もこのような取り扱いになるのかとの問いに、今後も繰越金の確定分を一般会計からの繰入金で調整していくことになるとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第71号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ2億3,130万2,000円を追加し、歳入歳出のそれぞれ55億8,012万8,000円とするものであります。

今回の9月補正の主なものは、法改正により、新たに10月からスタートする総合事業等への予算組み替えのための予算が主であります。

歳入の主なものを申し上げます。

前年度精算の確定により、繰越金が2億1,909万2,000円の増額補正となって

います。

また、総合事業開始に伴い、支払い基金交付金が534万4,000円の増額補正となっています。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

前年度精算による国・県・基金へ精算返納金として、1億2,046万3,000円、同じく精算により一般会計へ繰出金として、5,627万2,000円それぞれ増額補正となっています。

また、総合事業開始等に伴い、保険給付費を5,413万9,000円減額補正し、地域支援事業費を6,232万6,000円の増額補正となっています。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員から、介護予防サービス事業費の原案作成歳出委託料が減額されているが、その要因は何かとの問いに、総合事業の10月開始に伴い、民間委託している半年分が減少しているため、その分を減額しており、特別会計の地域支援事業の計画作成で計上しているとの答弁。

次に、委員から、介護保険の総合事業の自治体への移行は、計画どおりに進められているのかとの問いに、当初は、平成29年4月から予定であったが、半年間早めてスタートすることとなったとの答弁。

次に、委員から、特別会計としての受け入れ体制も整っているのか。民間事業者がしていたものも包括がする割合はふえるのかとの問いに、包括で作成しきれない介護予防サービス計画を民間に委託していたが、要支援1・2で通所介護と訪問介護を利用していた人が総合事業に変わる。その分、民間委託していた部分も減る見込みであるとの答弁。

次に、委員から、今後、総合事業をどのように考え実施しようと考えているのかとの問いに、今まで要支援については、1カ月間のデイサービス等の利用金額は定額であったも

のを、原則1回当たりの単価に変えていく。もう1点は受け皿づくりとして筋ちゃん広場など、住民主体のサービスを地域でやっつけける仕組みづくりを推進しようとしているところであるとの答弁。

ほかに質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第72号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第73号平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ38万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,808万円とするものであります。

歳入につきましては、前年度からの繰越金確定による38万6,000円、歳出につきましては、負担金確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金38万6,000円であります。

質疑に入りましたが、当局の説明で了承したため、質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第73号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上4件について、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしとは認めます。

これから議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号平成28年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号平成28年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第8 議案第67号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第9 議案第68号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第10 議案第74号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第8、議案第67号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第10、議案第74号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第67号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)から議案第74号日置市水道事業会計補正予算(第1号)の3件につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月8日の本会議において当委員会に付託され、9月9日に全委員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

まず、初めに、議案第67号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5億7,729万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、伊集院地域瀬戸内地区の下水道管理設地の購入に874万5,000円を計上。消費税確定に伴い、公課費310万円を増額補正。長期償還利子の確定により、利子306万1,000円の減額補正となっております。

歳入の主なものは、前年度繰越金及び起債償還利子確定等に伴い、一般会計繰入金が2,064万8,000円の減額。前年度繰越金は1,399万円の増額。雑入は終末処理場の崖崩れによる公有建物災害共済金の確定により1,570万3,000円の増額補正となっております。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第67号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,924万3,000円とするものであります。

前年度繰越金の確定に伴い、繰越金337万3,000円を増額するとともに、一般会計繰入金を同額減額するものであります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第68号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第74号平成28年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)についてご報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入の補正はなく、8億6,513万9,000円のまま、また、収益的支出は1,437万7,000円減額し、8億2,690万6,000円とするものであります。

また、資本的収入の補正はなく、1億5,790万2,000円のまま、また、資本的支出は737万円を減額し、4億6,306万6,000円とするものであります。

収益的支出・資本的支出ともに、人事異動等に伴う人件費の減額補正となっております。また、資本的支出では、皆田水源地の立木補償費を18万5,000円増額補正しております。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果

果、議案第74号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上3件、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

68号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号平成28年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第11 議案第69号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第12 議案第70号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第11、議案第69号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第12、議案第70号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております議案第69号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第70号平

成 28 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、去る 9 月 8 日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、9 月 9 日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、総務企画部長、商工観光課長、吹上支所長などの説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

それでは、これから本案についての委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,965 万 2,000 円とするものでございます。

歳入では、前年度繰越金確定により、7 万 6,000 円の増額補正。歳出では、広告料、消耗品の執行見込み額により、41 万 4,000 円の減額。シロアリ駆除委託料 30 万 3,000 円、一般社団法人国民宿舎協会への入会負担金 18 万 7,000 円の増額補正が計上されております。

次に、質疑の概要を申し上げます。

シロアリが発生しているのであれば、駆除だけでなく、修繕も必要になるのではないかと質疑に、現状としては、駆除だけでよいと業者に確認していると答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第 69 号平成 28 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 70 号平成 28 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ 970 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,681 万 6,000 円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金確定に伴う 1,201 万 4,000 円の増額。これに伴う一般会計繰入金の 231 万 4,000 円の減額補正。

歳出では、ろ過機制御盤基盤修繕等、施設維持修繕料に 170 万円の増額、経年劣化によるプール温水ボイラー取りかえ工事など、工事請負費 800 万円が増額計上されております。

次に、質疑の概要を申し上げます。

前年度繰越金確定の額と繰入金の額との関係はとの質疑に、前年度繰越金が確定され、1,201 万 4,000 円を計上している。繰入金は、一般会計からの繰入金なので、その額を減額すべきであるが、今回、早急な対応をとるべき、施設維持修繕料 170 万円と工事請負費 800 万円が必要となり、繰越金補正額 1,201 万 4,000 円から 970 万円を差し引いた額 231 万 4,000 円を減額していると答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 70 号平成 28 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから 2 件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第 69 号について討論を行い



ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第13 認定第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第2号平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第3号平成28年度日置市公共下水道事業特

別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第4号平成27年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第5号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第6号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第7号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第8号平成27年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第21 認定第9号平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第22 認定第10号平成27年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第23 認定第11号平成27年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（成田 浩君）

日程第13、認定第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第23、認定第11号平成27年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの11件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

まず、認定第1号について発言通告がありますので、出水賢太郎君の発言を許可します。

#### ○8番（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております認定第1号平成27年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、市長にお伺いをいたします。

監査委員より提出をされました決算審査意見書の中で、平成27年度の決算審査の結びに当たって、未収債権の収納対策について、また、予算の適正管理、運用対策について、そして、各種団体等への補助金の交付についての3つについて意見が述べられております。

このうち、各種団体等への補助金の交付についてですが、監査委員からは、実態に合った補助金の適正な支出について、定例監査、決算審査を通じて意見をしてきたが、最近まで補助金は減っていないし、従前と比較して十分に整理がなされているどころか、さらに新しいものもふえてくる傾向にあると指摘をされておきまして、今後はそれぞれに公益性に着目して、目的効果を検証し、廃止・統合も含めた整理をされ、なお一層合理化に向けた取り組みに期待するところであると結んでおられます。

このような監査委員の意見につきまして、市長のご見解はいかがででしょうか。

また、このような指摘をされたことに対して、平成29年度の予算編成など、今後どのように市として対応されるのか、市長のお考えをお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

補助金につきましては、それぞれの各種団体等からのご要望の中で補助金を交付しております。特に精査としては、補助金におきまず繰越金、これがどうあるのか、これは毎年精査もさせてもらっておるところでございます。今、ご指摘のとおり、また新しい中におきます補助金が出ているのも事実でございます。合併当初、ある程度一定的に削減もさせ

ていただきました。その中におきまして、どうしても新しい補助金等も出てきておきまして、特に伝統的な伝承といえますか、こういうものについては、大変地域の皆様方がそれぞれ一所懸命取り組んでおります。ご指摘ございましたとおり、一定の期間、そこにおきまして、評価をやらなきゃならない。評価する中において、まだ、それぞれご要望ある分については継続していく。そういう節目節目の中で、それぞれ今後におきます補助金の見直しといえますか、その評価を含めた中で検討させていただきたいというふうに考えております。

#### ○8番（出水賢太郎君）

確かに実情に合った、地域の要望に即した形で補助金がふえてきたと。市長の今の答弁で、そういった事情があると、仕方がない部分もあったというのは、私どもも十分理解はしております。しかしながら、平成17年の3月に総務省のほうで地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針というもの策定しまして、その中で、各種団体等への補助金は必要性や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、整理合理化を推進すること。それから終期の設定。終わる期ですね、終わる期日。終期の設置やPDCAサイクルなどによる見直しなどで、計画的に廃止縮減することを総務省が求めています。これに即して、合併後、平成18年度から22年度まで、第1次行政改革大綱、そしてアクションプラン。これによって、約1億円ぐらいの削減効果があったかと思っております。

そして、監査委員も指摘してるように、毎年定例監査とか、毎年の決算審査において意見をされて、補助金をしっかりと見直ししていくようにと意見をされてきたようでありましてけれども、しかし、その後、平成23年度移行の第2次、第3次の行政改革大綱。この中では、アクションプランも含めてですが、

補助金等の整理統合というものが打ち出されておられません。項目には入っておりません。継続的な見直しが必要であると市長も先ほどから答弁されてますが、その割には、事情があったにせよ、取り組みが後退してるという部分は否めないんじゃないかなというふうに考えます。恐らく今回の監査委員の指摘というものは、そのような現状に対する指摘だったんじゃないかなと考えますが、市長はどのようにお考えなのか。また、第2次、第3次行革大綱の中で、なぜ、補助金のこういった整理、統合、見直し、継続的なチェックというものがされていなかったのか。その理由もお答えいただきたい。

また、今回の決算審査の中での主要施策の成果説明書がありましたけれども、この中では、昨年度までは1件100万円以内の部分でもしっかりと説明がなされていたんですが、今回は各費目の内訳の中で1件が100万円以上のものだけが表記されております。しかし、例えば、一つ例を挙げると、自治会育成交付金だったりとか、それぞれの団体に対する細かい補助金の流れというものが、各年度通して、チェックができなくなるんですね。金額がある程度制限がかかってしまいますと、なぜ、このような今回は、今年度に限りこのような形での表記になったのか、この辺も理由をお伺いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の監査委員の決算審査意見におきましてご指摘もいただきました。この補助金につきましては、今年度から次年度にかけまして、各種団体の補助金について行政評価の対象として、補助金の目的や効果について、改めて検証する予定でございます。

100万円以下のことについては、担当のほうで説明させます。

#### ○財政管財課長（鉾之原政実君）

決算審査の様式、これはまたこれから決算

審査が開催されますけれども、そちらの様式においては、補助金のほうが各課それぞれ項目ごとに上げられておりますので、そちらのほうの様式のほうに詳細のほうは、また、それぞれ議員の皆様方にもごらんいただけるというふうに考えております。

#### ○8番（出水賢太郎君）

やはり、議員全員に提出される資料ですから、今の答弁だと、決算審査の特別委員会の委員しか見れないような状況になりますから、これはもう全員配付をさせていただきたいと思っておりますので、今後検討していただきたいと思っております。

それと、市長が先ほどの答弁の中で、この補助金のあり方については、行政評価の対象になるということでお伺いしました。まさしく、それが一番大事かと思っております。そういった中で、補助金の見直しを、実際に実効性を表に出すというか、実効性をしっかりと確保する。そういった観点で考えますと、例えば、補助対象になる経費とか、事業費。あと、補助金の算出の根拠の明確化。先ほど申し上げましたように、期間を設定する。始まりから終わりまでの期間の設定。それから、今団体の各種団体の運営費に対する補助というのが結構見られるわけですが、これは運営費じゃなくて、各事業ごとの、各事業それぞれの事業に対する補助金のあり方に移行していくべきではないかと思っております。こういった見直しの方針を行政評価の中でしっかり取り入れていくためにも、補助金のあり方についての条例だとか、要望をしっかりと基準を設けるためにも、そういった基準を制定する必要があると思っておりますが、その辺の市長のお考えをお伺いしまして、質疑を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、17年から22年まで、この補助金についてはありました。今後、今、今回、また監査委員からの

ご指摘をございましたので、今説明しましたとおり行政評価の対象という部分の中で、もう1回全部見直しをさせていただきたいというふうに思っております。特にこの団体。いろいろと団体がありまして、本当に補助金でなければならない。自己負担という部分もみんなはしておるんですけど、そこあたりもできない。本当に多くの補助団体がありますので、そういう団体とも十分話をしていかなければ、要綱、要領つくるんですけど、そこだけで当てはめていったら、団体によっては、どうしてもそういう部分に該当しないところも出てきたりしますので、そこあたりは十分説明責任をしっかりとした中でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号から認定第11号までの10件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これで11件の質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第11号までについては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村尉司君、畠中弘紀君、留盛浩一郎君、橋口正人君、下御領昭博君、上園哲生君、坂口洋之君、漆島政人君、田畑純二君を指名します。

ここでしばらく休憩します。休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。

委員の皆さん方は議会応接室にお集まりください。

午後1時01分休憩

午後1時17分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会は、委員長に下御領昭博君、副委員長に畠中弘紀君が互選された旨の報告がありましたので、お知らせいたします。

△日程第24 請願第1号介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書の提出を求める請願書

○議長（成田 浩君）

日程第24、請願第1号介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書の提出を求める請願書を議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております。請願第1号介護保険制度における軽度者への給付を

継続する旨の意見書の提出を求める請願書について、これから審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本請願書は、9月8日の本会議におきまして当委員会に付託され、9月12日に全委員出席のもと委員会を開催し、本請願の紹介議員出水賢太郎議員及び所管課である介護保険課長等に説明を求め、その後、質疑・討論・採決を行いました。

この請願書の提出者は、鹿児島市城山1丁目15の29、福祉用具国民会議鹿児島地区委員、西園靖彦氏。紹介議員は出水賢太郎議員でございます。

初めに、本請願書は、2015年6月30日閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015、骨太の方針2015で、介護保険制度の利用者負担や要介護軽度者に対する給付の見直しを検討することに対して、再考すべきであるとの内容のものでございます。

財務省案では、要介護2までのサービスについては、市町村事業に移し、車椅子・ベッド・歩行器、歩行車などの福祉用具使用や手すり設置等の住宅改修、生活支援サービスは、原則全額自己負担、一部補助とする内容となっております。

財務省案がそのまま可決施行されれば、現在、介護保険制度を使い、デイサービスや訪問介護・福祉用具貸与等の介護保険サービスを受けている方々520万人のうち、約3分の2に当たる320万人余りが全額自己負担になり、その多くの方が生活維持のためにサービスを断念せざるを得ないという事態を招くことが予想されるため、要介護軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与やその他の給付の見直し検討を行うという基本方針を再考すべきという趣旨であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、最初に、紹介議員である出水賢太郎

議員に、委員から、この請願の全国の取り組み状況はどうかとの問いに、全国的に取り組まれているが、鹿児島県は、まだ少ない。6月に鹿児島県議会で請願が採択され意見書が出された。現在、鹿児島市、霧島市、鹿屋市、指宿市、日置市で取り組まれている。福祉用具の団体や福祉施設の団体等、今回の負担に全国的に反対の声が上がっているとの答弁。

次に、委員から、請願提出者の福祉用具国民会議、西園靖彦氏はどのような方かとの問いに、長年福祉用具の会社で働いており、今回の改正を危惧して鹿児島の代表になるとの答弁。

次に、所管課である介護保険課長に説明を求め、内容の現状について説明を求め、経済財政運営と改革の基本方針2015が27年6月30日閣議決定され、軽度者の福祉用具の自己負担化、一部補助については、10割を全て負担してもらう考えではなく、補助も財源からとしつつ、補助する割合については、予算執行調査で実態調査を把握した上で検討されてるようである。現在、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において検討が行われているとの説明がありました。

引き続き質疑に入り、委員から、福祉用具の自己負担は何割か。非課税の方は自己負担なしなのかとの問いに、自己負担については原則1割。収入により2割の場合もある。非課税世帯も1割負担であるとの答弁。

次に、委員から、要支援・要介護の方のベッドやつえ等の利用の現状はどうかとの問いに、平成27年度の年間利用件数として、要支援が1が496件、要支援2が1,511件、介護度1が1,372件、介護度2が1,880件、介護度3が1,421件、介護度4が1,016件、介護度5が538件、合計で延べ8,234件である。包括支援センターのケアマネージャーが担当する要支援

者で、利用件数の多い人では、1人で5品をレンタルしてる方もあり、要支援者の約110人から120人の利用者が、一月平均で約167件の福祉用具をレンタルしているとの答弁。

委員から、福祉用具等貸与されているが、過剰な貸与等の事例はないのかとの問いに、福祉用具貸与・住宅改修については、ケアマネージャー等が本人や家族と協議をしながら計画する。適正にやらなければと考えるが、福祉用具を借りたままにしている事例もあり、プラン作成の見直しを求める事例もあるとの答弁。

次に、今回の請願について、採択されることについて、所管課としてどのような意見を持たれてるのかとの問いに、総合事業が10月から開始することになるが、利用者負担については、これまでどおりである。福祉用具貸与等のサービスについても、1割から突然10割になることはないと思う。段階的にふえることになるかもしれないが、まずは福祉用具の適正なレンタルが大事であると思うとの答弁。

このほかにも多くの質疑ありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に入り、委員から賛成討論があり、財務省案では、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化ということが閣議決定した。要介護度2までの軽度者への給付がもしも将来的に全額自己負担になっていくようでは、日置市でも多大な影響が危惧される。よって、この請願に賛成する旨の賛成討論がありました。ほかに反対討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり採択するものと決定いたしました。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○18番（池満 渉君）

介護保険、それから医療保険もそうであり、そして年金もそうありますが、非常に重要な社会保障というか、公的な社会保障の制度であります。根幹をなすものであり、私は、余りにも、この請願に真っ向から反対とか何とかという意味ではありませんが、委員長の報告の中で、少しまだなかった部分がありましたので、どうだったのかということを確認いたします。

よく、2025年問題とかというふうな話があります。団塊の世代の方々が上に上がっていくということで、この介護、医療、それぞれいろんなことは、社会保障といっても金が無尽蔵に出てくるわけではありません。いわゆる保険料というか、それを負担する我々がいて、そしてサービスを受ける人がいて、そして、それをそれぞれ管轄をする市があり、あるいは国がありという、県がありというところがあるわけでありまして。2015年、この骨太の方針の中で、もしかしたら、介護度2までの人が全額負担になるんじゃないかというような懸念もあるということも書いてありますけれども、もちろん決定ではないということはわかりますが、これからしっかりと財務省は財務省の立場で、それから厚労省それぞれの立場で議論がされて固まっていくんでしょうけれども、地方の自治体の意見、現場の意見も聞きながら、委員会の中であったように、急激に上がることはないけれども、しかし、実態としては非常に経営は厳しいわけでありまして。ですから、幾らかの負担増は介護2まででなくて、介護度が例えば5までの人でも上がるかもしれない。そういったことは、また考えておかなければならないかもしれないと思います。

委員長にお伺いをしたいのは、請願者、いわゆるサービス提供業者の団体の方、ゆえん、ゆかりのある方だと思っておりますけれども、自治

体が保険者としてあって、負担をする市民がいて、そしてサービスを受ける人たちがその中からいるわけでありますが、やっぱり、財政のバランスといったようなことを考えると、市議会の委員会の中ではあらゆる方面から議論があって当然だろうと思います。こういった今後の介護保険特別会計の財政はどうかといったようなことも含めて、財政バランスの面では、ご議論はいかがだったのかということをお伺いをいたします。

**○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）**

質疑の冒頭で、今後高齢化が進む中で、一方的な、財政的な問題について危惧する意見等はございました。

**○議長（成田 浩君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

これで質疑を終わります。

これから請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。請願第1号に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

異議なしと認めます。したがって、請願第1号介護保険制度における軽度者への給付を継続する旨の意見書の提出を求める請願書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第25 意見書案第3号介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見

書

**○議長（成田 浩君）**

日程第25、意見書案第3号介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書を議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

**○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）**

ただいま議題となっております意見書案第3号介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第1号の願意が国の関係機関への意見書提出でございますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案するものであります。

内容については、お手元に配付してありでございます。

請願1号の審査の経過と結果において詳細はご報告いたしますので、朗読は省略いたします。

財務省では、介護保険制度の利用者負担や要介護軽度者に対する給付の見直しを検討する方針が出され、要介護度2までのサービスについて市町村事業に移し、車椅子・ベッド・歩行器、車などの福祉用具使用や手すり設置等の住宅改修、生活支援サービスは、原則全額自己負担、一部補助とする内容になっており、本議会は、介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める願意であり、お手元の意見書案を要望するよう地方自治法第99条の規定により、政府への意見書を提出するものであります。

送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**○議長（成田 浩君）**

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。意見書案第3号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号介護保険制度における軽度者への給付の継続を求める意見書は原案のとおり可決することに決定しました。

---

△日程第26 議案第75号伊作小学校校舎建築工事（1工区）請負変更契約の締結について

△日程第27 議案第76号伊作小学校校舎建築工事（2工区）請負変更契約の締結について

○議長（成田 浩君）

日程第26、議案第75号伊作小学校校舎建築工事（1工区）請負変更契約の締結について及び日程第27、議案第76号伊作小学

校校舎建築工事（2工区）請負変更契約の締結についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第75号は、伊作小学校校舎建築工事（1工区）請負変更契約の締結についてであります。

伊作小学校校舎建築工事（1工区）の施工の変更に伴い、工事請負変更仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

次に、議案第76号は、伊作小学校校舎建築工事（2工区）請負変更契約の締結についてであります。

伊作小学校校舎建築工事（2工区）の施工の変更に伴い、工事請負変更仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、以上2件、ご審議よろしく申し上げます。

○教育委員会事務局長（宇田和久君）

議案第75号及び第76号伊作小学校校舎建築工事（1工区及び2工区）の請負変更契約の締結について補足説明を申し上げます。

議案第75号は、伊作小学校校舎建築工事（1工区）について、株式会社重留建設と締結しました請負契約の変更契約を締結するものでございます。

平成27年10月20日に本契約を締結し、伊作小学校校舎建築工事（1工区）を進めてまいりましたが、今回変更部分の工事費が確定したことに伴うものでございます。

契約金額は、当初契約金額が3億9,236万



4,000円で、今回変更後の金額が4億273万2,000円増額の1,036万8,000円となります。

裏面をお開きください。

建設工事請負変更契約書でございます。

3の変更契約事項につきましては、先ほどご説明いたしましたように、第1回の変更請負契約金額の増額が1,036万8,000円で、その下の変更後請負契約金額が4億273万2,000円となります。

4の変更行程表は、当初のとおりでございます。

なお、この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たときに、本契約として効力を生ずるもので、仮契約の日は平成28年9月12日であります。

続いて、次のページからの図面は後ほどご説明させていただきまして、ページを飛ばしていただき、議案第76号を先にご説明申し上げます。

議案第76号伊作小学校校舎建築工事（2工区）について、前田・松建特定建設工事共同企業体と締結しました請負契約の変更契約を締結するものでございます。

平成27年10月20日に本契約を締結し、伊作小学校校舎建築工事（2工区）を進めてまいりましたが、今回、変更部分の工事費が確定したことに伴うものでございます。

契約金額は、当初契約金額が4億1,904万円で、今回、変更金額が4億3,406万3,000円、増額の1,502万3,000円となります。

裏面をお開きください。

建設工事請負変更契約書でございます。

3の変更契約事項につきましては、先ほどご説明いたしましたように、第1回の変更契約金額の増額が1,502万3,000円で、その下の変更後請負契約金額が4億3,406万3,000円となります。

4の変更行程表は、当初のとおりでございます。

なお、この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たときに、本契約として効力を生ずるもので、仮契約の日は平成28年9月12日であります。

次に、図面等につきまして説明を申し上げます。

ページを戻っていただき、最初のA3の図面をお開きください。

今回の変更増額の主な理由といたしましては、これまで議会全員協議会で説明させていただきましたように、解体時の天候不順等により、旧校舎解体後の地盤がぬかるんで軟弱な状態となり、くい打ち機105tの搬入が困難であったため、地表土と固化剤、セメントを攪拌し、表層を固める地盤改良と土どめ工が必要となったものでございます。

1枚目は建物位置図でございます。

伊作小学校校舎建築工事の全体図で、上のほうの斜線部分が校舎の位置でございます。

次の2枚目をお開きください。

地盤改良施工範囲図でございます。

赤色で塗ってある部分が1工区、青色の部分が2工区の地盤改良を行った範囲を示しております。1工区で1,218.762m<sup>2</sup>、2工区で、1,279.29m<sup>2</sup>の地盤改良を行っております。

次の3枚目をお開きください。

土どめ計画図でございます。赤色の線の部分が1工区、青色の線の部分が2工区でございます。土どめ工事においても同様な理由で、オープンカットによる掘削が困難なことから、シートパイル、いわゆる矢板工による土どめ工事を実施し、安全に配慮して作業を行っております。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから2件について、質疑を一括して行います。

発言通告がありますので、黒田澄子さんの発言を許可します。

#### ○5番（黒田澄子さん）

ただいま説明がありましたが、数点にわたってお尋ねをしたいと思います。

議案第75号及び76号、伊作小学校校舎建築工事の1工区、2工区あわせての請負変更契約の締結についての請負変更についてお尋ねをします。

まず、この変更について、伊作小学校の学校関係者には、いつ、その説明をされたのか。また、そのときに何か異議を申されたりとか、注意点等があったのか、お尋ねをします。

2点目としては、今回、先ほど105tとおっしゃいました。100tを超えるくい打ち機が使用されるということで、当時12月大雨が降ったということで、表面の土壌が軟弱になったために、100tを超えるくい打ち機が転倒する可能性が出てくるんだということが要因となって、地盤の強化がどうしても必要であるということなどが、この予算の変更の理由となっているようにご説明を受けました。平成27年10月の臨時議会においても、この伊作小学校についてはいろいろ説明がなされた中で、地質調査の結果、水位が高く、液状化の可能性がある地点も確認されていますが、構造計画によりまして、液状化しない地盤と比較して、くい自体の強度を高くするものが48本、くいの本数をふやすものが11本ということで、安全な建物となる設計を行っているところでありましてというふうに、19番議員の質疑に対して答弁をされております。当時、民間のマンションがくいが届いていなかったとかってということが、とってもテレビで放映されている時期でしたので、非常にここは注目されていたと思います。今回は表面土壌の軟弱さのための変更という

ふうな説明を伺いましたけれども、この建設用地自体が軟弱であるということではないのか。その点、2点についてお尋ねをいたします。

#### ○教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

まず、1点目のことですが、伊作小学校にいたしましては、この変更の事態が生じたときに伝えておきまして、特に異議はございませんでした。

2点目についてお答えいたします。

今回の変更につきましては、平成27年12月10日の1日雨量150mmの豪雨などの天候不良が続いたことによりまして、旧校舎を解体して、やわらかくなった表層、地盤がぬかるんだため、重量のあるくい打ち機を搬入できず、セメント系固化材を攪拌して表層を固めてから作業に入ったものでございます。

この用地につきましては、これまでも旧校舎が50年以上、特に水による災害もなく建っていましたことから、この用地自体が軟弱であるとは考えておりません。

#### ○5番（黒田澄子さん）

今の説明で、非常に12月豪雨が大きな問題であったのだなというのはわかります。なぜ、今回質問させていただいてるかとお申しすと、これまでの学校建設において、このような事例がなく、途中でこのような変更がされることも確かなかつたように思っておりますので、少し基礎調査のときにも若干液状化という言葉も出てきておきまして、少し心配をしたところでお尋ねをしているところです。

さきの昨年の臨時議会においても排水対策について質問をされているんですけども、現状これで大丈夫なのですかということと、あと、土どめの計画図の中で、1工区と2工区におけるシートパイルの数量が1工区は175枚、2工区は291枚で、この対象の

面積はほぼ変わらないのかなという中で、パイル数が大幅に違う件についてはどういった理由なのかについてお尋ねをいたします。

**○教育総務課長（松田龍次君）**

まず、1点目の質問でございますが、平成26年度地耐力調査を実施いたしまして、5カ所の調査を行いました。いずれも地下7m付近に支持層が確認され、くいの長さを6mないし7mとして、専門家の実施設計がなされましたことから、安全性につきましては問題ないものと考えております。

2点目のシートパイルの数量等でございますが、議案資料のA3サイズの3枚目でございますけれども、土どめ計画図。ここに囲ってあります赤と青のラインでございますけれども、この延長の違いによりまして、枚数が違うということでございます。

よろしく願いいたします。

**○議長（成田 浩君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号及び議案第76号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第75号及び議案第76号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから2件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。議案第75号は可決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第75号伊作小学校校舎建築工事（1工区）請負変更契約の締結については可決することに決定しました。

これから議案第76号を採決します。議案第76号は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（成田 浩君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第76号伊作小学校校舎建築工事（2工区）請負変更契約の締結については、可決することに決定しました。

---

△日程第28 議案第77号平成28年度日置市一般会計補正予算（第8号）

**○議長（成田 浩君）**

日程第28、議案第77号平成28年度日置市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第77号は、平成28年度日置市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ267億8,700万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、鹿児島県地域振興推進事業の採択に伴い、商工費の執行に要する経費についての予算措置による増額補正でございます。

まず、歳入では、県支出金で地域振興推進事業費県補助金66万5,000円を増額計

上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増額により66万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、商工費の観光費で、広域観光ルート美山コンシェルジュ養成事業に係る講師謝金、ガイドマップ作成に伴う印刷製本費等の増額により、133万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。議案第77号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号平成28年度日置市一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決することに決定しました。

---

△日程第29 陳情第8号「高額医療費」

「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第29、陳情第8号「高額医療費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。本件は文教厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は文教厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査にすることに決定しました。

---

△日程第30 閉会中の継続審査申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第30、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長及び文教厚生常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

△日程第31 閉会中の継続調査申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第31、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第32 議員派遣の件について

○議長（成田 浩君）

日程第32、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第33 所管事務調査結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第33、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

各常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。

配付しました報告書は市長へ送付いたします。

△日程第34 行政視察結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第34、行政視察結果報告についてを議題とします。

各常任委員長から議長へ、行政視察結果報告がありました。

配付しました報告書は市長に送付いたします。

---

△閉 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長からの発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は、9月8日の招集から本日の最終本会議までの21日間にわたりまして、平成28年度一般会計補正予算を初め、市有財産の譲与や日置市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正など各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

審議につきましては、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましての挨拶といたします。まことにありがとうございました。

○議長（成田 浩君）

これで平成28年第4回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後1時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 成田 浩

日置市議会議員 中島 昭

日置市議会議員 田畑 純二